大学入試センター年報

昭和61年度

昭和63年３月

大学入試センター

大学入試センター年報

昭和61年度

昭和61年度大学入試センター年報目次

第１　総　　説

1　事業の概要…… 1

2　定員及び予算…… 3

3　機構…… 4

4　規程等…… 5

5　会議…… 7

(1)　評議員会…… 7

(2)　運営協議員会…… 8

(3)　専門委員会等……10

ア　教科専門委員会……10

イ　試験問題特別委員会（運営協議員会）……10

ウ　試験問題特別専門委員会……10

エ　実施方法専門委員会……10

オ　資料公開等特別委員会（運営協議員会）……10

(4)　共通第１次学力試験等連絡協議会…… 10

ア　総合部会…… 10

イ　試験問題部会…… 11

6　広報活動…… 12

(1)　広報資料の刊行…… 12

(2)　諸資料の発表等…… 15

第２　昭和62年度共通第１次学力試験の実施状況

1　実施の概要……17

2　実施要項の決定等……18

(1)　実施要項及び受験案内の決定・発表……18

(2)　実施日程…… 21

(3) 説明協議会の開催……22
(4) 実施担当者会議・情報処理連絡協議会……22
(5) 受験案内の配布……22
3 出願の受理及び受験票の発行……24
(1) 志願状況……24
(2) 確認はがきの発送及び不備な出願書類の修正……24
(3) 試験場の設定……25
(4) 受験票等の発行……26
(5) 検定料の収納……26
4 試験実施……27
(1) 実施体制等……27
(2) 試験時間……27
(3) 受験状況……28
(4) 身体に障害のある志願者に対する措置……29
(5) 追試験の実施……30
(6) 正解の発表……31
5 実施結果……32
(1) 答案の読取り及び採点……32
(2) 答案のマークもれ等の状況……32
(3) 平均点等……32
(4) 成績の提供……32
(5) 合格状況資料の提出……33
6 試験問題……34
(1) 試験問題の作成……34
(2) 科目の平均点等……34
(3) 出題の誤り等について……35
(4) 試験問題に対する意見……37

第3 共通第1次学力試験の課題
1 検討状況……39

第4 大学入試の改革
1 「新テスト」(仮称) の検討状況……41

第5 研究
1 研究組織及び研究課題……61
2 研究状況……62
3 共同研究……65
4 調査研究のための資料の提供……65

第6 資料
1 昭和61年度業務日誌……67
2 昭和61年度大学入試センター役職員……74
3 規程等……76
(1) 大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程の一部を改正する規程……77
(2) 大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程……78
(3) 大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程……79
(4) 大学入試センター秘密文書等取扱規程の一部を改正する規程……80
(5) 大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則……81
(6) 国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第一次学力試験の検定料等に関する規則の一部を改正する規則……82
(7) 大学入試センター防火管理規則の一部を改正する規則……83
(8) 大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則……85
(9) 大学入試センター公印規則の一部を改正する規則……87
(10) 大学入試センター庁舎管理規則の一部を改正する規則……88
(11) 大学入試センターの運営協議員候補者選考に関する内規の一部を改正する内規……89

⑿　共通第１次学力試験等連絡協議会に関する申合せの一部を改正する申合せ……90
⒀　「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会の設置について……91
⒁　「新テスト」（仮称）に関する専門委員会の設置について……93
4　関係法令……94
(1)　大学入試センター組織運営規則の一部を改正する省令……95
(2)　大学入試センターの内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令……96
(3)　国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令……97
5　実施要項等……101
(1)　昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験実施要項……103
(2)　昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験案内（抄）……110
(3)　昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験志願票……170
(4)　昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験票……171
(5)　昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験者心得……173
(6)　昭和62年度共通第１次学力試験の試験場設定について……177
(7)　昭和62年度共通第１次学力試験における各地区の追試験実施大学の指定について……180
(8)　昭和62年度共通第１次学力試験志願者の試験場別割当てについて……183
(9)　昭和62年度共通第１次学力試験試験場一覧……184
⑽　大学入学者選抜共通第１次学力試験実施要項について……198
⑾　その他の参考資料……201
ア　昭和62年度大学入学者選抜実施要項について（文部省）……201
6　大学入試改革について―大学入試改革協議会まとめ―……209
7　国公立大学入学者選抜関係統計資料……217
(1)　昭和62年度国公（私）立大学の入学者選抜実施状況……219
(2)　昭和62年度共通第１次学力試験都道府県別試験場・志願者・受験者……222
(3)　昭和62年度共通第１次学力試験実施結果の概要（昭和62年２月17日発表）……223
ア　昭和62年度共通第１次学力試験（本試験）平均点等一覧……223
イ　共通第１次学力試験受験者数・平均点の推移（本試験）……224
8　国会における大学入試に関する質疑……272
9　大学入試に関する新聞論調等一覧……273

第１　総　　説

1　事業の概要

大学入試センターは、「国立大学の入学者の選抜に関し、共通第１次学力試験の問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うとともに、大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究を行うこと」を目的として、昭和52年５月に発足し、これまでに９回の共通第１次学力試験を実施した。

(1)　昭和62年度の共通第１次学力試験は、当センターと各国公立大学及び産業医科大学の緊密な連携のもとに、昭和62年１月24日（土）、25日（日）の両日、全国321会場で、394,134人の志願者について一斉に行われた。

本年度の大学入学者選抜試験においては、各大学が共通第１次で課す教科・科目数が昨年度までの５教科７科目から５教科５科目（大学・学部によっては４教科４科目以下を課すことも可能）に削減され各大学が実施する第２次試験では、受験機会の複数化が実施され、二以上の大学・学部に出願・受験することができることになった。同時に、大学入試センターが発表する「正解」・「配点」と対応の上「自己採点」し、その後に発表する「試験実施結果の概要等の中間発表」とも考え合わせた上、第２次試験の出願大学・学部を決定するという内容をもつ「自己採点制度」は、昭和62年度から廃止された。

尚、昭和57年度から新しい高等学校学習指導要領が実施されたことに伴い、過去２年間にわたって実施された旧教育課程履修者に対する経過措置を廃止した。

(2)　共通第１次学力試験を取り入れた現行の大学入学者選抜制度については、９回の実施を経て、各方面からいろいろな意見が出されている。これらの意見に対して、国立大学協会では、昭和58年６月から「入試改善特別委員会」を設置して、現行制度の基本的なことも含めて、適切な大学入試の在り方について鋭意検討を行ってきた。その結果、昭和62年度の共通第１次学力試験から具体的改善策として、出題教科・科目を削減するとともに、国立大学の受験機会の複数化が実施された。

また、臨時教育審議会の「教育改善に関する第一次答申」において提言された大学入学者選抜制度の改革案を受けて、文部省では、昭和60年７月に「大学入試改革協議会」を設置して、共通第１次学力試験に代わる新しいテストの構想について研究協議を重ね、その検討結果を昭和61年７月21日に「大学入試改革について―大学入試改革協議会まとめ―」として発表した。文部省は

これを受けて、このまとめで述べられている「新しいテスト」の実施準備を進めるに当たっての具体的な諸問題について調査検討することを当センターに要請した。

当センターはこの要請に応え、昭和61年９月に『「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会』を設置して調査検討を重ね、昭和62年３月に「新テスト」（仮称）に関する当面の具体的実施案をまとめたところである。

(3) 当センターは、各国立大学における入学者選抜方法の研究に資するため、共通第１次学力試験に係わるデータの提供を積極的に進めるとともに、国立大学入学者選抜研究連絡協議会を中心に、各大学との研究と情報の交流を促進した。

なお、当センター研究部の調査研究の成果として、大学入試センター研究紀要第22号（通算）を刊行した。また、大学入試の現状及び改善方策について広く周知を図るとともに、大学入試の改善に資するため、大学入試フォーラム第８号、第９号（通算）を刊行した。

2　定員及び予算

(1)　定　　員

管理部企画調査室の新設により、必要な定員措置を行った。

この結果、昭和61年度の定員は３人増（事務官３）となった。

昭和61年４月１日

所　長	企　画 調整官 (副所長)	管理部・事業部	研　　究　　部				合　計
		事務官・技官等	教　授	助教授	助　手	小　計	
1	1	73	5	5	4	14	89

(2)　予　　算

共通第１次学力試験を円滑に実施するとともに、大学入学者選抜の改善に関する調査研究を推進するため、大学入試センターの運営に必要な経費（各種委員会経費、電子計算機等経費、人件費、試験に要する経費、管理運営・研究経費等）及び施設整備費の予算配分を受けた。

また、各大学における共通第１次学力試験の実施に要する経費については、志願者数等に応じて各大学に配分された。

なお、昭和61年度の決算額は、次のとおりである。

（項）国立大学	4,211,119千円
人　件　費	428,319千円
管理運営費	925,242千円

共通第１次学力試験の実施に必要な経費2,857,558千円（うち各大学分経費1,148,523千円）

（項）施設整備費	798千円
計	4,211,917千円

3　機　　構

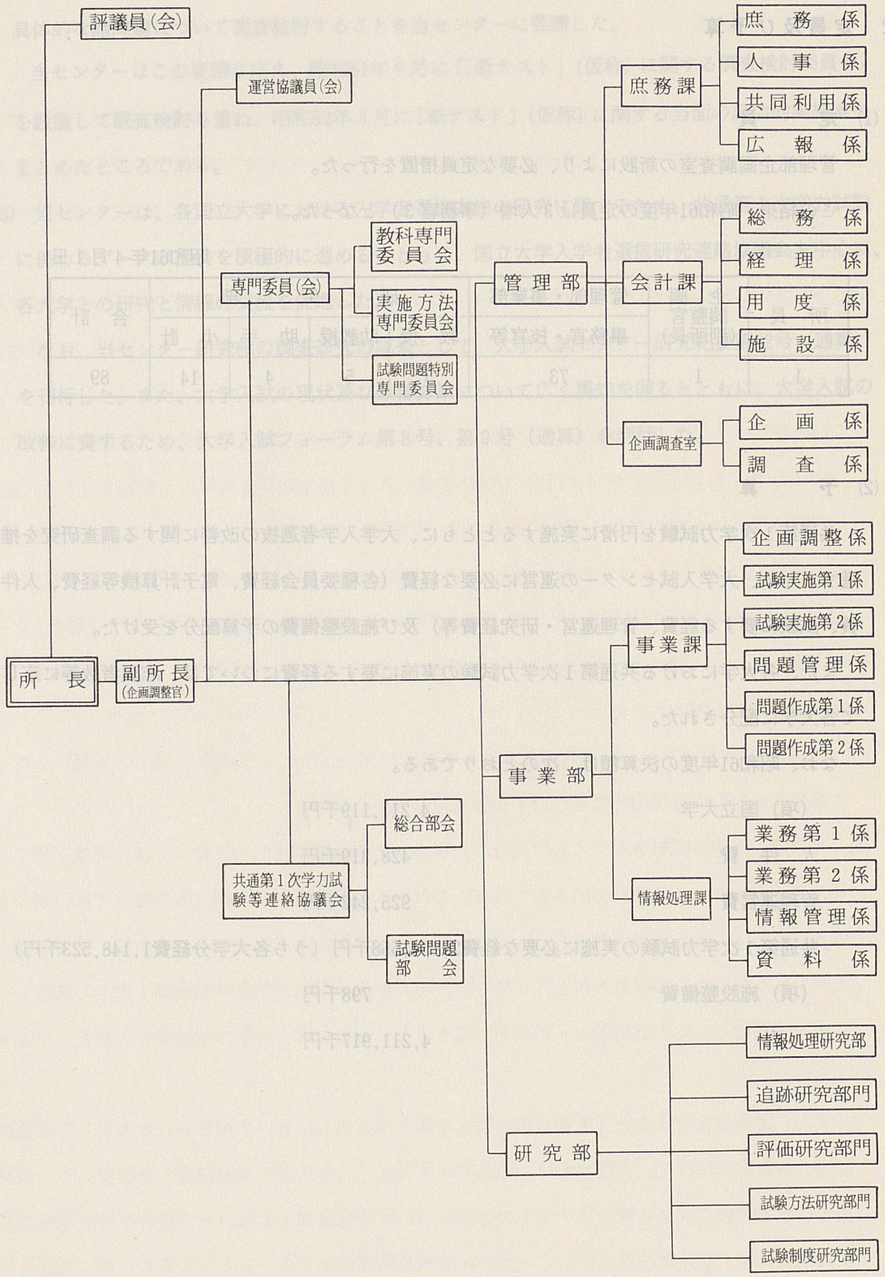

4　規　　程　　等

大学入試センターの事業の運営及び機構の充実等に必要な諸規程の制定（一部改正）を行ったがその主なものは次のとおりである。

(1)　規　　程

ア　大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程の一部を改正する規程（昭和62年4月25日規程第1号）

新教育課程教科専門委員会の廃止に伴い、試験問題特別専門委員会の整備を行った。

イ　大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程（昭和61年4月25日規程第2号）

現代社会、倫理及び政治・経済問題作成部会の分担事項の整備を行ったこと、及び理科Ⅰ問題作成部会の構成について一部を改正した。

ウ　大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程（昭和61年4月25日規程第3号）

旧教育課程の廃止に伴い、「数学一般」及び「基礎理科」の試験問題の作成についての附則を削除した。

エ　大学入試センター秘密文書等取扱規程の一部を改正する規程（昭和61年4月25日規程第4号）

企画調査室の設置に伴い、条文の整備を行った。

(2)　規　　則

ア　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則（昭和61年4月5日規程第1号）

企画調査室の設置に伴い、条文の整備を行った。

イ　国立大学以外の大学の入試志願者に係る共通第1次学力試験の検定料等に関する規則の一部を改正する規則（昭和61年5月8日規程第2号）

「国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令」の制定に伴う文部事務次官通達（昭和61年5月1日付け文高学第187号）に基づき、国立大学以外の大学から、当該大学の入学志願者に係る共通第1次学力試験の個人別成績の提供について徴収す

る成績提供手数料の額を「220円」から「240円」に改めた。

ウ　大学入試センター防火管理規則の一部を改正する規則（昭和61年５月27日規則第３号）

企画調査室の設置に伴い、条文の整備を行った。

エ　大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則（昭和61年６月20日規則第４号）

企画調査室及び庶務課課長補佐の設置に伴い、条文を整備するとともに様式を改めた。

オ　大学入試センター公印規則の一部を改正する規則（昭和61年６月20日規則第５号）

企画調査室の設置に伴い、別表を改めた。

カ　大学入試センター庁舎管理規則の一部を改正する規則（昭和61年６月20日規則第６号）

企画調査室の設置に伴い、条文の整備を行った。

(3) 内　　規

ア　大学入試センターの運営協議員候補者選考に関する内規の一部を改正する内規（昭和61年６月17日内規第１号）

センターの運営協議員の候補者数等を改めた。

(4) 申　合　せ

ア　共通第１次学力試験等連絡協議会に関する申合せの一部を改正する申合せ（昭和61年11月28日申合せ第１号）

「基礎理科」の廃止に伴い、試験問題部会の構成人数等を改めた。

(5) 所長裁定

ア　「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会の設置について

「大学入試改革について―大学入試改革協議会まとめ―」の新しいテストに関する具体的な問題について調査検討するため『「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会』を置き、その組織及び運営について必要な事項を定めた。

イ　「新テスト」（仮称）に関する専門委員会の設置について

『「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会の設置について』の第６項の規程に基づき『「新テスト」（仮称）に関する専門委員会』を置き、専門的な事項について調査検討を行うため、その組織及び運営について必要な事項を定めた。

5　会　　議

(1) 評議員会

評議員会は、３回開催し共通第１次学力試験の実施に関する基本方針、実施結果に基づく諸問題の検討、概算要求の基本方針等大学入試センターの管理運営に係わる重要な事項について審議を行った。

ア　評　議　員

氏　　名	現　　（官）　　職	備　　考
有　江　幹　男	北海道大学長	
飯　島　宗　一	名古屋大学長	
石　田　名香雄	東北大学長	
井　出　源四郎	千葉大学長	
岡　本　道　雄	科学技術会議議員	
崎　山　耕　作	大阪市立大学長	昭61．８．18から
下　山　瑛　二	東京都立大学長	昭61．５．16まで
高　木　　篤	鳥取大学長	
田　中　郁　三	東京工業大学長	昭61．９．１から
田　中　健　蔵	九州大学長	昭61．９．30まで
高　橋　良　平	九州大学長	昭62．１．20から
種　瀬　　茂	一橋大学長	昭61．６．17まで
津　田　朱　粒	新潟大学長	昭61.11．１から
新　野　幸次郎	神戸大学長	
西　島　安　則	京都大学長	昭62．１．20から
丸　井　文　男	愛知教育大学長	
向　坊　　隆	原子力委員会委員	
森　　亘	東京大学長	

イ　審議の概要

回（開催期日）	議　　事
第26回 （昭和61年５月６日）	報告事項 (1)　教員人事について 審議事項 (1)　副所長の選考について

第27回 （昭和61年10月24日）	報告事項 (1) 教員人事について 審議事項 (1) 大学入試改革について
第28回 （昭和62年３月16日）	報告事項 (1) 昭和62年度共通第１次学力試験の実施結果について 審議事項 (1) 昭和63年度共通第１次学力試験について (2) 「新テスト」（仮称）に関する調査検討について

(2) 運営協議員会

運営協議員会は、５回開催し、共通第１次学力試験の実施、共通第１次学力試験を含めた大学入学者選抜の改善に係わる諸問題及び教員人事等大学入試センターの管理運営に関する具体的な事項について協議を行った。

ア 運営協議員

氏名	現（官）職	備考
堯 天 義 久	大学入試センター所長	議 長
小 川 國 治	山口大学 教育学部 教授	昭61.６.１から
奥 田 眞 丈	横浜国立大学 教育学部 教授	
河 原 一 男	長崎大学 薬学部 教授	
小 林 哲 也	京都大学 教育学部 教授	
小 林 啓 美	大学入試センター 教授	昭61.６.17から
坂 元 昂	東京工業大学 工学部 教授	
佐 藤 重 房	名古屋市立大学 医学部 教授	昭61.７.31まで
佐 藤 正 次	大阪大学 教養部 教授	
佐 藤 泰 正	筑波大学 心身障害学系 教授	
清 水 留三郎	大学入試センター研究部 教授	
戸 田 宏	京都大学 学部 教授	昭62.３.31まで
中 島 直 忠	大学入試センター研究部 教授	
中 山 和 彦	筑波大学 電子・情報工学系 教授	
野 村 祐次郎	大学入試センター研究部 教授	
福 田 義 一	東北大学 教養部 教授	
丸 井 文 男	愛知教育大学長	
湊 秀 雄	兵庫教育大学 学校教育学部 教授	昭62.３.31まで
山 田 祥 一	東京都立大学 人文学部 教授	
吉 井 溥	横浜市立大学 商学部 教授	昭61.８.10から

イ 会議の概要

回（開催期日）	議事
第67回 （昭和61年４月25日）	報告事項 (1) 大学入学者選抜の改善に関する検討状況について 審議事項 (1) 教員人事について (2) 昭和62年度共通第１次学力試験について (3) 大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部改正等について
第68回 （昭和61年６月17日）	報告事項 (1) 大学入学者選抜の改善に関する検討状況について 審議事項 (1) 大学入試センターの運営協議員候補者選考に関する内規の一部改正について (2) 教員人事について (3) 顧問について (4) 昭和62年度共通第１次学力試験について
第69回 （昭和61年８月12日）	審議事項 (1) 教員人事について (2) 資料公開等特別委員会について (3) 大学入試改革協議会まとめについて
第70回 （昭和61年11月27日）	報告事項 (1) 昭和62年度共通第１次学力試験の出願状況について 審議事項 (1) 昭和62年度共通第１次学力試験について (2) 顧問について (3) 「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会の設置等について (4) 資料公開等特別委員会について (5) 試験問題特別委員会委員について (6) 視覚障害者・肢体不自由者に対する試験時間の延長について
第71回 （昭和62年３月16日）	報告事項 (1) 昭和62年度共通第１次学力試験の実施結果について (2) 教科専門委員会委員について 審議事項 (1) 大学入試センター研究部長候補者の選考の手続きに関する規程等の一部改正について (2) 教員人事について (3) 昭和63年度共通第１次学力試験について (4) 「新テスト」（仮称）に関する調査検討について (5) 資料公開等特別委員会について

(3) 専門委員会等

ア　教科専門委員会

共通第１次学力試験の試験問題の作成に関する基本方針の策定及び試験問題の作成等に関する専門的事項を処理することを任務とする。

本年度の教科専門委員会は、17部会約230人の委員が試験問題の作成等に当たった。また、このほか、従来のとおり点字試験問題の作成等を任務とする特別問題作成部会（８人）を置いた。

これらの委員は、広く全国の国立大学教員の中から委嘱し、各部会とも年間平均約12回36日以上にわたって会議を開催した。

イ　試験問題特別委員会（運営協議員会）

共通第１次学力試験の試験問題の文章表現、問題の構成、出題方法、解答方法等の一般的原則に関し、点検・照合を行うことを任務とする。大学入試センター運営協議員並びに用字・用語の専門家及び学力測定に関する学識経験者等計12人の委員が、年間２回会議を開催した。

ウ　試験問題特別専門委員会

共通第１次学力試験の各試験問題の作成に関し、その構成、内容、解答等について総合的に点検・調整を行い、試験問題の正確・適正な作成を確保することを主たる任務とする。問題作成部会経験者から委嘱した委員58人が科目別の部会に分属し、各部会とも年間２回４日にわたって会議を開催した。

エ　実施方法専門委員会

共通第１次学力試験の実施方法の検討、情報処理システムの策定等を行うことを任務とする。国立大学教員から委嘱した16人の委員が、年間６回にわたって会議を開催した。

オ　資料公開等特別委員会（運営協議員会）

所長の諮問に応じ、大学入試センターの研究紀要の論文その他入試関係資料の公開範囲等について、調査審議を行うことを任務とする。運営協議員７人以内で構成し、年間３回にわたって会議を開催した。

(4) 共通第１次学力試験等連絡協議会

共通第１次学力試験の実施方法、試験問題等について、高等学校側等と連絡協議し、その結果を今後の試験に反映させることを目的とする。総合部会と試験問題部会からなる。

ア　総合部会

共通第１次学力試験に関する一般的、包括的な事項について連絡協議を行う。

全国高等学校長協会代表者、都道府県教育長協議会代表者、大学入試センターの代表者計18人が年間３回にわたって会議を開催し、次の事項等について協議を行った。

(ｱ)　昭和62年度の共通第１次学力試験について

(ｲ)　昭和63年度の共通第１次学力試験について

(ｳ)　「新テスト」（仮称）について

イ　試験問題部会

共通第１次学力試験に出題された試験問題の内容、程度、出題方法等について協議検討を行う。各都道府県教育委員会から推薦された51人（１科目につき原則として３人、17科目合計51人以内）の高等学校教員と、大学入試センター内の各試験問題作成責任者17人が各科目ごとの分科会に分かれて協議を行い、高等学校教員の委員は、試験問題の評価について報告を取りまとめた。

昭和62年度共通第１次学力試験試験問題に関して、試験問題部会から報告された意見・評価は、年報の別冊として刊行する「昭和62年度共通第１次学力試験の試験問題に関する意見・評価」の中に収録する。

6　広　報　活　動

共通第１次学力試験を含めた入試制度の趣旨、実施結果等の概要、研究活動などについて、周知を図り、試験を円滑に実施するとともに、各方面からの意見や批判に対して、センターとしての基本的な考え方を、関係者はもとより、広く一般に周知させるために、広報活動のより一層の充実を図った。

広報資料としては、「共通１次試験」、「大学入試センター年報」、「昭和61年度共通第１次学力試験の試験問題に関する意見・評価」、「大学入試フォーラムNo.８、No.９」、「大学入試センター要覧」を、また、国立大学協会及び公立大学協会との共同編集による「国公立大学ガイドブック」をそれぞれ刊行した。

(1)　広報資料の刊行

ア　「共通１次試験」

共通第１次学力試験の実施方法、実施結果及び第２次試験の概要等について解説し、広く一般に普及徹底を図ることを目的とし、８万部作成し、高等学校関係などへ配布した。主な掲載内容及び配布先は、次のとおり。

（掲載内容）

(ｱ)　共通第１次学力試験の歩み

(ｲ)　昭和62年度国公立大学入学者選抜のあらまし

(ｳ)　大学入学者選抜改善資料

(ｴ)　大学入試センターのあらまし

(ｵ)　国公立大学入学者選抜実施状況等

（配布先）

各高等学校、各国公私立大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各都道府県高等学校長協会、各教育関係団体、各在外公館、各報道関係機関など

イ　「大学入試センター年報（昭和60年度）」

昭和60年度における大学入試センターの事業を総括したもの。主な掲載内容及び配布先は、次のとおり。

（掲載内容）

(ｱ)　事業の概要及び組織・運営

(ｲ)　昭和61年度共通第１次学力試験の実施状況

(ｳ)　共通第１次学力試験の課題

(ｴ)　研究

(ｵ)　資料

規程、実施要項、受験案内（抄）、各種統計資料など

（配布先）

各国公私立大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各教育関係団体など

ウ　「昭和61年度共通第１次学力試験の試験問題に関する意見・評価」

昭和61年度共通第１次学力試験の試験問題に関する意見・評価及び問題作成部会の見解を各教科・科目ごとに取りまとめたもの。主な掲載内容及び配布先は、次のとおり。

（掲載内容）

(ｱ)　高等学校教科担当教員の意見・評価

(ｲ)　教育研究団体の意見・評価

(ｳ)　問題作成部会の見解

（配布先）

各高等学校、各国公私立大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各教育関係団体など

エ　「大学入試フォーラムNo.８、No.９」

共通第１次学力試験の実施状況及び大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究活動を中心に、大学入試に係る事例紹介、研究報告、統計資料等を取りまとめたもの。主な掲載内容及び配布先は、次のとおり。

（掲載内容）

○大学入試フォーラムNo.８

(ｱ)　入試随想

(ｲ)　報告

(ｳ)　事例紹介

(ｴ)　研究ノート

(ｵ)　国公立大学入学者選抜関係統計資料

○大学入試フォーラムNo.9

(ｱ) 入試随想

(ｲ) 論説・展望

(ｳ) 報告

(ｴ) 事例紹介

(ｵ) 研究ノート

(ｶ) 大学入試センター研究部教官紹介

(ｷ) 国公立大学入学者選抜関係統計資料

(配布先)

各高等学校、各国公私立大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各都道府県高等学校長協会、各教育関係団体、各報道関係機関など

オ 「国公立大学ガイドブック（昭和62年度版）」

入学志願者が志望する大学・学部の選択を行うための参考として、各大学・学部の特色や、求める学生像、第2次試験の概要などの情報を取りまとめたもの。国立大学協会、公立大学協会との共同編集により作成した。掲載内容は、次のとおり。

(掲載内容)

(ｱ) 昭和62年度国公立大学入学者選抜のあらまし

(ｲ) 学部・学科等の系統別一覧

(ｳ) 各大学・学部等の紹介、第2次試験の概要など

(ｴ) 国公立大学入学者選抜実施状況

(ｵ) 免許・資格を必要とする主な職業

なお、国公立大学ガイドブックは、昭和61年10月9日から全国の書店で一斉に発売された。

カ 「大学入試センター要覧（昭和61年度版）」

大学入試センターの概要を取りまとめ紹介したもの。主な掲載内容及び配布先は、次のとおり。

(掲載内容)

(ｱ) 沿革

(ｲ) 組織・運営

(ｳ) 共通第1次学力試験のあらまし

(ｴ) 共通第1次学力試験の課題の検討

(ｵ) 研究活動

(ｶ) 予算・施設

(配布先)

各国公立大学、各関係機関など。

(2) 諸資料の発表等

共通第1次学力試験等に関して、当センターが発表した期日・事項は、次のとおりである。

発表期日	発表事項
昭和61年	
5月20日（火）	「国立大学入学者選抜研究連絡協議会第7回大会開催要項」について
7月8日（火）	昭和62年度大学入学者選抜共通第1次学力試験実施要項の主な改正点について
7月14日（月）	「昭和62年度大学入学者選抜共通第1次学力試験受験案内」及び「同受験案内（別冊）」について
7月14日（月）	「大学入試センター要覧」の刊行
7月21日（月）	「共通第1次試験」の刊行
7月21日（月）	「大学入試フォーラムNo.8」の刊行
10月9日（木）	「国公立大学ガイドブック（昭和62年度版）」の刊行
10月15日（水）	「昭和62年度共通第1次学力試験受験票（見本）」及び「同受験者心得」について
10月22日（水）	昭和62年度共通第1次学力試験の出願受付について
10月27日（月）	昭和62年度共通第1次学力試験の出願状況、出願受付状況について
10月31日（金）	昭和62年度共通第1次学力試験の出願状況について（中間発表）
11月7日（金）	昭和62年度共通第1次学力試験の出願状況について（締切日）
12月17日（水）	昭和62年度共通第1次学力試験の志願者数（確定）について ・志願者数（確定） ・試験場一覧
昭和62年	
1月13日（火）	昭和62年度共通第1次学力試験の概要について
1月20日（火）	昭和62年度共通第1次学力試験の準備状況について ・電話ファクス及び専用電話の送受信テスト
1月24日（土）	昭和62年度共通第1次学力試験本試験の実施状況について（第1日目） ・天候状況、追試験申請状況 ・国語、理科の試験問題及び正解 ・国語、理科の受験者、受験率
1月25日（日）	昭和62年度共通第1次学力試験本試験の実施状況について（第2日目） ・天候状況

	・数学、外国語、社会の試験問題及び正解
	・数学、外国語、社会の受験者、受験率
1月28日（木）	昭和62年度共通第１次学力試験の追試験受験許可者について
1月31日（土） 2月１日（日）	昭和62年度共通第１次学力試験追試験の実施について
2月２日（月）	昭和62年度共通第１次学力試験の追試験受験状況について
2月17日（火）	昭和62年度共通第１次学力試験実施結果の概要について
	・志願者・受験者・受験率・教科別受験者及び受験率
	・本試験平均点等一覧
3月31日（火）	「大学入試フォーラムNo.９」刊行

第２　昭和62年度共通第１次学力試験実施状況

1　実施の概要

昭和62年度大学入学者選抜共通第1次学力試験は、大学入試センターと国公立大学（私立産業医科大学を含む。）との協力のもとに、昭和62年1月24日（土）、25日（日）の両日、全国321試験場394,134人の志願者について行われた。（追試験は、1月31日（土）、2月1日（日）の両日、全国2試験場で実施）

本年度の大学入学者選抜試験では、各大学が共通第1次学力試験で課す教科・科目数が昨年度までの5教科7科目から5教科5科目（大学・学部によっては4教科4科目以下を課すことも可能）に削減された。また、各大学が実施する第2次試験では、受験機会の複数化が実施され、二以上の大学・学部に出願、受験することができるなど大幅な改革が行われた。

試験は、全試験場において、雪害等の影響もなく、当初の計画のとおり実施され、無事終了することができた。

試験実施結果の状況は、次のとおりである。（　）内は前年度

(1)　参加大学　　国立大学95　　公立大学35　　私立大学1

(2)　志願者　　394,134人　（360,306人）

(3)　受験者数　　371,081人―1教科以上受験した者　（343,651人―全教科を受験した者）

本試験　　370,851人　（343,518人）　321試験場（292試験場）

追試験　　230人　（133人）　2試験場（　2試験場）

(4)　受験率　　94.15%

(5)　主な業務日程

昭和61年10月27日～11月7日	共通第1次学力試験の出願受付
昭和62年1月24日・25日	共通第1次学力試験の実施
1月26日	正解等の発表
1月31日・2月1日	追試験の実施
2月17日	試験実施結果の概要の発表

2　実施要項の決定等

(1)　実施要項及び受験案内の決定・発表

昭和61年度の試験終了後、各国公立大学、高等学校等から寄せられた要望や意見及び前年度までの実績を踏まえ、国立大学協会、公立大学協会との協議、高等学校関係者との連絡協議を重ねた結果、昭和62年度においては共通第１次学力試験の受験教科・科目を５教科５科目以下に削減するとともに、自己採点制度の廃止などの改正を行うことにし「昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験実施要項」を昭和61年６月18日に発表した。

また、この実施要項に基づき、出願手続き等について具体的に説明した「昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験案内」（出願に必要な志願票等折込み）を作成し、各国公立大学・高等学校等へ通知した。

実施要項及び受験案内の主な改正点は次のとおりである。

項　　目	改　　正　　点		
	事　　項	昭和61年度	昭和62年度改正
1　選抜実施日程	○受験案内の配付	９月２日(月)から	９月１日(月)から
	○検定料納付	原則として	原則として
		９月２日(月)から	９月１日(月)から
		11月２日(土)まで	11月１日(土)まで
	○出願受付	10月30日(水)から	10月27日(月)から
		11月８日(金)まで	11月７日(金)まで
	○大学・学部志望状況発表	１月上旬まで	——
	○共通１次試験の実施		
	・本 試 験	１月25日(土)	１月24日(土)
		・26日(日)	・25日(日)
	・追 試 験	２月１日(土)	１月31日(土)
		・２日(日)	２月１日(日)
	○試験問題、正解等の発表	１月27日(月)	１月26日(月)
	○共通１次試験の実施結果の概要等の発表		
	・中間発表	２月７日(金)まで	——
	・最終発表	２月17日(月)以降	——
	○第２次試験の出願受付	２月８日(土)から	１月12日(月)から
		15日(土)まで	19日(月)まで
	○第２次試験の実施	３月４日(火)から	A日程グループ
			３月１日(日)から
			B日程グループ
			３月５日(木)から
			(特例、３月４日から)
2　出願資格	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定による「文部大臣の指定した者」として「専修学校の高等課程の修学年限３年以上の課程で文部大臣が別に指定したものを文部大臣が定める日以後に修了した者及び昭和62年３月修了見込みの者」が加えられたこと。		
3　受験票・成績請求票・写真票	(1)　共通第１次学力試験の受験票は、入学手続の際にも必要となるので紛失・汚損等のないよう注意する旨明記したこと。 (2)　国立大学の受験機会の複数化に伴い、成績請求票を「国公（私）立大学提出用」２枚、「公立大学提出用」１枚、「第２次募集用」１枚の３種類計４枚としたこと。 (3)　再発行した受験票等は、当初発行したものと用紙の色が異なること、再発行を受けた場合には、当初発行の受験票等は無効となるので使用してはならない旨明記したこと。		
4　試験時間及び配点	(1)　試験教科の実施順序を第１日目に国語、理科の２教科、第２日目に数学、外国語、社会の３教科とし、第１日目の試験開始時刻午前10時からを午後１時からとしたこと。また、理科及び社会の試験時間をそれぞれ120分から60分としたこと。 (2)　社会及び理科の出願科目の配点をそれぞれ200点から100点とし、合計1000点満点を800点満点としたこと。		
5　出願教科・科目等	(1)　出願教科・科目を５教科７科目から５教科５科目としたこと。 また、共通第１次学力試験においては、５教科を出題し、これを課すが大学・学部等によっては、４教科以下を課す場合があるので、共通第１次学力試験の受験に当たっては志望する大学の実施要項及び募集要項をよく読んで受験するよう明記したこと。 (2)　旧教育課程履修者に対する経過措置をなくしたこと。 (3)　受験申請科目として新たに現代社会、理科Ⅰが加わったこと。 なお、この科目を受験できる者は、高等学校の普通科・理数科の卒業（見込み）者以外の者に限るとしたこと。 (4)　『「数学Ⅰ」・「工業数理」』又は『「数学Ⅰ」・「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」』を選択解答することができる者として、文部大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科の修了（見込み）者を加えたこと。		
6　試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式	(1)　理科及び社会がそれぞれ１科目になったことに伴い、当該教科の解答用紙の様式を片面だけとしたこと。 (2)　受験申請科目「理科Ⅰ」、「数学Ⅰ・工業数理」「数学Ⅰ・簿記会計Ⅰ・Ⅱ」及び「現代社会」の試験問題冊子は別冊子としたこと。		
7　資料の発表	自己採点制度の廃止に伴い大学・学部等の志望状況等の発表は行わないこととしたこと。		

8　追試験の受験申請	疾病・負傷等に伴う追試験の受験申請受付のうち試験第１日目の申請受付は、前年度より２時間遅らせるとともに申請受付時間を１時間延長して、午前10時から正午までとしたこと。
9　身体に障害のある入学志願者の受験特別措置事項	受験特別措置を希望する聴覚障害者への措置する事項として「必要に応じて注意事項等の文書による伝達」を加えたこと。
10　志願票の様式	「志望大学・学部等」欄を削除したこと。
11　コード表	大学・学部コード表を削除したこと。また、高等学校等の新設等に伴う所要の整備を図ったこと。
12　合格者発表以降の選抜実施日程等	参考として、国立大学「定員一部留保第２次募集」、「欠員補充第２次募集」の実施日程等を新たに掲載したこと。

(2)　実施日程

昭和62年度の国公立大学入学者選抜は、次の日程で行われた。(私立の産業医科大学は、Ａ日程で行われた。)

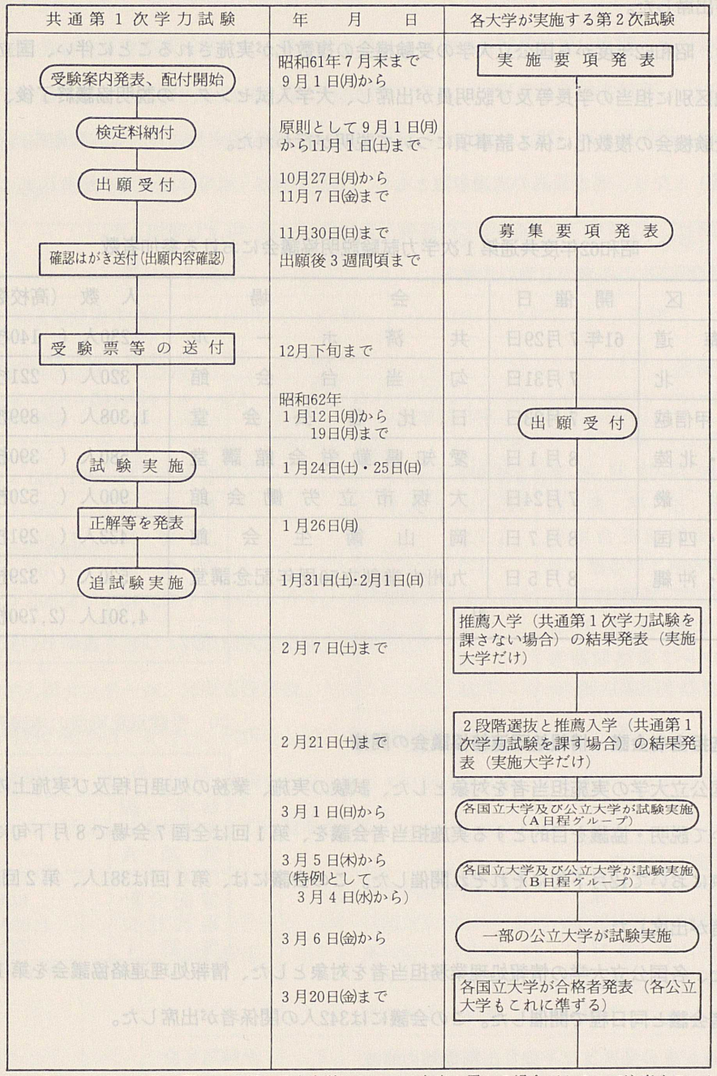

(注)　①公立大学の実施日程は、一部の公立大学においては上表と異なる場合があるので注意すること。
②産業医科大学の実施日程は、国立大学とほぼ同じである。

(3) 説明協議会の開催

共通第１次学力試験の実施方法等の周知と連絡協議を目的として、高等学校、教育委員会等の関係者を対象とする説明・協議会を全国７会場で開催した。この会議には2,790校、4,301人の関係者が出席した。

なお、昭和62年度から国公立大学の受験機会の複数化が実施されることに伴い、国立大学協会から地区別に担当の学長等及び説明員が出席し、大学入試センターの説明協議終了後、国公立大学の受験機会の複数化に係る諸事項について説明が行われた。

昭和62年度共通第１次学力試験説明協議会における参加者数

地区	開催日	会場	人数（高校数）
北海道	61年７月29日	共済ホール	230人（ 140校）
東北	７月31日	勾当台会館	320人（ 221校）
関東・甲信越	７月23日	日比谷公会堂	1,308人（ 899校）
東海・北陸	８月１日	愛知県勤労会館講堂	580人（ 390校）
近畿	７月24日	大坂市立労働会館	900人（ 520校）
中国・四国	８月７日	岡山衛生会館	433人（ 291校）
九州・沖縄	８月５日	九州大学創立50周年記念講堂	530人（ 329校）
計			4,301人（2,790校）

(4) 実施担当者会議・情報処理連絡協議会の開催

各国公立大学の実施担当者を対象とした、試験の実施、業務の処理日程及び実施上の処理法等について説明・協議を目的とする実施担当者会議を、第１回は全国７会場で８月下旬に、第２回は東京において12月下旬にそれぞれ開催した。この会議には、第１回は381人、第２回は330人の関係者が出席した。

また、各国公立大学の情報処理業務担当者を対象とした、情報処理連絡協議会を第１回の実施担当者会議と同日程で開催した。この会議には342人の関係者が出席した。

(5) 受験案内の配布

出願に必要な志願票等を折り込んだ「受験案内」を75万部作成し、９月１日から各国公立大学

において、入学志願者に配布するとともに、各高等学校、各都道府県教育委員会・同知事部局、その他関係諸機関等にも参考として配布した。

3　出願の受理及び受験票の発行

(1)　志願状況

出願受付は、昭和61年10月27日から11月７日までの間、高等学校卒業見込者は在学する高等学校を経由し、高等学校卒業者等については直接大学入試センターへ郵送する方法により行われた。志願者は、前年度を34,418人上回る394,134人に達し、総入学定員に対する志願倍率は3.7倍（昨年3.5倍）となり、過去最高の志願者数となり、現役志願率（高等学校新規卒業見込者に占める志願者の割合）についても、14.9％と昨年度（14.5％）に比べ0.4％増加した。

志願状況は次の各表のとおりである。

(ｱ)　出願資格別

区　分	昭和62年度	
	人　％	
高等学校卒業見込者	246,957（62.7）	
高等学校卒業者	145,153（36.8）	
大学入学資格検定合格者	1,727	2,024（0.5）
高等専門学校第３学年修了者	172	
外国の学校(12年の課程修了者)	66	
在外教育施設修了者	26	
国際バカロレア資格取得者	5	
文部大臣の指定した者	28	
合　計	394,134（100.0）	

(ｲ)　男女別

区分	昭和62年度
	人　％
男	295,027（74.9）
女	99,107（25.1）

(ｳ)　高校出身者の学科別

区　分	昭和62年度
	人　％
普通科	381,060（97.2）
農業科	353（0.1）
工業科	1,494（0.4）
商業科	703（0.2）
その他	8,500（2.1）
合　計	392,110（100.0）

(ｴ)　受験承認科目の申請者数

区　分	昭和62年度
数学一般	——
基礎理科	——
英語Ａ	——
工業数理	111
簿記会計	449
現代社会	1,095
理科Ⅰ	782

(2)　確認はがきの発送及び不備な出願書類の修正

志願者から提出された志願票の記載事項は、電子計算機に入力して登録・管理しているが、志願票の記入誤り等の修正と登録の正確を期すために、登録内容を印字した「確認はがき」を高等

学校卒業見込者は在学中の学校を経由し、高等学校卒業者は本人に直接送付した出願内容の確認を求めた。

出願書類の不備件数は1,243件（不備率0.3％）で前年度（1,913件・0.5％）より670件、率で0.2％減少した。

これらの不備な書類については、電話・文書により照会し、修正の上受理手続きを完了したが、これには出願受付締切後約２週間を要した。

出願書類の不備件数（延件数）1,243件（1,913件）

不備の内訳

事　項	合　計	高校経由出願分（卒業見込者）	個人直接出願分（卒業者等）
検定料領収証書未添付	91件（　71件）	11件（　6件）	80件（　65件）
卒業証書等未添付	165　（　143　）	0　（　0　）	195　（　43　）
その他（記入漏れ等）	957　（1,699　）	44　（307　）	913　（1,392　）
合　計	1,243　（1,913　） 0.3％（　0.5％）	55　（313　） 0.02％（0.1％）	1,188　（1,600　） 0.8％（　1.3％）

(3)　試験場の設定

各国立大学は、公立大学の協力を得て、６月下旬に大学入試センターが算出した各都道府県別の志願者予測数に基づき試験場設定準備を開始した。

大学入試センターは、志願者確定後、ただちに各国立大学に対し当該試験場の収容力に応じた志願者数の割り当てを行い、次表のとおり321（前年度292）の試験場を確定した。

試験場には、国公立大学の施設を充てることを原則としたが、志願者数がそれら施設の収容能力を超える所では、高等学校等の施設を借用した。

本試験場	321	一般試験場	315	大学内試験場　214 （国立大学180、公立大学33、私立大学１） 高校借用試験場　93 （大学附属高校８、公立高校83、私立高校２） その他の試験場　８（予備校）
		点字試験場	6	大学内試験場　6
追試験場	2	全国を２地区に分け１か所の国立大学試験場		

(4) 受験票等の発行

12月10日から17日までの間に、高等学校卒業見込者は在学中の学校を経由し、高等学校卒業者等は本人に直接、受験票・写真票・成績請求票、受験者心得を発送した。これら受験票等が１月５日までに到着しなかった志願者については、その旨を大学入試センターに届け出ることとしており、113件（前年度122件）の不着申請が提出されたので、不着の事由等を調査の上、受験票等を再発行し送付した。

なお、その後、紛失、破損等による再発行申請が、試験日までに461件(前年度419件)、試験終了後979件（前年度1,176件）計1,440件（内訳は次表のとおり。）提出され、申請事由を審査の上、再発行し本人に送付した。このほか受験票送付時に「あて所不明」として返送され、調査の上再送したものが88件（前年度98件）あった。

昭和62年度受験票等再発行の状況

再発行申請事由／区分	不着	紛失	汚損	記載変更	内訳				仮受験票関係	その他	計
					氏名	生年月日	性別	高校コード			
卒見者	—	665	21	35	30	5	—	—	48	2	771
既卒者等	113	493	17	13	13	—	—	—	33	—	669
計	113	1,158	38	48	43	5	—	—	81	2	1,140

(5) 検定料の収納

共通第１次学力試験の検定料については、志願者が銀行等又は郵便局の窓口で納入し、その領収証書を志願票にはり付けて提出することとされている。この志願票にはり付けて提出された領収証書と別途銀行等から送付された領収済通知書とを照合し、納入の確認を行うとともに、二重納入などの点検を行った。

本年度の総納付件数は、銀行納入分87,132件、郵便局納入分307,478件の394,610件となったが、出願しなかったもの、二重納入等476件（前年度381件）については、検定料相当額を還付する手続きをとった。

4 試 験 実 施

(1) 実施体制等

ア 大学入試センター

所長を本部長とし、運営協議員及び実施方法専門委員会委員等12人で構成する共通第１次学力試験実施本部を設置し、電話ファクス等により各国公（私）立大学と密接な連携を図るとともに、試験実施全般に関する連絡調整及び重要事項の処理等に当たった。

また、実施本部には教科専門委員会の問題作成部会の委員からなる試験問題部会を設け、試験問題及びその正解の点検や、試験問題に関する疑義の処理に当たった。

イ 国公（私）立大学

各国立大学では、公（私）立大学の協力の下に試験実施委員会（学長を委員長とし、10人程度の委員で構成）を設置し、当該大学が設定した試験場における試験の実施に当たった。

また、各試験場では、全国で約15,800人が試験監督（原則として受験者50人に２人）に当たり試験を実施した。

なお、一部の大学では、受験者数に対して当該大学の教職員が少ないため、他の国公立大学からの応援（延386人）を求めたほか、公立高等学校、教育委員会の教職員（延696人）に監督補助を依頼する等の措置がとられた。

ウ 連絡体制

試験実施当日は、実施本部、各国公（私）立大学及び各試験場の緊密な連携を図るため、588台の電話ファクス及び116台の専用電話からなる連絡体制を組織した。

エ 再試験対策等

昭和60年度共通第１次学力試験から、試験実施期日を繰り下げたことに伴い、雪害等が強く懸念されたため、試験当日の交通機関の運行状況によって、受験者の出席状況等の把握に資する資料等を事前に準備する等の措置を講じ試験実施に備えた。

(2) 試 験 時 間

共通第１次学力試験の本試験は、昭和62年１月24日（土）、25日（日）に全国321試験場で次表の時間割により一斉に行われた。

また、追試験は、本試験の１週間後に本試験と同様の時間帯で実施された。

期　日	試験教科	試　験　時　間　（点字受験者）
昭和62年 １月24日(土)	国　語	13：00―14：40（13：00―15：30）
	理　科	15：30―16：30（16：00―17：30）
１月25日(日)	数　学	10：00―11：40（10：00―12：30）
	外国語	13：00―14：40（13：30―16：00）
	社　会	15：30―16：30（16：30―18：00）

(3) 受験状況

昭和62年度共通第１次学力試験から、各大学が入学志願者に要求する共通第１次学力試験の受験教科の数を各大学の決定に委ねることとなり、大学・学部等によっては、４教科以下を課すことも可能となった。このため、受験者数には、１教科以上の受験者を全て含むこととした。

		前年度
ア　志願者数	394,134人	(360,306人)
イ　受験者数	371,081人（全教科、一部教科）	(343,651人)（全教科）
本試験	370,851人（点字問題受験者を含む）	(343,518人)
追試験	230人	(133人)
ウ　受験率	受験者数（全教科、一部教科）／志願者数×100　94.15%	

教科別受験者数及び受験率（追試験含む）

区　分	国　語	理　科	数　学	外国語	社　会
受験者数	369,828人	356,441人	358,182人	369,121人	362,760人
受験率	93.8%	90.4%	90.9%	93.7%	92.0%

エ　全教科欠席者数	23,053人（16,655人、欠席率4.62%一部欠席者を含む）	
本試験	23,042人	
追試験	11人	

(4) 身体に障害のある志願者に対する措置

共通第１次学力試験においては、身体に障害のある志願者からの申請に基づき、その障害の種類・程度に応じた受験上の特別措置を行うこととしている。

また、点字問題の作成に当たっては、通常の試験問題を基本とし、点訳に適さない問題については代替問題を出題するとともに、必要に応じて説明文を補足した。

なお、点字試験の試験時間は、通常の1.5倍としている。

身体に障害のある者に対する受験の際の特別措置

区分＼年度			62年度 志願者数	62年度 受験者数	61年度 志願者数	61年度 受験者数
男			人 147	人 137	人 147	人 136
女			54	51	41	38
計			201	188	188	174
内訳1 障害の種類	視覚障害		39	37	28	25
	聴覚障害		63	57	55	49
	肢体不自由・病弱等		99	94	105	100
内訳2 受験の際の措置（延数）	視覚障害	点字問題を点字で解答	13	13	12	11
		拡大文字問題の準備	13	11	10	9
		一般問題を文字で解答	15	13	7	6
		照明器具の準備	3	2	2	2
		窓側の明るい座席を指定	13	11	9	9
		拡大鏡等の持参使用	21	19	10	9
	聴覚障害	手話通訳者の付与	—	—	—	—
		注意事項等の文書による伝達	35	33	—	—
		座席を前列に指定	44	41	39	34
		補聴器の持参使用	59	54	50	45
	肢体不自由・病弱等	一般問題をチェックで解答	24	23	36	34
		介助者の付与	5	5	7	5
		別室を設定	28	27	44	42
		試験室を一階に設定	50	47	62	58
		特製机の使用	17	17	22	21
		車椅子の持参使用	27	26	34	31
		松葉杖の持参使用	33	31	23	22
		洋式トイレに近接する試験室に指定	35	33	40	36
		（タイプライターの持参使用）	—	—	—	—
	その他		58	58	61	61

（注）　内訳２は、重複措置を含む延数である。

前表のほか、出願受付締切後の負傷等により、特別の受験措置を希望した志願者についても審査のうえ、次表のとおりの措置を講じた。

区分		昭和62年度	昭和61年度
対象者合計（内女性数）		65人（12）	59人（12）
障害の種類	視覚障害	一人	8人
	聴覚障害	1	—
	肢体不自由等	64⑧	51①

（内訳）

受験の際に行った措置（延数）				
	視覚障害	点字問題を点字で解答	—	—
		拡大文字問題の準備	—	1
		一般問題を文字で解答	—	—
		照明器具の準備	—	—
		窓側の明るい座席を指定	—	—
		拡大鏡等の持参使用	—	—
	聴覚障害	手話通訳者の付与	—	—
		注意事項等の文書による伝達	—	—
		座席を前列に指定	—	—
		補聴器の持参使用	1	—
	肢体不自由・病弱等	一般問題をチェックで解答	7①	4
		介助者の付与	—	1
		別室を設定	21③	24①
		試験室を一階に設定	11①	11
		特製机の使用	—	1
		車椅子の持参使用	6③	3
		松葉杖の持参使用	20	14
		洋式トイレに近接する試験室	5①	5
	その他		35⑤	35

（注） 1 内訳は、重複措置を含む延数である。
2 ○の数字は、内数で追試験受験者を示す。

(5) 追試験の実施

追試験は、本試験の１週間後の１月31日（土）、２月１日（日）に２試験場で実施された。

本年度の追試験対象者数は241人（昨年度155人）で、その内訳は次表のとおりである。

なお、「疾病・負傷等」は、主として感冒と腹痛であった。

追試験受験許可者数　241人（155人）

（ ）内は前年度

地区	追試験場名	追試験受験許可者数	性別		事由		卒業区分				受験許可大学
							卒業見込者		既卒者等		
			男	女	疾病・負傷	事故等	男	女	男	女	
東日本	東京外国語大学	150人	111人	39人	148人	2人	40人	21人	71人	18人	28大学
西日本	大阪大学	91	74	17	90	1	35	8	39	9	35
計		241（155）	185（125）	56（30）	238（147）	3（8）	75（38）	29（15）	110（87）	27（15）	63（54）

（内訳）

区分	東日本	西日本	計
疾病・負傷	148人	90人	238人
ア 感冒及び類似症	102	58	160
イ 胃腸炎及び類似症	19	14	33
ウ その他の疾病	23	14	37
エ 負傷	4	4	8
事故等	2	1	3
合計	150	91	241

(6) 正解の発表

本試験の正解は、試験終了後、報道機関を通じて発表した。

また、追試験の正解は、大学入試センター及び追試験を実施した２国立大学において発表するとともに、正解表の入手を希望した107人の受験者には直接郵送した。

5 実 施 結 果

(1) 答案の読取り及び採点

各大学から返送された受験者の答案約185万枚は、大学・試験場別、教科別に枚数等を確認し1月26日から2月3日までの間に6台の光学式マーク読取装置（OMR）で読み取りを行った。

読み取られた答案は、大学・試験場及び教科単位に受験番号等に誤りがないことを確認し、1月26日から2月9日までの間に電子計算機処理により採点を行った。

(2) 答案のマークもれ等の状況

本試験場における受験番号及び選択科目のマーク誤り等の発生件数は531件（延受験者数に対する発生率0.029%）で前年度（405件、0.017%）より126件増加した。

この発生件数を教科別に分けると次のとおりである。

国　語	0件（　0%）
数　学	0件（　0%）
外国語	0件（　0%）
社　会	391件（73.6%）
理　科	140件（26.4%）

(3) 平 均 点 等

本試験を受験した、370,851人についての最終結果を、2月17日に発表した。総得点及び各教科の平均点については、受験者全員が5教科全てを受験するとは限らなくなった等の理由により、発表しないこととした。

(4) 成績の提供

本年度の共通第1次学力試験の成績提供は、2月12日から4月9日までの間に各国公（私）立大学からの成績請求に基づき行った。

各大学への第2次試験及び第2次募集に係わる成績提供件数は、次のとおりである。

第2次試験：約358,400人（前年度　約279,600人）

第2次募集：約 19,400人（前年度　約 13,500人）

(5) 合格状況資料の提供

今年度から新たに、当該大学の大学入学者選抜業務に使用するために必要な場合、大学からの請求に基づいて、合格状況資料を提供した。

各大学への提供状況は、次のとおりである。

推薦入学合格状況資料：3月5日から3月11日まで	120大学
第2次試験（一般入試）合格状況資料：3月24日	131大学
推薦入学入学手続者一覧：3月27日から4月9日	4大学

6 試 験 問 題

(1) 試験問題の作成

共通第１次学力試験の試験問題は、高等学校学習指導要領に準拠するとともに、教科書を基礎とし、高等学校における教育の実情をも考慮しながら、「高等学校における一般的かつ基礎的な学習の達成の程度」を判定するという目的に沿って作成している。

また、入学者選抜の資料としての有効性を維持するため、試験問題の内容・程度を工夫するほか配点の方法にも配慮し、高等学校においてまじめに学習に努めた受験者の平均得点率は60％を上回るようにすることを目標としている。

出題に当たる教科専門委員会の要項は、全国の国立大学の教員約230人に委嘱し、これらの委員は、科目別の問題作成部会及び特別問題作成部会に分属し、年間約30日以上の日数をかけて試験問題の作成に当たっている。

試験問題の作成過程においては、問題作成部会では十分討議を尽くして試験問題の原案の作成に当たるほか、各教科・科目間の調整会議及び相互点検等を行い、試験問題の内容・量、程度が均衡のとれるものとなるように、また重複による相互推測によって解答が可能になること等のないように留意している。

また、教科専門委員会とは別に設置している試験問題特別専門委員会等において、文章表現、問題の構成、解答方法の妥当性及び出題の内容の適否等について、具体的に点検・照合を行い、より適正な出題に努めたことは、前年度と同様である。

(2) 科目の平均点等

本年度の共通第１次学力試験から、次のとおり科目選択の方法等に大幅な改正があった。

ア　社会・理科の教科について、これまでの２科目選択から１科目選択となり、したがって、５教科７科目から５教科５科目受験となったこと。

イ　共通第１次学力試験は５教科を出題しこれを課すが、大学・学部によっては４教科以下を課してもよいことになり、したがって、受験者全員が５教科を全て受験するとは限らなくなったこと。

ウ　現代社会、理科Ⅰが必須解答科目から、受験承認科目となり、高等学校の普通科、理数科以

外の者に限って受験を申請できることになったこと。

エ　旧教育課程履修者に対する経過措置が終了したこと。

以上のとおり、特に本年度から受験者全員が５教科全部を受験するとは限らなくなったため、５教科800点満点での全教科受験した者だけの平均点は、受験者全員に対する指標とはならないことから、総得点における平均点は公表しないことになった。

結果的には、「高等学校段階における一般的かつ基礎的な学習の達成の程度を測定し」、併せて「入学者選抜の資料としての有効性を維持する」ため、全体として平均得点率は60％を上回るようにするという目標に沿うことができた。

試験問題の作成に当たっては、単なる二者択一的なものでなく、基礎学力を全体的に関連づけながら評価できるように、内容、形式及び構成を工夫することによって、的確な読解力、内容に対する理解力、正解を見出すまでの応用力、総合力など、きめ細かく評価できるように一層の配慮をしているところである。

今回、社会・理科の選択科目間に若干の平均点差を生じたが、その内容を分析した結果、この要因としては、出題にあたって当該科目の全体の流れ、理解力、思考力や計算能力等を要求したため受験者集団の学力差がそこに表れたものと考えられる。しかしながら、過去９回にわたる試験問題の各教科・科目の設問毎の回答率や選択肢ごとの回答率を算出し、これらの間の相関関係を分析しまた高等学校の学習内容に留意し、科目間において平均点差が可能な限り少なくなるよう一層努力を重ねる必要があると考えている。

なお、各大学に共通第１次学力試験の成績を提供する際、各大学の最終判定に当たり、共通第１次学力試験の成績をより細かく分析し、利用することが可能となるように、受験者各人の得点のほかに、全受験者の各科目の得点についての資料を本年度も提供した。

(3) 出題の誤り等について

①　本年度、試験問題印刷後に行った試験問題の訂正及び問題文の説明補足は次のとおりである。

（本試験）

ア　国語（17ページ　前から１行目）

問題訂正

（誤）空気が希薄になり　　（正）空気は希薄になり

イ　社会「日本史」（39ページ　上から２行目）

問題訂正

（誤）その一つの契機……　　（正）争議急増の重要な契機……

ウ　社会「地理」（74ページ　下から6行目）

問題訂正

（誤）発展途上国（キ～ク）は……　　（正）発展途上国（キ～ケ）は……

エ　社会「現代社会」（13ページ　問3の出所）

（誤）総務庁『労働力調査』（昭和59年）　（正）経済企画庁『国民生活白書』（昭和59年）

（追試験）

ア　国語（25ページ　後から1行目）

問題訂正

（誤）覚えはべり……　　（正）覚え待り……

イ　社会「倫理、政治・経済」（14ページ　表A）

「現代社会」（5ページ　表A）

（誤）

歳入項目＼市町村	a
地方税	33.7
地方交付税	16.9
国庫支出金	25.2
地方債	9.0
その他	15.2
計	100.0

（正）

歳入項目＼市町村	a
地方税	39.5
地方交付税	14.0
国庫支出金	13.4
地方債	9.4
その他	23.7
計	100.0

ウ　社会「日本史」（33ページ　上から3行目）

問題訂正

（誤）琉球とポルトガルの商人……　　（正）琉球のあとをうけたポルトガルの商人……

エ　理科「化学」（19ページ　上から1行目）

説明補足

「……液体による圧力……」

とは

「……液体の重さによる圧力……」

のことをいう。

以上のとおりであるが、今後とも問題訂正等を皆無とするため、一層の努力をする必要があると考えている。

(4)　試験問題に対する意見

共通第1次学力試験の実施後、各方面から寄せられた試験問題についての意見では、全般的にはこれまでの試験結果を踏まえ、問題作成に工夫、改善が加えられ、全体として高等学校における正常な学習の成果を判定するのにふさわしい出題であったという評価が多かった。

その他いくつかの科目の出題内容についての意見、照会が寄せられたが、これらの意見については、今後の試験問題の作成に反映させるため、各試験問題作成部会で検討するとともに、当センターとしては、これまでと同様、組織的に高等学校側の意見・評価を得るため、共通第1次学力試験等連絡協議会試験問題部会を開催して意見交換を行い、その結果を取りまとめた。また、全国的な教科・科目の20教育研究団体にも意見・評価を求めているところであり、これらについては、教科専門委員会試験問題作成部会の見解を付して、「昭和62年度共通第1次学力試験の試験問題に関する意見・評価」（年報別冊）として刊行している。

第３　共通第１次学力試験の課題

1　検　討　状　況

昭和54年度から実施してきた共通第１次学力試験は、既に９回の実施を終えたが、この入試制度についていろいろな立場から種々の意見や批判が寄せられている。

国立大学協会では、昭和58年６月から「入試改善特別委員会」を設置して、現行制度の基本的な見直しを図り、適切な大学入試の在り方について種々積極的な検討が進められてきた。その結果、昭和62年度の共通第１次学力試験から具体的な改善策として、出題教科・科目が５教科７科目から５教科５科目（大学・学部によっては４教科４科目以下を課すことも可能）に削減されるとともに、国立大学の受験機会の複数化が実施された。

大学入試センターにおいては、これまでも寄せられた意見などについては、その都度検討し、現行の制度の中で改善できるものは、翌年度の試験の実施に反映させてきているが、今後ともこの制度の一層の改善に資するため、各方面の意見などを漏れなく集め、国立大学協会などと十分連絡をとりながら、専門的立場から研究を進めたいと考えている。

第４　大学入試の改革

1 「新テスト」（仮称）の検討状況

文部省に設置された大学入試改革協議会は、臨時教育審議会第１次答申における大学入試改革に関する提言の具体化を図るため、昭和60年７月以来、「新しいテスト」の構想を中心に検討を重ね、昭和61年７月21日に「大学入試改革について」まとめを行った。

文部省から、このまとめにおける「新しいテスト」の実施準備を進めるに当たっての具体的な諸問題に係る調査検討について、大学入試センターへ依頼があった。（昭和61年９月12日文高大第248号文部省高等教育局長名）

大学入試センターは、この依頼を受けて、昭和61年９月、『「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会』を設置し、国公私立大学関係者、高等学校関係者等の協力の下に、関係団体等の意見をも求めながら、調査検討を重ね、昭和62年３月、『「新テスト」（仮称）に関する当面の具体的実施案』をまとめた。

『「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会』における検討経過

第１回	（61.10.14）	・本委員会における検討事項について自由討議
第２回	（61.10.18）	・『当面の具体的実施案―試案』について検討
第３回	（61.11.10）	・利活用等について検討
第４回	（61.12.12）	・試験問題作成等について検討
第５回	（61.12.19）	・出題教科・科目、試験時間割等について検討
第６回	（63．1．14）	・実施時期・日程等について検討 ・実施体制等について検討 ・『当面の具体的実施案について』の中間まとめ
第７回	（62．1．15）	（合宿により集中審議）
※	62．1．26	各関係団体に中間まとめを送付
第８回	（62．2．5）	・『当面の具体的実施案について』を再検討
第９回	（62．2．18）	・『当面の具体的実施案について』を再検討
第10回	（62．3．9）	・『当面の具体的実施案について』の最終まとめ
※	62．3．17	文部省に『当面の具体的実施案について』を報告
※	〃	各関係団体に『当面の具体的実施案について』を送付

また、この実施案の具体化を図るため、『「新テスト」（仮称）に関する専門委員会』（昭和61年３月９日所長裁定）を設置し、『「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会』の調査検討に当たり必要となる専門的な事項について調査検討を行うこととしている。

「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会の設置について

（昭和61年９月26日
所　長　裁　定）

1　目　的

「大学入試改革について―大学入試改革協議会まとめ―」の新しいテストに関する具体的な問題について調査検討するため、大学入試センター（以下「センター」という。）に『「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会』（以下「委員会」という。）を置く。

(1)　試験の実施体制に関すること。

(2)　試験の実施方法に関すること。

(3)　試験の利用方法に関すること。

(4)　試験の出題教科・科目等に関すること。

(5)　マーク・シート方式の改善等に関すること。

(6)　その他

2　組織等

委員会は、センターの所長の委嘱により、25人以内の委員で構成し、その選出区分は次のとおりとする。

センター

（所長、副所長、研究部長）

国立大学関係者

公立大学関係者

私立大学関係者

高等学校関係者

教育委員会関係者

学識経験者

（実施方法専門委員会委員長及び教科専門委員会委員長又は副委員長を含む。）

3　議　長

(1)　センターの所長は、会議を招集し、その議長となる。

(2) 所長が欠けたとき、又は事故があるときは、所長の事務を代行する者が前項の職務を代行する。

4 定足数

会議の定足数は、委員の過半数とする。

5 臨時委員

(1) 委員会に、委員のほか、特別な事項について調査検討するため、臨時委員を置くことができる。

(2) 臨時委員に関する事項は、所長が別にこれを定める。

6 専門委員会

(1) 委員会に、専門的な事項について調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

(2) 専門委員会に関する事項は、所長が別にこれを定める。

7 所長裁定の改廃

この所長裁定の改廃は、委員会及び運営協議員の会議の議を経て、所長が行う。

8 庶 務

委員会の庶務は、管理部企画調査室において処理する。

附 則

この所長裁定は、昭和61年9月26日から実施する。

「新テスト」(仮称)に関する調査検討委員会委員名簿

(50音順)

	荒井修二	埼玉県教育委員会教育長
	池田芳次	和歌山大学長
	稲垣忠彦	東京大学教育学部長
	奥田眞丈	横浜国立大学教授(教育学部)
	木下俊郎	北海道大学教授(農学部)
議長	堯天義久	大学入試センター所長
	日下晃	武庫川学院理事長・武庫川女子大学長
	黒田六郎	千葉大学教授(工学部)
	黒羽亮一	筑波大学教授(学校教育部)
	小林啓美	大学入試センター副所長
	斎藤克	東京都立芝商業高等学校長
	佐野博敏	東京都立大学教養部長
	高井修道	横浜市立大学長
	塚原勇	関西医科大学長
	戸田修三	中央大学教授(法学部)
	戸田宏	京都大学教授(理学部)
	中薗崇	東京都立青山高等学校長
	中原爽	日本歯科大学理事長・学長
	西島安則	京都大学長
	野村祐次郎	大学入試センター研究部長
	平出宣道	明治学院学院長
	丸井文男	愛知教育大学長
	湊秀雄	兵庫教育大学教授(学校教育学部)

「新テスト」（仮称）に関する専門委員会の設置について

（昭和62年３月９日
所　長　裁　定）

1　趣　旨

「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会の設置について（昭和61年所長裁定）の第６項の規定に基づき、『「新テスト」（仮称）に関する専門委員会』（以下「専門委員会」という。）を置く。

2　任　務

専門委員会は、『「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会』（以下「委員会」という。）の調査検討に当たり必要となる専門的な事項について調査検討を行う。

3　組織等

専門委員会は、調査検討を必要とする専門的な事項ごとに15人以内の委員で構成し、センターの所長が指名する。

4　委員長等

(1)　専門委員会に委員長を置き、委員の互選による。

(2)　専門委員会は、必要に応じ所長が招集する。

5　定足数

会議の定足数は、委員の過半数とする。

6　所長裁定の改廃

この所長裁定の改廃は、委員会の議を経て、所長が行う。

7　庶　務

専門委員会の庶務は、管理部企画調査室において処理する。

附　則

この所長裁定は、昭和62年４月１日から実施する。

昭和62年３月９日

「新テスト」（仮称）に関する当面の具体的実施案について

「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会

「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会（以下「本委員会」という。）は、文部省高等教育局長からの依頼を受け、「大学入試改革について」昭和61年７月21日大学入試改革協議会まとめ）における新しいテストの構想に関する具体的な実施案について、国公私立大学関係者、高等学校関係者等の協力のもとに、昭和61年10月以来合宿による集中審議を含め10回に亘る会議を開催し、大学及び高等学校の関係団体等の意見をも求めながら、調査検討を重ねてまいりました。

本委員会は、大学入試改革の推進が現下の社会情勢において最も重要な課題の一つであるとの認識に立ち、これまでは当面の具体的実施案についての調査検討を鋭意進め、このたび別紙のとおりとりまとめを行ったところであります。

この実施案の具体化に当たっては、大学及び高等学校の関係団体等と緊密な連携協力を図り、それらの団体等の意見を徴しつつ、取り進めることが必要であると考えております。

本委員会は、試行テストの在り方など、この案の具体化を図るに当たり必要となることについて、今後も引続き調査検討を進めていくこととしております。

また、新テストの利活用に当たっては、各大学が個別に実施する試験等と合わせて大学における入学者選抜試験が適切に実施されるよう十分な配慮が必要であると考えております。

なお、新テストの実施に関連して、出題教科・科目の在り方、総合科目等の出題に関する研究開発、予定されている高等学校教育課程の改訂に伴う出題教科・科目の在り方、高等学校における進路指導の改善に資する情報提供の在り方、マークシート方式のより一層の改善、新テストの年間複数回の実施、適性検査の研究開発などの諸問題については、中期的・長期的展望に立ち、今後継続して詳細な調査検討を行うことが必要であると考えており、本委員会としても所要の事項について引続き調査検討を進めることとしておりますので申し添えます。

別　紙

「新テスト」（仮称）に関する当面の具体的実施案について

１．新テストの内容等について

(1)　具体的な出題内容

高等学校における基礎的、基本的な内容に関する学習の達成度を評価することにより大学教育に必要な基礎学力の判定に資することを基本とし、共通第１次学力試験の経験と研究の成果を十分に活かし、高等学校学習指導要領に準拠するとともに、教科書を基礎とし、かつ、高等学校教育の実情をも考慮した良質な試験問題を用意する。

(2)　具体的な出題水準

当面は、現在の共通第１次学力試験の水準を超えないようにし、高等学校教育における基礎的・基本的な内容の学習の達成の判定に必要な限度において行う。

(3)　具体的な出題教科・科目

当面、国・公・私立大学を通ずる多様な利活用を容易にすること並びに私立大学における教科・科目の出題状況及び高等学校教育へ及ぼす影響を考慮して、次表のとおり出題する。

なお、現代社会、理科Ⅰ、工業数理及び簿記会計Ⅰ・簿記会計Ⅱについては、選択受験できる者を限定しないことが適当である。

教　科	出　題　科　目
国　語	「国語Ⅰ・国語Ⅱ（現代文，古典を含む）」
社　会	「倫理，政治・経済」，日本史，世界史，地理，現代社会
数　学	数学Ⅰ，数学Ⅱ，工業数理，「簿記会計Ⅰ・簿記会計Ⅱ」
理　科	物理，化学，生物，地学，理科Ⅰ
外国語	「英語Ⅰ・英語Ⅱ」，ドイツ語，フランス語

（注１）　数学Ⅱについては，数学Ⅱを履修した者並びに代数・幾何，基礎解析及び確率・統計のうち２科目以上を履修した者のいずれにも対応した出題とする。
（注２）　簿記会計Ⅱについては，前半の内容を出題範囲とする。

(4)　試験の時間割等

大学による多様な科目等指定の重要性を考慮しつつ、大学側、高等学校側双方の事情を勘案すると、試験実施期間は２日間とするのが適当である。

なお、試験の時間割として考えられる方式は、次のとおりである。

ア　数学の科目を２グループに分けて設定する方式（別添資料１－Ａ案）

イ　数学及び理科の科目をそれぞれ２グループに分けて設定する方式（別添資料１－Ｂ案）

（注１）　イの方式については、各グループにおける科目の組合せ等について更に検討する必要がある。

（注２）　数学及び理科のグループ化は、私立大学において数学Ⅰのみの指定及び理科の２科目指定が比較的多い実情を勘案したものである。

(5)　試験方法

当面は、多肢選択による客観式の検査方式により出題し、解答はマークシートによる。

(6)　実施時期・日程等（別添資料２参照）

新テストの実施時期は、大学及び受験生の便宜、高等学校教育の実情等を考慮し、12月下旬とされている。このことを踏まえ、その実施時期・日程等を設定すると次のとおりとなる。

ア　各大学は、新テストを課すことについての大欄の予告……実施年の前年の７月（２年前）

イ　各大学は、新テストを課すことについての具体的内容を発表……実施年の７月

ウ　新テストの出願……実施年の10月

　各大学への出願……新テストの実施日前

　（各大学への出願は、新テストの実施日前を原則とするが、大学の事情により新テストの実施日後とすることも可能とする。）

エ　新テスト（本試験）の実施……12月下旬

オ　新テスト（追試験）の実施……翌年の１月上旬

カ　各大学に対する成績の提供……翌年の１月下旬以降

（　各大学の個別試験　……翌年の２～３月　）

(注)災害その他の事情により、所定の期日に試験を実施できなかった場合は、できるだけ速やかに「再試験」を実施するものとする。

２．新テストの利活用について

(1)　利活用の方法等

①　各大学が個別に行う試験等との種々の組合せの工夫とあいまって、各大学が具体的な利活用の方法を決定し、公表するものとする。

（参考）　新テストの利活用については、「大学入試改革協議会まとめ」（61．７．21）において、

次のような提案がされている。

ア　総合的な利活用

イ　特定の教科・科目のみの利活用

(i)　特定の教科のみの利活用

(ii)　特定の科目のみの利活用

ウ　教科・科目内の特定の分野のみの利活用

エ　面接、小論文等の前段階としての利活用

オ　推薦入学等の資料としての利活用

カ　成績の多様な利活用

(i)　傾斜配点方式による利活用

(ii)　得点段階別評価方式による利活用

(iii)　高得点を得た設問結果のみの利活用

(注)　各大学が入学志願者に対し受験すべき科目を指定するに当たっては、特定の１科目のみを指定することになると、入学志願者の立場からは複数の大学を志願できなくなる恐れがあるので、科目群を指定してその中から選択受験させるなどの配慮が必要である。

②　新テストを条件としないで受験しうる枠を設けることについては、各大学の判断により決定し、実施することが適当である。

③　高等学校の専門教育を主とする学科の修了者、帰国子女及び社会人の受験並びに推薦入学に関しては、新テストの内容、利用方法等について適切な配慮を加えることが望ましい。

(2)　成績提供等

ア　成績は、各大学の請求に基づき、原則として素点を提供する。

イ　受験生個人への試験結果の通知は行わない。

ウ　最高点、最低点、平均点、標準偏差等の統計数値は公表しない。

3．新テストの実施体制について

(1)　大学入試センターと各大学の業務分担等（別添資料３参照）

ア　大学入試センターと各大学の業務分担は、現行の共通第１次学力試験を参考として設定するが、国公私立大学を通じた実施・協力体制の在り方及び地域内の試験場の設定等試験実施上の具体的な取り扱いについては、各大学は、大学入試センターと連携しながら、地域毎の国公私立大学長の連絡会議等を設けるなど、各大学の円滑な連携協力が図れるよう調整するものとする。

なお、当分の間、試験の実施に当たり、特定の大学が世話大学となって他の大学が協力する方式も考慮する必要がある。

イ　大学入試センター及び国公私立大学の業務を列記すると、次のとおりとなる。

(i)　大学入試センターは、試験の実施に当たり、試験問題の作成・印刷及び輸送、受験案内等の作成、出願の受付、受験票の交付、監督要領等の作成、答案の採点・集計、試験成績その他資料の各大学への提供、その他関連する業務

(ii)　各国公私立大学は、試験の実施に当たり、試験場の設定、試験監督者等の選出、受験案内の配付、試験の実施、答案の整理・発送その他関連する業務

(2)　試験問題の作成等

現行の共通第１次学力試験を参考として、試験問題の作成体制を整えるものとするが、試験問題作成委員については、国公私立大学の教員が当たるものとし、必要に応じ、高等学校関係者を加えることも考慮するものとする。

なお、精選された良質の試験問題を作成するためには、当該大学が新テストを利用するしないにかかわらず、適切な人材を選出して委嘱することに十分配慮することが必要である。

(3)　志願者が受験する試験場

現行の共通第１次学力試験に準ずるが、大学の立地条件と志願者分布の地域的特性等に応じ適切に対処することが必要である。このため、試験場設定の区分について、当該地域での十分な調整を行い、例えば広域化することも検討する必要がある。

4．新テストの実施・利用に伴う経費について

(1)　新テストの検定料

ア　新テストの検定料は、新テストの出願時に、個々の志願者が大学入試センターに納入する。

イ　検定料は、受験する科目数により２段階に区分し、受験科目数の多い方は現行の共通第１次学力試験の検定料程度とし、他方については一定の差を設ける方向で検討することが適当である。

（各大学の出願時に納入する検定料（受験料）は、国・公立大学にいては現行程度とし、私立大学については各大学が定めるものとし、それぞれ受験生が各大学に納入する。）

(2)　新テストの利用料

各大学が新テストを利用することに伴って大学入試センターに納入する利用料については、今

後検討する必要がある。

(3) 新テストの実施経費

新テストの実施に伴う人的協力に対しては、一定額の謝金等の予算措置について、一層の配慮を払うものとする。

別添資料1

「新テスト」(仮称) における試験時間割及び出願教科・科目等 (案)

〔A案〕 (数学を2グループ化する方式)

1 試験時間割表

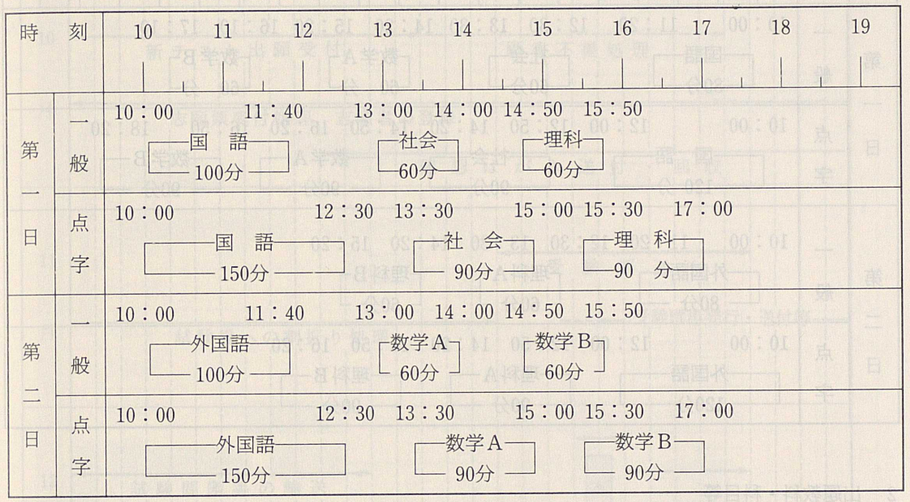

2 出題教科・科目等

教科	グループ	試験時間	出題科目	科目選択の方法
国語		100分	『「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」』	
社会		60分	『「倫理」・「政治・経済」』 「日本史」 「世界史」 「地理」 「現代社会」	左記出題科目の5科目のうちから1科目を選択し，解答する。
数学	A	60分	「数学Ⅰ」	
	B	60分	「数学Ⅱ」 「工業数理」 『「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」』	左記出題科目の3科目のうちから1科目を選択し，解答する。
理科		60分	「物理」 「化学」 「生物」 「地学」 「理科Ⅰ」	左記出題科目の5科目のうちから1科目を選択し，解答する。
外国語		100分	『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』 「ドイツ語」 「フランス語」	『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』とこれに準じた「ドイツ語」及び「フランス語」のうちから1科目を選択し，解答する。

〔B案〕　（数学及び理科を２グループ化する方式）

1　試験時間割表

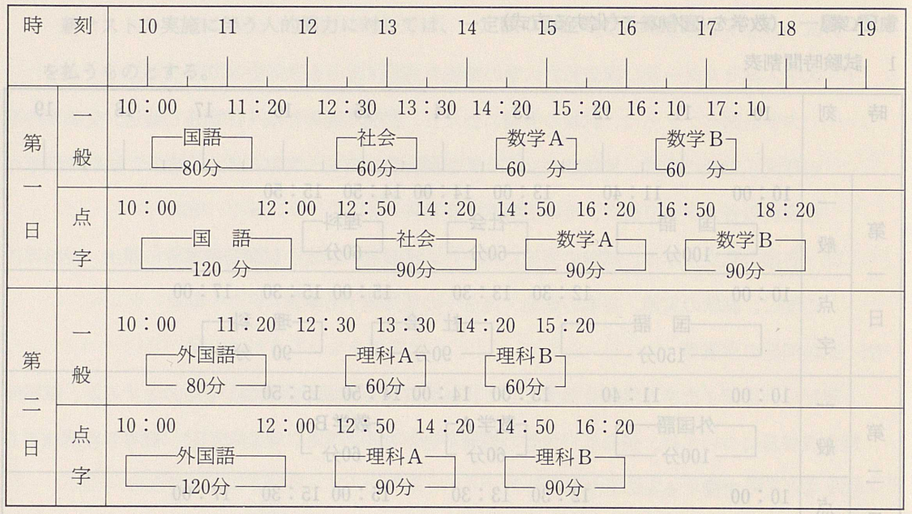

2　出題教科・科目等

教　科	グループ	試験時間	出　題　科　目	科　目　選　択　の　方　法
国　語		80分	『「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」』	
社　会		60分	『「倫理」・「政治・経済」』 「日本史」 「世界史」 「地理」 「現代社会」	左記出題科目の５科目のうちから１科目を選択し，解答する。
数　学	A	60分	「数学Ⅰ」	
	B	60分	「数学Ⅱ」 「工業数理」 『「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」』	左記出題科目の３科目のうちから１科目を選択し，解答する。
理　科	A	60分	「物理」 「生物」	左記出題科目の２科目のうちから１科目を選択し，解答する。
	B	60分	「化学」 「地学」 「理科Ⅰ」	左記出題科目の３科目のうちから１科目を選択し，解答する。
外国語		80分	『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』 「ドイツ語」 「フランス語」	『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』とこれに準じた「ドイツ語」及び「フランス語」のうちから１科目を選択し，解答する。

別添資料２

「新テスト」（仮称）の業務日程概要（案）

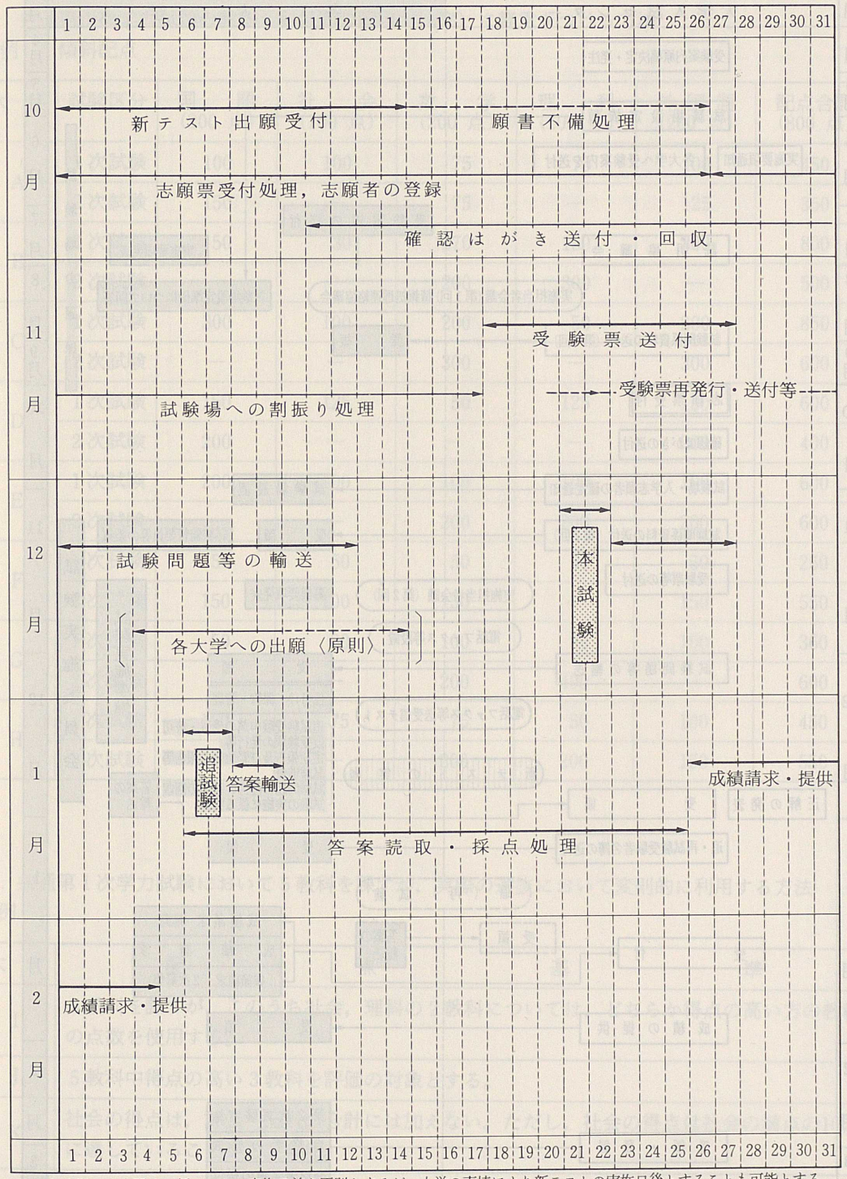

（注）各大学への出願は、新テストの実施日前を原則とするが、大学の事情により新テストの実施日後とすることも可能とする。

別添資料３

大学入試センターと各大学の業務の流れ（案）

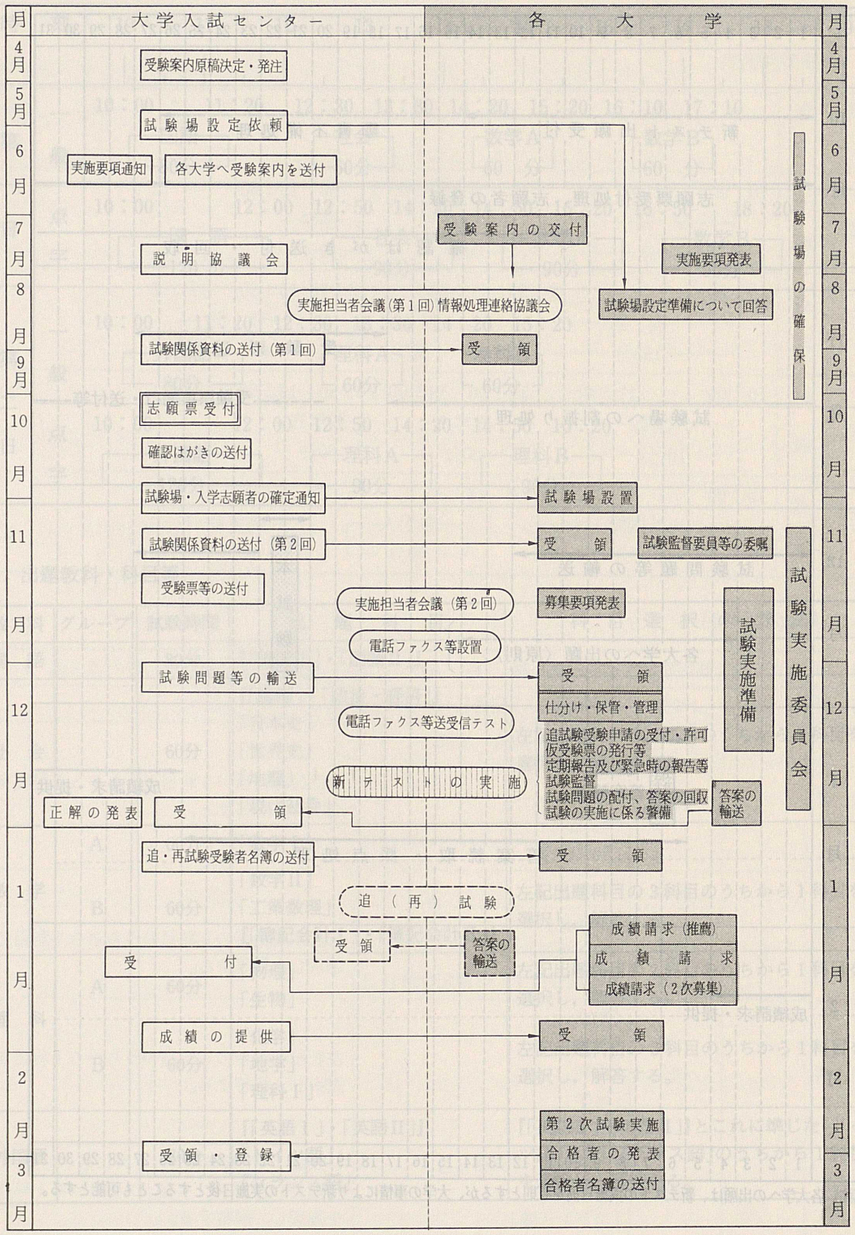

参考資料１

昭和62年度共通第１次学力試験成績の利用方法

１．共通第１次学力試験の教科・科目間の配点（比率）に軽重をつける方法
例　傾斜配点

大学	試験区分	国語（200点）	社会（100点）	数学（200点）	理科（100点）	外国語（200点）	配点合計（800点）
A	１次試験	100	100	75	75	100	450
	２次試験	150	—	75	—	125	350
B	１次試験	50	30	270	150	300	800
	２次試験	—	—	200	300	—	500
C	１次試験	300	100	200	50	200	850
	２次試験	—	—	300	—	300	600
D	１次試験	150	125	50	125	150	600
	２次試験	200	—	—	—	200	400
E	１次試験	200	100	100	100	100	600
	２次試験	—	—	200	200	200	600
F	１次試験	50	50	50	50	50	250
	２次試験	150	100	150	—	150	550
G	１次試験	50	30	100	80	100	360
	２次試験	—	—	200	400	—	600
H	１次試験	150	75	75	50	100	450
	２次試験	—	—	200	200	150	550

２．共通第１次学力試験において５教科を課すが，実際の選抜において変則的に利用する方法
例

大学	配点基準
I	５教科を課すが，このうち社会，理科の２教科については，どちらか得点の高い方の教科の点数を使用する。
J	５教科中得点の高い３教科を評価の対象とする。
K	社会の得点は，評価・配点の合計には加えない。ただし，社会の得点は社会の満点の10%に達していることが必要条件。

3．共通第１次学力試験において４教科以下を課す場合で，指定教科範囲から特定教科を受験生に選択解答させる方法

例

大学	指定教科	受験教科数
L	国語，社会・数学・理科・外国語から１教科	2
M	外国語，国語・社会・数学・理科から１教科	2
N	国語・社会・数学・理科・外国語から３教科	3
O	国語・数学・外国語から２教科，社会・理科から１教科	3
P	国語，社会，数学・理科・外国語から１教科	3
Q	国語，数学，外国語，社会・理科から１教科	4

参考資料２

共通第１次学力試験における問題作成の概要

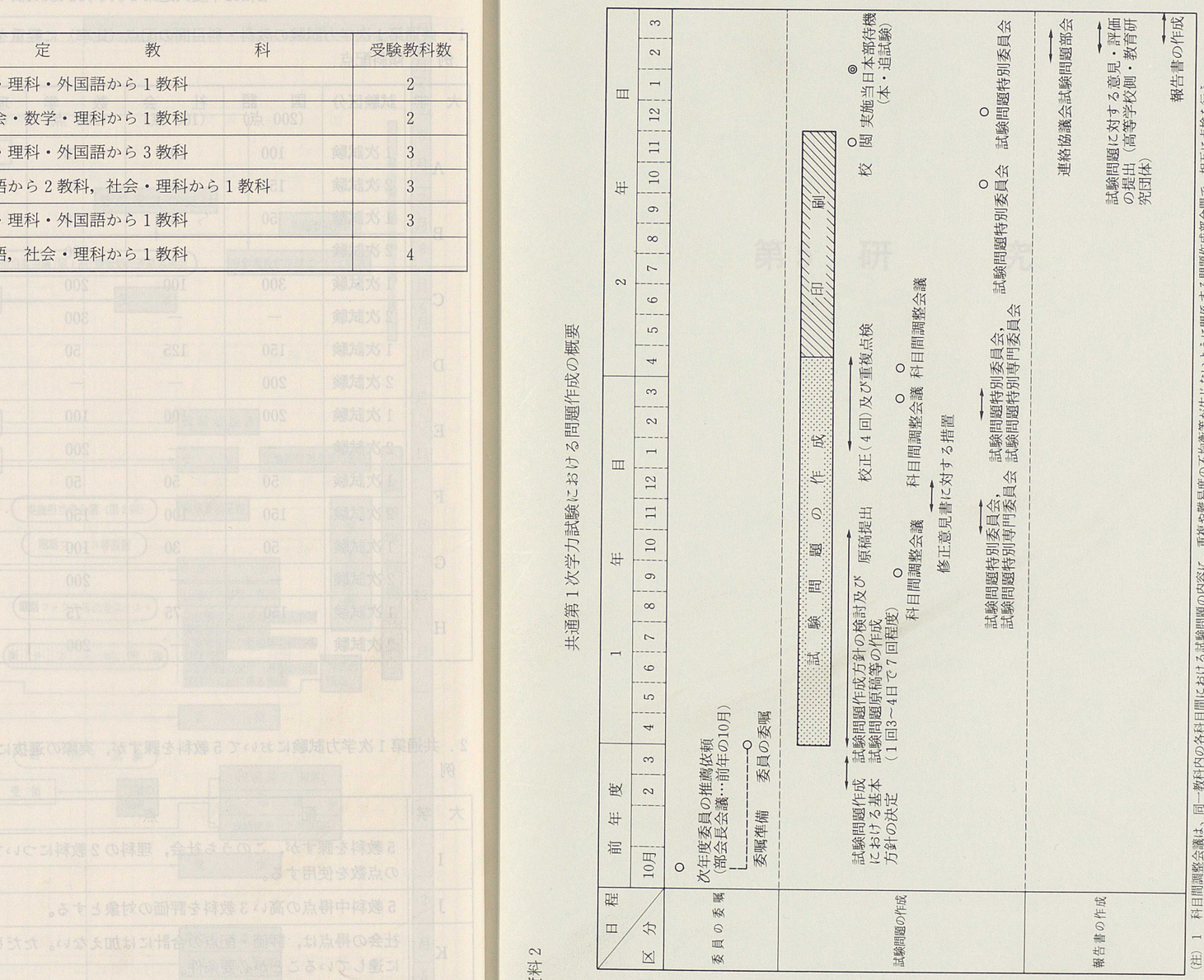

（注）１　科目間調整会議は、同一教科内の各科目間における試験問題の内容に、重複や難易度の不均衡等が生じないように関係する問題作成部会間で、相互に点検を行う。
２　試験問題特別委員会は、試験問題の文章表現、問題の構成、用字・用語、採点方法等の点検・照合を行う。
３　試験問題特別専門委員会は、試験問題の内容等の点検・照合を行う。
４　連絡協議会試験問題部会は、各部会長と高等学校側委員とで、実施した試験問題について、協議を行う。

第5　研　　究

研究部においては、その設立の趣旨に沿って、大学入学者選抜方法の改善等に関する調査研究を進めている。本年度の研究活動状況は、次のとおりである。

1　研究組織及び研究課題

(1)　研究組織

研究部長（併）		野村祐次郎
情報処理研究部門	教授	清水留三郎
	助教授	岩坪秀一
	助手	鈴木規夫
追跡研究部門	助教授(併)	荒井克弘
	助手	岩田弘三
評価研究部門	教授	柳井晴夫
	助教授	前川眞一
	客員教授	池田央
	非常勤講師	大塚雄作
試験方法研究部門	教授	野村祐次郎
	助教授	石塚智一
	助手	山田文康
	助手	藤芳衛
試験制度研究部門	教授	中島直忠
	助手	池田輝政

(2)　研究課題

ア　情報処理研究部門

○　大学入試の改善に対する共通第１次学力試験に係わる情報処理の方策

○　共通第１次学力試験に係わるデータの統計解析及び解析手法の開発

○　共通第１次学力試験の解答用紙と採点法の設計

○　大学入試試験問題のデータベースの作成方策

○　大学入試センターの他研究部門及び他大学等に対する情報処理面の協力

○　学力の等質性に関する研究

イ　追跡研究部門

○　共通第１次学力試験の成績と第２次試験成績等関連データとの相関に関する研究及びその研究方法の開発・改善に関する研究

○　大学入試の成績、入学後の成績及び大学卒業後の活動の相関に関する追跡研究

○　大学受験者の行動、教育環境及び社会環境に関する研究

○　教育システムにおける共通第１次学力試験の役割に関する研究

ウ　評価研究部門

○　共通第１次学力試験及び第２次試験の試験問題の内容の評価・関連性に関する研究

○　大学入試に関連した人間の能力の評価についての研究

○　共通第１次学力試験の得点の信頼性・妥当性に関する研究

○　学力試験の標準化に関する研究

エ　試験方法研究部門

○　共通第１次学力試験問題の内容的妥当性に関する研究

○　共通第１次学力試験化学の問題の評価と項目特性の分析

○　学力型と選抜方法に関するシミュレーション研究

○　高等学校と大学における学習内容の連節化及び国際化に関する研究

オ　試験制度研究部門

○　中学校・高等学校生徒の進学準備と人間形成の関係についての調査研究

○　大学入学者選抜に関する学内組織の在り方に関する調査検討

○　世界の大学入試に関する比較研究

○　アメリカのテスト機関の実態調査

○　大学入試の目的・目標の原理的研究のための教育目的研究

2　研　究　状　況

(1)　研究事項

研究部では、上記の研究課題を踏まえ、調査研究を行ったが、本年度における具体的な研究事

項は、次のとおりである。

ア　情報処理研究部門

○　共通第１次学力試験の成績と合否との関連についての分析

○　共通第１次学力試験の「数学」の試験問題の測定側面の分析

○　第１次募集と第２次募集の合格者に関する共通第１次学力試験の比較

○　共通第１次学力試験の「社会」と「理科」における試験問題の難易差と解答者の学力差の統計的推定

○　共通第１次学力試験の解答用紙と採点法の設計

○　試験問題データベースの作成方策

イ　追跡研究部会

○　共通第１次学力試験のデータ解析

○　国公立大学入学者選抜における志願・進学状況に関する研究

○　共通第１次学力試験に関する諸データに基づく社会工学的研究

○　国公立大学志願者の出身都道府県別にみた出願先都道府県に関する分析

ウ　評価研究部門

○　共通第１次学力試験の得点分析に関する研究

○　共通第１次学力試験の項目特性に関する研究

○　共通第１次学力試験得点の多変量解析的研究

○　共通第１次学力試験に関する大学生の意識についての研究

エ　試験方法研究部門

○　学力型と選抜方式に関するシュミレーション研究

○　大学入試方法と高校理科教育

○　大学入試問題の評価と高校理科教育

○　共通第１次学力試験のデータ解析

オ　試験制度研究部門

○教育制度における大学入学試験の位置付けに関する研究

○　大学入学制度の改革動向に関する研究調査研究

○　大学入試・進路指導に関する諸問題に関する研究

カ　協同研究

○　共通第１次学力試験モニター調査の実施と調査結果の分析研究

（共通第１次学力試験問題の評価研究の一環として、主として本試験と追試験の試験問題の程度を比較することを目的とした調査を、昭和54年度から継続して行っている。）

○　学力の等質性に関する分析研究（情報処理研究部門、試験制度研究部門、追跡研究部門）

○　共通第１次学力試験の成績を共通尺度とした高校・共通１次・大学２次・入学後の成績間の追跡研究

（外部の研究に研究部門が協力）

また、文部省在外研究員として、次のようなテーマで研究を行った。

○　米国における入試制度に関する調査及び共通第テストの実情調査等―米国における全国統一テストの実施状況等の調査研究及び情報処理システムの開発・改善に関する調査研究―

（情報処理研究部門教授　清水　留三郎）

○　教育データの探索的解析法に関する研究及び電子計算機を利用した教育システム（CAI）に関する調査（情報処理研究部門助手　鈴木　規夫）

(2)　研究成果

これらの研究事項の成果は、研究紀要、科学研究費研究成果報告書の発行、９回にわたる研究セミナーの開催及び国立大学入学者選抜研究連絡協議会第７回大会における研究会で発表するとともに、共通第１次学力試験の実施に反映させている。

本年度に刊行した研究紀要は、次のとおりである。

○　「共通第１次学力試験の試験問題の分析―昭和57年度「化学Ⅰ」を中心として―」研究紀要№16（試験方法研究部門助教授　石塚　智一、同部門助手　山田文康）このほか、「大学入試フォーラム」№８及び№９に研究ノートとして研究状況の紹介を行った。

○　科学研究費補助金　特定研究(1)研究成果報告書として次のものがある

「中学校・高等学校生徒の進学準備と人間形成の関係―実態と問題解決に関する調査研究―」

3　共　同　研　究

(1)　国立大学入学者選抜研究連絡協議会

国立大学における入学者選抜に関する研究の交流及び協力を行い、もって入学者選抜方法の改善に寄与することを目的として、各国立大学の入学者選抜に関する研究委員会と当センター研究部で組織する国立大学入学者選抜研究連絡協議会は、６月４日～７日に第７回大会を開催するとともに、研究報告書第７号を刊行し、研究の交流をはかり、また、大学関係者・高校関係者及び報道関係者等の外部に対し、大学入試に関する研究の動向について広く周知をはかることを目的とした大学入試研究の動向を発行した。

（国立大学入学者選抜研究連絡協議会研究報告書第７号及び大学入試研究の動向第５号参照）

(2)　外部との共同研究

次の三つの研究を行った。

ア　文部省科学研究費補助金（特定研究(1)）

中学校・高等学校生徒の進学準備と人間形成の関係

―実態と問題解決に関する調査研究―

研究代表者：中島直忠　参加者：10機関、20人

イ　文部省科学研究費補助金（一般研究(B)）

学力型と選抜方式に関するシミュレーション研究

研究代表者：野村裕次郎　参加者：２機関、９人

ウ　文部省特定研究経費

高等学校と大学における教育内容の連節化及び国際化に関する調査研究

研究代表者：野村裕次郎　参加者：４機関、６人

4　調査研究のための資料の提供

入学者選抜方法の工夫・改善については、共通第１次学力試験の利用方法を含め、各大学において、種々検討されているが、この調査研究には、各大学のデータと併せて、共通第１次学力試験の

諸データが不可欠である。

このため、当センターでは、共通第１次学力試験に係わる諸データをできるだけ各大学に提供する方向で昨年度に引き続き、現時点で提供できる資料として、①「昭和54年度以降の当該大学学部別志願者・合格者の共通第１次学力試験得点分布（分布図）」、②「昭和54年度以降の当該大学合格者の共通第１次学力試験出願時の第１志望・第２志望及び関連データ」、③「昭和60年度推薦入学者の共通第１次学力試験成績」を３大学に提供したほか、「昭和58～60年度の共通第１次学力試験英語Ｂの大問別成績」、「昭和60年度の共通第１次学力試験出願時に当該大学を志望した者の他大学・学部受験状況及び最高点、最低点」及び「昭和60年度共通第１次学力試験出願者の志望大学・学部に関する集計」「第２次試験出願者の出身都道府県別にみた出願先都道府県（大学所在地）の順位及び出願百分率（学部系統別；昭和59年度）」「共通第１次学力試験の成績階層別にみた出身都道府県別の第２次出願者数（大学・学部別；昭和60年度）」などの資料を作成し提供した。

これらのほか、それぞれの大学の研究課題に沿った資料の提供依頼があった場合には、国立大学協会の「国立大学入学者選抜に係わる資料の交流に関する申合わせ」により、各大学の希望にできるだけ沿う方向で提供を進めていきたいと考えている。

第６　資　　料

1　昭和61年度業務日誌

昭和61年

4 月 1 日　教科専門委員会新委員を委嘱

4 月 2 日　（国立大学協会入試改善特別委員会）

4 月 3 日　（文部省大学入試改革協議会　WG）

4 月 7 日　（文部省大学入試改革協議会　WG）

4 月 7 日　教科専門委員会（全体会議、部会長会議、各部会）

～ 9 日　(1)　部会長及び副部会長の選出について

(2)　試験問題の作成方針及び年間日程等について

(3)　試験問題の最終校正等について

(4)　その他

4 月11日　（国立大学協会入試改善特別委員会）

（文部省大学入試改革協議会小委員会）

4 月15日　（文部省大学入試改革協議会（第 5 回））

4 月21日　（文部省大学入試改革協議会（第 6 回））

4 月23日　実施方法専門委員会（第37回）

(1)　昭和62年度大学入学者選抜共通第 1 次学力試験の実施について

(2)　その他

4 月24日　（国立大学協会第 2 常置委員会）

（国公立大学入試問題連絡協議委員会）

4 月25日　教官選考特別委員会

運営協議員会（第67回）

(1)　教員人事について

(2)　昭和62年度共通第 1 次学力試験について

(3)　その他

（国立大学協会入試改善特別委員会）

5 月 6 日　評議員会（第26回）

○　副所長の選考について

5月6日　（国立大学協会理事会）

（国立大学協会入試改善特別委員会）

5月7日　（国立大学協会臨時総会）

5月9日　（公立大学協会入試担当部長会議）

5月16日　（公立大学協会総会（第43回））

5月19日　共通第1次試験等連絡協議会総合部会（第25回）

(1)　昭和62年度共通第1次学力試験について

(2)　その他

5月20日　総務庁管理官視察

5月22日　（国立大学協会第2常置委員会）

（国立大学協会入試改善特別委員会）

5月23日　（文部省入試改善会議）

5月26日　日本教職員組合との懇談

5月27日　（国立大学協会入試改善特別委員会　WG）

5月29日　（全国高等学校長協会総会・研究協議会）

・30日

6月4日　国立大学入学者選抜研究連絡協議会第7回大会

・5日

6月7日　（国立大学協会入試改善特別委員会（本委員会、WG））

6月9日　実施方法専門委員会（第38回）

○　昭和62年度第1次学力試験の実施について

6月12日　（国立大学協会入試改善特別委員会（本委員会、WG）

6月13日　（国立大学協会理事会）

6月17日　運営協議員会（第68回）

(1)　大学入試センターの運営協議員候補者選考に関する内規の一部改正について

(2)　教員人事について

(3)　顧問について

(4)　昭和62年度共通第1次学力試験について

(5)　その他

（国立大学協会第2常置委員会）

（国公立大学入試問題連絡協議委員会）

6月18日　（国立大学協会総会）

6月19日　（国立大学長会議）

6月20日　試験問題データ・ベース委員会

6月20日　（国立大学協会事務連絡会議）

7月10日　（国立大学協会入試改善特別委員会（本委員会、WG））

7月15日　（文部省大学入試改革協議会（第7回））

7月21日　（文部省大学入試改革協議会（第8回））

7月23日　共通第1次学力試験説明協議会（全国7地区）

～8月7日

7月25日　（国立大学協会入試改善特別委員会　WG）

8月1日　（全国高等学校進路指導研究協議大会）

・2日

8月11日　資料公開等特別委員会（第17回）

8月12日　運営協議員会（第69回）

(1)　共通第1次学力試験に係る資料の提供依頼の取扱いについて

(2)　その他

（国立大学協会入試改善特別委員会）

8月13日　（国立大学協会理事会）

8月20日　共通第1次学力試験実施担当者会議（第1回）・情報処理連絡協議会（全国7地区）

～29日

9月12日　（国立大学協会第2常置委員会）

9月17日　日本教職員組合との懇談

9月18日　（国立大学協会入試改善特別委員会）

9月26日　ドイツ連邦共和国学長団入試制度視察

10月14日　「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会（第1回）

(1)　「新テスト」（仮称）に関する調査検討について

(2)　その他

10月18日　「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会（第 2 回）

(1)　「新テスト」（仮称）に関する調査検討について

(2)　その他

10月22日　教科専門委員会部会長会議

10月24日　評議員会（第27回）

(1)　大学入試改革について

(2)　その他

（国立大学協会入試改善特別委員会）

10月27日　昭和62年度共通第 1 次学力試験出願書類受付開始

（国立大学協会理事会）

10月30日　（国立大学協会第 2 常置委員会）

11月 6 日　（国立大学協会入試改善特別委員会）

（全国普通科高等学校長会総会・研究協議会）

11月10日　「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会（第 3 回）

(1)　「新テスト」（仮称）に関する調査検討について

(2)　その他

11月12日　（国立大学協会総会）

～13日

11月13日　（国立大学長懇談会）

11月19日　日本教職員組合との懇談

11月19日　公明党視察

11月26日　実施方法専門委員会（第39回）

(1)　昭和62年度大学入学者選抜共通第 1 次学力試験の実施について

(2)　昭和63年度共通第 1 次試験の実施について

(3)　その他

11月27日　資料公開等特別委員会

11月27日　運営協議員会（第70回）

(1)　大学入試改革について

(2)　昭和62年度共通第 1 次学力試験について

(3)　その他

11月27日　（文部省大学入試改革協議会（第 9 回））

11月28日　共通第 1 次学力試験等連絡協議会総合部会（第26回）

(1)　大学入試改革について

(2)　昭和62年度共通第 1 次学力試験について

(3)　その他

12月 2 日　顧問会議

12月 3 日　（国立大学協会第 2 常置委員会）

12月12日　「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会（第 4 回）

(1)　「新テスト」（仮称）に関する調査検討について

(2)　その他

12月16日　日本高等学校教職員組合との懇談

12月17日　スペルマン大学長視察

12月19日　「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会（第 5 回）

(1)　「新テスト」（仮称）に関する調査検討について

(2)　その他

（国立大学協会入試改善特別委員会）

12月23日　共通第 1 次学力試験実施担当者会議（第 2 回）

昭和62年

1 月14日　「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会（第 6 ・ 7 回）

・15日　(1)　「新テスト」（仮称）に関する調査検討について

(2)　その他

1 月24日　昭和62年度共通第 1 次学力試験本試験

・25日

1 月31日　昭和62年度共通第 1 次学力試験追試験

・ 2 月 1 日

2 月 5 日　「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会（第 8 回）

(1)　「新テスト」（仮称）に関する調査検討について

(2) その他

（国立大学協会入試改善特別委員会）

2月6日　東呉大学長視察

2月13日　運営協議員会試験問題特別委員会

2月17日　昭和62年度共通第1次学力試験実施結果の概要発表

2月18日　「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会（第9回）

(1) 「新テスト」（仮称）に関する調査検討について

(2) その他

2月18日　日本教職員組合との懇談

2月19日　（国立大学協会第2常置委員会）

2月19日　共通第1次学力試験等連絡協議会試験問題部会

～21日

2月21日　（国立大学協会入試改善特別委員会）

2月25日　実施方法専門委員会（第40回）

(1) 昭和62年度共通第1次学力試験の実施結果の概要について

(2) その他

2月26日　（国立大学協会理事会）

3月9日　「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会（第10回）

(1) 「新テスト」（仮称）に関する調査検討について

(2) その他

3月10日　運営協議員会試験問題特別委員会

3月13日　共通第1次学力試験等連絡協議会総合部会（第27回）

(1) 昭和63年度共通第1次学力試験について

(2) 「新テスト」（仮称）に関する調査検討について

(3) その他

3月16日　運営協議員会（第71回）

(1) 昭和63年度共通第1次学力試験について

(2) 「新テスト」（仮称）に関する調査検討について

(3) その他

評議員会（第28回）

(1) 昭和63年度共通第1次学力試験について

(2) 「新テスト」（仮称）に関する調査検討について

(3) その他

資料公開等特別委員会（第19回）

3月19日　顧問会議

3月30日　実施方法専門委員会（第41回）

(1) 昭和63年度共通第1次学力試験について

(2) その他

教科専門委員会部会長会議

2　昭和61年度大学入試センター役職員

所長		堯　天　義　久	
副所長		小　林　啓　美	(61.5.16から)
管理部			
部長		加　藤　義　行	
庶務課			
課長		田　崎　　智	
課長補佐		佐　藤　　稔	
庶務係長		堀　越　幸　雄	
人事係長		石　崎　　徹	
共同利用係長		宮　田　　弘	(61.4.5から)
広報係長		佐々木　　充	
会計課			
課長		宮　崎　睦　雄	(62.2.28まで)
		菊　池　　誠	(62.3.1から)
課長補佐		廣　田　　豊	
総務係長		日　野　静　雄	
経理係長		佐々木　義　人	
用度係長		廣　田　　豊	(併任61.4.1から6.30まで)
		原　　英　毅	(61.7.1から)
施設係長		小　松　武　志	
企画調査室			
室長		菊　池　　誠	(61.4.25から62.2.28まで)
		加　藤　義　行	(事務取扱62.3.1から62.3.15まで)
		金　田　正　男	(62.3.16から)
企画係長		後　野　周　二	(61.4.5から)
調査係長		諸　田　　清	(61.4.5から)

事業部			
部長		今　田　　収	
事業課			
課長		佐　竹　良　夫	
課長補佐		伊　藤　征　男	
企画調整係長		武　田　一　夫	
試験実施第1係長		野　田　優　明	
試験実施第2係長		山　本　茂　行	
問題管理係長		針　貝　俊　彦	
問題作成第1係長		片　山　隆　二	
問題作成第2係長		小　野　　渉	
情報処理課			
課長		両　角　節　爾	
課長補佐		小　杉　雄　二	
業務第1係長		渕　上　光　明	
業務第2係長		小　貫　　浩	
情報管理係長		三　池　慎三郎	(62.2.15まで)
		丹　羽　政　義	(62.3.1から)
資料係長		岡　山　　均	
研究部			
部長		野　村　祐次郎	(併任61.4.1から)

3 規　　程　　等

(1) 大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程の一部を改正する規程
（昭和61年４月25日　規程第１号）

(2) 大学入試センター専門委員会の会議に関する規程の一部を改正する規程
（昭和61年４月25日　規程第２号）

(3) 大学入試センター専門委員会の会議に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程
（昭和61年４月25日　規程第３号）

(4) 大学入試センター秘密文書等取扱規程の一部を改正する規程
（昭和61年４月25日　規程第４号）

(5) 大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則（昭和61年４月25日　規則第１号）

(6) 国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第１次学力試験の検定科等に関する規則の一部を改正する規則
（昭和61年５月８日　規則第２号）

(7) 大学入試センター防火管理規則の一部を改正する規則（昭和61年５月27日　規則第３号）

(8) 大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則（昭和61年６月20日　規則第４号）

(9) 大学入試センター公印規則の一部を改正する規則　（昭和61年６月20日　規則第５号）

(10) 大学入試センター庁舎管理規則の一部を改正する規則（昭和61年６月20日　規則第６号）

(11) 大学入試センターの運営協議員候補者選考に関する内規の一部を改正する内規
（昭和61年６月17日　内規第１号）

(12) 共通第１次学力試験等連絡協議会に関する申合せの一部を改正する申合せ
（昭和61年11月28日　申合せ第１号）

(13) 「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会の設置について
（昭和61年９月26日　所長裁定）

(14) 「新テスト」（仮称）に関する専門委員会の設置について
（昭和62年３月９日　所長裁定）

(1) 大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程の一部を改正する規程

（昭和61年４月25日
規　程　第　１　号）

大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程（昭和55年規程第15号）の一部を次のように改正する。

第２条中「新教育課程教科専門委員会及び教科専門委員会」を「教科専門委員会」に改める。

附　則

この規程は、昭和61年４月25日から施行する。

(2) 大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程

（昭和61年４月25日
規　程　第　２　号）

大学入試センター専門委員の会議に関する規程（昭和52年規程第３号）の一部を次のように改正する。

第11条第１項の表中「『「現代社会」、「倫理」及び「政治・経済」を合わせたもの』」を「「現代社会」と『「倫理」及び「政治・経済」』」に改め、同条第２項ただし書を削る。

附　則

この規程は、昭和61年４月25日から施行する。

(3) 大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

（昭和61年４月25日
規　程　第　３　号）

大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程（昭和59年規程第１号）の一部を次のように改正する。

附則第４項を削る。

附　則

この規程は、昭和61年４月25日から施行する。

(4) 大学入試センター秘密文書等取扱規程の一部を改正する規程

（昭和61年４月25日
規程第４号）

大学入試センター秘密文書等取扱規程（昭和56年規程第３号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「課長」を「課長又は室長」に改める。

附　則

この規程は、昭和61年４月25日から施行する。

(5) 大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則

（昭和61年４月５日
規則第１号）

大学入試センター事務分掌規則（昭和57年規則第８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「課」を「課及び室」に改める。

第２条第２項第12号中「課係」を「課、室及び係」に改める。

第８条を第９条とし、第４条から第７条までを１条ずつ繰り下げ、第３条の次に次の１条を加える。

（企画調査室）

第４条　企画調査室に次の２係を置く。

(1)　企画係

(2)　調査係

２　企画係においては、次の事務をつかさどる。

(1)　新テストの実施方法等の調査検討に関すること。

(2)　新テストに係る各種会議に関すること。

(3)　企画調査室の庶務一般に関すること。

３　調査係においては、次の事務をつかさどる。

(1)　新テストの実施に係る情報提供及び普及活動に関すること。

(2)　大学入試に関する情報資料の収集及び提供に関すること。

(3)　客員教授（研究部に所属する者を除く。）に係る研究協力事務に関すること。

附　則

この規則は、昭和61年４月５日から施行する。

(6) 国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第１次学力試験の検定料等に関する規則の一部を改正する規則

（昭和61年５月８日
規則第２号）

国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第１次学力試験の検定料等に関する規則（昭和53年規程第11号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「220円」を「240円」に改める。

附　則

この規則は、昭和61年５月８日から施行し、昭和61年５月１日から適用する。

(7) 大学入試センター防火管理規則の一部を改正する規則

（昭和61年５月27日
規則第３号）

大学入試センター防火管理規則（昭和54年規程第14号）の一部を次のように改正する。

別表３を次のように改める。

別表３　大学入試センター自衛消防隊編成表

(1) 本部自衛消防隊

- 隊長（管理部長）
  - 第１副隊長（庶務課長）
    - 通報・連絡班（庶務課長補佐）……所長、各班、消防機関等への連絡及び報告にあたる（庶務係員）
    - 応急救護班（共同利用係長）……負傷者の応急救護にあたる（共同利用係員及び女子職員）
    - 搬出班（人事係長）……庶務課の非常持出にあたる。（人事係員及び広報係員）
    - 消火班（会計課長補佐）……消火器・消火栓等による初期消火にあたる（用度係員、総務係員、経理係員、試験実施第１係員、試験実施第２係員及び問題管理係員）
  - 第２副隊長（会計課長）
    - 設備安全班（施設係長）……電気・ガス設備等の安全措置にあたる（施設係員）
    - 搬出班（総務係長）……会計課の非常持出にあたる。（総務係員、経理係員及び係員）
  - 第３副隊長（企画調査室長）
    - 搬出班（企画係長）……企画調査室の非常持出にあたる。（調査係長及び企画係員）
    - 警備班（企画調整係長）……火災現場及び周辺の立入規制並びに重要な場所及び搬出物の警備にあたる（企画調整係員及び問題作成第２係員）
  - 第４副隊長（事業課長）
    - 避難誘導班（問題作成第１係長）……非常口の開放及び避難器具を操作し、職員の避難誘導あたる（問題作成第１係員）
    - 搬出班（事業課長補佐）……事業課の非常持出にあたる（問題管理係員及び試験実施第１係員）

(2) 電子計算機室自衛消防隊

- 隊長（事業部長）
  - 副隊長（情報処理課長）
    - 通報・連絡班（業務第１係長）……本部隊との連絡及び報告にあたる（業務第１係員）
    - 設備安全班（業務第２係長）……電子計算機・ＯＭＲの安全措置にあたる（業務第２係員）
    - 搬出班（情報処理課長補佐）……情報処理課の非常持出にあたる（資料係員）
    - 消火班……電子計算機室内における消火器等による初期消火にあたる（業務第１係員及び情報管理係員）

別表４を次のように改める。

別表４　火災発生時における通報連絡系統

（１）勤務時間内

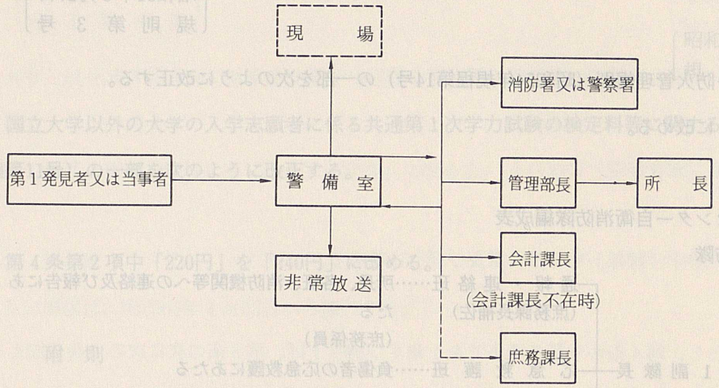

（２）勤務時間外

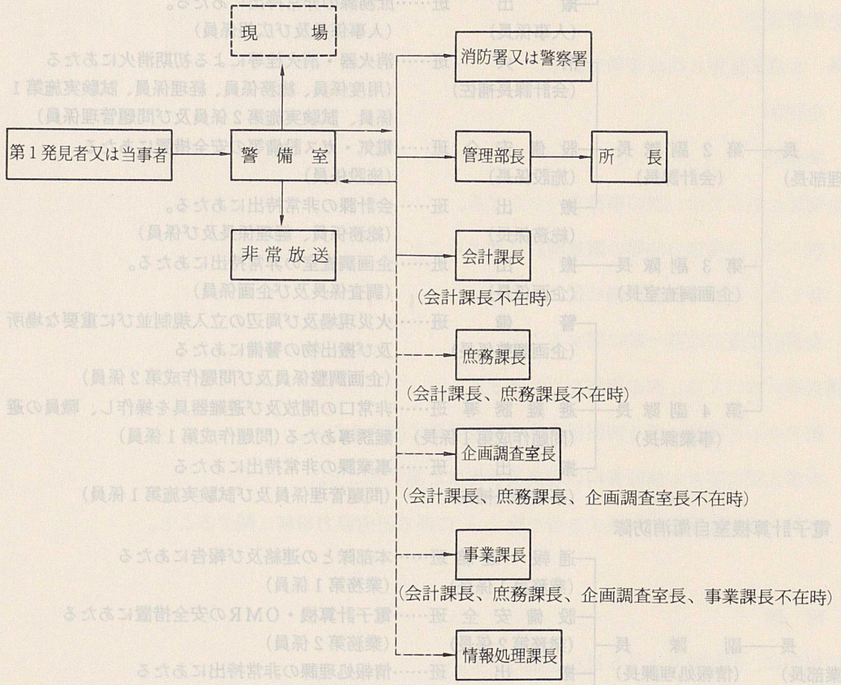

附　則

この規則は、昭和61年５月27日から施行する。

(8)　大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則

（昭和61年６月20日
規　則　第　４　号）

大学入試センター文書管理規則（昭和56年規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１項を加える。

２　この規則で用いる組織の名称及び職名は、次の各号に掲げるところによる。

(1)　部課　部、課又は室

(2)　課　課又は室

(3)　課長　課長又は室長

第６条第１項の表中「｜会　計　課　｜　総務係長　　｜」を

「

会　計　課	総務係長	
企画調査室	企画係長	

」に改める。

第７条の表中「｜会計課所掌の文書　　｜　会　｜入試セ会　｜」を

「

会計課所掌の文書	会	入試セ会	
企画調査室所掌の文書	企	入試セ企	

」に改める。

別表第１中

「

(1)　他の行政機関等に発する文書（所長名義のものを除く。）
(2)　部の２課の所掌事務に係るもの
(3)　その他部長の名義をもちいることが適当と認められるもの

」を

「

(1)　他の行政機関等に発する文書（所長名義の者を除く。）
(2)　部の複数の課の所掌事務に係るもの
(3)　その他部長の名義をもちいることが適当と認められるもの

」に改める。

別記様式第３号中

「

庶　　務　　課

」を

「

庶務課課長補佐	庶　務　課

」に改める。

別記様式第５号中

「

課　　長

」を

「

課　　長	課長補佐

」に改める。

附　則

1　この規則は、昭和61年６月20日から施行し、昭和61年４月５日から適用する。

2　この規則施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による原議書及び郵便物発送伝票は、この規則による改正後の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

(9)　大学入試センター公印規則の一部を改正する規則

（昭和61年６月20日
規　則　第　５　号）

大学入試センター公印規則（昭和52年規則第５号）の一部を次のように改正する。

別表中課長の印の項を次のように改める。

課長の印 室長の印	20ミリメートル平方	庶務課長	庶務係長	

附　則

この規則は、昭和61年６月20日から施行し、昭和61年４月５日から適用する。

⑽　大学入試センター庁舎管理規則の一部を改正する規則

（昭和61年６月20日
規則第６号）

大学入試センター庁舎管理規則（昭和56年規則第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「部長及び課長」を「部長、課長及び室長」に改める。

附　則

この規則は、昭和61年６月20日から施行する。

⑾　大学入試センターの運営協議員候補者選考に関する内規の一部を改正する内規

（昭和61年６月17日
内規第１号）

大学入試センターの運営協議員候補者選考に関する内規（昭和52年内規第２号）の一部を次のように改正する。

第３項中「４人」を「５人」に改め、同項第１号を次のように改める。

(1)　センターの教授又は助教授たる運営協議員の候補者は次のとおりとする。

ア　副所長

イ　研究部長

ウ　研究部の教授又は助教授　　３人

附　則

この内規は、昭和61年６月17日から施行する。

⑿ 共通第１次学力試験等連絡協議会に関する申合せの一部を次のように改正する申合せ

（昭和61年11月28日
申合せ第１号）

共通第１次学力試験等連絡協議会に関する申合せ（昭和52年申合せ第３号）の一部を次のように改正する。

第１項第２号中「教科専門委員会の各部会長（特別問題作成部会長を除く。）18名」を「教科専門委員会の各部会長（特別問題作成部会長を除く。）17名」に、及び「18科目について、各都道府県教育委員会が推薦する者54名以内」を「17科目について、各都道府県教育委員会が推薦する者51名以内」に改める。

附　則

この申合せは、昭和61年11月28日から施行する。

⒀ 「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会の設置について

（昭和61年９月26日
所　長　裁　定）

1　目　的

「大学入試改革について―大学入試改革協議会まとめ―」の新しいテストに関する具体的な問題について調査検討するため、大学入試センター（以下「センター」という。）に『「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会』（以下「委員会」という。）を置く。

⑴　試験の実施体制に関すること。

⑵　試験の実施方法に関すること。

⑶　試験の利用方法に関すること。

⑷　試験の出題教科・科目等に関すること。

⑸　マーク・シート方式の改善等に関すること。

⑹　その他

2　組織等

委員会は、センターの所長の委嘱により、25人以内の委員で構成し、その選出区分は次のとおりとする。

センター

（所長、副所長、研究部長）

国立大学関係者

公立大学関係者

私立大学関係者

高等学校関係者

教育委員会関係者

学識経験者

（実施方法専門委員会委員長及び教科専門委員会委員長又は副委員長を含む。）

3　議　長

⑴　センターの所長は、会議を召集し、その議長となる。

⑵　所長が欠けたとき、又は事故があるときは、所長の事務を代行する者が前項の職務を代行する。

4　定足数

会議の定足数は、委員の過半数とする。

5　臨時委員

(1)　委員会に、委員のほか、特別な事項について調査検討するため、臨時委員を置くことができる。

(2)　臨時委員に関する事項は、所長が別にこれを定める。

6　専門委員会

(1)　委員会に、専門的な事項について調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

(2)　専門委員会に関する事項は、所長が別にこれを定める。

7　所長裁定の改廃

この所長裁定の改廃は、委員会及び運営協議員の会議の議を経て、所長が行う。

8　庶　務

委員会の庶務は、管理部企画調査室において処理する。

附　則

この所長裁定は、昭和61年９月26日から実施する。

(14)　「新テスト」（仮称）に関する専門委員会の設置について

昭和62年３月９日
所　長　裁　定

1　趣　旨

「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会の設置について（昭和61年所長裁定）の第６項の規定に基づき、『「新テスト」（仮称）に関する専門委員会』（以下「専門委員会」という。）を置く。

2　任　務

専門委員会は、『「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会』（以下「委員会」という。）の調査検討に当たり必要となる専門的な事項について調査検討を行う。

3　組織等

専門委員会は、調査検討を必要とする専門的な事項ごとに15人以内の委員で構成し、センターの所長が指名する。

4　委員長等

(1)　専門委員会に委員長を置き、委員の互選による。

(2)　専門委員会は、必要に応じ所長が招集する。

5　定足数

会議の定足数は、委員の過半数とする。

6　所長裁定の改廃

この所長裁定の改廃は、委員会の議を経て、所長が行う。

7　庶　務

専門委員会の庶務は、管理部企画調査室において処理する。

附　則

この所長裁定は、昭和62年４月１日から実施する。

4 関　係　法　令

(1)　大学入試センター組織運営規則の一部を改正する省令

（昭和61年４月５日　　文部省令第22号）

(2)　大学入試センターの内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令

（昭和61年４月５日　文部省訓令第17号）

(3)　国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

（昭和61年５月１日　　文部省令第28号）

(1)　大学入試センター組織運営規則の一部を改正する省令

昭和61年４月５日
文部省令第22号

大学入試センター組織運営規則（昭和52年文部省令第20号）の一部を次のように改正する。

第３条第６項中「課長」を「課長及び室長」に、「課」を「課又は室」に改め、同項を同条第８項とし、同条第５項を同条第７項とする。

第３条第４項中「及び事業部並びに課」を「並びにこれに置かれる課及び室」に、「及び課長」を「、課長及び室長」に改め、同項を同条第５項とし、同項の次に次の１項を加える。

６　事業部及びこれに置かれる課に、それぞれ部長及び課長を置き、事務職員又は技術職員をもって充てる。

第３条第３項中「及び事業部」を削り、「課」を「課及び室」に改め、同項の次に次の１項を加える。

４　事業部に、その所掌事務を分掌させるため、文部大臣が別に定めるところにより、課を置く。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

(2)　大学入試センターの内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令

（昭和61年４月５日
文部省訓令第17号）

大学入試センターの内部組織に関する訓令（昭和52年文部省訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第１項中「課は庶務課及び会計課」を「課及び室は、庶務課、会計課及び企画調査室」に改める。

附　則

この訓令は、昭和61年４月５日から実施する。

文高学第187号
昭和61年５月１日

各国立学校長　殿
大学入試センター所長

文部事務次官
宮地貫一

国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の
一部を改正する省令の制定等について（通達）

昭和61年５月１日文部省令第28号をもって、別紙のとおり、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令が公布され、即日施行されました。その内容は下記１、２、３のとおりです。

また、国立の大学及び高等専門学校における研究生、聴講生等に係る授業料に関する改正後の国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第９号）（以下「新省令」という。）第13条の規定に基づく文部大臣の承認については，下記４により取り扱うこととしますので、事務上遺漏のないよう願います。

なお、この通達に規定するもののほかは、従前のとおりですので、念のため、申し添えます。

記

１．国立の学校において徴収する授業料の額を改定したこと。（第２条第１項）

２．入学年度の前期に係る授業料については、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとしたこと。（第３条第３項）

３．授業料の額は、昭和62年４月１日以後に第１年次に入学する者に係るものから改定することとし、昭和61年５月１日以後に転学、編入学又は再入学する者に係るものについては、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額としたこと。
（附則第２項及び第３項）

４．国立の大学及び高等専門学校における研究生、聴講生等に係る授業料並びに大学入試センターに

おいて、国立大学以外の大学から徴収する成績提供手数料について、国立学校又は大学入試センターの長が、学則その他の規則で次のとおり定めるときは、新省令第13条の規定に基づく文部大臣の承認があったものとして取り扱うこととすること。

(1) 大学の研究生、専攻生、選科生及び聴講生に係る昭和62年度以降の授業料の額は、研究生及び専攻生にあっては、それぞれ月額16,700円とし、選科生及び聴講生にあっては、それぞれ１単位に相当する授業について8,400円とする。ただし、昭和62年３月31日以後引き続き在学している者については、学則その他の規則に定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が昭和62年４月１日以降であるものを除く。）が満了するまでの間は、従前の額とする。

(2) 臨時教員養成課程に係る昭和62年度以降の授業料の額は、年額30,000円とする。

(3) 高等専門学校の研究生及び聴講生に係る昭和62年度以降の授業料の額は、研究生にあっては、月額7,400円とし、聴講生にあっては、１単位に相当する授業について3,700円とする。ただし、昭和62年３月31日以後引き続き在学している者については、学則その他の規則に定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が昭和62年４月１日以後であるものを除く。）が満了するまでの間は、従前の額とする。

(4) 大学入試センターにおいて、国立大学以外の大学から、当該大学の入学志願者に係る共通第１次学力試験の個人別成績の提供について徴収する成績提供手数料の額は、入学志願者１人につき240円とする。

5．留意事項

上記２の改正の実施方法等については、おって別に通知することとしているので、それを参照のうえ、その実施につき遺漏のないよう願いたいこと。

別　紙

○文部省令第28号

国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第13条の規定に基づき、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和61年５月１日

文部大臣　海　部　俊　樹

国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表を次のように改める。

区　　分		授業料	入学料	検定料
		年額　円	円	円
学部（夜間において授業を行う学部を除く。）		300,000	150,000	21,000
夜間において授業を行う学部		150,000	75,000	16,500
大学院の研究科		300,000	150,000	18,000
大学の専攻科	特殊教育特別専攻科	156,000	32,000	10,500
	その他の専攻科（乗船実習科を含む。）	300,000	90,000	12,000
大学の別科	音楽別科	300,000	45,000	6,200
	養護教諭特別別科	156,000	32,000	5,300
	その他の別科	219,600	45,000	6,200
筑波大学理療科教員養成施設		36,000	12,000	5,000
短期大学の学科（夜間において授業を行う学科を除き、専攻科を含む。）		219,600	90,000	12,000
短期大学の夜間において授業を行う学科(専攻科を含む。)		150,000	75,000	12,000
高等専門学校		133,200	45,000	10,500
高等学校（専攻科を含む。）		82,800	30,000	6,200
盲学校及び聾学校の高等部（専攻科を含む。）並びに養護学校の高等部		4,800	2,000	2,500
盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部		3,600	1,200	——
幼稚園		52,800	18,000	1,000

第３条に次の１項を加える。

３　入学年度の前期に係る授業料については、前２項の規定にかかわらず入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　昭和61年３月31日に在学する者及び昭和61年度入学者に係る授業料の額は、改正後の第２条第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　この省令の施行の日以後において、転学、編入学又は再入学をする者に係る授業料の額は、改正後の第２条第１項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

5　実　施　要　項　等

(1)　昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験実施要項

(2)　昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験案内（抄）

(3)　昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験志願票

(4)　昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験票

(5)　昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験者心得

(6)　昭和62年度共通第１次学力試験の試験場設定について

(7)　昭和62年度共通第１次学力試験における各地区の追試験実施大学の指定について

(8)　昭和62年度共通第１次学力試験志願者の試験場別割当てについて

(9)　昭和62年度共通第１次学力試験場一覧

(10)　大学入学者選抜共通第１次試験実施要項について

(11)　その他の参考資料

ア　昭和62年度大学入学者選抜実施要項について（文部省）

(1) 昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験実施要項

昭和62年度大学入学者選抜
共通第１次学力試験実施要項

〔昭和61年６月18日入試セ事第73号
大学入試センター所長通知〕

第１　国立大学の共通第１次学力試験の実施

昭和62年度大学入学者選抜実施要項（昭和61年５月27日付け文高大第208号文部省高等教育局長通知）の第10に定める国立大学の共通第１次学力試験の実施については、次に定めるところによるものとする。

１　目　　的

(1)　共通第１次学力試験は、国立大学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）について、主として、高等学校の段階における一般的かつ基礎的な学習の達成の程度を判定することを目的とする。

(2)　共通第１次学力試験は、各国立大学が大学入試センターと協力して、同一の期日に同一の試験問題により、共同して実施する。

２　実施に当たっての業務分担

共通第１次学力試験の実施に当たっての業務は、大学入試センターと各国立大学が、次のとおり分担する。

(1)　大学入試センター

共通第１次学力試験の実施に当たり、試験問題等の作成・印刷及び輸送、受験案内等の作成、出願の受付、受験票の交付、監督要領等の作成、答案の採点・集計、試験成績その他資料の各大学への提供、その他関連する業務

(2)　各国立大学

共通第１次学力試験の実施に当たり、試験場の設定、試験監督者等の選出、受験案内の配付、試験の実施、答案の整理・発送、その他関連する業務

３　出願資格

共通第１次学力試験に出願することができる者は、入学志願者で次のいずれかに該当するものとする。

(1)　高等学校を卒業した者及び昭和62年３月卒業見込みの者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び昭和62年３月修了見込みの者

(3)　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び昭和62年３月31日までにこれに該当する見込みの者

4　出題教科・科目等

(1)　共通第１次学力試験の出題は、高等学校学習指導要領の内容に準拠して行う。

(2)　共通第１次学力試験の出題教科・科目等は、別表のとおりとする。

(3)　共通第１次学力試験は、主として多肢選択による客観式の検査方式により出題し、解答はマーク方式によるものとする。

5　受験案内の配付

大学入試センターは、共通第１次学力試験の実施に関する細目、出願の具体的手続等を記載した受験案内を作成し、各国立大学は、これを希望者に昭和61年９月１日（月）から配付する。

6　出　　願

共通第１次学力試験の出願は、次によるものとする。

(1)　出願の期間は、昭和61年10月27日（月）から11月７日（金）までとする。

(2)　出願の方法は、次のとおりとする。

ア　高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）を昭和62年３月卒業見込みの者は、出願に必要な書類を取りそろえ、検定料(10,000円)を受験案内に定める手続により納付し、その納付書・領収証書を添えて、在学する高等学校長を経由して大学入試センターに郵送により提出する。

イ　高等学校を昭和62年３月卒業見込みの者以外の者（高等学校を卒業した者、大学入学資格検定合格者等）は、出願に必要な書類（出願資格を証明する書類を含む。）を取りそろえ、検定料（10,000円）を受験案内に定める手続により納付し、その納付書・領収証書を添えて、直接大学入試センターに郵送により提出する。

7　受験票等の交付

大学入試センターは、出願を受理した入学志願者に対し、受験番号、試験場等を記載した受験票及び志願大学に提出するための共通第１次学力試験成績請求票等を、昭和61年12月下旬までに交付する。

8　試験場の指定等

(1)　大学入試センターは、入学志願者に対し、次により試験場を指定する。

ア　高等学校を昭和62年３月卒業見込みの者(通信制の課程によるものを除く。)については、在学する高等学校が所在する試験地区(原則として都道府県を単位として受験案内で定める地区をいう。以下同じ。）内の国立大学が設定する試験場

イ　高等学校を卒業した者、高等学校の通信制の課程を卒業見込みの者、大学入学資格検定合格者等については居住する試験地区内の国立大学が設定する試験場

(2)　大学入試センターは、各国立大学に対し、当該大学が所在する試験地区内の入学志願者数の割当てを行い、各国立大学は、その割当てに応じた試験場を設定する。

9　実施期日等

(1)　共通第１次学力試験は、昭和62年１月24日（土）、25日（日）の２日間にわたり実施する。

(2)　実施する各教科の試験時間は、国語、数学及び外国語については各100分とし、理科及び社会については各60分とする。

10　再試験の実施

雪・地震等による災害その他の事情により、９の(1)に定める期日に共通第１次学力試験を実施できなかった場合には、再試験を実施する。

実施期日は、昭和62年１月31日（土）、２月１日（日）とし、当日の実施が不可能な場合は、この期日より後にできるだけ速やかに実施する。

11　追試験の実施

(1)　疾病・負傷及び交通事故又は災害等により、９の(1)に定める期日に共通第１次学力試験を受験できない者を対象として、追試験を実施する。

実施期日は、昭和62年１月31日（土）、２月１日（日）とする。ただし、10の再試験をこの期日より後に実施する必要が生じた場合は、再試験と同一の期日に実施する。

追試験の試験場は、全国を２地区に分け、地区ごとに１か所設定する。

⑵　各国立大学は、追試験の受験申請を受け付け、大学入試センターが定める基準により審査の上、受験の可否を決定するものとする。

12　資料の発表

大学入試センターは、共通第１次学力試験に係る試験問題、正解・配点を試験実施後速やかに発表する。

ただし、共通第１次学力試験の個人別成績は、発表しないものとする。

13　成績の請求及び提供

⑴　各国立大学は、当該大学の入学志願者から提出された共通第１次学力試験成績請求票に基づき、入学志願者の共通第１次学力試験の成績を大学入試センターに請求するものとする。ただし、４月１日以降に出願受付する第２次募集については、共通第１次学力試験成績請求票を要しないものとする。

⑵　大学入試センターは、各国立大学の請求に基づき、共通第１次学力試験の成績を速やかに提供するものとする。

14　身体に障害のある入学志願者に対する試験実施上の配慮

⑴　共通第１次学力試験の実施に当たっては、身体に障害のある入学志願者に対し、障害の種類・程度に応じ、出題、解答の方法、試験場の整備等、特別の配慮を行う。

この場合、盲者の入学志願者に対しては、点字による出題、試験時間の延長、特定試験場の設定等の措置をとることとし、その他の身体に障害のある入学志願者に対しては、必要に応じ拡大文字による出題、マーク方式によらない文字又はチェックによる解答、手話通訳者、介助者の付与、特定試験場の設定等の措置をとることとする。

⑵　身体に障害があり、志望の大学・学部等における修学上特別な配慮を必要とする入学志願者は、あらかじめ当該大学と協議を行った上（協議中を含む。）、出願するものとする。この場合、当該大学は、協議の結果又は協議中である旨の文

書を入学志願者に交付するものとする。

15　そ　の　他

前各項に定めるもののほか、共通第１次学力試験の実施に関する細目のうち、一括して処理することが適当と認められるものについては、大学入試センターが別に定める。

第２　公立大学における共通第１次学力試験の利用

昭和62年度大学入学者選抜実施要項の第11に定める公立大学における共通第１次学力試験の利用に関しては、次に定めるところによるものとする。

1　利用の手続等

⑴　各公立大学は、共通第１次学力試験の利用に関し、大学入試センターとの間で所要の取決めを行うものとする。

⑵　各公立大学は、共通第１次学力試験の実施に関し、試験場の設定、試験監督者等の選出、受験案内の配付、試験の実施、答案の整理等について、最寄りの国立大学に協力するものとする。

⑶　各公立大学は、当該大学の募集要項に、共通第１次学力試験を当該大学の第１次の学力検査として利用する旨を明記するものとする。

2　公立大学に入学を志願する者の受験申込み

公立大学に入学を志願する者は、前記第１の６に定めるところに準じ、共通第１次学力試験の受験申込みを行うものとする。

3　成績の請求及び提供

⑴　公立大学に係る成績の請求及び提供は、前記第１の13に準じて実施するものとする。

⑵　大学入試センターは、公立大学に成績を提供するときは、入学を志願する者１人１回につき240円の成績提供手数料を当該大学から徴収するものとする。

4　そ　の　他

その他については、前記第１に準ずるものとする。

第３　私立大学における共通第１次学力試験の利用

私立大学で共通第１次学力試験を利用するものにおける当該利用に関しては、前記第２に準ずるものとする。

〔備　　考〕

「私立大学で共通第１次学力試験を利用するもの」は、産業医科大学である。

別　表

昭和62年度共通第１次学力試験出題教科・科目等

教　科	試験時間（配点）	出　題　科　目	出　題　方　法　等	科目選択の方法
国　語	100分（200点）	『「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」』		
社　会	60分（100点）	『「倫理」・「政治・経済」』 「日　本　史」 「世　界　史」 「地　　理」 「現代社会」		左記出題科目の５科目のうちから１科目を試験室で選択し、解答する。 この場合、「現代社会」を選択解答することができる者は、高等学校の普通科・理数科の卒業（見込み）者以外の者で、かつ、共通第１次学力試験の出願時にその科目の受験を申請し、承認された者に限る。
数　学	100分（200点）	『「数学Ⅰ」・「数学Ⅱ」』 『「数学Ⅰ」・「工業数理」』 『「数学Ⅰ」・「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」』	「数学Ⅱ」の電子計算機と流れ図は、出題範囲から除く。 「数学Ⅱ」については、「数学Ⅱ」を履修した者並びに「代数・幾何」、「基礎解析」及び「確率・統計」のうち２科目以上を履修した者のいずれにも対応した出題とする。 「簿記会計Ⅱ」は、前半の内容（①特殊な取引の記帳、②帳簿組織、③株式会社の記帳）を出題範囲とする。	左記出題科目の３科目のうちから１科目を選択し、解答する。 この場合、『「数学Ⅰ」・「工業数理」』又は『「数学Ⅰ」・「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」』を選択解答することができる者は、高等学校において「工業数理」又は「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」を履修した者及び文部大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科の修了（見込み）者で、かつ、共通第１次学力試験の出願時にその科目の受験を申請し、承認された者に限る。
理　科	60分（100点）	「物　　理」 「化　　学」 「生　　物」 「地　　学」 「理　科　Ⅰ」	「物理」、「化学」、「生物」、「地学」の出題には、「理科Ⅰ」に含まれるそれぞれの科目の関連内容を含む。	左記出題科目の５科目のうちから１科目を試験室で選択し、解答する。 この場合、「理科Ⅰ」を選択解答することができる者は、高等学校の普通科・理数科の卒業（見込み）者以外の者で、かつ、共通第１次学力試験の出願時にその科目の受験を申請し、承認された者に限る。
外国語	100分（200点）	『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』 「ドイツ語」 「フランス語」		『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』とこれに準じた「ドイツ語」及び「フランス語」のうちから１科目を試験室で選択し、解答する。

(2)　昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験案内（抄）

昭和62年度大学入学者選抜
共通第１次学力試験

受　験　案　内

出願期間　昭和61年10月27日(月)～11月７日(金)

試験期日　昭和62年１月24日(土)・25日(日)

大学入試センター

（この「受験案内」は共通第１次学力試験が終了した後も必要となることがあるので、第２次試験が終了するまで保管しておくこと。）

受験生諸君へ

共通第１次学力試験と第２次試験の組み合わせによる、国公立大学の入学者選抜制度は９回目を迎えることになりました。

この入試制度は、高等学校における教育を尊重しながら、受験生諸君の能力・適性をいろいろな角度から総合的に評価しようとする考え方を基本にしています。まず、全国公立大学と大学入試センターが協力して行う共通第１次学力試験で、大学教育に必要な基礎学力を備えているかどうかを高等学校の段階における一般的・基礎的な学習の達成の程度を見ることにより判定し、次いで各大学が行う第２次試験で、それぞれの学部・学科等の専攻に応じて重視される能力・適性を見ようとしています。すなわち、共通第１次学力試験は、各大学・学部の入学試験の一部であり、これに第２次試験と高等学校調査書などが総合され、初めてそれぞれの大学の入学試験となるものです。

大学入試センターでは、上に述べた共通第１次学力試験の目的に沿って、全国公立大学の全面的な協力の下に、より適正な試験問題の作成に当たるとともに、これを公正・正確かつ円滑に行うための努力を重ねており、過去の実施結果や当センターの研究部の研究成果もこれらに生かすようにしています。

昭和62年度の共通第１次学力試験は、次の２点において大きく変更されております。

第１は、共通第１次学力試験に課す教科・科目数が従前の５教科７科目から５教科５科目以下と変ったことです。受験生諸君は、自分の志望大学の実施要項（学生募集要項）を十分参照の上、受験する教科を間違えないよう十分注意してください。

第２は、高等学校教育課程の改訂に伴う旧教育課程履修者に対する経過措置が終了したことです。従って、昭和62年度からは、新教育課程のみにより出題さ

れることになります。

以上２点の他、手続等について若干変更している部分がありますので、これらの点も併せて十分注意してください。

この受験案内は、共通第１次学力試験の仕組みと、この試験を受験しようとするときの具体的な手続きなどを記載したものです。また、受験に必要な書類も折り込まれております。

受験生諸君は、この「受験案内」をよく読んで、誤りのないよう所定の手続きをするとともに、注意事項などを十分理解の上、試験に臨まれることを期待します。

受験生諸君の健闘を祈ります。

昭和61年９月

大学入試センター所長

堯 天 義 久

昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験

受　験　案　内

この受験案内は、国立大学、公立大学及び産業医科大学に入学を志願する者が受験しなければならない共通第１次学力試験の諸手続等具体的事項について取りまとめたものである。

ただし、次の場合には共通第１次学力試験の受験を免除されることがあるので、各大学の実施要項及び募集要項により確認すること。

① 国公立大学の推薦入学の場合
② 帰国子女、社会人などの入学志願者について特別な方法により選抜を実施する場合

目　　次

1 昭和62年度国公立大学入学者選抜実施日程……2
2 出願資格……3
3 出願手続の概要……5
4 検定料の納付方法……7
5 出願方法……8
6 志願票の記入方法……12
7 確認はがきの送付……16
8 試験場の指定……17
9 受験票・写真票・成績請求票……19
10 試験期日・試験時間……23
11 出題教科・科目等……23
12 試験問題冊子の注意事項・解答用紙の様式……26
13 資料の発表……34
14 再試験・追試験……35
15 身体に障害のある入学志願者及び不慮の事故等による負傷者等に対する試験実施の際の受験特別措置及び志望大学との協議……36
高等学校等コード表……40
〔参考〕国立大学「定員一部留保第２次募集」、「欠員補充第２次募集」の実施日程等……59

（注） この受験案内には、**志願票**、**検定料の納付書**（３枚１組）、**封筒**（個人直接出願者用）を**折り込んであるので、確認する**こと。

1　昭和62年度国公立大学入学者選抜実施日程

共通第1次学力試験	年　月　日	各大学が実施する第2次試験
	昭和61年7月末まで	実施要項発表
受験案内発表、配付開始	9月1日(月)から	
検定料納付	原則として9月1日(月)から11月1日(土)まで	
出願受付	10月27日(月)から11月7日(金)まで	
	11月30日(日)まで	募集要項発表
確認はがき送付(出願内容確認)	出願後3週間頃まで	
受験票等の送付	12月下旬まで	
	昭和62年1月12日(月)から19日(月)まで	出願受付
試験実施	1月24日(土)・25日(日)	
正解等を発表	1月26日(月)	
追試験実施	1月31日(土)・2月1日(日)	
	2月7日(土)まで	推薦入学（共通第1次学力試験を課さない場合）の結果発表（実施大学だけ）
	2月21日(土)まで	2段階選抜と推薦入学（共通第1次学力試験を課す場合）の結果発表（実施大学だけ）
	3月1日(日)から	各国立大学及び公立大学が試験実施（A日程グループ）
	3月5日(木)から（特例として3月4日(水)から）	各国立大学及び公立大学が試験実施（B日程グループ）
	3月6日(金)から	一部の公立大学が試験実施
	3月20日(金)まで	各国立大学が合格者発表（各公立大学もこれに準ずる）

（注）①公立大学の実施日程は、一部の公立大学においては上表と異なる場合があるので注意すること。
②産業医科大学の実施日程は、国立大学とほぼ同じである。

2　出　願　資　格

【注意】 出願資格について**疑問がある場合**は、出願する前になるべく早く大学入試センターに照会すること。

（照会先6ページ参照）

昭和62年度大学入学者選抜共通第1次学力試験に出願できる者は、次のいずれかに該当する者である。

(1)　高等学校を卒業した者及び昭和62年3月卒業見込みの者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び昭和62年3月修了見込みの者

(3)　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び昭和62年3月31日までにこれに該当する見込みの者

これらの者は、次のとおりである。

ア　外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及び昭和62年3月31日までに修了見込みの者、又はこれらに準ずる者で文部大臣の指定したもの（注1参照）

イ　文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び昭和62年3月31日までに修了見込みの者

ウ　文部大臣の指定した者（注2参照）

エ　大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部大臣が行う大学入学資格検定に合格した者及び昭和62年3月31日までに合格見込みの者

オ　その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（注1）「文部大臣の指定したもの」は、次のとおりである。（昭和56年文部省告示第153号による。）

○　外国において、学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者で、昭和62年3月31日までに18歳に達するもの（大韓民国の「高等学校卒業学力検定考試」等がこれに該当する。）

○　外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者を含む。）で、「東京外国語大学外国語学部附属日本語学校」、「国際学友会日本語学校」、「関西国際学友会日本語学校」又は「赴日留学生予備学校」において、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了し、昭和62年３月31日までに18歳に達するもの

（注２）「文部大臣の指定した者」の主なものは、次のとおりである。（昭和23年文部省告示第47号による。）

○　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の普通免許状を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）によりこれらの免許状を有するものとみなされた者（旧教員免許令（明治33年勅令第134号）に基づく旧実業学校教員検定に関する規程（大正11年文部省令第４号）による実習科目に関する限りの実業学校教員免許状を有する者を除く。）

○　スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で昭和62年３月31日までに18歳に達するもの

○　専修学校の高等課程の修業年限３年以上の課程で文部大臣が別に指定したものを文部大臣が定める日以後に修了した者及び昭和62年３月修了見込みの者

その他旧制の教育機関の出身者の資格については、できるだけ早く大学入試センターに照会をすること。

3　出願手続の概要

【注意】　この受験案内の中では、**入学志願者を次のように区分して記載**してあるので、注意すること。

- **「高等学校等卒業見込者」**→昭和62年3月高等学校（盲・聾・養護学校の高等部を含む。）を卒業見込みの者
- **「高等学校卒業者等」**——→10ページの出願資格区分Ａ～Ｆに該当する者

検定料払い込み
原則として
9月1日から11月1日まで

↓

出願資格を証明する書類の入手

↓

志願票の作成及び出願書類の提出
10月27日から11月7日まで

↓

大学入試センターから確認はがきの送付
出願受付締切後3週間頃まで

↓

大学入試センターから受験票等送付
12月下旬まで

受験案内に折り込んである検定料「納付書」（3枚1組）により納付し、「納付書・領収証書」を志願票の裏面にのり付けする。（７ページ参照）

・高等学校等卒業見込者
「志願票総括表」にて一括証明（８ページ参照）
・高等学校卒業者等
出願資格を証明する書類を出身高等学校等から、なるべく早く入手しておくこと。
特に、外国の教育機関の出身者は、出願する以前に資格等について大学入試センターに照会すること。

志願票は記入例に従って正確に記入すること。（12ページ参照）

出願書類の提出は次によること。
・高等学校等卒業見込者
高等学校等を経由して提出する。
・高等学校卒業者等
直接大学入試センターに提出する。

志願票の記入事項の登録内容について入学志願者に照合確認を求める。（16ページ参照）
送付方法は次による
・高等学校等卒業見込者
高等学校等を経由して本人に送付する。
・高等学校卒業者等
本人に直接送付する。

試験場、受験番号等を記載した受験票とともに、写真票、成績請求票及び受験者心得を送付する。
送付方法は確認はがきの送付方法に準ずる。（19ページ参照）

入学志願者側からの届出等

〒153　東京都目黒区駒場２丁目19－23
電話　03（465）8600
平日９時30分から17時、土曜日９時30分から12時

【注意】 郵便の場合は、表面に「……届出」等と朱書し、また、届出等の内容のほかに現住所(フリガナ)、氏名(フリガナ)、高等学校等コード、連絡電話番号、その他参考になる事項を必ず記入すること。

届出、問い合わせの方法

事由		届出、問い合わせ方法	参照ページ
① 出願書類記入方法の問い合わせ		電話	
② 検定料「納付書・領収証書」	紛失	電話	
	誤記入・未記入	速達郵便はがき	
③ 出願後の氏名、現住所、連絡電話番号の変更届出		速達郵便はがき 受験票到着後は、届出不要。（身体障害者受験特別措置申請者を除く。） ただし、氏名の変更については、受験票到着後でも、届け出ること。	9
④ 確認はがき不着届出		電話	16
⑤ 受験票等不着届出		速達郵便はがき	21
⑥ 受験票等再発行願い出		速達郵便（封筒）	21

4　検定料の納付方法

【注意】 1　検定料を納付せずに出願しても、**受理しない。**
2　検定料は、出願を受理した後は、いかなる理由があっても返還しない。

出願する前に、まず共通第１次学力試験の検定料を納付しなければならない。

①　共通第１次学力試験の検定料の額	10,000円（第２次試験の検定料を含まない。）
②　検定料「納付書」の記入方法	現住所、入学志願者の氏名（漢字、フリガナ）、高等学校等コード（40～58ページ参照）を黒又は青のボールペンで正確に記入すること。 検定料「納付書」の用紙（３枚１組）は、この受験案内に折り込んであるものを丁寧に取りはずして使用すること。
③　納付先	●郵便局 ●銀行等 （銀行又は信用金庫の本店、支店）
④　納付期限	**９月１日(月)から11月１日(土)まで** （郵便局、銀行等の窓口締切時刻まで） 特別の事情でやむを得ない場合は11月７日(金)まで
⑤「納付書・領収証書」の提出	**志願票裏面の所定欄にはり付けて提出**すること。

5 出 願 方 法

【注意】 出願方法について**疑問がある場合**は、なるべく早く大学入試センターに照会すること。
（照会先６ページ参照）

出願期間

昭和61年10月27日(月)～11月７日(金)　（11月７日　消印有効）

期限厳守 —— **出願期間を過ぎた後に提出された出願書類は、**いかなる理由があっても受理しない。

出願書類、提出方法

区　分	出 願 書 類、提 出 方 法
高等学校等卒業見込者（通信制の課程を含む。） ‖ **高等学校等経由出願**	入学志願者は、志願票（検定料「納付書・領収証書」がはり付けてあること。）を在学中の学校に提出する。 学校長は、出願書類を取りまとめ、**「志願票総括表」**を作成し、志願票に添付して書留扱いで郵送する。 「志願票総括表」は、卒業見込み及び単位修得の証明をするもので、昭和61年８月25日付け入試セ事第150号で別途高等学校長あてに送付した**「昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験の出願書類の取りまとめ、提出等について(依頼)」**の中に折り込まれているのでそれを使用すること。
高等学校卒業者等 ‖ **個人直接出願**	入学志願者は次の書類を取りそろえて、この受験案内に折り込んである封筒を使って必ず書留扱いで郵送すること。 ①　**志願票**（裏面に検定料「納付書・領収証書」を必ずのり付けすること。） ②　**出願資格を証明する書類**（11ページ参照） ③　**単位修得証明書** この証明書は高等学校卒業者のうち、高等学校において当該科目を履修した者で、「工業数理」「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」の受験を申請する者に限り、提出する必要がある。 「現代社会」、「理科Ⅰ」の受験を申請する者については提出不要。

（注）　1　**出願書類に次のような不備があるものは、受理しない。**

①　志願票の記入もれ、誤記 ②　検定料納付済の「納付書・領収証書」がはり付けられていないもの ③　必要な証明書等が添付されていないもの

2　志願票を大学入試センターに提出した後は、いかなる理由があっても**その記入事項を変更することはできない。**

ただし、氏名、現住所(志願票に現住所を記入した者だけ)、連絡電話番号に変更があった場合は、次の事項を郵便はがきにより届け出ること。（届出先６ページ参照）

なお、出願後の現住所変更による試験場の変更は認めないので注意すること。

①　変更内容（新・旧がわかるように明示する） ②　氏名、現住所、連絡電話番号、高等学校等コード、高等学校名、高等学校出身者以外は出願資格 （氏名、現住所にはフリガナを付けること） ③　その他参考になる事項

この届出は、昭和61年12月27日(土)までとする。受験票到着後は、届出不要(身体障害者受験特別措置申請者を除く)。ただし、氏名の変更については、受験票到着後でも届け出ること。（再発行21ページ参照）

「高等学校卒業者等」の出願資格区分

【注意】 出願資格について**疑問がある場合**は、出願する前になるべく早く大学入試センターに照会すること。
（照会先６ページ参照）

区分	出　願　資　格
A	高等学校卒業者（盲学校、聾学校、養護学校の高等部を含む。）
B	高等専門学校第３学年修了者及び昭和62年３月修了見込者
C	外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及び昭和62年３月31日までに修了見込みの者、又はこれらに準ずる者で文部大臣の指定したもの（昭和56年文部省告示第153号）
D	文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び昭和62年３月31日までに修了見込みの者（立教英国学院高等部がこれに該当する。）
E	文部大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
F	大学入学資格検定に合格した者及び昭和62年３月31日までに合格見込みの者で、昭和62年３月31日までに18歳に達するもの (1) 大学入学資格検定合格者 (2) 昭和61年度大学入学資格検定に合格見込みの者 (3) 科目合格者の単位修得による昭和61年度大学入学資格検定に合格見込みの者 （大学入学資格検定で既に一部の科目に合格し、残りの受検科目に相当する科目について、在学している高等学校の定時制の課程又は通信制の課程で、昭和62年3月31日までに修得する見込みの者がこれに該当する。）

出願資格を証明する書類の種類

【注意】 左表の**出願資格に該当する証明書類**を出願書類に添えて提出すること。

提出する証明書類の種類
卒業証明書（出身高等学校長が発行するもの。）
高等専門学校第３学年を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（高等専門学校長が発行するもの。）
外国において学校教育の12年の課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（出身学校長が発行するもの。） 文部大臣の指定した者に該当するものは、検定に合格したことを証明する書類又は我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（当該教育機関又は検定試験実施機関の長が発行するもの。）
在外教育施設の高等学校の課程に相当する課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（立教英国学院高等部の長が発行するもの。）
出身学校等を卒業又は修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類又はこれに準ずるもの（出身学校長が発行するもの。） 国際バカロレア資格を取得した者は、国際バカロレア事務局から授与された国際バカロレア資格証書（International Baccalaureate Diploma）を複写したもの（コピー）
大学入学資格検定合格証書を複写したもの（コピー）又は合格証明書 （注） 合格証明書は、文部省初等中等教育局高等学校課に請求し入手すること。 共通第１次学力試験志願用・昭和61年度大学入学資格検定受検出席票（受検の際に配付される。） 大学入学資格検定科目合格通知書 （注） 科目合格通知書は、文部省初等中等教育局高等学校課に請求し入手すること。 受検科目に相当する科目を、在学する高等学校の定時制の課程又は通信制の課程で履修していることを証明する書類（高等学校長が発行するもの。）

6　志願票の記入方法

(1) 記入上の注意

ア　入学志願者は、志願票の記入例を参照し、**まず「志願票控」に記入**してみて、その記入内容に誤りがないことを確認した後に、**「志願票」(提出用)**に記入すること。

「志願票」(提出用)の用紙は、この受験案内に折り込んであるものを、丁寧に取りはずして使用すること。

イ　黒又は青のボールペンで丁寧に記入すること。

ウ　誤って記入した場合は、誤記部分を二重線で消し、訂正すること。

エ　**「現住所」の記入について**

①　高等学校等卒業見込者(通信制課程を除く。)は、**志願票に「現住所」の記入を要しない。**

②　高等学校卒業者等(通信制課程卒業見込者を含む。)は次の事項に注意し、**志願票に「現住所」を必ず記入すること。**

ⓐ　「現住所」は、住民登録の有無は問わないが、確認はがき、受験票等の送付先となるので、郵便物を確実に受領できるように正しく記入すること。

(志願票の内容を登録する際には「カタカナ・数字等記入」欄により行うので、正しく記入すること。その他出願上の照会等は、すべて「現住所」あてに行うので注意すること。)

ⓑ　団地・アパート等に居住している者は、棟番号、戸番まで必ず記入すること。

下宿等の場合は、「○○○○方」などの肩書きを必ず記入すること。

ⓒ　**試験場は、この「現住所」に基づいて指定するので注意し、記入すること。**

ⓓ　現住所の変更届出については、9ページを参照すること。

オ　**「学科」欄**

高等学校卒業者及び卒業見込者は必ず該当する文字を○で囲むこと。

特に高等学校の「普通科」及び「理数科」の卒業(見込み)者以外の者で「現代社会」又は「理科Ⅰ」を受験申請する者は、この欄に○印がない場合には承認されないので注意すること。

カ　**「高等学校卒業者以外」欄**

専修学校の高等課程の修了(見込み)者は「文部大臣の指定した者」の文字を○で囲むこと。

キ　**「受験申請科目」欄**

「現代社会」、「理科Ⅰ」は**高等学校の「普通科」及び「理数科」の卒業(見込み)者以外**の者だけが申請できる。

「工業数理」、「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」は高等学校において**これらの科目を履修した者及び専修学校の高等課程の修了(見込み)者だけが申請できる。**申請する際高等学校卒業者は、該当する科目の単位修得証明書が必要である。なお、高等学校等卒業見込者は在学する高等学校長等が「志願票総括表」により証明するので提出する必要はない。

(2) 志願票の記入例

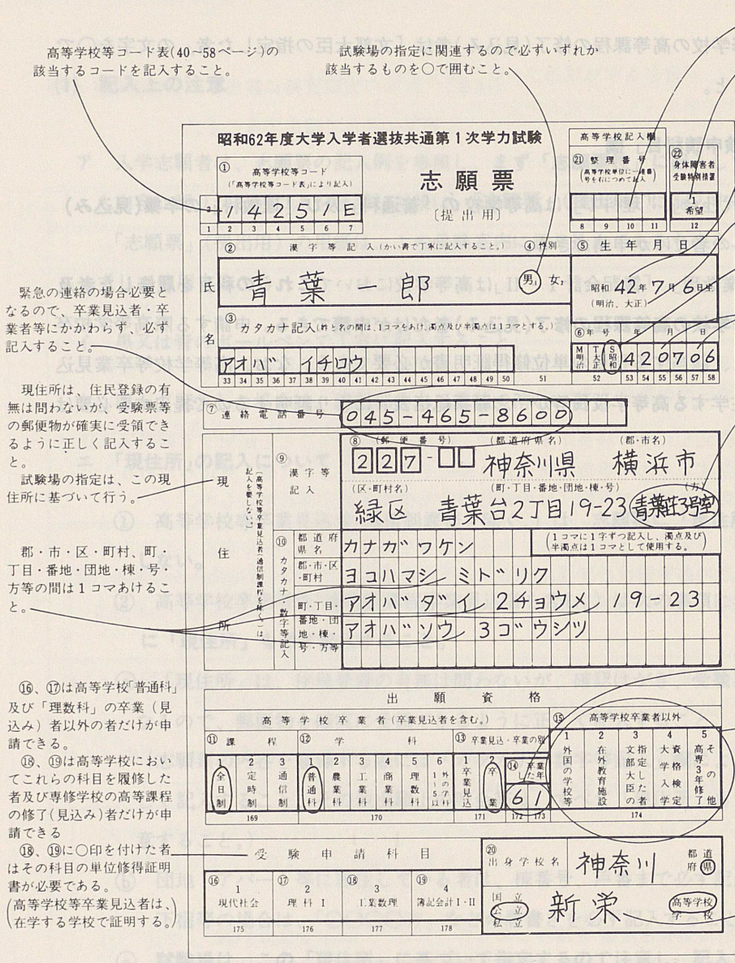

高等学校等コード表(40～58ページ)の該当するコードを記入すること。

試験場の指定に関連するので必ずいずれか該当するものを○で囲むこと。

志願者は記入を要しない。

身体障害者受験特別措置を申請する者だけ○で囲む。

西暦で記入してはいけない。

明治、大正に該当する者だけ○で囲むこと。

該当する年号を○で囲むこと。

1ケタの場合にはあたまに0を記入すること。

団地、アパート等に居住している者は、棟番号、戸番まで必ず記入すること。「下宿等の場合は、「○○○方」などの肩書きを必ず記入すること。

緊急の連絡の場合必要となるので、卒業見込者・卒業者等にかかわらず、必ず記入すること。

現住所は、住民登録の有無は問わないが、受験票等の郵便物が確実に受領できるように正しく記入すること。

試験場の指定は、この現住所に基づいて行う。

郡・市・区・町村、町・丁目・番地・団地・棟・号・方等の間は1コマあけること。

⑯、⑰は高等学校「普通科」及び「理数科」の卒業（見込み）者以外の者だけが申請できる。

⑱、⑲は高等学校においてこれらの科目を履修した者及び専修学校の高等課程の修了（見込み）者だけが申請できる

⑱、⑲に○印を付けた者はその科目の単位修得証明書が必要である。（高等学校等卒業見込者は、在学する学校で証明する。）

卒業見込者は、記入してはいけない。

該当する資格を○で囲む。高等学校卒業（見込み）者は記入してはいけない。

高等学校等卒業見込者及び大学入学資格検定合格（見込み）者は記入不要。

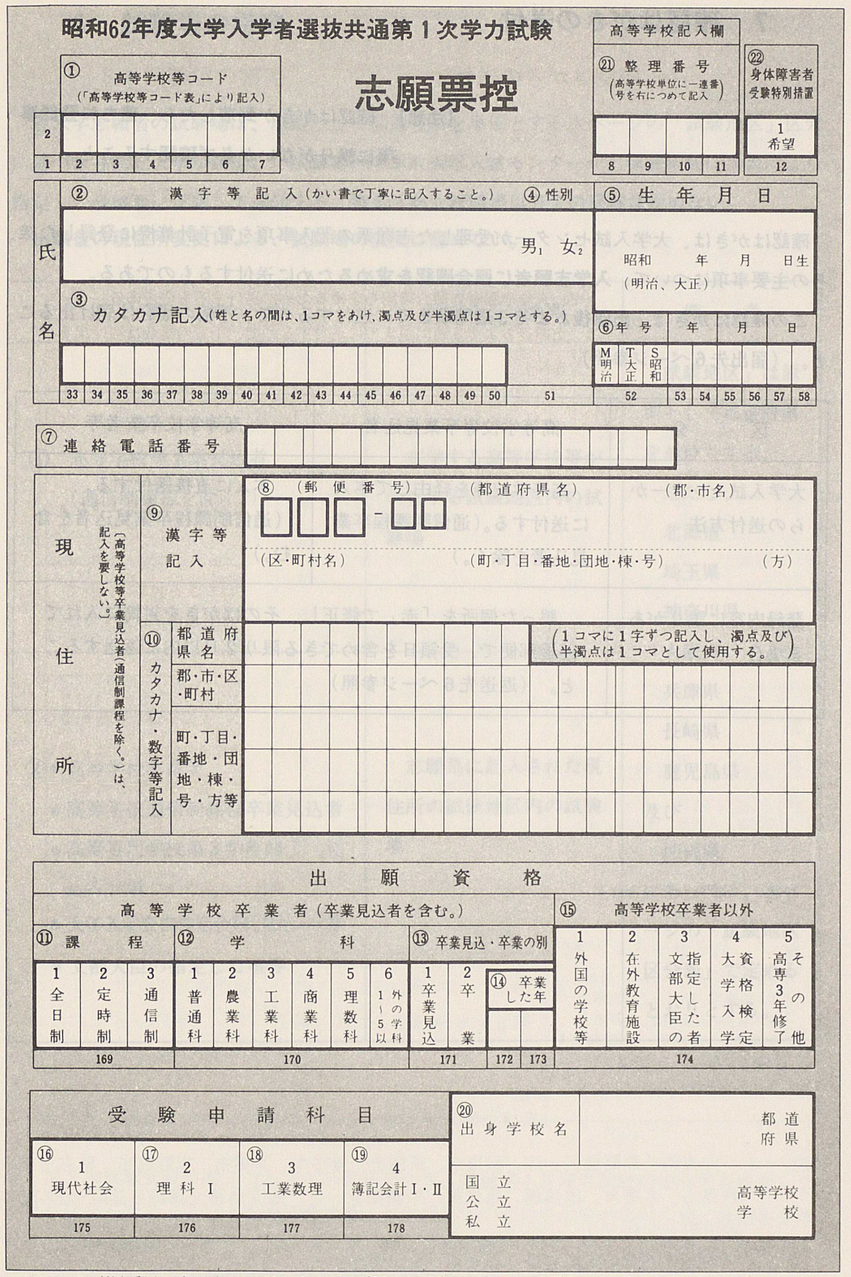

（注）記入に当たっては、12、13ページの記入上の注意、14ページの志願票の記入例を参照すること。

7　確認はがきの送付

【注意】　確認はがきが到着したら、**直ちに登録事項に誤りがないか必ず確認**すること。

確認はがきは、大学入試センターが受理した志願票の記入事項を電子計算機に登録した後、その主要事項について、**入学志願者に照合確認を求める**ために送付するものである。

この確認はがきは、**出願後およそ３週間頃まで**に送付するので、不着の場合は届け出ること。（届出先６ページ参照）

区　　分	高等学校等卒業見込者	高等学校卒業者等
大学入試センターからの送付方法	高等学校等を経由して本人に送付する。（通信制課程卒業見込者を除く。）	本人に直接送付する。（通信制課程卒業見込者を含む。）
登録内容に誤りがある場合	誤った個所を「赤」で修正し、そのはがきを封筒に入れて速達郵便で、受領日を含めできる限り２日以内に返送すること。（返送先６ページ参照）	

8　試験場の指定

各入学志願者の試験場は、原則として都道府県を単位とする次ページの「試験地区」区分に基づき各国立大学が設定した試験場の中から大学入試センターが出願資格別に次表により指定し、受験票に記載して通知する。**指定された試験場以外での受験は認めない。**

出願後の現住所変更による、試験場の変更は認めない。

出　願　資　格	指定する試験場	備　　考
①　高等学校等卒業見込者（通信制課程を除く。）	在学する高等学校等が所在する試験地区内の試験場	「試験地区」は原則として都道府県を単位とする。 ただし、 北海道 埼玉県 神奈川県 大阪府 兵庫県 長崎県 鹿児島県 及び 沖縄県 にあっては、次ページの「試験地区区分表」で定めるとおりとする。
②●高等学校卒業者 ●高等学校通信制課程卒業見込者 ●高等専門学校第３学年修了（見込み）者 ●大学入学資格検定合格（見込み）者 ●文部大臣の指定した者等	志願票に記入された現住所の試験地区内の試験場	

試験地区区分表

（試　験　地　区　名）

北海道石狩支庁地区	神奈川県（川崎市、横浜市緑区・港北区を除く。）	徳島県
〃　空知支庁地区		香川県
〃　上川・宗谷・留萌支庁地区	新潟県	愛媛県
〃　後志支庁地区	富山県	高知県
〃　檜山・渡島支庁地区	石川県	福岡県（**長崎県**壱岐郡、対馬支庁を含む。）
〃　胆振・日高支庁地区	福井県	佐賀県
〃　十勝支庁地区	山梨県	長崎県（壱岐郡、対馬支庁を除く。）
〃　根室・釧路支庁地区	長野県	熊本県
〃　網走支庁地区	岐阜県	大分県
青森県	静岡県	宮崎県
岩手県	愛知県	鹿児島県（大島郡与論町・知名町・和泊町を除く。）
宮城県	三重県	沖縄県那覇地区（注１）（**鹿児島県**大島郡与論町・知名町・和泊町を含む。）
秋田県	滋賀県	〃　宮古地区（注２）
山形県	京都府（**大阪府**枚方市、寝屋川市、交野市を含む。）	〃　石垣地区（注３）
福島県	大阪府（枚方市、寝屋川市、交野市を除く。）	
茨城県	兵庫県（美方郡村岡町・浜坂町・美方町・温泉町、城崎郡香住町を除く。）	
栃木県	奈良県	
群馬県	和歌山県	
埼玉県（所沢市、入間市、狭山市、飯能市、秩父市、秩父郡、富士見市、上福岡市、坂戸市、東松山市、比企郡、入間郡を除く。）	鳥取県（**兵庫県**美方郡村岡町・浜坂町・美方町・温泉町、城崎郡香住町を含む。）	
千葉県	島根県	
東京都（**埼玉県**所沢市、入間市、狭山市、飯能市、秩父市、秩父郡、富士見市、上福岡市、坂戸市、東松山市、比企郡、入間郡及び**神奈川県**川崎市、横浜市緑区・港北区を含む。）	岡山県	
	広島県	
	山口県	

（注）　1　沖縄県「那覇地区」は、石川市、糸満市、浦添市、沖縄市、宜野湾市、具志川市、那覇市、名護市、国頭郡、島尻郡、中頭郡をいい、鹿児島県大島郡与論町・知名町・和泊町を含む。

2　沖縄県「宮古地区」は、平良市、宮古郡をいう。

3　沖縄県「石垣地区」は、石垣市、八重山郡をいう。

9　受験票・写真票・成績請求票

(1)　受験票等の送付

受験票、写真票及び成績請求票は、受験者心得とともに**12月下旬まで**に送付する。

○　大学入試センターからの送付方法

区　分	送　付　方　法
高等学校等卒業見込者（通信制課程を除く。）	**高等学校等を経由**して本人に送付する。
高等学校卒業者等（通信制課程卒業見込者を含む。）	本人に**直接送付**する。

○　**受験票、写真票の受領後の取扱い**

区　分	受　験　票	写　真　票
①　試験当日の持参	必ず持参すること。	必ず持参して、試験室で提出すること。
②　注意事項の熟読	裏面に記載されている注意事項をよく読んでおくこと。	―――
③　写真のはり付け	受験票及び写真票の写真欄には、**同一の写真**を全面にのり付けをして、丁寧にはり付けておくこと。（写真の大きさは、縦４cm・横３cm、試験日前３か月以内に撮影した無帽上半身のもの。なお、受験時に眼鏡を着用する者は、眼鏡を着用して撮影したもの。）	
④　氏名の記入	自署欄に、受験者本人が、氏名を黒又は青のボールペンであらかじめ自署しておくこと。（この署名は、答案の署名と照合することがある。）	
⑤　第２次試験受験時の持参、入学手続時の提出	第２次試験受験時及び入学手続の際にも必ず持参すること。	―――

(2)　第２次試験等における共通第１次学力試験受験票の取扱い

第２次試験受験の際、当該大学の受験票の他、**共通第１次学力試験の受験票を提示**しなければならない。また、**入学手続の際**にも当該大学の定める所定の書類の他に**共通第１次学力試験受験票を提出**し、当該大学はこれに入学手続が完了したことを示す印を押すこととなるので**紛失、汚損等のないよう特に注意すること。**

(3) 成績請求票の第２次試験出願大学への提出について

成績請求票は、第２次試験の出願に当たって受験する大学の募集要項の指示に従い出願書類の所定の欄にはり付けて、各大学に提出することになるが、成績請求票の種類は次のようになっているので、誤りのないようにすること。

① 成績請求票の種類

成績請求票は次の３種類計４枚あり、各大学への出願は、この枚数の範囲内に限られる。

「国公(私)立大学提出用」　２枚
「公立大学提出用」　１枚
「第２次募集用」　１枚

（注）第２次募集には、大学により「定員一部留保第２次募集」と「欠員補充第２次募集」があるので、募集要項をよく読んで出願すること。

「定員一部留保第２次募集」又は「欠員補充第２次募集」に出願する場合は「第２次募集用」をはり付けて提出すること。

② 成績請求票の使用区分

成績請求票の種類	出願する大学	備考
62 共通第１次成績請求票（1 国公(私)立大学提出用）	国立大学、公立大学、産業医科大学	出願先の大学が指定する種類の成績請求票を１枚はり付けること。
62 共通第１次成績請求票（2 公立大学提出用）	公立大学	
62 共通第１次成績請求票（3 第２次募集用）	国立大学、公立大学、産業医科大学	

③ 成績請求票の形態

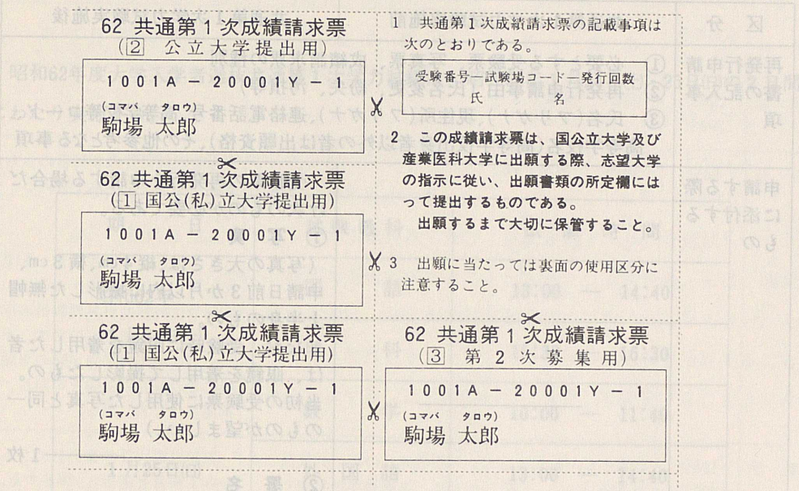

(4) 受験票、写真票、成績請求票及び受験者心得が不着の場合の届出

受験票、写真票、成績請求票及び受験者心得が、**昭和62年１月５日(月)までに到着しなかった場合**は、至急、次の事項を速達郵便はがきにより届け出ること。(届出先６ページ参照)

① 受験票等が不着であること
② 氏名(フリガナ)、現住所(フリガナ)、連絡電話番号、高等学校等コード、高等学校名(高等学校出身者以外の者は出願資格)、その他参考となる事項

（注）大学入試センターは、この届出を受けた場合には、不着の事由等を調査の上、受験票等を改めて送付する。

(5) 受験票・写真票・成績請求票の再発行

再発行は原則として行わない。

ただし、次の事由がある場合だけ再発行を行う。

① 氏名に変更があった場合
② 氏名、性別、生年月日に誤記があった場合
③ 受験票、写真票、成績請求票を紛失したり、汚損したりした場合

（注）ア　再発行した受験票等は、当初発行したものと用紙の色が異なるので注意すること。
イ　再発行を受けた場合には、当初発行の受験票、写真票、成績請求票は無効となるので絶対に使用してはならない。

再発行申請の方法

区　分	共通第１次学力試験実施前	共通第１次学力試験実施後
再発行申請書の記入事項	①　必要とする受験票、写真票、成績請求票の種別 ②　再発行申請事由（氏名変更、紛失、汚損等） ③　氏名(フリガナ)、現住所(フリガナ)、連絡電話番号、高等学校等コード、高等学校名(高等学校出身者以外の者は出願資格)、その他参考となる事項	
申請する際に添付するもの	―――	受験票の再発行を申請する場合だけ次のものが必要である。 **①　写　真** （写真の大きさは、縦４㎝、横３㎝、申請日前３か月以内に撮影した無帽上半身のもの。 なお、受験時に眼鏡を着用した者は、眼鏡を着用して撮影したもの。当初の受験票に使用した写真と同一のものが望ましい。） ――― １枚 **②　署　名** （縦１㎝、横 4.5㎝の白紙に、氏名を黒又は青のボールペンで自署したもの。この署名は写真の下の自署欄にはり付ける。） ――― １枚
返信用封筒の同封	510円切手をはった簡易書留の返信用封筒（長形３号：縦23.5㎝・横12㎝、表面に現住所・氏名を記入し、「簡易書留」と朱書したもの）を同封すること。	
提出方法	①　速達郵便により速やかに申請すること。 ②　封筒の表面に「受験票等再発行願い出」と朱書すること。(提出先６ページ)	

（注）大学入試センターは、申請事由を審査の上再発行し、本人に送付する。

10　試験期日・試験時間

昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験は、昭和62年１月24日(土)・25日(日)の２日間にわたり実施する。

期　日	試験教科	試験時間
昭和62年 １月24日(土)	国　語	13:00 — 14:40
	理　科	15:30 — 16:30
１月25日(日)	数　学	10:00 — 11:40
	外国語	13:00 — 14:40
	社　会	15:30 — 16:30

11　出題教科・科目等

(1)　共通第１次学力試験の出題は、高等学校学習指導要領に準拠して行う。
出題教科・科目等は次ページの表のとおりである。

(2)　共通第１次学力試験においては、５教科を出題し、これを課すが、大学・学部等によっては、４教科以下を課す場合があるので、共通第１次学力試験の受験に当たっては、志望する大学の実施要項及び募集要項をよく読んで受験すること。

(3)　共通第１次学力試験は、主として多肢選択による客観式の検査方式により出題し、解答はマークシート方式による。

(4) 出題教科・科目等

教科	試験時間（配点）	出題科目	出題方法等	科目選択の方法
国語	100分（200点）	『「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」』		
社会	60分（100点）	『「倫理」・「政治・経済」』 「日本史」 「世界史」 「地理」 「現代社会」		左記出題科目の5科目のうちから1科目を試験室で選択し、解答する。 この場合、「現代社会」を選択解答することができる者は、高等学校の普通科・理数科の卒業（見込み）者以外の者で、かつ、共通第1次学力試験の出願時にその科目の受験を申請し、承認された者に限る。
数学	100分（200点）	『「数学Ⅰ」・「数学Ⅱ」』 『「数学Ⅰ」・「工業数理」』 『「数学Ⅰ」・「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」』	「数学Ⅱ」の電子計算機と流れ図は、出題範囲から除く。 「数学Ⅱ」については、「数学Ⅱ」を履修した者並びに「代数・幾何」、「基礎解析」及び「確率・統計」のうち2科目以上を履修した者のいずれにも対応した出題とする。 「簿記会計Ⅱ」は、前半の内容（①特殊な取引の記帳、②帳簿組織、③株式会社の記帳）を出題範囲とする。	左記出題科目の3科目のうちから1科目を選択し、解答する。 この場合、『「数学Ⅰ」・「工業数理」』又は『「数学Ⅰ」・「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」』を選択解答することができる者は、高等学校において「工業数理」又は「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」を履修した者及び文部大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科の修了（見込み）者で、かつ、共通第1次学力試験の出願時にその科目の受験を申請し、承認された者に限る。
理科	60分（100点）	「物理」 「化学」 「生物」 「地学」 「理科Ⅰ」	「物理」、「化学」、「生物」、「地学」の出題には、「理科Ⅰ」に含まれるそれぞれの科目の関連内容を含む。	左記出題科目の5科目のうちから1科目を試験室で選択し、解答する。 この場合、「理科Ⅰ」を選択解答することができる者は、高等学校の普通科・理数科の卒業（見込み）者以外の者で、かつ、共通第1次学力試験の出願時にその科目の受験を申請し、承認された者に限る。
外国語	100分（200点）	『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』 「ドイツ語」 「フランス語」		『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』とこれに準じた「ドイツ語」及び「フランス語」のうちから1科目を試験室で選択し、解答する。

（注）1 「社会」及び「理科」の各出題科目の配点は、いずれも100点とするが、「数学」については、「数学Ⅰ」120点、「数学Ⅱ」80点（「工業数理」、「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」も同じ）とする。

2 「工業数理」の使用単位系は、国際単位系（ＳⅠ）に統一する。

3 「工業数理」、「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」は「数学」の試験時間中に選択解答するものとして試験が行われるので、他の科目と同様に、電子式卓上計算機、そろばん、グラフ用紙、定規等の補助具の使用を認めない。

4 「現代社会」、「理科Ⅰ」、「工業数理」及び「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」を選択しようとする者は、出願の際に志願票で受験申請すること。なお、「工業数理」又は「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」を受験申請する者は、単位修得証明書を提出しなければならない。その手続きについては8ページを参照すること。また、これらの科目を受験することが認められた者（受験票に表示する。）は、他の科目に変更して解答することはできない。

（参考）

「社会」の出題科目の中で、「現代社会」に関して、従前は、必修科目又はこれに代わる科目の履修に対応して、「現代社会と倫理及び政治・経済を合わせたもの」として出題してきたが、今回は、必修科目としての「現代社会」と、選択科目としての『「倫理」・「政治・経済」』とをそれぞれ独立した出題科目としている。

12　試験問題冊子の注意事項・解答用紙の様式

共通第１次学力試験の解答は、マークシート方式により行われるので、**解答科目のマーク及び受験番号等のマークを間違えないよう**、あらかじめ、解答用紙の様式（見本）により十分理解しておくこと。

また、受験時に解答する科目の選択方法についても問題冊子の注意事項（抜粋）により十分理解しておくこと。

なお、問題冊子の種類は次のとおりとなっている。

国　語	理　科	数　学	外国語	社　会
一　冊	物理、化学、生物、地学で一冊 理科Ⅰ一冊	数学Ⅰ・数学Ⅱで一冊 数学Ⅰ・工業数理で一冊 数学Ⅰ・簿記会計Ⅰ・Ⅱで一冊	英語、ドイツ語 フランス語で一冊	倫理と政治・経済、日本史、世界史、地理で一冊 現代社会一冊

（注）　理科Ⅰ、数学Ⅰ・工業数理、数学Ⅰ・簿記会計Ⅰ・Ⅱ及び現代社会は、受験を承認された者のみ配付される。

国　語

①　問題冊子の注意事項

国語は、科目選択がないので省略。

②　解答用紙の様式（見本）

（原寸222.25㎜×279.40㎜以下同型）

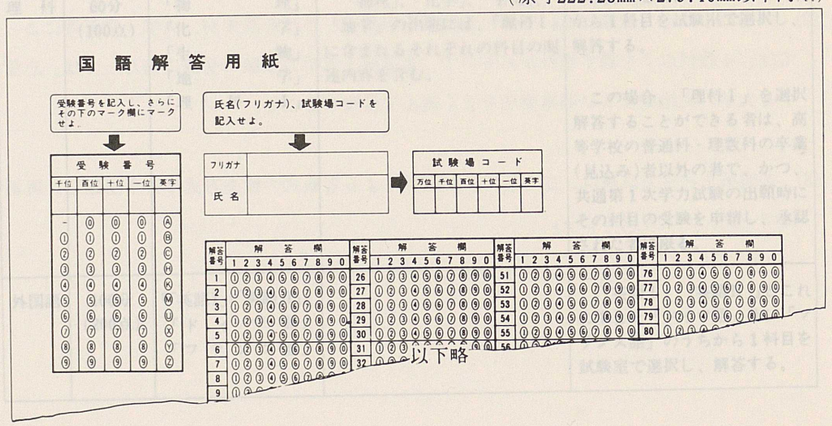

理　科

①　問題冊子の注意事項（抜粋）

理　科　物理　化学　生物　地学　（100点　60分）

注　意　事　項

1　—省　略—

2　出題科目，ページ及び選択方法は，下表のとおりである。

出題科目	ページ	選択方法
物　理	～	左の４科目のうちから１科目を選択し解答せよ。
化　学	～	
生　物	～	
地　学	～	

3　—省　略—

4　監督者の指示に従って，解答用紙の下記の該当欄にそれぞれ正しく記入し，マークせよ。

①　**受験番号欄**

受験番号（数字及び英字）を**記入**し，さらにその下のマーク欄に**マーク**すること。

②　**氏名欄，試験場コード欄**

氏名（フリガナ）及び**試験場コード**（数字及び英字）を**記入**すること。

③　**解答科目マーク欄・解答科目名欄**

解答する科目に一つ**マーク**し，さらにその科目名を**記入**すること。

5　受験番号及び解答する科目が**正しくマークされていない場合は，採点できないことがある。**

6，7，8　—省　略—

（理科Ⅰは，別冊子である。科目選択に係る注意事項がないので省略。）

② 解答用紙の様式(見本)

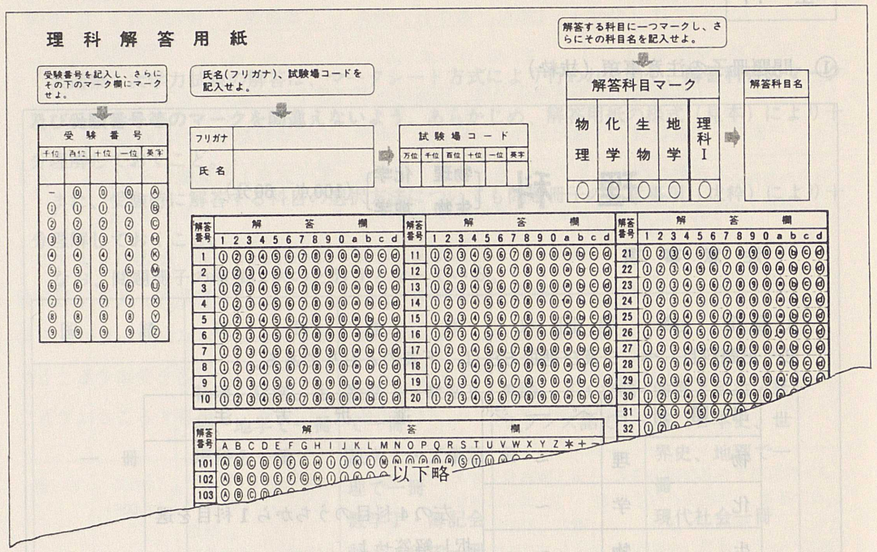

数　学

① 問題冊子の注意事項（抜粋）

数　学〔数学Ⅰ　数学Ⅱ〕（200点　100分）

注　意　事　項

1　—省　略—

2　出題科目，ページ及び問題の選択方法は，下表のとおりである。

出題科目	ページ	選択方法
数学Ⅰ	～	数学Ⅰは，問題1，2，3を全問解答せよ。
数学Ⅱ（「代数・幾何」，「基礎解析」及び「確率・統計」）	～	数学Ⅱは，問題4，5，6のうちから2問選択し解答せよ。

3　—省　略—

4　監督者の指示に従って，解答用紙の下記の該当欄にそれぞれ正しく記入し，マークせよ。

① **受験番号欄**

受験番号(数字及び英字)を**記入**し，さらにその下のマーク欄に**マーク**すること。

② **氏名欄，試験場コード欄**

氏名(フリガナ)及び**試験場コード**(数字及び英字)を**記入**すること。

③ **解答科目マーク欄・解答科目名欄，選択問題番号マーク欄**

第1面には，**解答する科目**(数学Ⅰ　数学Ⅱ)に**マーク**し，さらにその科目名(数学Ⅰ　数学Ⅱ)を**記入**すること。

第2面の**選択問題番号**には，試験開始後，解答する問題を決めたあとで**マーク**すること。

5　受験番号，解答する科目及び選択問題番号が**正しくマークされていない場合は，採点できないことがある。**

6，7，8　—省　略—

（数学Ⅰ・工業数理，数学Ⅰ・簿記会計Ⅰ・Ⅱは，別冊子である。注意事項は省略。）

② 解答用紙の様式(見本)

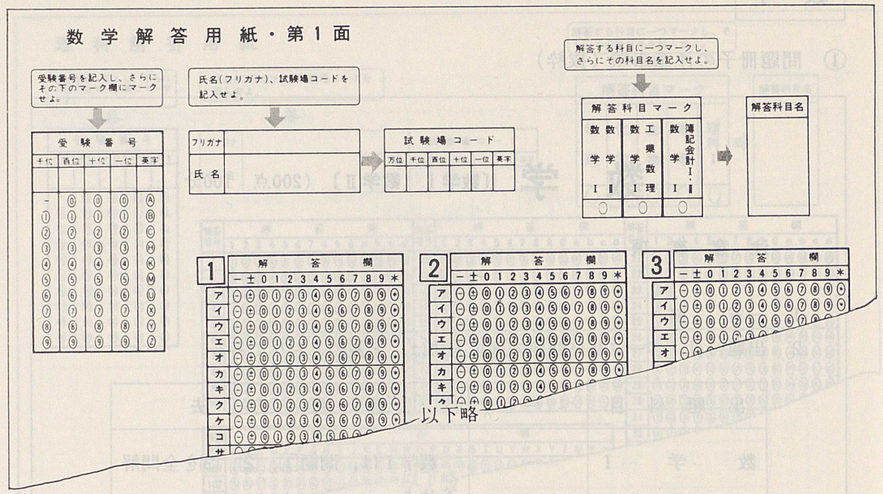

※ 数学Ⅰの解答には，この第1面を使用すること。

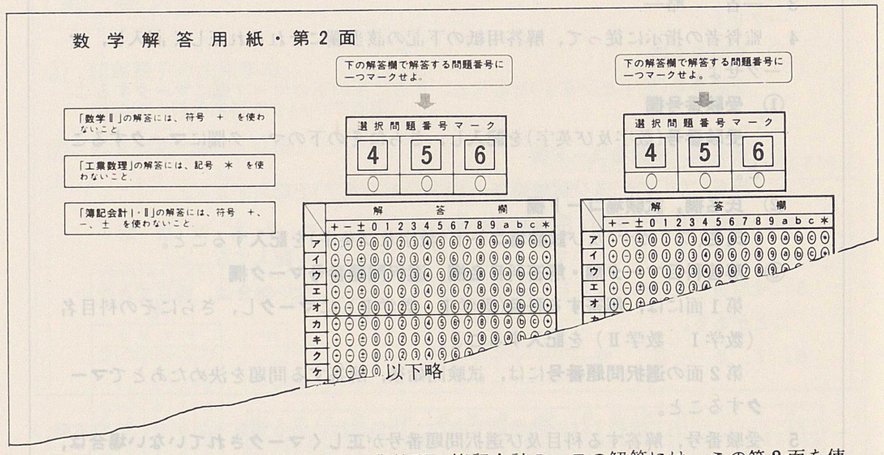

※ 数学Ⅱ，工業数理，簿記会計Ⅰ・Ⅱの解答には，この第2面を使用すること。

外国語

① 問題冊子の注意事項（抜粋）

外国語 〔英語 ドイツ語 フランス語〕（200点 100分）

注 意 事 項

1 —省 略—

2 出題科目，ページ及び選択方法は，下表のとおりである。

出題科目	ページ	選択方法
英語	～	左の3科目のうちから1科目を選択し解答せよ。
ドイツ語	～	
フランス語	～	

3 —省 略—

4 監督者の指示に従って，解答用紙の下記の該当欄にそれぞれ正しく記入し，マークせよ。

① **受験番号欄**

受験番号(数字及び英字)を**記入**し，さらにその下のマーク欄に**マーク**すること。

② **氏名欄，試験場コード欄**

氏名(フリガナ)及び**試験場コード**(数字及び英字)を**記入**すること。

③ **解答科目マーク欄・解答科目名欄**

解答する科目に一つ**マーク**し，さらにその科目名を**記入**すること。

5 受験番号及び解答する科目が**正しくマークされていない場合は，採点できないことがある。**

6，7，8 —省 略—

② 解答用紙の様式(見本)

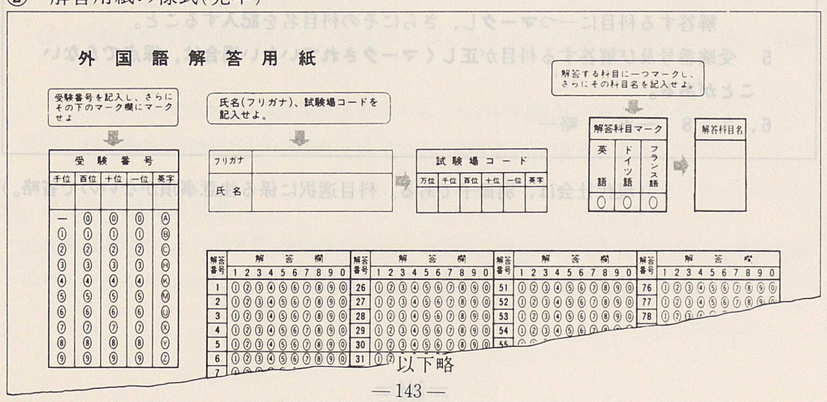

社　会

① 問題冊子の注意事項（抜粋）

社　会〔倫理，政治・経済／日本史　世界史　地理〕（100点　60分）

注　意　事　項

1　―省　　略―

2　出題科目，ページ及び選択方法は，下表のとおりである。

出　題　科　目	ページ	選　択　方　法
倫理，政治・経済	～	左の4科目のうちから1科目を選択し解答せよ。
日　本　史	～	
世　界　史	～	
地　　理	～	

3　―省　　略―

4　監督者の指示に従って，解答用紙の下記の該当欄にそれぞれ正しく記入し，マークせよ。

① **受験番号欄**

受験番号（数字及び英字）を**記入**し，さらにその下のマーク欄に**マーク**すること。

② **氏名欄，試験場コード欄**

氏名（フリガナ）及び**試験場コード**（数字及び英字）を**記入**すること。

③ **解答科目マーク欄・解答科目名欄**

解答する科目に一つ**マーク**し，さらにその科目名を**記入**すること。

5　受験番号及び解答する科目が**正しくマークされていない場合は，採点できないことがある。**

6，7，8　―省　　略―

（現代社会は，別冊子である。科目選択に係る注意事項がないので省略。）

② 解答用紙の様式(見本)

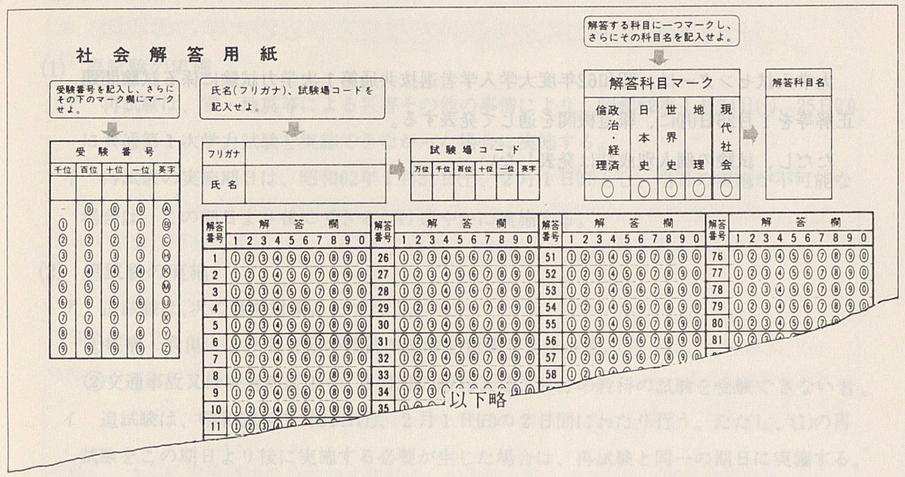

13　資料の発表

大学入試センターは、昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験に係る試験問題、正解等を１月26日(月)に、報道機関を通じて発表する。

ただし、試験の個人別成績は発表しない。

14　再試験・追試験

(1)　再試験の実施

ア　再試験は、雪・地震等による災害その他の事情により、昭和62年１月24日(土)、25日(日)に共通第１次学力試験を実施できなかった場合に実施する。

イ　再試験の実施期日は、昭和62年１月31日(土)、２月１日(日)とし、当日の実施が不可能な場合は、この期日より後にできるだけ速やかに実施する。

(2)　追試験の実施

ア　追試験は、次の者を対象として行う。

①疾病・負傷により２日分の教科の試験を受験できない者。

②交通事故又は災害等により、２日分の教科又は１日分の教科の試験を受験できない者。

イ　追試験は、昭和62年１月31日(土)、２月１日(日)の２日間にわたり行う。ただし、(1)の再試験をこの期日より後に実施する必要が生じた場合は、再試験と同一の期日に実施する。

ウ　追試験の試験時間、出題教科・科目等は、本試験に準ずる。

エ　追試験の試験場は、全国を２地区に分け、地区ごとに１か所設定する。

なお、地区別の試験場は「受験者心得」に明示する。

(3)　追試験の受験申請

ア　**疾病・負傷により**２日分の教科を受験できない者で、追試験の受験を希望する者は、本人又は代理人が受験票及び医師の診断書を持参の上、昭和62年１月23日(金)午前９時から午後５時（それより後の発病等によりやむを得ない場合は、１月24日(土)午前10時から正午）までに、受験票の「問い合わせ大学」欄に記載された大学に出頭して申請すること。

イ　**交通事故又は災害等により**２日分の教科又は１日分の教科を受験できない者で、追試験の受験を希望する者は、

①　本人又は代理人が事故の状況等を、直ちに、受験票に記載された「試験当日の電話」により、試験場に連絡すること。

②　試験場の係員の指示により、受験票の「問い合わせ大学」欄に記載された大学に申請すること。

この申請の受付は、事故又は災害等があった日の試験終了時までとする。

この場合、可能な限り受験票を持参の上、出頭して申請すること。

(4)　追試験の受験許可等

受験票の「問い合わせ大学」欄に記載された大学は、申請に基づき審査の上、追試験受験の可否を速やかに決定し、申請者に対し必要な事項を通知する。

15　身体に障害のある入学志願者及び不慮の事故等による負傷者等に対する試験実施の際の受験特別措置及び志望大学との協議

(1)　試験実施の際の受験特別措置

ア　身体に障害のある入学志願者の受験特別措置

(ｱ)　身体に障害のある入学志願者用として、別途「受験案内(別冊)」を作成しており、大学入試センターで配付しているので、該当者は(ｴ)によりできるだけ早く請求すること。

(ｲ)　志願者からの申請に基づき、障害の種類・程度に応じて大学入試センターが審査の上、受験に際して37、38ページの表に掲げる特別の措置を行う。措置について質問がある場合は、出願受付前に大学入試センター事業課まで問い合わせること。

(ｳ)　受験特別措置を希望する入学志願者は、志願票等の所定の出願書類のほか、「身体障害者受験特別措置申請書」（「受験案内(別冊)」に折り込んである）及び必要に応じ志望大学との協議書、診断書を添付して、提出すること。

(ｴ)　**「受験案内(別冊)」の請求**は、郵便はがき又は電話により**できるだけ早く**行うこと。
郵便はがきにより請求する場合は，はがきの表面に「受験案内(別冊)請求」と朱書し、氏名（フリガナ)、現住所、連絡電話番号、在学（又は出身）学校名等を記入して次のあて先に送付すること。

あて先

〒153　東京都目黒区駒場２丁目19―23

大学入試センター事業課

問い合わせ専用電話　03（465）8600

（平日　９時30分から17時まで、土曜日　９時30分から12時まで）

イ　出願受付締切後の不慮の事故等による負傷者等の受験特別措置

(ｱ)　出願受付締切後の不慮の事故等による負傷者等が特別の受験措置を希望する場合には、審査の上、身体に障害のある入学志願者に準じた受験特別措置を行う。

(ｲ)　本人又は代理人が受験票及び医師の診断書を持参の上、受験票の「問い合わせ大学」欄に記載された大学に出頭して申請すること。

身体に障害のある入学志願者の受験特別措置事項

障害の種類	措置区分	問題冊子の種類	解答方法	試験時間	措置する事項
1 視覚障害	ア	点字問題冊子	点字による解答	1.5倍	・点字用解答用紙の準備 ・レーズライターの準備 ・別室を設定 ・点字器等の持参使用
	イ	点字問題冊子	文字による解答	1.5倍	・文字解答用紙の準備 ・別室を設定
	ウ	拡大文字問題冊子（一般試験問題冊子と併用）	文字による解答	一般入学志願者と同じ	・文字解答用紙の準備 ・別室を設定 ・必要に応じて照明器具の準備 ・必要に応じて窓側の明るい座席を指定 ・必要に応じて拡大鏡等の持参使用許可
	エ	拡大文字問題冊子（一般試験問題冊子と併用）	一般入学志願者と同じ	一般入学志願者と同じ	・必要に応じて照明器具の準備 ・必要に応じて窓側の明るい座席を指定 ・必要に応じて拡大鏡等の持参使用許可
	オ	一般試験問題冊子	文字による解答	一般入学志願者と同じ	・文字解答用紙の準備 ・別室を設定 ・必要に応じて照明器具の準備 ・必要に応じて窓側の明るい座席を指定 ・必要に応じて拡大鏡等の持参使用許可
	カ	一般試験問題冊子	一般入学志願者と同じ	一般入学志願者と同じ	・必要に応じて照明器具の準備 ・必要に応じて窓側の明るい座席を指定 ・必要に応じて拡大鏡等の持参使用許可
2 聴覚障害		一般試験問題冊子	一般入学志願者と同じ	一般入学志願者と同じ	・必要に応じて手話通訳者の付与 ・必要に応じて注意事項等の文書による伝達 ・必要に応じて座席を前列に指定 ・必要に応じて補聴器の持参使用許可

障害の種類	措置区分	問題冊子の種類	解答方法	試験時間	措置する事項
3 肢体不自由	ア	一般試験問題冊子	チェックによる解答	一般入学志願者と同じ	• チェック解答用紙の準備 • 別室を設定 • 必要に応じて介助者の付与 • 必要に応じて試験室を一階に設定 • 必要に応じて特製机の準備 • 必要に応じて車椅子の持参使用許可 • 必要に応じて松葉杖の持参使用許可 • 必要に応じて洋式トイレに近接する試験室に指定
	イ	一般試験問題冊子	一般入学志願者と同じ	一般入学志願者と同じ	• 必要に応じて介助者の付与 • 必要に応じて試験室を一階に設定 • 必要に応じて別室を設定 • 必要に応じて特製机の準備 • 必要に応じて車椅子の持参使用許可 • 必要に応じて松葉杖の持参使用許可 • 必要に応じて洋式トイレに近接する試験室に指定
4 病弱		一般試験問題冊子	一般入学志願者と同じ	一般入学志願者と同じ	• 必要に応じて介助者の付与 • 必要に応じて別室を設定 • 必要に応じて洋式トイレに近接する試験室に指定

(注) 1　点字による出題は、一般の入学志願者の試験問題を基本とする。

2　視覚障害者に対する拡大文字問題冊子の文字の拡大率は、一般試験問題の文字の約1.4倍（面積倍率2倍）とする。

3　解答方法のうち「文字による解答」及び「チェックによる解答」には、下書き用紙を理科と数学について、5枚ずつ配付する。

(2)　志望大学との協議及び協議書の提出

ア　下表に該当する者は、大学・学部等において**修学上特別な配慮を必要とすることが起こり得る**ので、**あらかじめ志望する大学と協議を行い**、その協議結果（協議中を含む。）の文書（大学から交付されたもの）を**出願書類に添付して提出**すること。

イ　志望する大学との協議については、連絡を受けた大学での手続きに日数を要する場合があるので、**遅くとも昭和61年10月15日(水)までに当該大学へ連絡する**ことが望ましい。

ウ　アによりあらかじめ協議した以外の大学へも出願をする可能性がある者は、当該大学に対しても早めに協議しておくことが望ましい。

エ　高等学校等を卒業した者は、出願に当たって出身学校長と相談することが望ましい。

志望大学との協議を必要とする者の身体障害の程度

区分	身体障害の程度
盲者 （強度の弱視者を含む。）	1　両眼の矯正視力が0.1未満のもの 2　両眼の矯正視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの
聾者 （強度の難聴者を含む。）	1　両耳の聴力損失が90デシベル以上のもの 2　両耳の聴力損失が90デシベル未満50デシベル以上のもののうち、補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢体不自由者	1　体幹の機能の障害が、体幹を支持することが不可能又は困難な程度のもの 2　上肢の機能の障害が、筆記をすることが不可能又は困難な程度のもの 3　下肢の機能の障害が、歩行をすることが不可能又は困難な程度のもの 4　前3号に掲げるもののほか、肢体の機能の障害がこれらと同程度以上のもの 5　肢体の機能の障害が前各号に掲げる程度に達しないもののうち、6月以上の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者 （身体虚弱者を含む。）	1　慢性の胸部疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が6月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2　身体虚弱の状態が6月以上の生活規制を必要とする程度のもの

（学校教育法施行令第22条の2の規定に準拠した。）

昭和62年度大学入学者選抜
共通第１次学力試験

受験案内
（別冊）

大学入試センター

昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験
受験案内（別冊）

この「受験案内（別冊）」は、身体に障害のある入学志願者が共通第１次学力試験の受験に際して特別の措置を希望する場合の諸手続等について、取りまとめたものである。

目　次

1　入学志願者の出願等日程……2

2　試験実施の際の受験特別措置及び志望大学との協議

(1)　試験実施の際の受験特別措置……3
(2)　志望大学との協議及び協議書の提出……3
①　志望大学との協議を必要とする者の身体障害の程度（表）……4
②　身体に障害のある入学志願者の受験特別措置事項（表）……5

3　受験特別措置申請に当たっての注意

(1)　提出書類……7
(2)　身体障害者受験特別措置申請書作成上の注意……7
(3)　各欄の記入方法……8

4　受験特別措置の決定通知……11

〔参考〕
文字解答受験者の解答用紙への記入上の注意……12
チェック解答受験者の解答用紙への記入上の注意……14

（注）この受験案内（別冊）には、「身体障害者受験特別措置申請書」が折り込んであるので、確認すること。

1　入学志願者の出願等日程

事　項	日　程	手　続　等
受験案内を最寄りの国公※立大学へ請求	9月1日（月）から	請求 志願者 ⟶ ⟵ 最寄りの大学 配付
受験案内（別冊）を大学入試センターへ請求	9月1日（月）から	請求 志願者 ⟶ ⟵ 大学入試センター 配付
志望大学との協議を必要とする者	遅くとも 10月15日（水）まで	協議 志願者 ⟶ ⟵ 志望大学 文書交付
出願書類（志願票、身体障害者受験特別措置申請書、必要に応じ大学との協議書、診断書）送付	出願期間 10月27日（月）から 11月7日（金）まで	郵送 志願者 ⟶ 大学入試センター
受験票等の送付 身体障害者受験特別措置決定通知書の送付	12月下旬まで	志願者 ⟵ 大学入試センター 郵送

※　国公立大学には、産業医科大学を含む。

2　試験実施の際の受験特別措置及び志望大学との協議

(1)　試験実施の際の受験特別措置

ア　受験特別措置の種類

志願者からの申請に基づき、障害の種類・程度に応じて大学入試センターが審査の上、**受験に際して5、6ページの表に掲げる特別の措置**を行う。

（措置等について質問がある場合は、出願受付前に大学入試センター事業課まで問い合わせること。
問い合わせ専用電話　03（465）8600
（平日　9時30分から17時まで、土曜日　9時30分から12時まで））

イ　受験特別措置の申請

受験特別措置を希望する入学志願者は、志願票等の所定の出願書類に「身体障害者受験特別措置申請書」及び必要に応じ大学との協議書、診断書を添付して提出すること。

（「身体障害者受験特別措置申請書」の用紙は、この冊子に折り込んであるものを取りはずして使用すること。）

(2)　志望大学との協議及び協議書の提出

ア　次ページの表に該当する者は、大学・学部等において**修学上特別な配慮を必要とすることが起こり得る**ので、**あらかじめ志望する大学と協議を行い**、その協議結果（協議中を含む。）の文書（大学から交付されたもの）を**出願書類に添付して提出**すること。

イ　志望する大学との協議については、連絡を受けた大学での手続に日数を要する場合があるので、**遅くとも昭和61年10月15日㈬までに当該大学へ連絡する**ことが望ましい。

ウ　アにより あらかじめ協議した以外の大学へも出願をする可能性がある者は、当該大学に対しても早めに協議しておくことが望ましい。

エ　高等学校等を卒業した者は、出願に当たって出身学校長と相談することが望ましい。

① 志望大学との協議を必要とする者の身体障害の程度

区分	身体障害の程度
盲者（強度の弱視者を含む。）	1 両眼の矯正視力が0.1未満のもの 2 両眼の矯正視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの
聾者（強度の難聴者を含む。）	1 両耳の聴力損失が90デシベル以上のもの 2 両耳の聴力損失が90デシベル未満50デシベル以上のもののうち、補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢体不自由者	1 体幹の機能の障害が、体幹を支持することが不可能又は困難な程度のもの 2 上肢の機能の障害が、筆記をすることが不可能又は困難な程度のもの 3 下肢の機能の障害が、歩行をすることが不可能又は困難な程度のもの 4 前3号に掲げるもののほか、肢体の機能の障害がこれらと同程度以上のもの 5 肢体の機能の障害が前各号に掲げる程度に達しないもののうち、6月以上の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者（身体虚弱者を含む。）	1 慢性の胸部疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が6月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が6月以上の生活規制を必要とする程度のもの

（学校教育法施行令第22条の2の規定に準拠した。）

② 身体に障害のある入学志願者の受験特別措置事項

障害の種類	措置区分	問題冊子の種類	解答方法	試験時間	措置する事項
1 視覚障害	ア	点字問題冊子	点字による解答	1.5倍	・点字用解答用紙の準備 ・レーズライターの準備 ・別室を設定 ・点字器等の持参使用
	イ	点字問題冊子	文字による解答	1.5倍	・文字解答用紙の準備 ・別室を設定
	ウ	拡大文字問題冊子（一般試験問題冊子と併用）	文字による解答	一般入学志願者と同じ	・文字解答用紙の準備 ・別室を設定 ・必要に応じて照明器具の準備 ・必要に応じて窓側の明るい座席を指定 ・必要に応じて拡大鏡等の持参使用許可
	エ	拡大文字問題冊子（一般試験問題冊子と併用）	一般入学志願者と同じ	一般入学志願者と同じ	・必要に応じて照明器具の準備 ・必要に応じて窓側の明るい座席を指定 ・必要に応じて拡大鏡等の持参使用許可
	オ	一般試験問題冊子	文字による解答	一般入学志願者と同じ	・文字解答用紙の準備 ・別室を設定 ・必要に応じて照明器具の準備 ・必要に応じて窓側の明るい座席を指定 ・必要に応じて拡大鏡等の持参使用許可
	カ	一般試験問題冊子	一般入学志願者と同じ	一般入学志願者と同じ	・必要に応じて照明器具の準備 ・必要に応じて窓側の明るい座席を指定 ・必要に応じて拡大鏡等の持参使用許可
2 聴覚障害		一般試験問題冊子	一般入学志願者と同じ	一般入学志願者と同じ	・必要に応じて手話通訳者の付与 ・必要に応じて注意事項等の文書による伝達 ・必要に応じて座席を前列に指定 ・必要に応じて補聴器の持参使用許可

障害の種類	措置区分	問題冊子の種類	解答方法	試験時間	措置する事項
3 肢体不自由	ア	一般試験問題冊子	チェックによる解答	一般入学志願者と同じ	・チェック解答用紙の準備 ・別室を設定 ・必要に応じて介助者の付与 ・必要に応じて試験室を一階に設定 ・必要に応じて特製机の準備 ・必要に応じて車椅子の持参使用許可 ・必要に応じて松葉杖の持参使用許可 ・必要に応じて洋式トイレに近接する試験室に指定
	イ	一般試験問題冊子	一般入学志願者と同じ	一般入学志願者と同じ	・必要に応じて介助者の付与 ・必要に応じて試験室を一階に設定 ・必要に応じて別室を設定 ・必要に応じて特製机の準備 ・必要に応じて車椅子の持参使用許可 ・必要に応じて松葉杖の持参使用許可 ・必要に応じて洋式トイレに近接する試験室に指定
4 病弱		一般試験問題冊子	一般入学志願者と同じ	一般入学志願者と同じ	・必要に応じて介助者の付与 ・必要に応じて別室を設定 ・必要に応じて洋式トイレに近接する試験室に指定

（注）　1　点字による出題は、一般の入学志願者の試験問題を基本とする。

2　視覚障害者に対する拡大文字問題冊子の文字の拡大率は、一般試験問題の文字の約1.4倍（面積倍率２倍）とする。

3　解答方法のうち「文字による解答(12ページ参照)」及び「チェックによる解答(14ページ参照)」には、下書き用紙を理科と数学について、５枚ずつ配付する。

3　受験特別措置申請に当たっての注意

(1)　提出書類

受験特別措置を希望する入学志願者は、志願票等の所定の出願書類のほか、「昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験身体障害者受験特別措置申請書」を提出すること。

さらに、障害の種類・程度に応じて、次の書類を提出すること。

①　志望する大学との協議書

②　医師の診断書

(2)　身体障害者受験特別措置申請書作成上の注意

ア　「身体障害者受験特別措置申請書」の用紙は、この受験案内（別冊）に折り込んであるものを丁寧に取りはずして使用すること。

イ　この申請書は、高等学校等卒業見込者については、在学する学校の長が入学志願者と相談の上、記入すること。

高等学校等卒業見込者以外のもの（高等学校等を卒業した者、大学入学資格検定合格者等）については、父母等が入学志願者と相談の上、記入すること。

ただし、入学志願者が成年に達している場合(点字による出題を希望する者を除く。)は、本人が記入すること。

ウ　８ページの「(3)　各欄の記入方法」を参照し、黒又は青のボールペンで丁寧に記入すること。

エ　誤って記入した場合は、誤記部分を二重線で消し、訂正すること。

(3) 各欄の記入方法

区分		記入方法等
①～④欄	①「大学入試センター記入欄」	記入を要しない。
	②「高等学校等コード」欄	「高等学校等コード表」（受験案内40～58ページ参照）により記入すること。
	③「整理番号」欄	高等学校等卒業見込者についてのみ高等学校等が記入すること。 また、整理番号は高等学校等で取りまとめる志願票と同じ整理番号を記入すること。
	④「氏　名」欄	カタカナで記入すること。
⑤～⑪欄	「障害の程度」欄	該当する事項の「該当する」の文字を○で囲むこと。 ア　⑤～⑧のいずれかに該当する場合には、身体障害の程度及び症状を⑩に詳しく記入すること。 ⑤～⑧に該当する事項がない場合には、⑨の「該当する」の文字を○で囲み、⑪に身体障害の程度及び症状を詳しく記入すること。 また、身体障害者手帳の交付を受けている者は、手帳交付番号及び交付年月日等についてもそれぞれの記入欄に記入すること。 イ　⑨に該当する者は、審査の際必要とするので、必ず医師の診断書を「身体障害者受験特別措置申請書」の裏面にはり付けて提出すること。
⑫～⑯欄	「受験に際して希望する措置」欄	該当する事項の「希望する」の文字を○で囲むこと。 ア　⑫～⑭に該当する事項がない場合には、⑮「その他」欄の「希望する」の文字を○で囲み、⑯に受験に際して希望する措置を詳しく記入すること。 イ　受験者の身体障害の状況により付添者の試験場構内への入構を希望する場合（点字による出題を希望する者は、次ページの⑰欄〔注〕(2)を参照）には、⑮「その他」欄の「希望する」の文字を

区分		記入方法等
⑫～⑯欄	「受験に際して希望する措置」欄	○で囲み、⑯に受験に際して希望する措置として、「付添者の入構」と記入すること。 なお、付添者は、付添者控室までとする。 〔注〕⑭欄の「介助者」とは、監督補助者として配置された国公立の養護学校の教諭等で、試験室において受験者の介助を行うものである。
⑰欄	「点字による出題を希望する者の受験科目」欄	点字による出題を希望する者は、一般の入学志願者が試験室で選択する科目についても、あらかじめこの「身体障害者受験特別措置申請書」で届け出ることになっているので、該当する「受験科目」（受験科目選択の方法については、受験案内23～25ページ参照）の数字を○で囲むこと。 〔注〕(1)　点字による出題を希望する者の試験場は、試験場の指定方法（受験案内17、18ページ参照）により、当該都道府県内に1か所設定する。 (2)　点字による出題を希望する者は、付添者1名を同伴することができる。ただし、付添者は、付添者控室までとする。 (3)　点字による出題を希望する者の机の上に置ける携行品は、点字器、点字タイプライター、定規・コンパス・そろばん（盲人用又は一般用）、時計（計時機能だけの盲人用又は一般用）とする。 なお、点字用解答用紙、レーズライター、レーズライター用紙、レーズライター用ボールペン、下書き用紙は、試験場で用意する。
⑱欄	「作成者名」欄	ア　高等学校長等が記入した場合は、学校長名を記入し、職印を押印すること。 イ　父母等（点字による出題を希望する者以外のもので、成年に達している場合は入学志願者）が記入した場合は、記入者名を明記し、押印すること。

次ページに続く。

区　　分	記　入　方　法　等
「現住所・連絡電話番号欄」	郵便番号、現住所及び連絡電話番号は、必ず記入すること。 〔注〕現住所・連絡電話番号に変更があった場合は、次の事項を記入した速達郵便はがき（表面に「現住所変更届出」等と朱書すること。）により、大学入試センター事業課（〒153 東京都目黒区駒場２丁目19－23）に届け出ること。この届出は、昭和62年１月23日（金）（共通第１次学力試験前日）までとする。 ①　新・旧の現住所・連絡電話番号 ②　氏名（フリガナ）、高等学校等コード、高等学校等名（高等学校出身者以外の者は出願資格）、その他参考となる事項

4　受験特別措置の決定通知

「身体障害者受験特別措置申請書」を提出した入学志願者については、大学入試センターが審査の上、受験上の措置を決定し、「身体障害者受験特別措置決定通知書」により、**12月下旬までに本人**（高等学校等卒業見込者は在学する学校を経由して）**に通知**する。

なお、この決定通知書は、受験票とは別に送付する。

〔参　考〕

文字解答受験者の解答用紙への記入上の注意

文字解答受験者の解答用紙への受験番号等の記入方法については、次の記入例をよく読んで十分理解しておくこと。

① 文字解答用紙の１枚目

受験番号、試験場コード、氏名、解答科目欄は、すべて解答用紙の１枚目にあるので、次により記入すること。

（原寸222.25㎜×279.40㎜以下同型）

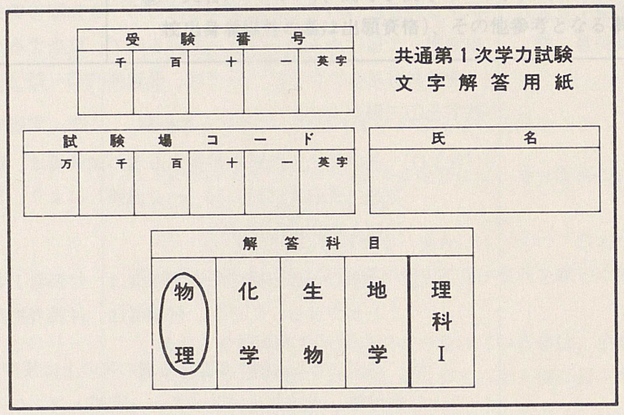

ア　受験番号、試験場コード欄

監督者の指示に従って、数字と英字で正しく記入すること。

イ　氏名欄

漢字、ひらがな、カタカナのいずれでもよい。

ウ　解答科目欄

解答する科目を上の例示のように○で囲むこと。(各教科とも同様に行うこと。ただし、国語については、あらかじめ解答科目欄に「国語」と印刷してあるので、科目名を○で囲む必要はない。)

なお、次の科目については、受験を申請し、承認された者以外は、選択できないので注意すること。

理科 ――「理科Ⅰ」

数学 ――「工業数理」、「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」

社会 ――「現代社会」

② 文字解答用紙の２枚目以降

解答記入欄はすべて解答用紙の２枚目以降にあるので、次の例示のように記入すること。

（理科の文字解答用紙）

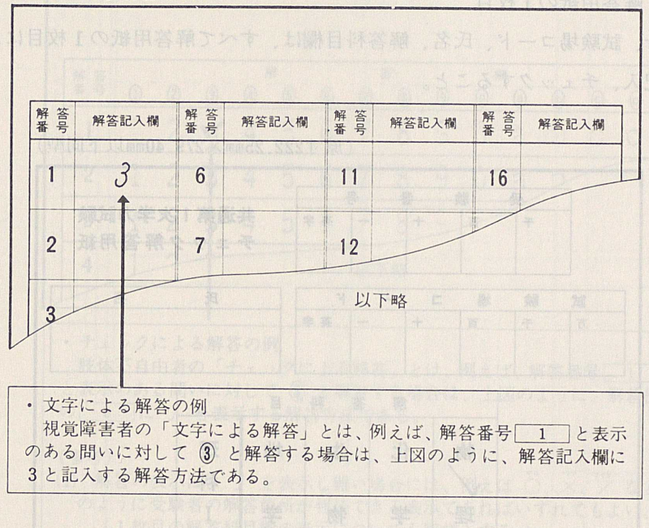

・文字による解答の例

視覚障害者の「文字による解答」とは、例えば、解答番号 1 と表示のある問いに対して ③ と解答する場合は、上図のように、解答記入欄に３と記入する解答方法である。

・「数学Ⅱ」、「工業数理」及び「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」は、それぞれ問題番号 4、5、6のうちから２問選択し解答することになる。

解答する問題番号を表示するための「選択問題番号」欄は、問題番号4の解答用紙にある。

・試験開始後に解答する問題を決めて、解答する問題番号の解答用紙に解答すること。

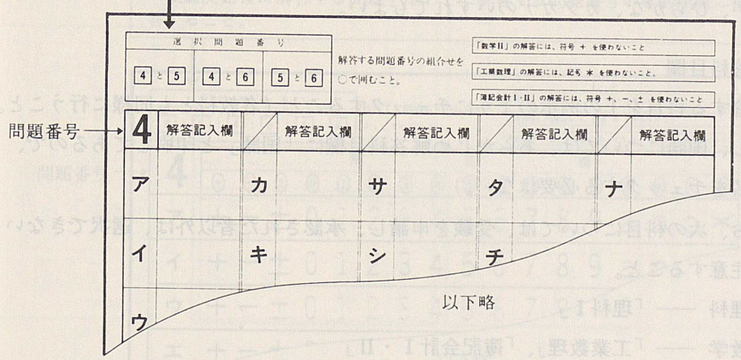

〔参　考〕

チェック解答受験者の解答用紙への記入上の注意

チェック解答受験者の解答用紙への受験番号等の記入方法、チェック方法については、次の記入例をよく読んで十分理解しておくこと。

①　チェック解答用紙の１枚目

受験番号、試験場コード、氏名、解答科目欄は、すべて解答用紙の１枚目にあるので、次により記入、チェックすること。

（原寸222.25㎜×279.40㎜以下同型）

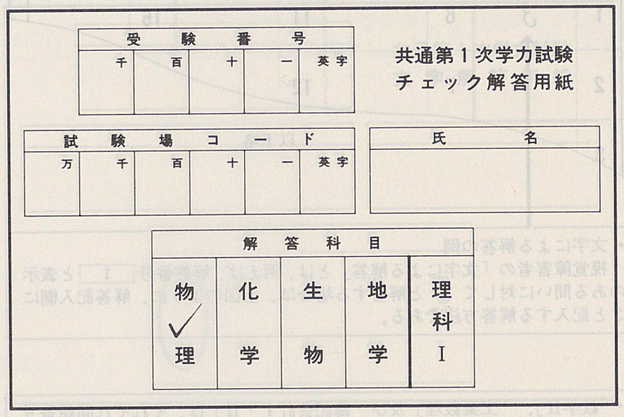

ア　受験番号、試験場コード欄

監督者の指示に従って、数字と英字で正しく記入すること。

イ　氏名欄

漢字、ひらがな、カタカナのいずれでもよい。

ウ　解答科目欄

解答する科目を上の例示のようにチェックすること。（各教科とも同様に行うこと。ただし、国語については、あらかじめ解答科目欄に「国語」と印刷してあるので、科目名をチェックする必要はない。）

なお、次の科目については、受験を申請し、承認された者以外は、選択できないので注意すること。

理科 ――「理科Ⅰ」

数学 ――「工業数理」、「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」

社会 ――「現代社会」

②　チェック解答用紙の２枚目以降

解答欄はすべて解答用紙の２枚目以降にあるので、次の例示のようにチェックすること。

（理科のチェック解答用紙）

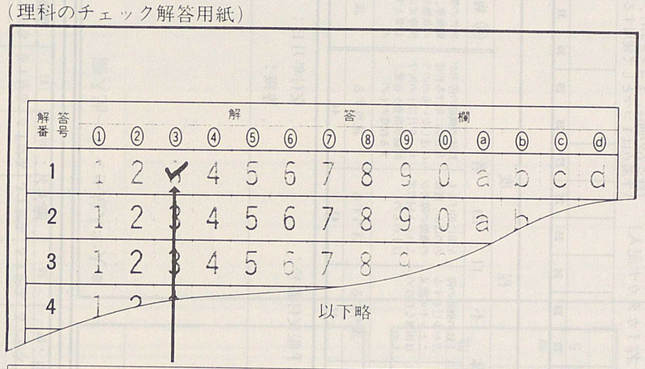

・チェックによる解答の例

肢体不自由者の「チェックによる解答」とは、例えば、解答番号 1 と表示のある問いに対して ③ と解答する場合は、上図のように、解答欄の 3 に ／ を表示する解答方法である。

（参考）

(1)　解答の表示は、 ／ を表示し難い場合には、例えば ○（マル）、×（バツ）、／（ショセン）などのように受験者の解答箇所が判読できる表示であればいずれでもよい。（１枚目の解答科目欄の表示についても同様とする。）

(2)　解答箇所を訂正する場合は、消しゴムで消すこと。消すことが困難な場合は、監督者又は介助者に申し出て消してもらっても差し支えない。

・「数学Ⅱ」、「工業数理」及び「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」は、それぞれ問題番号 4、5、6 のうちから２問選択し解答することになる。

解答する問題番号を表示するための「選択問題番号」欄は、問題番号 4 の解答用紙の１枚目にある。

・試験開始後に解答する問題を決めて、解答する問題番号の解答用紙に解答すること。

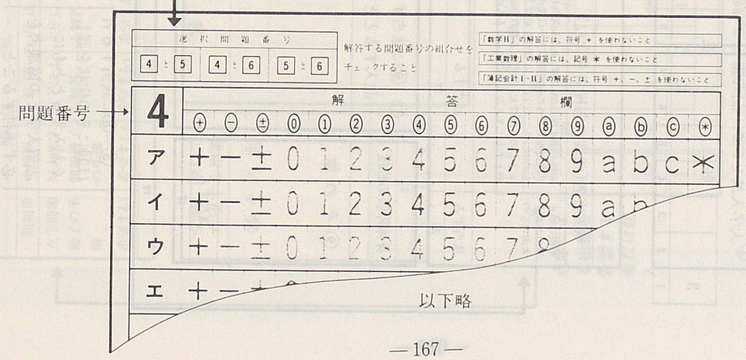

昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験

身体障害者受験特別措置申請書

※

3	①大学入試センター記入欄						②高等学校等コード						③整理番号				④氏　名（カタカナ記入）（姓と名の間は、１コマをあけ、濁点及び半濁点は１コマとして使用する）																	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35

身体障害の程度

⑤ 盲者（強度の弱視者を含む）		⑥ 聾者（強度の難聴者を含む）		⑦ 肢体不自由者					⑧ 病弱者（身体虚弱者を含む）	
両眼の矯正視力が0.1未満のもの	両眼の矯正視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの	両耳の聴力損失が90デシベル以上のもの	両耳の聴力損失が90デシベル未満50デシベル以上のもののうち、補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	体幹の機能の障害が体幹を支持することが不可能又は困難な程度のもの	上肢の機能の障害が筆記をすることが不可能又は困難な程度のもの	下肢の機能の障害が歩行をすることが不可能又は困難な程度のもの	左項に掲げるもののほか、肢体の機能の障害がこれらと同程度以上のもの	肢体の機能の障害が左各項に掲げる程度は達しないもののうち、６月以上の医学的観察指導を必要とする程度のもの	慢性の胸部疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が６月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のもの	身体虚弱の状態が６月以上の生活規制を必要とする程度のもの
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46

身体障害の程度
⑨ その他
該当する
47

⑪ ⑨に該当する者は、身体障害の程度及び症状をこの欄に詳しく記入するとともに、必ず医師の診断書を裏面にはり付けること。（身体障害者手帳交付番号：　　、交付年月日：　　障害名：　　、等級：　　）

⑤～⑧に該当する者は⑩にその症状を詳しく記入するとともに、志望大学との協議書を必ず添付すること。

⑩（身体障害者手帳交付番号：　　、交付年月日：　　、障害名：　　、等級：　　）

受験に際して希望する措置

⑫ 視覚障害					⑬ 聴覚障害				⑭ 肢体不自由・病弱							
問題冊子の種類		解答の方法		照明器具の準備	窓側の明るい座席を指定	拡大鏡等の持参使用	手話通訳者の付与	注意事項等の文書による伝達	座席を前列に指定	補聴器の持参使用	チェックによる解答	試験室における介助者の付与	別室を設定	試験室を一階に設定	特製机の準備	車椅子の持参使用	松葉杖の持参使用	洋式トイレに近接する試験室に指定
点字問題冊子の準備	拡大文字問題冊子の準備	点字による解答	文字による解答															
希望する1	希望する2	希望する1	希望する2	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する
48		49		50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64

受験に際して希望する措置
⑮ その他
希望する
65
1　2

⑯ 希望措置事項（⑮に該当する者は、この欄にその希望する措置事項を記入すること。）

※大学入試センター記入欄

点字による出題を希望する者だけ記入

⑰ 点字による出題を希望する者の受験科目

国語	理科					数学			外国語			社会				
	理科Ⅰ	物理	化学	生物	地学	数学Ⅰ・Ⅱ	数学Ⅱ	工業数理	簿記会計Ⅰ・Ⅱ	英語	ドイツ語	フランス語	現代社会	倫理政治・経済	日本史	世界史	地理
1	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3	1	2	3	4	5
66	67					68			69			70				

※　受験科目選択の方法については、受験案内23～25ページを参照し、誤りのないように記入すること。

現住所・連絡電話番号欄	郵便番号　　連絡電話番号　（　　）

⑱ 作成者名	㊞

資料（実施要項等）

(3) 昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験志願票

昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験

志願票
〔提出用〕

高等学校記入欄

① 高等学校等コード（「高等学校等コード表」により記入）
2 | 1 2 3 4 5 6 7

㉑ 整理番号（高等学校単位に一連番号を右につめて記入）
8 9 10 11

㉒ 身体障害者受験特別措置
1 希望
12

氏名
② 漢字等記入（かい書で丁寧に記入すること。） ④ 性別 男1 女2
⑤ 生年月日 昭和 年 月 日生（明治、大正）
③ カタカナ記入（姓と名の間は、1コマをあけ、濁点及び半濁点は1コマとする。）
⑥ 年号 M明治 T大正 S昭和 年 月 日
33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58

⑦ 連絡電話番号

現住所
⑨ 漢字等記入 ⑧（郵便番号） □□□-□□ （都道府県名） （都・市名） （区・町村名） （町・丁目・番地・団地・棟・号） （方）
⑩ カタカナ・数字等記入（高等学校等卒業見込者」通信制課程を除く。）は、記入を要しない。）
都道府県名
郡・市・区・町村
町・丁目・番地・団地・棟・号・方等
（1コマに1字ずつ記入し、濁点及び半濁点は1コマとして使用する。）

出願資格

高等学校卒業者（卒業見込者を含む。）

⑪ 課程：1 全日制 169 / 2 定時制 / 3 通信制
⑫ 学科：1 普通科 170 / 2 農業科 / 3 工業科 / 4 商業科 / 5 理数科 / 6 1～5以外の学科
⑬ 卒業見込・卒業の別：1 卒業見込 171 / 2 卒業
⑭ 卒業した年 172 173

⑮ 高等学校卒業者以外：1 外国の学校等 174 / 2 在外教育施設 / 3 文部大臣の指定した者 / 4 大学入学資格検定 / 5 高専3年の修了その他

受験申請科目

⑯ 1 現代社会 175
⑰ 2 理科Ⅰ 176
⑱ 3 工業数理 177
⑲ 4 簿記会計Ⅰ・Ⅱ 178

⑳ 出身学校名 都道府県
国立 / 公立 / 私立 高等学校 / 学校

（注）記入に当たっては、12、13ページの記入上の注意、14ページの志願票の記入例を参照すること。

キリトリ線
折らずに封筒に入れること。

(4) 昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験票

試験場		
	試験場名	東西大学　第１試験場
	所在地	東京都目黒区駒場　2－19－23　試験当日の電話　03-465-8600
	道順	京王帝都電鉄　井ノ頭線「駒場東大前」駅西口下車、徒歩５分。

受験番号	試験場コード
1001A	20001Y

発行回数 1

見本

新栄高等学校

（コマハ゛ タロウ）
駒場　太郎　殿

（14251E-010001）

写真（4cm×3cm）（あらかじめはっておくこと。）

自署欄（氏名）（黒又は青のボールペンで記入すること。）

性別 男

昭和43年10月02日生

問い合わせ大学 東西大学　電話 03-465-8600

裏面の「受験上の注意」をよく読むこと。　大学入試センター　〒153　東京都目黒区駒場２丁目19－23　電話 03（465）8600

62 共通第１次成績請求票（2 公立大学提出用）

1001A - 20001Y - 1
（コマハ゛ タロウ）
駒場　太郎

62 共通第１次成績請求票（1 国公(私)立大学提出用）

1001A - 20001Y - 1
（コマハ゛ タロウ）
駒場　太郎

62 共通第１次成績請求票（1 国公(私)立大学提出用）

1001A - 20001Y - 1
（コマハ゛ タロウ）
駒場　太郎

62 共通第１次成績請求票（3 第２次募集用）

1001A - 20001Y - 1
（コマハ゛ タロウ）
駒場　太郎

1　共通第１次成績請求票の記載事項は、次のとおりである。

受験番号－試験場コード－発行回数
氏名

2　この成績請求票は、国公立大学及び産業医科大学に出願する際、志望大学の指示に従い、出願書類の所定欄にはって提出するものである。
出願するまで大切に保管すること。

3　出願に当たっては裏面の使用区分に注意すること。

62 共通第１次学力試験写真票（0001）

センター整理番号

1001A - 20001Y - 1
（コマハ゛ タロウ）
駒場　太郎

写真（4cm×3cm）（あらかじめはっておくこと。）

自署欄（氏名）（黒又は青のボールペンで記入すること。）

性別 男

1　この写真票は、受験票とともに必ず持参すること。

2　この写真票は、試験時間内に回収するので、受験票と切り離して、机の上の受験番号票の上に置くこと。

受験上の注意（下記以外は監督者の指示に従うこと。）

1　**この受験票及び写真票は、試験当日必ず持参すること。**
2　試験開始時刻に遅刻した場合は、係員の指示に従うこと。試験開始時刻後30分以内の遅刻に限り、受験を認める。
3　試験室では、机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認の上、着席すること。受験票は常に机の上に置くこと。
4　机の上には、**Hの黒鉛筆、プラスチック製の消しゴム**、鉛筆削り、時計（計時機能だけのもの）以外の携行品を置いてはいけない。

5　試験室で配付する写真用シールは、受験票の写真欄及び自署欄の上から丁寧にはること。
6　解答用紙の所定欄に、受験番号、氏名、試験場コード、解答科目を監督者の指示に従い、必ず記入及びマークすること。
　受験番号又は解答科目を正しくマークしていない場合は、採点できないことがある。
7　試験室に入室してから試験終了まで退室は認めない。各教科の試験終了後に退室する際には、受験票を携帯すること。

8　「現代社会」、「理科Ⅰ」、「工業数理」及び「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」は、受験票に「受験承認科目」名が記載されている者に限り解答できる。これらの者は、試験室で他の科目に変更して解答することはできない。
9　**この受験票は、各大学の第２次試験及び入学手続の際にも必要となるので、絶対に紛失しないこと。**

試験日程

事項	1月24日（土）		1月25日（日）		
	国語	理科	数学	外国語	社会
受験者入室	12：35まで	15：10まで	9：35まで	12：45まで	15：15まで
試験開始	13：00	15：30	10：00	13：00	15：30
試験終了	14：40	16：30	11：40	14：40	16：30

成績請求票使用区分

成績請求票	出願する大学	
1　国公(私)立大学提出用	国立大学 公立大学 産業医科大学	（全面にのり付けをして、第２次試験の出願書類の所定欄に、丁寧にはること。）
2　公立大学提出用	公立大学	（全面にのり付けをして、第２次試験の出願書類の所定欄に、丁寧にはること。）
3　第２次募集用	国立大学 公立大学 産業医科大学	（全面にのり付けをして、第２次募集の出願書類の所定欄に、丁寧にはること。） （全面にのり付けをして、第２次試験の出願書類の所定欄に、丁寧にはること。）

(5)　昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験者心得

昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験

受　験　者　心　得

1　**試験日程**……昭和62年１月24日（土），１月25日（日）

事項	1月24日（土）		1月25日（日）		
	国語	理科	数学	外国語	社会
受験者入室	12:35まで	15:10まで	9:35まで	12:45まで	15:15まで
試験開始	13:00	15:30	10:00	13:00	15:30
試験終了	14:40	16:30	11:40	14:40	16:30

（受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われる。）

2　**出題教科・科目等**

(1)　共通第１次学力試験の出題教科・科目等については，受験案内23～25ページ「11　出題教科・科目等」を参照すること。
(2)　共通第１次学力試験においては，**５教科を出題し，これを課すが**，大学・学部等によっては，**４教科以下を課す場合がある**ので，共通第１次学力試験の受験に当たっては，志望する大学の実施要項及び募集要項をよく読んで受験すること。

3　**受験票・成績請求票**

(1)　**受験票は，各大学の第２次試験及び入学手続の際にも必要となるので，絶対に紛失しないこと。**
(2)　成績請求票は，各大学の第２次試験の出願の際に，その大学の募集要項の指示に従い出願書類の所定欄にはり付けて，各大学に提出すること。（共通第１次学力試験を課さない推薦入学等を除く。）

4　**試験前日までの注意事項**

(1)　**受験票裏面の「受験上の注意」をよく読んでおくこと。**

(2) 受験票及び写真票の写真欄には，同一の写真を丁寧にのり付けしておくこと。
（写真の大きさは，縦４cm・横３cm，試験日前３か月以内に撮影した無帽上半身のもの。なお，受験時に眼鏡を着用する者は，眼鏡を着用して撮影したもの。）

(3) 受験票及び写真票の自署欄に，あらかじめ**受験者本人**が氏名を自署すること。
この署名は答案の署名と照合することがある。

(4) **試験前日までに試験場を確認しておくこと。**ただし試験室の下見は，原則として許さない。
（試験場名，所在地，道順は受験票に記載してある。）

5 試験当日の注意事項

(1) 受験票及び写真票は，**試験当日必ず持参すること。**

(2) 受験票で指定した試験場で受験すること。指定した試験場以外での受験はできない。

(3) 各自が受験すべき試験室の位置，受験上の注意等については，掲示又は印刷物により指示するので，**早めに試験場に到着し**，確認すること。
① 試験場が大学内にある場合は，大学の入口で掲示又は印刷物により指示する。
② 試験場が高等学校等である場合は，高等学校等の入口で掲示又は印刷物により指示する。

(4) 試験場の入口で受験票の提示を求めることがある。なお，受験者の付添者は，試験場構内に入構できないことがある。

(5) 受験票で「上履き持参」と表示してある試験場については，上履きを持参すること。この場合，下履きを入れるビニール袋等を持参すること。

(6) 試験室では，机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認の上，着席すること。

(7) 昼食は各自用意すること。

(8) 自動車，バイク等での試験場構内への乗り入れを禁止する。

6 試験時間中の注意事項

(1) 受験票等
試験中は，受験票を常に机の上に置くこと。写真票は試験時間内に回収する。

(2) 受験番号のマーク等
① **解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目を監督者の指示に従い，必ずマーク，記入すること。**
② 受験番号又は解答科目を正しくマークしていない場合は，採点できないことがある。

(3) 携行品の使用
① 机の上には，「Hの黒鉛筆」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」「時計（計時機能だけのもの）」以外の携行品を置いてはいけない。（解答には，**「Hの黒鉛筆」「プラスチック製の消しゴム」**を使用することになっているので，あらかじめ用意しておくこと。）
H以外の黒鉛筆，色鉛筆，ボールペン，シャープペンシルなどを使用した場合には，採点できないことがあるので，使用してはいけない。
また，「定規」「コンパス」等の補助具の使用は一切認めない。
② 試験時間中は，「電動式鉛筆削り」及び「時計のアラーム」を使用してはいけない。
③ 試験室内で，コート類を着用しても差し支えない。
④ その他の携行品の措置は，監督者の指示に従うこと。

(4) 試験中の退室
試験室に入室してから試験終了までは退室を認めない。試験中の発病又は用便等やむを得ない場合には，手を挙げて監督者の指示に従うこと。

(5) 試験終了時の注意
「解答やめ」と指示があった際は，直ちに解答をやめること。この指示に従わなかった場合には，不正行為とみなされるので注意すること。

7 事故等

(1) 試験開始時刻に遅刻した場合には，係員の指示に従うこと。
試験開始時刻後30分以内の遅刻に限り，受験を認める。
なお，試験当日，定期運行している交通機関の事故又は災害等が発生した場合，その状況によっては，試験開始時刻が繰り下げられることもあるので留意すること。

(2) 試験当日，受験票・写真票を紛失し，又は忘れた場合には，**早めに試験場本部に出頭**して，係員の指示を受けること。（試験場本部の場所は，試験場の入口に掲示してある。）

8 追試験の実施

(1) 実施期日　昭和62年1月31日（土），2月1日（日）とする。
ただし，この期日より後に再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施する。そのときは，追試験の受験者には別途通知する。

(2) 追試験場

地区	試験場名	所在地	道順
東日本 北海道，東北， 関東甲信越，静岡県	東京外国語 大学 3号館試験場	東京都北区西ヶ原 4丁目51－21 電話 03－917－6111	国電大塚駅前から都電 荒川線三の輪橋方面行 「西ヶ原4丁目」下車， 徒歩3分
西日本 東海(静岡県を除く。)， 北陸，近畿，中国， 四国，九州，沖縄	大阪大学 基礎工学部 国際棟試験場	大阪府豊中市待兼山町 1－1 電話 06－853－1163	阪急宝塚線「石橋駅」下車， 東へ徒歩20分

(3) 追試験の申請，その他詳細については，受験案内35ページ「14 再試験・追試験」を参照すること。

〔備 考〕

受験に際して特別の措置を希望する旨の申請をした受験者については，「身体障害者受験特別措置決定通知書」又は「負傷者等受験特別措置決定通知書」及び「受験者心得（点字問題受験者用及びその他の身体に障害のある受験者用）」を別途送付する。

この受験者心得についての照会先

大学入試センター事業課

〒153 東京都目黒区駒場2丁目19－23

電話 03－465－8600

(6) 昭和62年度共通第1次学力試験の試験場設定について

入試セ事第80号
昭和61年6月21日

各国立大学長 殿

大学入試センター所長
堯 天 義 久

昭和62年度大学入学者選抜共通第1次学力試験の試験場設定について（依頼）

昭和62年度大学入学者選抜共通第1次学力試験の実施については、後日、昭和61年6月18日付け入試セ事第73号により通知することとしておりますが、共通第1次学力試験の試験場設定については、いわゆる居住地（県）受験の原則がとられ、各都道府県内の入学志願者数に応じた試験場を各国立大学において設定するものとされております。

このため、当センターでは、当該年度の入学志願者予測数（都道府県（試験地区）別）を各国立大学長に御連絡し、それに対応した試験場設定の準備をお願いしております。

つきましては、昭和62年度における貴学の所在する都道府県（試験地区）の入学志願者予測数を別紙「昭和62年度大学入学者選抜共通第1次学力試験試験場設定準備のための入学志願者予測数」のように算出したので、これに必要な試験場の設定準備をよろしくお願いいたすとともに、その準備状況について、別添の「昭和62年度大学入学者選抜共通第1次学力試験試験場設定（準備）票」にお取りまとめのうえ、8月15日（金）までに御提出ください。

当センターでは、提出された試験場設定（準備）票に基づき、あらかじめ試験場設定等の準備作業を取り進めることとしておりますが、貴学分の入学志願者割当数については、昭和61年12月上旬に確定することとなりますのでお含みおきください。

また、昭和62年度においては、受験機会の複数化等に伴い入学志願者予測数に大幅な変動を生ずることも考えられることから、貴学において、学外試験場の設定（準備）が必要となる場合には、入学

志願者数が確定した時点で調整ができるよう関係教育委員会および高等学校等との対応（試験場及び試験監督補助者等）について、あらかじめ御配慮願います。

なお、各公立大学長及び産業医科大学長には、別途本件の写とともに、試験場設定について主管国立大学と協議されるよう依頼しておりますので、申し添えます。

おって、本年９月中旬に貴学あて送付する予定の実施提要、監督要領、その他関係資料の送付部数については、別紙の入学志願者予測数をもとに算出し、送付する予定ですので念のため申し添えます。

資料（実施要項等）

入試セ事第80－２号
昭和61年６月21日

各公立大学長
産業医科大学長　　殿

大学入試センター所長
堯　天　義　久

昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験の試験場
設定について（依頼）

このことについて、別添「写」のとおり各国立大学長あて依頼しましたので、お知らせします。

ついては、貴学における共通第１次学力試験の試験場設定について、主管国立大学と協議されるようよろしくお願いします。

(7) 昭和62年度共通第１次学力試験における各地区の追試験実施大学の指定について

入試セ事第66号
昭和61年５月26日

各国立大学長　　殿

大学入試センター所長
堯　天　義　久

昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験における
各地区の追試験実施大学の指定について（通知）

昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験における各地区の追試験実施大学については、国立大学協会の決定に基づき、東日本地区にあっては東京外国語大学、西日本地区にあっては大阪大学を指定し、追試験実施大学に係る地区別大学を別紙のとおりとしましたので、お知らせします。

入試セ事第65号
昭和61年５月26日

東京外国語大学長
大阪大学長　　殿

大学入試センター所長
堯　天　義　久

昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験における
追試験実施大学の指定について（通知）

昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験追試験実施大学について、国立大学協会に協議したところ、東日本地区にあっては東京外国語大学、西日本地区にあっては大阪大学と決定された旨、同協会から通知がありました。

ついては、貴学を追試験実施大学として指定し、貴学に係る地区別大学を別紙のとおりとしましたので、よろしくお願いします。

なお、これに伴い、追試験場の設定・準備について、別添「昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験追試験場調べ」により、折り返し御回答くださるようお願いします。

昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験追試験地区別大学表

東日本地区（実施大学―東京外国語大学）		西日本地区（実施大学―大阪大学）	
北海道大学	東京工業大学	富山大学	島根医科大学
北海道教育大学	東京商船大学	富山医科薬科大学	岡山大学
室蘭工業大学	東京水産大学	金沢大学	広島大学
小樽商科大学	お茶の水女子大学	福井大学	山口大学
帯広畜産大学	電気通信大学	福井医科大学	徳島大学
旭川医科大学	一橋大学	岐阜大学	鳴門教育大学大学
北見工業大学	横浜国立大学	名古屋大学	香川大学
弘前大学	新潟大学	愛知教育大学	香川医科大学
岩手大学	長岡技術科学大学	名古屋工業大学	愛媛大学
東北大学	上越教育大学	豊橋技術科学大学	高知大学
宮城教育大学	山梨大学	三重大学	高知医科大学
秋田大学	山梨医科大学	滋賀大学	福岡教育大学
山形大学	信州大学	滋賀医科大学	九州大学
福島大学	静岡大学	京都大学	九州芸術工科大学
茨城大学	浜松医科大学	京都教育大学	九州工業大学
図書館情報大学		京都工芸繊維大学	佐賀大学
筑波大学		大阪大学	佐賀医科大学
宇都宮大学		大阪外国語大学	長崎大学
群馬大学		大阪教育大学	熊本大学
埼玉大学		兵庫教育大学	大分大学
千葉大学		神戸大学	大分医科大学
東京大学		神戸商船大学	宮崎大学
東京医科歯科大学		奈良教育大学	宮崎医科大学
東京外国語大学		奈良女子大学	鹿児島大学
東京学芸大学		和歌山大学	鹿屋体育大学
東京農工大学		鳥取大学	琉球大学
東京芸術大学		島根大学	

(8) 昭和62年度共通第１次学力試験志願者の試験場別割当てについて

入試セ情第36号
昭和61年12月３日

各国立大学長
（鳴門教育大学長除く。）
殿

大学入試センター所長
堯天義久

昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験志願者の
試験場別割当てについて（通知）

このことについて、貴学関係の志願者割当て数を、先に貴学から提出された試験場設定準備票に基づき、下記のとおり割当てましたのでお知らせします。

なお、この割当てについての支障の有無を、12月４日（木）午後５時までに電話ファクスにより当センターまで御回答くださるようお願いいたします。

おって、協力関係にある公（私）立大学をもつ大学におかれましては、貴学から当該公（私）立大学へこのことをお知らせ願います。

（下記以下省略）

(9) 昭和62年度共通第１次学力試験試験場一覧

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
北海道	北海道大学	北海道大学農学部試験場	10101A	830	札幌市北区北９条西９丁目 地下鉄南北線「北１２条駅」下車、徒歩１２分	011－716－2111	
		北海道大学文・法学部試験場	10102Y	812	札幌市北区北１０条西７丁目 地下鉄南北線「北１２条駅」下車、徒歩１０分	011－716－2111	
		北海道大学理学部試験場	10103U	530	札幌市北区北１０条西８丁目 地下鉄南北線「北１２条駅」下車、徒歩１０分	011－716－2111	
		北海道大学工学部試験場	10104K	875	札幌市北区北１３条西８丁目 地下鉄南北線「北１２条駅」下車、徒歩８分	011－716－2111	
		北海道大学教養部S試験場	10105C	700	札幌市北区北１７条西８丁目 地下鉄南北線「北１８条駅」下車、徒歩８分	011－716－2111	
		北海道大学教養部A試験場	10106A	1,450	札幌市北区北１７条西８丁目 地下鉄南北線「北１８条駅」下車、徒歩８分	011－716－2111	
		北海道大学教養部B試験場	10107Z	1,060	札幌市北区北１７条西８丁目 地下鉄南北線「北１８条駅」下車、徒歩８分	011－716－2111	
		北海道大学水産学部試験場	10108X	500	函館市港町３丁目１－１ 函館駅前から函館バス七重浜行又は上磯方面行「港中学校前」下車、徒歩２分	0138－41－0131	
		代々木ゼミナール札幌校B試験場	10109M	1,409	札幌市北区北７条西２丁目 国鉄「札幌駅」北口から東へ徒歩３分	011－716－2111	
		代々木ゼミナール札幌校A試験場	30101Z	550	札幌市北区北７条西２丁目 国鉄「札幌駅」北口から東へ徒歩３分	011－717－9433	
	北海道教育大学	札幌予備学院１号館試験場	10201U	1,050	札幌市中央区北８条西１２丁目 「札幌駅」南口から西へ徒歩１５分	011－281－9117	
		札幌予備学院２号館試験場	10202K	650	札幌市中央区北６条西１３丁目 「札幌駅」南口から西へ徒歩１５分	011－281－9118	
		北海道教育大学函館分校試験場	10203C	690	函館市八幡町１－２ 市電「宮前町」下車、北へ徒歩５分	0138－41－1121	
		北海道教育大学旭川分校試験場	10204A	800	旭川市北門町９丁目 旭川駅前から旭川電気軌道バス（５番）「旭町２条１０丁目」下車、徒歩５分	0166－51－6151	
		北海道教育大学釧路分校試験場	10205Z	496	釧路市城山１丁目１５－５５ 釧路駅前から東邦交通バス武佐線・貝塚線・白浦線「城山十字路」下車、徒歩２分	0154－41－6161	
		北海道教育大学岩見沢分校試験場	10206X	817	岩見沢市緑が丘２丁目３４－１ 岩見沢駅前から中央バスＡコース「教大前」下車	0126－22－1470	
	室蘭工業大学	室蘭工業大学試験場	10701Y	966	室蘭市水元町２７－１ 東室蘭駅東口下車、東町バスターミナルからバス（系統番号１３・１４・４１・４２・７７～７９）「工大前」下車	0143－45－1085	
	小樽商科大学	小樽商科大学試験場	10801K	775	小樽市緑３丁目５－２１ 小樽駅前から中央バス最上線（７番）「朝日通り」下車、坂道を徒歩１０分程度	0134－23－1101	
	帯広畜産大学	帯広畜産大学試験場	10901A	535	帯広市稲田町西２線１１ 帯広駅前から国鉄バス又は十勝バス帯大農場前行「畜大正門前」下車	0155－48－5111	
	旭川医科大学	旭川医科大学試験場	11001Z	587	旭川市西神楽４線５号３－１１ 旭川駅前から旭川電気軌道バス緑が丘線（緑東大橋経由）「医大前（緑点）」下車、徒歩１０分	0166－65－2111	○
	北見工業大学	北見工業大学試験場	11101M	561	北見市公園町１６５ 国鉄石北線北見駅前から市内バス柏陽高校行「工大入口」下車、徒歩５分	0157－23－6720	
青森県	弘前大学	弘前大学試験場	11201B	2,335	弘前市文京町１ 奥羽本線弘前駅前からバス松原線「弘前大学前」下車	0172－36－2111	
		私立八戸工業大学第一高等学校試験場	11202A	1,079	八戸市白銀町右岩洞通７の１０ 国鉄八戸線「陸奥湊駅」又は「白銀駅」下車、いずれも徒歩１０分	0178－33－8078	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
岩手県	岩手大学	岩手大学（農・工・教育・人文社会科学部）試験場	11301Y	3,357	盛岡市上田３丁目１８－８ 盛岡駅前から岩手県交通バス黒石野行「岩手大学前」下車	0196－23－5171	
宮城県	東北大学	東北大学教養部試験場	11401K	3,773	仙台市川内 仙台駅前から市営バス工学部又は宮教大行「昭坂」下車又は交通公園行（青葉通・広瀬通経由）「川内郵便局前」下車、徒歩２分	022－263－9558	
		県立仙台第二高等学校試験場	11402C	855	仙台市川内澤乾通１ 仙台駅前から市営バス交通公園行（青葉通・広瀬通経由）「二高仙南県美術館前」下車、徒歩１分	022－263－9565	○
		県立第一女子高等学校試験場	11403A	945	仙台市八幡１丁目６－２ 仙台駅前から市営バス交通公園行（大学病院経由）「八幡一丁目」下車、徒歩５分	022－263－9571	○
		県立仙台南高等学校試験場	11404Z	990	仙台市根岸１５－１ 仙台駅前から市営バス西ノ平行（門前経由）又は羽黒台行「仙台南高校前」下車、徒歩１分	022－246－0200	○
	宮城教育大学	宮城教育大学試験場	11501A	1,156	仙台市荒巻字青葉 仙台駅前から市営バス宮教大行又は青葉台行「宮教大前」下車	022－222－1021	
秋田県	秋田大学	秋田大学試験場	11601X	2,796	秋田市手形学園町１－１ 秋田駅前から秋田市営バス手形山団地線（大学病院行）「秋田大学前」下車、徒歩１分	0188－33－5261	
山形県	山形大学	山形大学小白川地区試験場	11701H	1,839	山形市小白川町１丁目４－１２ 山形駅前からバス千歳公園（東原経由）行又は１コース市内循環「山大前」下車	0236－31－1421	
		山形大学工学部試験場	11702B	496	米沢市城南４丁目３－１６ 米沢駅前からバス白布温泉行「山大前」下車、徒歩５分	0238－22－5181	
		県立鶴岡南高等学校試験場	11703A	620	鶴岡市若葉町２６－３１ 「鶴岡駅」下車、南西へ徒歩２５分、鶴岡公園北側	0235－23－9955	○
福島県	福島大学	福島大学試験場	11801A	1,439	福島市松川町浅川字直道２ 国鉄「金谷川駅」下車、徒歩１０分	0245－48－5151	
		県立福島高等学校試験場	11802Y	1,090	福島市森合町５－７２ 国鉄福島駅東口前から福島交通バス市内循環線「福高前」下車、徒歩１分	0245－35－8831	○
		県立福島北高等学校試験場	11803U	787	福島市飯坂町字後畑１ 国鉄福島駅から福島交通飯坂線「医王寺前駅」下車、北東へ徒歩１０分	0245－42－1500	○
		福島県立医科大学試験場	30201M	209	福島市杉妻町５－７５ 国鉄「福島駅」東口下車、平和通り東へ徒歩１５分	0245－21－1211	
		県立福島女子高等学校試験場	30202H	624	福島市宮下町７－４１ 国鉄福島駅東口前から福島交通バス市内循環線「体育館前」下車、南西へ徒歩３分	0245－35－8833	○
茨城県	茨城大学	茨城大学本部試験場	11901U	2,696	水戸市文京２丁目１－１ 水戸駅前又は赤塚駅前から茨城交通バス茨大行「茨大前」下車	0292－21－8834	
		茨城大学工学部試験場	11902K	893	日立市中成沢町４丁目１２－１ 日立駅前又は常陸多賀駅前から日立電鉄バス中央線「茨大前」下車	0294－35－5042	
	図書館情報大学	図書館情報大学試験場	12001K	176	筑波郡谷田部町春日１丁目２ 土浦駅前から関東鉄道バス筑波大学方面行「図書館情報大学」下車、徒歩２分	0298－52－0511	
	筑波大学	筑波大学第二学群試験場	12101A	1,000	新治郡桜村天王台１丁目１－１ 土浦駅前からバス筑波大学中央行又は高エネルギー研究所行「筑波大学中央」下車、徒歩５分	0298－53－2208	
		筑波大学第三学群試験場	12102Z	1,000	新治郡桜村天王台１丁目１－１ 土浦駅前からバス筑波大学中央行又は高エネルギー研究所行「筑波大学中央」下車、徒歩５分	0298－53－2208	
		筑波大学第一学群試験場	12103X	932	新治郡桜村天王台１丁目１－１ 土浦駅前からバス筑波大学中央行又は高エネルギー研究所行「筑波大学中央」下車、徒歩５分	0298－53－2208	
栃木県	宇都宮大学	宇都宮大学峰地区試験場	12201X	3,280	宇都宮市峰町３５０ 国鉄宇都宮駅から国鉄バス又は東武宇都宮駅から東野バス「宇大前」下車	0286－36－1515	
		宇都宮大学石井地区試験場	12202M	900	宇都宮市石井町２７５３ 国鉄宇都宮駅から国鉄バス「工学部前」又は東武宇都宮駅から東野バス「シンガー目鍋入口」下車	0286－61－3401	○
群馬県	群馬大学	群馬大学教養部試験場	12301H	640	前橋市荒牧町４丁目２ 前橋駅前から東武バス渋川行・溝呂木行「前橋自動車教習所前」下車、西へ徒歩１０分又は渋川行「荒牧群大」下車	0272－32－1611	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
群馬県	群馬大学	群馬大学教育学部試験場	12302B	1,170	前橋市荒牧町４丁目２ 前橋駅前から東武バス渋川行・沼呂木行「前橋自動車教習所前」下車、西へ徒歩１０分又は渋川行「荒牧群大」下車	0272-32-1611	
		県立前橋女子高等学校試験場	12303A	805	前橋市紅雲町２丁目１９－１ 「前橋」駅下車、西へ徒歩１０分	0272-23-2900	○
		群馬大学工学部試験場	12304Y	1,301	桐生市天神町１丁目５－１ 桐生駅前から東武バス天神町行又は梅田行「群大前」下車	0277-22-3181	
		群馬県立女子大学試験場	30301B	639	佐波郡玉村町上之手１３９５－１ 前橋駅前から東武バス玉村行又は高崎駅前から群馬中央バス伊勢崎駅行・上信バス五料行「女子大入口」下車、徒歩南へ１０分	0270-65-8511	
		高崎経済大学試験場	30401Y	1,453	高崎市上並榎町１３００ 高崎駅前から群馬バス室田（本郷経由）行又は箕郷（沖経由）行「経済大学前」下車	0273-43-5417	
埼玉県	埼玉大学	埼玉大学試験場	12401A	1,731	浦和市下大久保２５５ 埼京線「南与野駅」下車、西へ徒歩２５分又は京浜東北線北浦和駅西口からバス埼玉大学行「埼玉大学（終点）」下車	0488-52-2111	
		県立浦和高等学校試験場	12403U	1,350	浦和市領家５丁目３－３ 京浜東北線「北浦和駅」東口下車、北東へ徒歩１０分	0488-52-2111	○
		県立浦和西高等学校試験場	12404K	1,305	浦和市木崎３丁目１－１ 京浜東北線「与野駅」東口下車、東へ徒歩２０分	0488-52-2111	○
		県立浦和第一女子高等学校試験場	12405C	1,350	浦和市岸町３丁目８－４５ 国鉄「浦和駅」西口下車、南へ徒歩１０分	0488-52-2111	○
		県立大宮高等学校試験場	12406A	1,350	大宮市天沼町２－３２３ 国鉄「大宮駅」東口下車、南東へ徒歩２０分	0488-52-2111	○
		県立蕨高等学校試験場	12407Z	900	蕨市北町５丁目３－８ 京浜東北線「蕨駅」西口下車、西へ徒歩２０分	0488-52-2111	○
		浦和市立高等学校試験場	12408X	1,215	浦和市元町１丁目２８－１７ 京浜東北線「北浦和駅」東口下車、東へ徒歩１５分	0488-52-2111	○
		浦和市立南高等学校試験場	12409M	1,215	浦和市辻６丁目５－３１ 埼京線「北戸田駅」下車、北西へ徒歩８分	0488-52-2111	○
		私立小松原女子高等学校試験場	12410Z	628	浦和市東岸町１０－３６ 国鉄「浦和駅」東口下車、南へ徒歩１０分	0488-52-2111	○
千葉県	千葉大学	千葉大学第１（文学部・法経学部）試験場	12501U	790	千葉市弥生町１－３３ 国鉄「西千葉駅」北口下車、徒歩６分	0472-51-1111	
		千葉大学第２（薬学部）試験場	12502K	500	千葉市弥生町１－３３ 国鉄「西千葉駅」北口下車、徒歩７分	0472-51-1111	
		千葉大学第３（工学部）試験場	12503C	1,195	千葉市弥生町１－３３ 国鉄「西千葉駅」北口下車、徒歩５分	0472-51-1111	
		千葉大学第４（教養部D・F・G）試験場	12504A	2,130	千葉市弥生町１－３３ 国鉄「西千葉駅」北口下車、徒歩７分	0472-51-1111	
		千葉大学第５（教養部A・B・C）試験場	12505Z	975	千葉市弥生町１－３３ 国鉄「西千葉駅」北口下車、徒歩７分	0472-51-1111	
		千葉大学第６（教育学部）試験場	12506X	875	千葉市弥生町１－３３ 国鉄「西千葉駅」北口下車、徒歩７分	0472-51-1111	
		県立千葉高等学校試験場	12507M	1,395	千葉市葛城１丁目５－２ 国鉄「本千葉駅」下車、東へ徒歩１０分	0472-27-7434	○
		県立千葉東高等学校試験場	12508H	1,200	千葉市轟町１丁目１８－５２ 国鉄「西千葉駅」北口下車、東へ徒歩１０分	0472-51-9221	○
		県立千葉女子高等学校試験場	12509B	945	千葉市小中台町８２４ 国鉄「稲毛駅」東口下車、東へ徒歩１０分	0472-54-1188	○
		県立幕張東・西・北高等学校試験場	12510M	2,243	千葉市若葉３丁目２ 国鉄「幕張駅」南口下車、西へ徒歩２０分	0472-73-1811	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
千葉県	千葉大学	県立検見川高等学校試験場	12511H	1,260	千葉市真砂４丁目１７－１ 国鉄京葉線「検見川浜駅」下車、北へ徒歩５分（国鉄総武線「新検見川駅」南口から「検見川浜駅」まで京浜交通バスで約１０分）	0472-78-1218	○
		県立松戸馬橋高等学校試験場	12512B	1,256	松戸市旭町１丁目７－１ 国鉄「馬橋駅」西口下車、西へ徒歩２０分	0473-45-3002	○
東京都	東京大学	東京大学本郷試験場	12601C	4,648	文京区本郷７丁目３－１ 地下鉄丸の内線「本郷三丁目駅」下車、徒歩１０分又は千代田線「根津駅」下車、徒歩１０分	03-812-2111	
		東京大学教養学部試験場	12602A	4,217	目黒区駒場３丁目８－１ 京王帝都電鉄井の頭線「駒場東大前駅」東大口下車	03-812-2111	
		東京大学教育学部附属高等学校試験場	12603Z	680	中野区南台１丁目１５－１ 新宿駅西口から、京王帝都バス永福町行又は中野車庫行「東大附属前」下車	03-812-2111	○
		都立青山高等学校試験場	12604X	1,080	渋谷区神宮前２丁目１－８ 地下鉄銀座線「外苑前駅」下車、徒歩５分	03-812-2111	○
		都立荻窪高等学校試験場	12605M	810	杉並区荻窪５丁目７－２０ 国電中央線「荻窪駅」南口又は地下鉄東西線・丸の内線「荻窪駅」南口下車、徒歩６分	03-812-2111	○
		都立九段高等学校試験場	12606H	810	千代田区九段北２丁目２－１ 国電中央線「飯田橋駅」西口・地下鉄有楽町線「飯田橋駅」下車、徒歩１０分又は地下鉄東西線「九段下駅」下車、徒歩５分	03-812-2111	
		都立江北高等学校試験場	12607B	1,260	足立区西綾瀬４丁目１４－３０ 地下鉄千代田線「綾瀬駅」西口下車、徒歩１２分又は東武鉄道伊勢崎線「五反野駅」下車、徒歩１５分	03-812-2111	○
		都立忍岡高等学校試験場	12608A	990	台東区浅草橋５丁目１－２０ 国電総武線「浅草橋駅」・地下鉄浅草線「浅草橋駅」下車、徒歩８分又は地下鉄日比谷線「秋葉原駅」下車、徒歩１３分	03-812-2111	○
		都立新宿高等学校試験場	12609Y	1,125	渋谷区千駄ヶ谷６丁目２－１ 国電中央線「新宿駅」南口下車、徒歩７分又は地下鉄丸の内線「新宿三丁目駅」下車、徒歩５分	03-812-2111	○
		都立竹早高等学校試験場	12610B	810	文京区小石川４丁目２－１ 地下鉄丸の内線「茗荷谷駅」・「後楽園駅」下車、徒歩１０分又は地下鉄三田線「春日駅」下車、徒歩１０分	03-812-2111	○
		都立戸山高等学校試験場	12611A	1,260	新宿区戸山３丁目１９－１ 国電山手線「高田馬場駅」又は地下鉄東西線「高田馬場駅」下車、徒歩１５分	03-812-2111	○
		都立両国高等学校試験場	12612Y	1,260	墨田区江東橋１丁目７－１４ 国電総武線「錦糸町駅」下車、徒歩７分	03-812-2111	○
	東京医科歯科大学	代々木ゼミナール代々木校舎試験場	12701Z	1,260	渋谷区代々木１丁目２７－１６ 国電山手線「代々木駅」西口下車、徒歩５分	03-379-5221	
	東京外国語大学	東京外国語大学試験場	12801M	2,250	北区西ケ原４丁目５１－２１ 国電大塚駅前から都電荒川線三の輪透方面行「西ケ原４丁目」下車、徒歩３分	03-917-6111	
	東京学芸大学	東京学芸大学試験場	12901B	3,070	小金井市貫井北町４丁目１－１ 国電中央線武蔵小金井駅北口から京王帝都バス小平団地行「学芸大学正門前」下車、徒歩２分	0423-25-2111	
	東京農工大学	東京農工大学農学部試験場	13001A	1,766	府中市幸町３丁目５－８ 中央線国分寺駅南口から京王バス府中駅行「晴見町」下車又は京王線府中駅北口から京王バス国分寺駅行「晴見町」下車	0423-64-3311	
		東京農工大学工学部試験場	13002Y	1,503	小金井市中町２丁目２４－１６ 中央線「東小金井駅」南口下車、南西へ徒歩８分	0423-81-4221	
	東京芸術大学	東京芸術大学試験場	13101U	960	台東区上野公園１２－８ 国電「上野駅」公園口下車、徒歩約１０分	03-828-6111	
	東京工業大学	東京工業大学試験場	13201C	2,812	目黒区大岡山２丁目１２－１ 東急目蒲線又は大井町線「大岡山駅」南口下車、徒歩１分	03-727-1441	
		東京工業大学工学部附属工業高等学校試験場	13202A	788	港区芝浦３丁目３－６ 国電「田町駅」芝浦口下車、徒歩１分	03-727-1441	
		都立小山台高等学校試験場	13203Z	1,080	品川区小山３丁目３－３２ 東急目蒲線「武蔵小山駅」下車、徒歩１分	03-727-1441	○
		都立大崎高等学校試験場	13204X	1,080	品川区豊町２丁目１－７ 東急大井町線「戸越公園駅」下車、徒歩５分	03-727-1441	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
東京都	東京工業大学	東京都立大学附属高等学校試験場	30501K	810	目黒区八雲1丁目1－2 東急東横線「都立大学駅」下車、徒歩5分	03－717－0125	○
		東京都立大学目黒校舎試験場	30502C	2,000	目黒区八雲1丁目1－1 東急東横線「都立大学駅」下車、徒歩5分	03－717－0125	
	東京商船大学	東京商船大学試験場	13301Z	1,160	江東区越中島2丁目1－6 地下鉄東西線「門前仲町駅」下車、徒歩10分	03－641－1171	
	東京水産大学	東京水産大学試験場	13401M	1,530	港区港南4丁目5－7 国電・京浜急行「品川駅」東口（港南口）から東へ徒歩10分	03－471－1251	
	お茶の水女子大学	お茶の水女子大学第1試験場	13501B	1,560	文京区大塚2丁目1－1 地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車、徒歩5分又は地下鉄有楽町線「護国寺駅」下車、徒歩5分	03－943－3151	
		お茶の水女子大学第2試験場	13502A	990	文京区大塚2丁目1－1 地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車、徒歩5分又は地下鉄有楽町線「護国寺駅」下車、徒歩5分	03－943－3151	○
	電気通信大学	電気通信大学試験場	13601Y	3,270	調布市調布ケ丘1丁目5－1 京王線「調布駅」北口下車、徒歩7分	0424－83－2161	
	一橋大学	一橋大学国立本校試験場	13701K	2,201	国立市中2丁目1 国電中央線「国立駅」南口下車、南へ徒歩10分	0425－73－4383	
		一橋大学小平分校試験場	13702C	2,119	小平市学園西町1丁目29－1 西武多摩湖線「一橋学園駅」南口下車、西へ徒歩10分	0423－41－0892	
		東京都立科学技術大学試験場	30601A	400	日野市旭が丘6丁目6 国鉄中央線豊田駅北口からバス平山工業団地行（10分）「上野原住宅前」下車、徒歩5分	0425－83－5111	
神奈川県	横浜国立大学	横浜国立大学教育学部試験場	13801A	2,370	横浜市保土ケ谷区常盤台156 相模鉄道線「和田町駅」下車、北へ徒歩20分又は市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車、西へ徒歩15分	045－335－1451	
		横浜国立大学経済学部・経営学部試験場	13802Z	1,760	横浜市保土ケ谷区常盤台156 相模鉄道線「和田町駅」下車、北へ徒歩20分又は市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車、西へ徒歩15分	045－335－1451	
		横浜国立大学工学部試験場	13803X	2,000	横浜市保土ケ谷区常盤台156 相模鉄道線「和田町駅」下車、北へ徒歩20分又は市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車、西へ徒歩15分	045－335－1451	
		県立和泉高等学校試験場	13804M	1,530	横浜市泉区和泉町2563 小田急線長後駅から神奈中バス戸塚バスセンター行「和泉」下車、徒歩10分	045－801－5893	○
		県立東金沢高等学校試験場	13805H	1,398	横浜市金沢区富岡東2丁目6－1 京浜急行線「京浜富岡駅」下車、北東へ徒歩17分又は国鉄根岸線新杉田駅から市バス金沢工業団地行「サブセンター前」下車	045－771－9830	○
		県立川和高等学校試験場	13807A	945	横浜市緑区川和町2226－1 田園都市線市ヶ尾駅から東急バス又は市バスいずれも中山駅行又は横浜駅西口行「川和町」下車、徒歩10分	045－941－4533	○
		県立新羽高等学校試験場	13809U	1,170	横浜市港北区新羽町1348 横浜線「小机駅」下車、北へ徒歩25分又は横浜線・市営地下鉄線「新横浜駅」下車、北西へ徒歩25分	045－545－1102	○
		県立白山高等学校試験場	13810A	1,142	横浜市緑区白山町1327 横浜線鴨居駅から市バス白山高校行「白山高校前」下車	045－931－3887	○
		県立霧が丘高等学校試験場	13811Y	945	横浜市緑区霧が丘6丁目16－1 横浜線十日市場駅から市バス又は東急バスいずれも若葉台中央行「霧が丘高校前」下車	045－921－9305	○
		横浜市立大学試験場	30701X	2,000	横浜市金沢区瀬戸22－2 京浜急行線「金沢八景駅」下車、徒歩5分	045－787－2311	
		横浜市立金沢高等学校試験場	30702M	1,000	横浜市金沢区瀬戸22－1 京浜急行線「金沢八景駅」下車、徒歩5分	045－784－2834	○
新潟県	新潟大学	新潟大学人文・法・経済学部試験場	13901X	900	新潟市五十嵐2の町8050 新潟駅前からバス新潟大学前行「新大西門」下車、徒歩6分	025－262－6247	
		新潟大学教養部試験場	13902M	2,700	新潟市五十嵐2の町8050 新潟駅前からバス新潟大学前行「新大西門」下車、徒歩5分	025－262－6247	
		新潟大学工学部試験場	13903H	521	新潟市五十嵐2の町8050 新潟駅前からバス新潟大学前行「新大西門」下車、徒歩5分	025－262－6247	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
新潟県	長岡技術科学大学	長岡技術科学大学試験場	14001M	1,262	長岡市上富岡町1603－1 国鉄長岡駅大手口（西口）からバス（2番線）才津経由観沢・塚山・来迎寺・小国行「富岡」下車、西へ徒歩10分	0258－46－6000	
	上越教育大学	上越教育大学試験場	14101B	603	上越市山屋敷町1番地 信越本線「高田駅」下車、木町5丁目停留所から教育大学線のバスに乗車（約20分）「教育大学」下車	0255－22－2411	
富山県	富山大学	富山大学試験場	14201Y	4,151	富山市五福3190 富山駅前からバス高岡行「大学前」下車又は市内電車大学前行「大学前（終点）」下車	0764－41－1271	
	富山医科薬科大学	県立富山中部高等学校試験場	14301K	900	富山市芝園町3丁目1－26 「富山駅」前から南西へ徒歩15分又は市内電車富山大学前行「安野屋」下車、徒歩5分	0764－42－4227	○
石川県	金沢大学	金沢大学丸の内試験場	14401A	2,796	金沢市丸の内1－1 金沢駅前から北鉄バス錦町行・湯涌温泉行・橋場町経由東部車庫行「兼六園下」下車、徒歩5分	0762－62－4281	
		金沢大学工学部試験場	14402Z	995	金沢市小立野2丁目40－20 金沢駅前から北鉄バス錦町行・湯涌温泉行・橋場町経由東部車庫行「工学部前」下車	0762－61－2101	
福井県	福井大学	福井大学試験場	14501X	2,350	福井市文京3丁目9－1 福井駅前から市内バス（8番、北部循環線）福井大学行又は経田町行「福井大学前」下車	0776－22－4920	
	福井医科大学	福井医科大学試験場	14601H	254	吉田郡松岡町下合月23－3 福井駅前から市内バス福井医大線（11番）「福井医大」下車又は京福電鉄越前本線「松岡駅」下車、バスで約7分	0776－61－3111	○
山梨県	山梨大学	山梨大学試験場	14701A	1,762	甲府市武田4丁目4－37 「甲府駅」下車、北へ徒歩20分又はバス武田神社行・積翠寺行「大学前」下車	0552－52－1111	
		都留文科大学試験場	30901A	413	都留市田原3丁目8－1 富士急行線「谷村町」下車、南西へ徒歩20分	0554－43－4341	
	山梨医科大学	山梨医科大学試験場	14801U	164	中巨摩郡玉穂町下河東1110 国鉄身延線「常永駅」下車、南へ徒歩20分	0552－73－6733	○
長野県	信州大学	信州大学人文学部試験場	14901C	240	松本市旭3丁目1－1 松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行「信州大学前」下車	0263－35－4600	
		信州大学経済学部試験場	14902A	240	松本市旭3丁目1－1 松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行「信州大学前」下車	0263－35－4600	
		信州大学理学部試験場	14903Z	360	松本市旭3丁目1－1 松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行「信州大学前」下車	0263－35－4600	
		信州大学教養部試験場	14904X	1,227	松本市旭3丁目1－1 松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行「信州大学前」下車	0263－35－4600	
		信州大学教育学部試験場	14905M	860	長野市西長野6のロ 長野駅中央口前から川中島バス善光寺行「善光寺大門（終点）」下車、西へ徒歩5分	0262－32－8106	
		信州大学工学部試験場	14906H	1,050	長野市若里500 「長野駅」東口下車、南へ徒歩20分	0262－26－4101	
		信州大学農学部試験場	14907B	608	上伊那郡南箕輪村8304 国鉄飯田線「伊那市駅」下車、伊那バス伊那営業所から西箕輪線「大学前」下車	0265－72－1106	
		信州大学繊維学部試験場	14908A	1,038	上田市常田3丁目15－1 「上田駅」下車、東へ徒歩15分	0268－22－1215	○
岐阜県	岐阜大学	岐阜大学（柳戸地区）試験場	15001A	3,772	岐阜市柳戸1－1 岐阜駅前又は新岐阜駅前から岐阜バス岐阜大学行「終点」下車	0582－30－1111	
		県立岐阜北高等学校試験場	15002Z	1,250	岐阜市則武字清水1841－11 岐阜駅前又は新岐阜駅前から市営バス（1番）忠節さぎ山まわり「北高校前」下車	0582－94－6136	○
		県立加納高等学校試験場	15003X	1,150	岐阜市加納南陽町3－17 岐阜駅前又は新岐阜駅前から市営バス県庁行又は茜部車庫行「加納高校前」下車、徒歩3分	0582－74－7355	○
		岐阜薬科大学試験場	31001Y	700	岐阜市三田洞東5丁目6－1 岐阜駅前又は新岐阜駅前から岐阜バス又は市営バス三田洞行約35分「薬大前」下車	0582－37－3931	○
静岡県	静岡大学	静岡大学教養部試験場	15101X	1,148	静岡市大谷836 新静岡センターからバス小鹿大谷線静大前行「静大前（終点）」下車	0542－37－1111	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
静岡県	静岡大学	静岡大学教育学部試験場	15102M	1,000	静岡市大谷836 新静岡センターからバス小鹿大谷線静大前行「静大前（終点）」下車	0542-37-1111	
		県立静岡高等学校試験場	15103H	1,000	静岡市長谷町66 新静岡センターからバス大浜麻機線麻機行「長谷通り」下車，徒歩3分	0542-47-4696	
		静岡市立高等学校試験場	15104B	1,000	静岡市千代田3丁目1－1 新静岡センターからバス水落通り唐瀬線唐瀬行「市立高校前」下車	0542-47-4698	○
		静岡大学工学部試験場	15105A	600	浜松市城北3丁目5－1 浜松駅北口バスターミナルから遠鉄バス気賀三ヶ日線気賀行又は三ヶ日行いずれも「工学部前」下車	0534-74-3350	○
		県立浜松北高等学校試験場	15106Y	738	浜松市広沢1丁目30－1 浜松駅北口バスターミナルから遠鉄バス舘山寺線「浜松北高」下車	0534-56-9426	○
		静岡女子大学試験場	31101K	750	静岡市谷田409 新静岡センターから静鉄電車新清水行「草薙駅」下車，南へ徒歩15分	0542-62-0336	
		静岡薬科大学試験場	31201A	700	静岡市小鹿2丁目2－1 新静岡センターからバス小鹿線競輪場行「薬大前」下車	0542-85-6186	
	浜松医科大学	浜松医科大学試験場	15201H	500	浜松市半田町3600 国鉄浜松駅北口バスターミナルから遠州鉄道バス磐田山の手線又は医大循環いずれも「医科大学」下車	0534-35-2200	
		県立浜松工業高等学校試験場	15202B	640	浜松市初生町150 国鉄浜松駅北口バスターミナルから遠州鉄道バス磐田山の手線又は医大循環いずれも「浜工高前」下車	0534-36-9349	○
愛知県	名古屋大学	名古屋大学東山地区試験場	15301A	5,829	名古屋市千種区不老町 地下鉄東山線本山駅から市バス八事方面行「名古屋大学前」下車	052-781-5111	
		名古屋市立菊里高等学校試験場	15302Y	1,350	名古屋市千種区田代町瓶杁1－8 地下鉄東山線「星ヶ丘駅」下車，南へ徒歩3分	052-781-0445	○
		県立明和高等学校試験場	15303U	810	名古屋市東区白壁2丁目32－6 地下鉄名城線「市役所駅」下車，東へ徒歩3分	052-961-2551	○
		県立名古屋西高等学校試験場	15304K	900	名古屋市西区天神山町4－7 地下鉄鶴舞線「浄心」下車，西へ800m	052-522-2451	○
		県立昭和高等学校試験場	15305C	1,350	名古屋市瑞穂区玉水町1－18 地下鉄4号線新瑞橋駅から市バス島田住宅・平針住宅行「中根」下車，北へ100m	052-831-6326	○
		県立天白高等学校試験場	15306A	1,080	名古屋市天白区天白町植田三七川原8－102 地下鉄鶴舞線「植田駅」下車，北東へ1200m	052-801-1145	○
		名古屋市立名東高等学校試験場	15307Z	1,350	名古屋市名東区大針1丁目130 地下鉄東山線本郷駅から市バス猪高緑地行「極楽」下車，徒歩3分	052-703-3313	○
		名古屋大学医療技術短期大学部試験場	15308X	530	名古屋市東区大幸町1丁目1－4 国鉄・名鉄・地下鉄大曽根駅から市バス砂田橋方面行「名大分院」下車	052-723-0075	○
		県立千種高等学校試験場	31401H	1,000	名古屋市名東区社台2丁目206 地下鉄東山線「一社駅」下車，北東へ徒歩4分	052-771-2121	○
		名古屋市立大学山の畑試験場	31501A	1,500	名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1 金山橋から市バス幹線4号中根又は地下行，34号神宮東門行，85号博物館又は名古屋大学前行約25分「滝子」下車，徒歩約5分	052-871-1336	
		名古屋市立大学田辺通試験場	31502Y	560	名古屋市瑞穂区田辺通3の1 金山橋から市バス幹線4号中根行約30分「市大薬学部」下車	052-831-3059	
	愛知教育大学	愛知教育大学試験場	15401U	3,515	刈谷市井ケ谷町広沢1 名鉄名古屋本線知立駅前から名鉄バス日進駅行・三好行・愛知教育大学行いずれも「愛知教育大学前」下車	0566-36-3111	
		愛知教育大学教育学部附属高等学校試験場	15402K	675	刈谷市井ケ谷町広沢1 名鉄名古屋本線知立駅前から名鉄バス日進駅行・三好行・愛知教育大学行いずれも「愛知教育大学前」下車，徒歩5分	0566-36-3111	○
		県立刈谷高等学校試験場	15403C	999	刈谷市寿町5の101 国鉄東海道本線「刈谷駅」下車，南へ徒歩15分又は名鉄三河線「刈谷市駅」下車，東へ徒歩5分	0566-36-3111	○
	名古屋工業大学	名古屋工業大学試験場	15501C	3,900	名古屋市昭和区御器所町 国鉄中央本線・地下鉄鶴舞線とも「鶴舞駅」下車，東へ徒歩10分又は市バス（50番系統）「名大病院」下車，東へ徒歩3分	052-732-2111	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
愛知県	名古屋工業大学	愛知県立大学試験場	31301X	1,400	名古屋市瑞穂区高田町3丁目28 市バス「滝子」からは南へ，「瑞道」からは東へ，「博物館」からは西へ，「大喜」からは北へ，いずれも徒歩10分	052-851-2191	
	豊橋技術科学大学	豊橋技術科学大学試験場	15601Z	1,127	豊橋市天伯町字雲雀ヶ丘1－1 国鉄豊橋駅前バス停3番乗場から豊鉄バス細谷線「技科大前」下車	0532-47-0111	
		県立時習館高等学校試験場	15602X	1,191	豊橋市宮本町 豊鉄渥美線「南栄駅」下車，北へ徒歩5分	0532-45-3171	○
三重県	三重大学	三重大学試験場	15701M	4,775	津市上浜町1515 近鉄名古屋線「江戸橋駅」下車，北へ徒歩15分又は津駅東口からバス（4番）「大学前」下車，徒歩5分	0592-32-1211	
滋賀県	滋賀大学	滋賀大学経済学部試験場	15801B	1,445	彦根市馬場1丁目1－1 彦根駅前バスターミナル（2番）から南彦根駅行又は長浜駅行「栄町」下車，徒歩5分	0749-22-5600	
		滋賀大学教育学部試験場	15802A	1,032	大津市平津2丁目5－1 石山駅前から京阪バス大石行又は外畑行「滋賀大学前」下車，徒歩5分	0775-37-0081	
	滋賀医科大学	滋賀医科大学試験場	15901Y	640	大津市瀬田月輪町 国鉄瀬田駅前からバス滋賀医大行「滋賀医大西門前」下車	0775-48-2071	○
京都府	京都大学	京都大学北部構内試験場	16001U	1,403	京都市左京区北白川追分町 市バス「百万遍」下車，東へ徒歩5分又は「農学部前」下車，西へ徒歩2分，北部構内	075-761-6694	
		京都大学教養部構内試験場	16002K	2,581	京都市左京区吉田二本松町 市バス「東一条」下車，東へ徒歩3分，教養部構内	075-761-6694	
		京都大学本部構内試験場	16003C	3,222	京都市左京区吉田本町 市バス「東一条」下車，東へ徒歩3分	075-761-6694	
		京都大学南部構内（医学部・薬学部構内）試験場	16004A	775	京都市左京区吉田近衛町 市バス「近衛通」下車，西へ徒歩5分，医学部構内・薬学部構内	075-761-6694	
		京都府立医科大学試験場	31801Z	357	京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465 市バス「府立医大病院前」下車，徒歩1分	075-251-5227	
	京都教育大学	京都教育大学試験場	16101C	1,109	京都市伏見区深草藤森町1 京阪電鉄「墨染駅」下車，東へ徒歩10分 （近鉄の場合は「丹波橋駅」で京阪電鉄に乗り換える）	075-641-9281	
		京都府立大学試験場	31701C	598	京都市左京区下鴨半木町1 地下鉄「北大路駅」下車，東へ徒歩15分；市バス「府立大学前」下車，徒歩5分；京都バス「北園町」下車，徒歩1分	075-721-4672	
	京都工芸繊維大学	京都工芸繊維大学試験場	16201Z	1,661	京都市左京区松ケ崎橋上町 京都駅前から市バス（14号系統）「工芸繊維大学前」下車	075-791-3211	
		京都市立芸術大学試験場	31601U	353	京都市西京区大枝沓掛町13－6 京都交通バス嵐山線から園部行（急行）又は京都駅から亀岡行（普通）「芸大前」下車，徒歩1分	075-332-0701	
大阪府	大阪大学	大阪大学文・法・経済学部試験場	16301M	1,000	豊中市待兼山町1－1 阪急宝塚線「石橋駅」下車，東へ徒歩20分	06-844-1151	
		大阪大学理学部試験場	16302H	1,000	豊中市待兼山町1－1 阪急宝塚線「石橋駅」下車，東へ徒歩20分	06-844-1151	
		大阪大学基礎工学部試験場	16303B	1,100	豊中市待兼山町1－1 阪急宝塚線「石橋駅」下車，東へ徒歩20分	06-844-1151	
		大阪大学教養部試験場	16304A	1,000	豊中市待兼山町1－1 阪急宝塚線「石橋駅」下車，東へ徒歩20分	06-844-1151	
		大阪大学人間科学部試験場	16305Y	450	吹田市山田丘1－2 阪急千里線「北千里駅」下車，南東へ徒歩30分	06-877-5111	
		大阪大学薬学部試験場	16306U	350	吹田市山田丘1－6 阪急千里線「北千里駅」下車，南東へ徒歩25分	06-877-5111	
		大阪大学工学部試験場	16307K	1,543	吹田市山田丘2－1 阪急千里線「北千里駅」下車，北東へ徒歩15分	06-877-5111	
		府立豊島高等学校試験場	16308C	1,000	豊中市北緑丘3丁目2－1 北大阪急行「千里中央駅」下車，北西へ徒歩10分	06-849-7650	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
大阪府	大阪大学	府立千里高等学校試験場	16309A	1,000	吹田市高野台２丁目１７−１ 阪急千里線「山田駅」下車，南へ徒歩１０分	06−871−0052	○
		府立刀根山高等学校試験場	16310K	1,000	豊中市刀根山６丁目９−１ 阪急宝塚線「蛍池駅」下車，北東へ徒歩５分	06−843−3782	○
		大阪市立東高等学校試験場	16311C	1,000	大阪市都島区東野田町４丁目１５−１４ 国鉄環状線・京阪とも「京橋駅」下車，北西へ徒歩１０分	06−354−1253	
		府立東淀川高等学校試験場	16312A	1,000	大阪市淀川区宮原４丁目４−５ 地下鉄御堂筋線・国鉄東海道線とも「新大阪駅」下車，北西へ徒歩５分	06−391−2428	○
		大阪市立大学１号館試験場	32001H	1,100	大阪市住吉区杉本３丁目３−１３８ 国鉄阪和線「杉本町駅」下車，東へ徒歩５分	06−605−2131	
		大阪市立大学２号館試験場	32002B	950	大阪市住吉区杉本３丁目３−１３８ 国鉄阪和線「杉本町駅」下車，東へ徒歩１０分	06−605−2131	
		大阪市立大学３号館試験場	32003A	1,000	大阪市住吉区杉本３丁目３−１３８ 国鉄阪和線「杉本町駅」下車，東へ徒歩１０分	06−605−2131	
		府立生野高等学校試験場	32004Y	990	松原市新堂１丁目５５２ 近鉄南大阪線「河内松原駅」下車，南西へ徒歩１０分	0723−32−0531	○
		府立住吉高等学校試験場	32005U	990	大阪市阿倍野区北畠２丁目４−１ 阪堺上町線「北畠駅」下車，西へ徒歩２分	06−651−0525	○
		府立港南高等学校試験場	32006K	990	大阪市住之江区南港東２丁目５−７２ ニュートラム南港ポートタウン線「南港口駅」下車，西へ徒歩４分	06−613−1000	○
	大阪外国語大学	大阪外国語大学試験場	16401B	920	箕面市大字粟生間谷２７３４ 北大阪急行線千里中央駅から阪急バス大阪外大前行又は間谷住宅行「大阪外大前（終点）」又は「間谷住宅４」下車	0727−28−3111	
		府立池田高等学校試験場	16402A	1,000	池田市旭丘２丁目２−１ 阪急宝塚線「石橋駅」下車，北へ徒歩１５分	0727−28−3111	○
		大阪府立大学試験場	32101A	4,150	堺市百舌鳥梅町４丁８０４ 南海電鉄高野線「白鷺駅」下車，南西へ徒歩１０分	0722−52−1161	
	大阪教育大学	大阪教育大学天王寺分校試験場	16501Y	1,070	大阪市天王寺区南河堀町４−８８ 環状線「寺田町駅」下車，西へ徒歩約５分又は「天王寺駅」下車，東へ徒歩約１０分	06−771−8131	
		大阪教育大学池田分校試験場	16502U	1,550	池田市城南３丁目１−１ 阪急宝塚線「池田駅」下車，東へ徒歩約１０分	0727−51−8331	
		大阪教育大学平野分校試験場	16503K	680	大阪市平野区流町１丁目６−７ 地下鉄谷町線「平野駅」下車，東へ徒歩約４分	06−709−2855	
		大阪教育大学附属高等学校天王寺校舎試験場	16504C	540	大阪市天王寺区南河堀町４−８８ 環状線「寺田町駅」下車，西へ徒歩約３分又は「天王寺駅」下車，東へ徒歩約１２分	06−771−8131	○
		大阪教育大学附属高等学校平野校舎試験場	16506Z	400	大阪市平野区流町２丁目１−２４ 地下鉄谷町線「平野駅」下車，南東へ徒歩約７分	06−707−5800	○
		大阪女子大学試験場	31901M	660	大阪府堺市大仙町２−１ 国鉄阪和線「百舌鳥駅」下車，西へ徒歩約１５分	0722−22−4811	
兵庫県	兵庫教育大学	兵庫教育大学試験場	16601K	919	加東郡社町下久米９４２−１ 社町駅前又は社営業所から神姫バス生涯教育センター行「兵庫教育大学前」下車	0795−44−1126	
		県立姫路西高等学校試験場	16602C	1,317	姫路市北八代２丁目１−３３ 国鉄姫路駅前から神姫バス西高行「西高前」下車，徒歩２分	0792−81−6621	○
		姫路工業大学試験場	32401Z	1,560	姫路市書写２１６７ 国鉄姫路駅前から神姫バス書写住宅行「姫路工大前」下車，徒歩５分	0792−66−1661	
	神戸大学	神戸大学文・理学部試験場	16701A	900	神戸市灘区六甲台町１−１ 国鉄六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（３６系統）「神大文理農学部前」下車	078−881−1212	
		神戸大学教育学部試験場	16702Z	900	神戸市灘区鶴甲３丁目１１ 国鉄六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（３６系統）「神大教育学部前」下車	078−881−1212	
兵庫県	神戸大学	神戸大学法学部試験場	16703X	510	神戸市灘区六甲台町２−１ 国鉄六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（３６系統）「神大正門前」下車	078−881−1212	
		神戸大学経済学部試験場	16704M	390	神戸市灘区六甲台町２−１ 国鉄六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（３６系統）「神大正門前」下車	078−881−1212	
		神戸大学工学部試験場	16705H	670	神戸市灘区六甲台町１−１ 国鉄六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（３６系統）「神大本部工学部前」下車	078−881−1212	
		神戸大学教養部試験場	16706B	1,537	神戸市灘区鶴甲１丁目２−１ 国鉄六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（１６系統）「神大教養部前」下車	078−881−1212	
		県立神戸高等学校試験場	16707A	630	神戸市灘区城の下通１丁目５−１ 阪急六甲駅前又は三宮駅前から市バス（２系統）「神戸高校前」下車	078−881−1212	
		神戸市立葺合高等学校試験場	16708Y	990	神戸市中央区野崎通１丁目１−１ 国鉄「灘駅」又は阪急「王子公園駅」下車，北西へ徒歩１５分	078−881−1212	
		県立兵庫高等学校試験場	16709U	1,260	神戸市長田区寺池町１丁目４−１ 国鉄「兵庫駅」下車，北西へ徒歩２５分又は神戸高速鉄道「長田駅」下車，北東へ徒歩１５分	078−881−1212	
		県立御影高等学校試験場	16710A	1,350	神戸市東灘区御影石町４丁目１−１ 阪神「石屋川駅」下車，北へ徒歩５分	078−881−1212	
		神戸商科大学試験場	32301C	1,709	神戸市垂水区星陵台４丁目３−３ 国鉄又は山陽電鉄垂水駅前から山陽電鉄バス「商大前」下車	078−707−6161	
	神戸商船大学	神戸商船大学試験場	16801X	1,251	神戸市東灘区深江南町５丁目１−１ 阪神電鉄「深江駅」下車，南へ２００ｍ下り国道４３号線南側西へ３５０ｍ，徒歩１０分	078−431−3711	
		神戸市外国語大学試験場	32201U	1,757	神戸市西区学園東町９丁目１ 神戸市営地下鉄「学園都市駅」下車，徒歩５分	078−794−8121	
奈良県	奈良教育大学	奈良教育大学教育学部試験場	16901H	1,300	奈良市高畑町 国鉄・近鉄とも奈良駅前から市内循環バス「高畑町」下車	0742−26−6140	
		奈良県立医科大学試験場	32501M	460	橿原市四条町８４０ 近鉄橿原線「八木西口駅」下車，南へ徒歩８分又は国鉄桜井線「畝傍駅」下車，南へ徒歩１０分	07442−2−1943	
	奈良女子大学	奈良女子大学第１試験場	17001B	996	奈良市北魚屋西町 近鉄「奈良駅」下車，北へ徒歩１０分	0742−23−1131	
		奈良女子大学第２試験場	17002A	1,452	奈良市北魚屋西町 近鉄「奈良駅」下車，北へ徒歩１０分	0742−23−1131	
和歌山県	和歌山大学	和歌山大学教育学部試験場	17101Y	439	和歌山市栄谷９３０ 南海和歌山市駅から和歌山バス「和歌山大学」下車	0734−54−0361	
		和歌山大学経済学部試験場	17102U	650	和歌山市西高松１丁目７−１ 和歌山バス「車庫前」下車，西へ徒歩約５分	0734−54−0361	
		県立向陽高等学校試験場	17103K	1,080	和歌山市太田１２７ 国鉄和歌山駅より南海貴志川線「日前宮」下車，徒歩３分又は国鉄和歌山駅より南東へ徒歩約２０分	0734−54−0361	
		県立桐蔭高等学校試験場	32601B	720	和歌山市吹上５丁目６−１８ 和歌山バス「小松原５丁目」下車，東へ徒歩約１０分	0734−31−2151	
鳥取県	鳥取大学	鳥取大学教養部試験場	17201K	1,646	鳥取市湖山町南４丁目１０１ 鳥取駅北口バスターミナルからバス鳥大附属校行「大学前」下車	0857−28−0321	
		鳥取大学医学部試験場	17203A	422	米子市西町８６ 「米子駅」下車，駅前通りを北西へ徒歩１５分	0859−33−1111	
		鳥取大学医療技術短期大学部試験場	17204Z	268	米子市西町１３３−２ 「米子駅」下車，駅前通りを北西へ徒歩２０分	0859−33−1111	
島根県	島根大学	島根大学試験場	17301A	2,013	松江市西川津町１０６０ 国鉄「松江駅」前から市営バス大学・川津行「大学前」下車	0852−21−7106	
	島根医科大学	島根医科大学試験場	17401X	528	出雲市塩冶町８９−１ 出雲市駅前から一畑バス島根医大行「医大病院前」下車又は出雲須佐方面行「医大入口」下車	0853−23−2111	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上限使用
岡山県	岡山大学	岡山大学津島地区試験場	17501H	7,394	岡山市津島中３丁目１－１ 岡山駅前から岡電バス妙善寺行「岡大西門」下車又は国鉄津山線「法界院駅」下車、北西へ徒歩１０分	０８６２－５２－１１１１	
		県立岡山一宮高等学校試験場	17502B	1,125	岡山市楢津２２１ 岡山駅前から中鉄バス西方面行「楢津口」下車、北西へ徒歩１０分	０８６２－８４－３３６６	○
広島県	広島大学	広島大学総合科学部試験場	17601A	1,700	広島市中区東千田町１丁目１－８９ 広島駅前から市内電車又はバス宇品（紙屋町経由）行「広大前」下車	０８２－２４１－１２２６	
		広島大学文学部試験場	17602Y	700	広島市中区東千田町１丁目１－８９ 広島駅前から市内電車又はバス宇品（紙屋町経由）行「広大前」下車	０８２－２４１－０４６７	
		広島大学教育学部試験場	17603U	700	広島市中区東千田町１丁目１－８９ 広島駅前から市内電車又はバス宇品（紙屋町経由）行「広大前」下車	０８２－２４１－４５０２	
		広島大学理学部試験場	17604K	1,150	広島市中区東千田町１丁目１－８９ 広島駅前から市内電車又はバス宇品（紙屋町経由）行「広大前」下車	０８２－２４１－５４７１	
		広島大学（学校教育学部）試験場	17605C	790	広島市南区東雲３丁目１－３３ 広島駅前からバス仁保車庫行又は瀬崎行「東本浦」下車、徒歩５分	０８２－２８１－３１４１	
		広島大学附属中・高等学校試験場	17606A	939	広島市南区翠１丁目１－１ 広島駅前から市内電車宇品行「附属学校前」下車、徒歩２分	０８２－２５１－０１９２	
		広島情報専門学校（７階～８階）試験場	17607Z	1,400	広島市西区福島町２丁目１－１ 広島駅前から市電己斐行「西観音町」・広電バス空港（平和公園経由）行「西観音」下車徒歩２分、国鉄「西広島駅」下車徒歩６分	０８２－２９５－５１１１	
		広島大学工学部試験場	17608X	1,150	東広島市西条町大字下見 西条駅前又は八本松駅前からバス大学会館前行「広大東口」下車、徒歩２分	０８２４－２２－７１１１	
		広島大学教育学部福山分校試験場	17609M	670	福山市緑町２－１７ 福山駅前から中国バス川口行・東庫行・箕島行（田中橋経由）「御門町」下車、徒歩３分	０８４９－２４－６２１２	
		広島大学附属福山中・高等学校試験場	17610Z	764	福山市春日町吉田 山陽本線「東福山駅」北口下車、徒歩１５分	０８４９－４１－８３５０	○
		広島女子大学試験場	32701Y	720	広島市南区宇品東１丁目１－７１ 広島駅前から市内電車宇品行「県病院前」下車、東へ徒歩６分	０８２－２５１－５１７８	
山口県	山口大学	山口大学本部試験場	17701U	2,490	山口市大字吉田１６７７－１ 山口線「湯田温泉駅」下車、南へ徒歩２０分	０８３９－２２－６１３９	
		山口大学医学部試験場	17702K	298	宇部市大字小串１１４４ 宇部線「宇部新川駅」下車、徒歩１０分	０８３６－２２－２０００	
		山口大学工学部試験場	17703C	672	宇部市常盤台２５５７ 宇部線宇部新川駅前から市営バス嵐呂ケ迫行・ひらき台行・休暇センター行（いずれも琴芝経由又は笹宮通り経由）「工学部前」下車	０８３６－３１－５１００	
		下関市立大学試験場	32801K	1,232	下関市大学町２丁目１－１ 下関駅前からバス北浦線「山の田」下車、徒歩５分	０８３２－５２－０２８８	
		山口女子大学試験場	32901A	550	山口市桜畠３丁目２－１ 山口線「宮野駅」下車、徒歩５分	０８３９－２８－０２１１	○
徳島県	徳島大学	徳島大学常三島地区試験場	17801C	2,461	徳島市南常三島町１丁目１ 徳島駅前から市バス吉野川橋行「助任橋」下車、徒歩５分	０８８６－２３－２３１９	
		徳島大学蔵本地区試験場	17802A	630	徳島市蔵本町３丁目１８－１５ 徳島駅前から市バス上鮎喰行「医学部前」下車、徒歩３分	０８８６－３１－３１１１	
香川県	香川大学	香川大学教育学部試験場	18001X	1,792	高松市幸町１－１ 高松駅前から市内バス宮脇線（西廻り）「幸町」下車、徒歩２分	０８７８－６１－４１４１	
		香川大学法学部・経済学部試験場	18002M	985	高松市幸町２－１ 高松駅前から市内バス宮脇線（西廻り）「幸町」下車、徒歩３分	０８７８－６１－４１４１	
		香川大学農学部試験場	18003H	628	木田郡三木町池戸２３９３ 琴電長尾線「農学部前」下車、徒歩３分	０８７８－９８－１４１１	
	香川医科大学	香川医科大学試験場	18101H	400	木田郡三木町大字池戸１７５０－１ 琴平電鉄長尾線高田駅よりバス医大病院行「医大病院」下車（バスで４分）	０８７８－９８－５１１１	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上限使用
愛媛県	愛媛大学	愛媛大学城北試験場	18201A	4,732	松山市文京町 市内電車道後線「赤十字病院前」下車、北へ徒歩３分	０８９９－２４－７１１１	
		愛媛大学農学部試験場	18202Y	500	松山市樽味３丁目 市内バス８番線（東野経由）「農学部前」下車	０８９９－４１－４１７１	
高知県	高知大学	高知大学試験場	18301U	1,614	高知市曙町２丁目５－１ 国鉄土讃線「朝倉駅」下車、南東へ徒歩５分	０８８８－４４－０１１３	
	高知医科大学	高知医科大学試験場	18401C	419	南国市岡豊町小蓮 高知駅前から高知県交通バス領石行・斎路行・田井行「高原分岐」下車、徒歩３分又は医大前原行「医大西門」下車	０８８８－６６－５８１５	
福岡県	福岡教育大学	福岡教育大学試験場	18501Z	2,729	宗像市大字赤間７２９ 鹿児島本線赤間駅前より西鉄バス（赤間方面行）「西鉄赤間営業所」下車、徒歩７分	０９４０－３２－２３８１	
	九州大学	九州大学文科系学部試験場	18601M	936	福岡市東区箱崎６丁目１９－１ 博多駅前又は天神から西鉄バス貝塚駅行「九大北門」下車	０９２－６４１－１１０１	
		九州大学理学部試験場	18602H	601	福岡市東区箱崎６丁目１０－１ 博多駅前又は天神から西鉄バス貝塚駅行「九大北門」下車	０９２－６４１－１１０１	
		九州大学工学部試験場	18603B	1,580	福岡市東区箱崎６丁目１０－１ 博多駅前又は天神から西鉄バス九大前行「九大前」下車	０９２－６４１－１１０１	
		九州大学農学部試験場	18604A	731	福岡市東区箱崎６丁目１０－１ 博多駅前又は天神から西鉄バス貝塚駅行「九大北門」又は「貝塚駅」下車	０９２－６４１－１１０１	
		九州大学病院地区試験場	18605Y	790	福岡市東区馬出３丁目１－１ 博多駅前又は天神から西鉄バス九大前行「県庁・九大病院前」又は「警察本部前」下車	０９２－６４１－１１０１	
		九州大学教養部試験場	18606U	1,535	福岡市中央区六本松４丁目２－１ 博多駅前から西鉄バス（１０・１５・１６・１７・１８・１９・２０１・２０２・２０３・２０４系統）「六本松」下車	０９２－６４１－１１０１	
		水城学園試験場	18607K	2,480	福岡市中央区長浜１丁目３－１ 博多駅前から西鉄バス福浜行（６８番）「英数学館前」下車	０９２－６４１－１１０１	
		県立福岡高等学校試験場	18608C	1,000	福岡市博多区堅粕１丁目２９－１ 博多駅前から西鉄バス貝塚駅行（１５・８５番）「福高前」下車	０９２－６４１－１１０１	
		県立香椎高等学校試験場	18609A	600	福岡市東区香椎２丁目９－１ 国鉄「香椎駅」下車、東へ徒歩５分又は西鉄バス（２１・２３・２６・２９系統）「香椎」下車、東へ徒歩１０分	０９２－６４１－１１０１	○
		福岡女子大学試験場	33301Y	500	福岡市東区香住ケ丘１丁目１－１ 国鉄「香椎駅」下車、北へ徒歩１５分又は西鉄バス（２１・２３・２６・２９系統）「女子大前」下車	０９２－６６１－２４１５	
	九州芸術工科大学	九州芸術工科大学試験場	18701B	977	福岡市中央区舞鶴１丁目５－３０ 西鉄大牟田線「福岡駅」下車、北西へ徒歩１０分	０９２－７４１－４１６６	
	九州工業大学	九州工業大学試験場	18801Y	2,719	北九州市戸畑区仙水町１－１ 国鉄「新中原駅」下車、南へ徒歩１０分	０９３－８７１－１９３１	
		北九州大学試験場	33101M	2,408	北九州市小倉南区北方４丁目２－１ 小倉駅前からモノレール「競馬場前」下車又は小倉駅前からバス（３０・３１・３２・３４～３７系統）「北方」下車	０９３－９６２－４４３６	
		九州歯科大学試験場	33201B	694	北九州市小倉北区真鶴２丁目６－１ 日豊線「南小倉駅」下車、西へ徒歩１５分又は西鉄バス（２２・４３番）「歯大前」下車又は西鉄電車「歯科大学前」下車、徒歩５分	０９３－５８２－４０４２	○
		産業医科大学試験場	40101H	772	北九州市八幡西区医生ケ丘１－１ 国鉄「折尾駅」下車、市営バス「折尾駅」前（協時）又は「折尾出張所前」から市営バス本城西団地行「産業医科大学前」下車	０９３－６０３－１６１１	
佐賀県	佐賀大学	佐賀大学試験場	18901K	2,312	佐賀市本庄町１ 佐賀駅バスセンターから市営バス東与賀行・相応行又は佐大前行「佐大前」下車、徒歩５分	０９５２－２４－５１９１	
	佐賀医科大学	佐賀医科大学試験場	19001C	385	佐賀市鍋島町大字鍋島三本杉 佐賀駅バスセンターから市営バス医大（神野公園・鍋島小学校経由）行「医大」下車	０９５２－３１－６５１１	
長崎県	長崎大学	長崎大学文教地区試験場	19101Z	4,292	長崎市文教町１－１４ 長崎駅前から市内電車赤迫行又は長崎バス住吉方面行いずれも「長崎大学前」下車	０９５８－４７－１１１１	
		県立佐世保北高等学校試験場	19102X	862	佐世保市八幡町６－３１ 佐世保駅前からバス大野行又は矢峰行「市役所前」下車、徒歩３分	０９５６－２２－５３６１	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
長崎県	長崎大学	長崎県立国際経済大学試験場	33401K	600	佐世保市川下町123 佐世保駅前からバス相浦（日野経由）行「国際経済大学前」下車，徒歩2分	0956−47−2193	
熊本県	熊本大学	熊本大学黒髪地区試験場	19201M	5,488	熊本市黒髪2丁目40−1 熊本駅前から市営バス楠団地行又は産交バス大津行いずれも「熊大前」下車	096−344−2111	
		熊本女子大学試験場	33501A	506	熊本市健軍町水洗2432−1 熊本交通センターから市営バス長嶺団地行「日赤前」下車，徒歩1分	096−383−2929	
大分県	大分大学	大分大学試験場	19301B	4,125	大分市大字旦野原700 大分市中央通りトキハデパート前から大分バス旦野原行「大分大学」下車	0975−69−3311	
	大分医科大学	大分医科大学試験場	19401Y	432	大分郡挾間町医大ケ丘1丁目1506 トキハデパート前又は大分駅前から大分医大行又は医大経由緑が丘行「医大病院」下車	0975−49−4411	
宮崎県	宮崎大学	宮崎大学教育学部試験場	19501K	1,325	宮崎市船塚1丁目1 宮崎交通バス平和台線（8番）「花殿町」下車，東へ徒歩5分	0985−24−3171	
		宮崎大学農学部試験場	19502C	940	宮崎市大字熊野7710 宮崎交通バス宮崎大学行（大学病院経由，650・651・652）「宮崎大学」下車	0985−58−2811	
		宮崎大学工学部試験場	19503A	559	宮崎市大字熊野7710 宮崎交通バス宮崎大学行（大学病院経由，650・651・652）「宮崎大学」下車	0985−58−2811	
		県立宮崎南高等学校試験場	19504Z	1,150	宮崎市月見ヶ丘5丁目2−1 宮崎交通バス青島線「宮崎農業高校」下車，北へ徒歩10分	0985−58−2811	○
	宮崎医科大学	宮崎医科大学試験場	19601A	544	宮崎郡清武町大字木原5200 南宮崎駅前宮交シティからバス大学病院行又は大学病院・宮崎大学行いずれも「大学病院」下車	0985−85−1510	
鹿児島県	鹿児島大学	鹿児島大学教養部試験場	19701X	1,198	鹿児島市郡元1丁目21−30 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「法文学部前」下車，徒歩1分	0992−54−7141	
		鹿児島大学法文学部試験場	19702M	550	鹿児島市郡元1丁目21−30 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「法文学部前」下車，徒歩2分	0992−54−7141	
		鹿児島大学教育学部試験場	19703H	600	鹿児島市郡元1丁目20−6 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「法文学部前」下車，徒歩5分	0992−54−7141	
		鹿児島大学理学部試験場	19704B	400	鹿児島市郡元1丁目21−35 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「法文学部前」下車，徒歩3分	0992−54−7141	
		鹿児島大学工学部試験場	19705A	800	鹿児島市郡元1丁目21−40 西鹿児島駅前から市電郡元行「工学部前」下車，徒歩2分	0992−54−7141	
		鹿児島大学農学部試験場	19706Y	900	鹿児島市郡元1丁目21−24 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「農学部前」下車，徒歩1分	0992−54−7141	
		鹿児島大学水産学部試験場	19707U	450	鹿児島市下荒田4丁目50−20 西鹿児島駅前から市営バス三和町行（11番）・大学病院行（18番）「体育館前」下車，徒歩5分	0992−54−2181	
		鹿児島大学歯学部試験場	19708K	350	鹿児島市宇宿町1208−1 西鹿児島駅前から市営バス大学病院行（18番）「大学病院前」下車，徒歩約5分	0992−64−2211	
		鹿児島大学医学部試験場	19709C	300	鹿児島市宇宿町1208−1 西鹿児島駅前から市営バス大学病院行（18番）「大学病院前」下車，徒歩1分	0992−64−2211	
		県立大島高等学校試験場	19710U	191	名瀬市安勝町7−1 名瀬港から市営バス平田町行「大島高校前」下車，徒歩約5分	0997−52−4451	
	鹿屋体育大学	鹿屋体育大学第1試験場	19801H	445	鹿屋市白水町1 鹿屋バスセンターからバス垂水行又は垂水港からバス鹿屋・志布志行，高山行いずれも「体育大学前」下車，徒歩3分	0994−46−4304	
沖縄県	琉球大学	琉球大学教養部試験場	19901A	1,387	中頭郡西原町字千原1 バス24・97・98・102番「琉球大学前」下車，徒歩15分 26・27・90番「中部商業高校前」下車，徒歩30分	09889−5−2221	
		県立首里高等学校試験場	19902Y	1,300	那覇市首里真和志町2丁目43 バス12・13・14・17（金城循りを除く）・18・25・26・46・97番「山川」下車，徒歩3分	0988−84−3129	○
		県立那覇高等学校試験場	19903U	1,300	那覇市松尾1丁目21−44 バス1・2・3・5・17（以上開南廻り）・32から35・37から45・50から54番「那覇高校前」下車，徒歩1分	0988−61−1106	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
沖縄県	琉球大学	県立普天間高等学校試験場	19904K	1,200	宜野湾市字普天間585 バス23から27・59・61・90番「普天間」下車，徒歩3分	09889−2−8879	○
		県立宮古高等学校試験場	19905C	113	平良市字西里718 バス城辺線・上野線・下地線「終点」下車，徒歩10分	09807−3−3061	○
		県立八重山高等学校試験場	19906A	49	石垣市字登野城275 バス川平線・西廻り一周線「登野城小学校前」下車，徒歩2分	09808−2−5769	
		県立首里東高等学校	33601X	450	那覇市首里石嶺町3−178 銀バス市内線（9・11・17番），市外線（25・26・46・97・102番）「実務学園前」下車，徒歩4分	0988−84−3220	

（点字問題受験者用試験場）

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
宮城県	宮城教育大学	宮城教育大学試験場	11550Z	1	仙台市荒巻字青葉 仙台駅前から市営バス宮教大行又は青葉台行「宮教大前」下車	022−222−1021	
千葉県	千葉大学	千葉大学第2（薬学部）試験場	12550K	1	千葉市弥生町1−33 国鉄「西千葉駅」北口下車，徒歩7分	0472−51−1111	
東京都	東京農工大学	東京農工大学本部試験場	13050Y	7	府中市晴見町3丁目8−1 中央線国分寺駅南口から京王バス府中駅行「晴見町」下車又は京王線府中駅北口から京王バス国分寺駅行「晴見町」下車	0423−64−3311	
京都府	京都工芸繊維大学	京都工芸繊維大学試験場	16250X	2	京都市左京区松ケ崎橋上町 京都駅前から市バス（14号系統）「工芸繊維大学前」下車	075−791−3211	
大阪府	大阪教育大学	大阪教育大学天王寺分校試験場	16550U	1	大阪市天王寺区南河堀町4−88 環状線「寺田町駅」下車，西へ徒歩約5分又は「天王寺駅」下車，東へ徒歩約10分	06−771−8131	
沖縄県	琉球大学	琉球大学教養部試験場	19950Y	1	中頭郡西原町字千原1 バス24・97・98・102番「琉球大学前」下車，徒歩15分 26・27・90番「中部商業高校前」下車，徒歩30分	09889−5−2221	

（追試験場）

地区	試験実施大学名	試験場名	所在地 道順	電話（試験当日）
東日本	東京外国語大学	東京外国語大学3号館試験場	北区西ヶ原4丁目51−21 国電大塚駅前から都電荒川線三の輪橋方面行「西ヶ原4丁目」下車，徒歩3分	03−917−6111
西日本	大阪大学	大阪大学基礎工学部国際棟試験場	豊中市待兼山町1−1 阪急宝塚線「石橋駅」下車，東へ徒歩20分	06−853−1163

⑽　大学入学者選抜共通第１次学力試験実施要項について

入試セ事第73号
昭和61年６月18日

国立大学協会会長
公立大学協会会長　　殿

大学入試センター所長
堯　天　義　久

昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験実施要項について（通知）

「昭和62年度大学入学者選抜実施要項」（昭和61年５月27日文高大第208号高等教育局長通知）第10の２の⑴に基づき、標記の実施要項を別添のとおり定めましたので通知します。

なお、前年度の実施要項との主な変更点は、下記のとおりです。

記

1　受験案内の配付

受験案内の配付開始を昭和61年９月１日（月）としたこと。

2　出題教科・科目等

①　理科及び社会の出題科目をそれぞれ１科目とし、配点をそれぞれ100点としたこと。

②　旧教育課程履修者に対する経過措置をなくしたこと。

③　現代社会、理科Ⅰを受験申請科目としたこと。

④　『「数学Ⅰ」・「工業数理」』又は『数学Ⅰ」・「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」』を選択解答することができる者に、文部大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科の修了（見込み）者を加えたこと。

⑤　出題教科・科目を別表としたこと。

3　出　願

①　出願の受付期間を昭和61年10月27日（月）から11月７日（金）までとしたこと。

②　志願票に、志望する大学・学部等を記載することをとりやめたこと。

4　実施期日等

①　試験の期日を昭和62年１月24日（土）25日（日）としたこと。

②　理科及び社会の試験時間をそれぞれ60分としたこと。

5　再試験及び追試験の実施期日

再試験及び追試験の実施期日を昭和62年１月31日（土）２月１日（日）としたこと。

6　資料の発表

大学・学部等の志望状況等の発表は行わないこととしたこと。

7　成績の請求及び提供

４月１日以降に出願受付する第２次募集については、共通第１次学力試験成績請求票を要しないこととしたこと。

8　公（私）立大学への成績提供手数料

公（私）立大学への成績提供手数料の額が、240円に改定されたこと。

入試セ事第73号
昭和61年６月18日

各国公立大学長
産業医科大学長　　殿

大学入試センター所長
堯　天　義　久

昭和62年度大学入学者選抜共通第１次学力試験実施要項について（通知）

「昭和62年度大学入学者選抜実施要項」（昭和61年５月27日文高大第208号高等教育局長通知）第10の２の(1)に基づき、標記の実施要項を別添のとおり定めましたので通知します。

なお、前年度の実施要項との主な変更点は、下記のとおりです。

（以下省略）

(11)　その他の参考資料

ア　昭和62年度大学入学者選抜実施要項について（文部省）

文高大第208号
昭和61年５月27日

各国公私立大学長
大学入試センター所長　殿

文部省高等教育局長
大　崎　　仁

昭和62年度大学入学者選抜実施要項について（通知）

昭和62年度大学入学者選抜実施要項を別紙のとおり改正のうえ、定めましたので通知します。

なお、前年度大学入学者選抜実施要項との主な改正点及びその留意事項は下記のとおりであります。

大学入学者選抜方法の改善については、かねてから御努力を願ってきたところでありますが、なお一層の工夫・改善を進めることについて引き続き格別の御配慮をお願いします。

記

１　主な改正点

(1)　文部大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科の修了者に係る調査書の取扱いを定めたこと。（第３の９の(2)の改正）

(2)　各大学の募集要項の記載事項のうち、入学に要するすべての経費について、その納入手続等も記載することとしたこと。（第９の１の(1)の改正）

また、各大学の募集要項の発表期限を国立大学の第２次の学力検査等への出願時期が繰り上がったこと等を考慮して前年度の11月30日までとしたこと。（第９の１の(3)の改正）

(3)　第10の国立大学の入学者選抜方法等について、次の諸点について改めたこと。

①　共通第１次学力試験の出題教科について各国立大学は、当該大学・学部に入学を志願する者

に対し解答させる教科を決定し、発表するものとしたこと。また、当該試験の出題教科・科目のうち社会及び理科については、選択解答させる科目数を２科目から１科目にするとともに、社会の「現代社会」、理科の「理科Ｉ」を選択解答することができる者を、高等学校の普通科・理数科の卒業（見込み）者以外の者に限るものとしたこと。（第10の１の(2)の改正）

② 各国立大学の募集要項の大綱及び細目に盛り込むべき事項について規定の整備を行ったこと。（第10の２の(2)及び(3)の改正）

③ 昭和62年度の共通第１次学力試験及び第２次の学力検査等の出願受付期間、試験期日を定めるとともに、第２次の学力検査等の試験期日については、各国立大学がＡ日程グループ及びＢ日程グループに分かれて実施するものとしたこと。（第10の２の(4)の表の改正及び別表の新設）

④ 上記③に関連して、各国立大学・学部への出願に当たっては、入学志願者は２大学・学部に出願することができるものとしたこと。また、新たに入学手続期間の取扱いを定めたこと。（第10の２の(6)の改正）

⑤ 各国立大学への第２次の学力検査等の出願を共通第１次学力試験の実施前としたことに伴い、大学入試センターによる共通第１次学力試験の志望状況等の発表の規定を廃止したこと。（第10の２の(5)の改正及び(7)の削除）

⑥ 推薦入学について、その判定結果の発表期日を変更し、新たに入学手続締切期限を設けたこと。（第10の４の(1)のイの改正）

⑦ 欠員補充の方法等について規定の整備を行ったこと。（第10の４の(2)の改正）

⑧ ２段階選抜実施上の具体的留意事項を明示するとともに、その取扱い等については各国立大学の募集要項に明示するものとしたこと。（第10の４の(3)の改正）

(4) 公立大学の第２次学力検査等の日程等については、各大学が定めることとしたこと。（第11の改正）

(5) 今回の改正に関連して別紙様式の内容の変更や整備等を図り、その他字句等の訂正を行ったこと。

２ 留意事項

(1) 各大学・学部は、当該大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、入学者選抜の内容や在り方等の研究を更に進め、一層の工夫・改善に努めることが望ましいこと。

(2) 入学に要するすべての経費の納入手続等については、本要項の第９の１の(1)に新たに規定したところであるが、入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限等については、受験生への

配慮から可能な限りわかりやすく、かつ、十分注意を喚起できるよう募集要項の作成に当たり一層の改善を図ることが望ましいこと。

(3) 大学入学者選抜に際して健康診断により不合格の判定を行うことについては、本要項の第５の２により慎重な配慮が求められているところであるが、色覚に障害のある入学志願者に対して入学制限等の規定を募集要項等に設けている例が見受けられる。これらの取扱いについては、当該障害を有する者の進学の機会を確保する観点から真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を廃止あるいは大幅に緩和する方向でその見直しを行うことが適当であること。

(4) 国立大学の入学者選抜においては、受験機会の複数化の円滑な実施のため特に次の諸点について留意することが望ましいこと。

① 各国立大学においては、昨年度に発表した昭和62年度の共通第１次試験で受験を要する教科及び第２次の学力検査等の実施教科・科目等の変更は原則として行わないこととし、例外的にやむを得ない理由によってこれを変更する場合においても、受験生への周知が既に行われていることを考慮し、出題教科・科目数及び出題範囲を減少する場合に限ること。

なお、第２次の学力検査が過重なものとならないよう引き続き検討することかが望ましいこと。

② 各国立大学においては、入学定員の適切な充足を容易にするため、例えば、十分な合格者数の確保や欠員の補充の必要性が生じた場合の措置等について格別な配慮をするものとすること。

③ 各国立大学の募集要項の作成に当たっては、第２次の学力検査等、推薦入試、第２次募集等の出願手続、選抜方法、入学手続等の詳細や入学者選抜上の留意事項等を詳細かつ具体的に明示するよう格別の配慮をするものとすること。

(5) 公立大学の入学者選抜においても、上記(4)の趣旨を踏まえて適切に対処すること。

（別　紙）

昭和62年度の大学入学者選抜実施要項について

昭和61年度大学入学者選抜実施要項（昭和60年４月16日付け文高大第154号高等教育局長通知）の一部を次のように改正し、改正後の同要項を昭和62年度大学入学者選抜実施要項とする。

１　第３の９の⑵を次のように改める。

⑵　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、文部大臣の指定を受けたた専修学校高等課程の学科を修了した者及び大学入学資格検定合格者については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。

２　第６の３を次のように改める。

３　発表は、国立大学（国立短期大学を除く。）、公立大学（公立短期大学を除く。）及び共通第１次学力試験に参加している私立大学にあっては別紙様式２、別紙様式４、別紙様式５、別紙様式６及び別紙様式７により、私立大学並びに国立短期大学及び公立短期大学にあっては別紙様式３、別紙様式５、別紙様式６及び別紙様式７により、各都道府県の知事及び教育委員会教育長、各指定都市の教育委員会教育長並びに国立大学の大学附属又は学部附属の高等学校長に通知する方法によるものとし、同時に文部省大学課大学入試室へも報告することとする。

３　第９の１の⑴のなお書き以下及び⑶を次のように改める。

⑴　前段部分（略）

なお、大学は、入学に要する経費のすべて及びその納入手続等を募集要項に記載するものとし、これに記載されない寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないようにするものとする。

⑶　大学は、前年度の11月30日までに募集要項を発表するものとする。

４　第10の１の⑵を次の⑵及び⑶に改め、従来の⑶及び⑷を繰り下げ⑷及び⑸とする。

⑵第１次の学力検査は、主として、入学志願者の高等学校の段階における一般的かつ基礎的な学習

の達成の程度を判定することを目的とするものとし、各国立大学は、共通第１次学力試験の出題教科について、当該大学・学部に入学を志願する者に対し解答させる教科を決定し、発表するものとする。

⑶　共通第１次学力試験の出題教科・科目等は、次によるものとする。

国　　語　国語は、「国語Ⅰ・国語Ⅱ」を出題する。

社　　会　社会は、『「倫理」・「政治・経済」』、日本史、世界史、地理及び現代社会の５科目を出題し、そのうちから１科目を選択解答させる。

この場合、現代社会を選択解答することができる者は、高等学校の普通科・理数科の卒業（見込み）者以外の者に限るものとする。

数　　学　数学は、数学Ⅰ、数学Ⅱ（電子計算機と流れ図を除く。）、工業数理及び「簿記会計Ⅰ・簿記会計Ⅱ（前半の内容を出題範囲とする。）」を出題し、数学Ⅰについては全問解答、数学Ⅱ（電子計算機と流れ図を除く。）、工業数理及び「簿記会計Ⅰ・簿記会計Ⅱ（前半の内容を出題範囲とする。）」については、これらの三つの出題範囲のうち一つを選択解答させる。この場合、数学Ⅱ（電子計算機と流れ図を除く。）については、数学Ⅱを履修した者並びに代数・幾何、基礎解析及び確率・統計のうち２科目以上を履修した者のいずれにも対応した出題をするものとする。また、工業数理及び「簿記会計Ⅰ・簿記会計Ⅱ（前半の内容を出題範囲とする。）」を選択解答することができる者は、高等学校において当該科目を履修した者及び文部大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科の修了（見込み）者に限るものとする。

理　　科　理科は、物理、化学、生物、地学及び理科Ⅰの５科目を出題し、そのうちから１科目を選択解答させる。

この場合、理科Ⅰを選択解答することができる者は、高等学校の普通科・理数科の卒業（見込み）者以外の者に限るものとする。

外国語　外国語は、「英語Ⅰ・英語Ⅱ」と、これに準じたドイツ語及びフランス語の３科目を出題し、１科目を選択解答させる。

５　第10の２の⑵を削除し、従来の⑶を⑵とし、これを次のように改める。

⑵　各大学の募集要項等については、第９の１によるものとするが、第９の１の⑴及び⑶による募集要項の発表については、次によるものとする。

ア　各大学の入学者選抜に関する要項の発表

各大学は、当該大学の学部・学科等の内容、入学定員、共通第１次学力試験で受験を要する教科等、第２次の学力検査その他の能力・適性等に関する検査の実施教科・科目等及びその実施期日・選抜方法等並びに４に掲げる特別の選抜方法による場合の実施方法・内容等の基本的な事項についての入学者選抜に関する要項を決定し、前年度の７月31日までに発表するものとする。

イ　各大学の入学者選抜に関する細目の発表

各大学は、上記アの事項を含め、募集人員、出願手続・期日、第２次の学力検査等の実施日程の詳細、試験場、検定料その他入学者選抜上の具体的必要事項及び留意点等を記載した細目を前年度の11月30日までに発表するものとする。

6　第10の２の(4)を(3)とし、これを次のように改める。

(3)　選抜等の日程

区　　分	共通第１次学力試験の出願、試験実施等の日程	各大学に対する出願、第２次の学力検査等の日程
出願受付	前年度の10月27日から11月７日まで	前年度の１月12日から１月19日まで
試験期日	前年度の１月24日及び１月25日	前年度の３月１日からそれぞれ各大学が定める必要な期間、Ａ日程グループ及びＢ日程グループに分けて実施する。（別表参照）
合格者の発表	――――――――	前年度の３月20日まで

7　第10の２の(5)を(4)とし、これを次のように改める。

(4)　共通第１次学力試験の出願受付、出願方法等

高等学校卒業見込みの者は、出願に必要な書類を取りそろえ、出身学校長を経由して、大学入試センターに提出するものとする。

高等学校卒業見込みの者以外の者（高等学校を卒業した者、大学入学資格検定合格者等）は、出願に必要な書類を取りそろえ、大学入試センターに直接提出するものとする。

8　第10の２の(6)を(5)とし、これを次のように改めるとともに、新たに(6)を定める。

(5)　各大学に対する出願

入学志願者は、各大学が定める手続・方法等により、上記(3)による出願に当たっては２大学・学部等に出願することができるものとする。

(6)　入学手続

入学手続は、４の(1)に掲げる推薦入学の場合を除き、合格者の発表後各大学の定める日から開始し、３月25日に締め切るものとする。ただし、４の(2)に掲げる第２次募集及び追加合格者の入学手続期間は各大学の定めるところによる。

9　第10の２の(7)を削除する。

10　第10の４の(1)のイを次のように改める。

イ　この方式による出願の方法、受付期間等は、各大学が適宜定めるものとするが、その判定結果の発表は、２月21日（学力検査の全部を免除する場合は２月７日）までに行うものとし、入学手続の締切期限は２月27日までとする。

11　第10の４の(2)を次のように改める。

(2)　第２次募集等

ア　各大学は、入学定員の一部についてあらかじめこれを留保し、これについて共通第１次学力試験を受験している者で、かついずれの国立大学にも合格していない者を対象として、３月20日以降において、第２次募集を行うことができるものとする。

イ　各大学は、合格者又は入学手続終了者が入学定員に満たない場合には、いずれの国立大学にも入学手続をとっていない者を対象として、上記２の(6)に定める入学手続の締切日以降第２次募集又は追加合格による欠員補充を行うことができる。

この場合において、出願手続、選抜方法、実施期日等については、各大学が適宜定めるものとする。

12　第10の４の(3)のアのただし書き以下及びイを次のように改める。

ア　前段部分（略）

ただし、この方式は、第２次の学力検査等の適切な実施のためやむを得ない場合に限定することとし、この場合にあっても、第１段階に選抜に合格させる者をできる限り多くするよう配慮するものとする。

なお、この方式により選抜を行う大学は、あらかじめその実施方法・内容を上記２の⑵の各大学の募集要項に明示するものとする。

イ　この方式により選抜を行う大学は、第１段階の選抜の判定結果の発表を、２月21日までに行うものとする。

13　第11を次のように改める。

1　公立大学（公立短期大学を除く。以下この項において同じ。）の入学者の選抜に関しては、第10の国立大学の入学者選抜方法等に準じて実施するものとする。

ただし、各大学に対する出願、第２次の学力検査等の日程及び入学手続等については、各大学の定めるところによる。

2　公立大学の第１次の学力検査については、第10の１の⑴の国立大学の共通第１次学力試験を利用するものとする。

14　第10の２の⑶を受けて新たに別表を別添のとおり定め、別紙様式１、別紙様式２及び別紙様式３をそれぞれ別添のとおり改める。また、新たに別紙様式４を別添のとおり定め、これに伴い、従来の別紙様式４、別紙様式５及び別紙様式６をそれぞれ別紙様式５、別紙様式６及び別紙様式７とし、別紙様式５を別添のとおり改める。

15　第13を次のように改める。

この要項は、昭和62年度の大学入学者選抜に適用する。

6　大学入試改革について　—大学入試改革協議会まとめ—

昭和61年７月21日

大学入試改革について
——大学入試改革協議会まとめ——

大学入試改革協議会は、臨時教育審議会第１次答申における大学入試改革に関する提言の具体化を図るため、昭和60年７月以来共通１次試験に代わる新しいテストの構想を中心に研究協議を重ねてきた。

学歴偏重や受験競争の過熱が教育全体に及ぼす悪影響を是正するため、大学入試改革を推進することは教育改革の重要な課題のひとつであるが、このためには国公私立の大学・高等学校関係者をはじめとする幅広い努力と協力が不可欠である。

このような観点から、別紙のとおりこれまでの本協議会における審議のとりまとめを行った。

今後、このまとめに基づき新テストの実施準備を進めるべきであると考えるが、その場合関係各団体、機関等との緊密な連携協力を図りつつ周到にこれを取り進めることが必要である。

本協議会は、具体化を図るに当たって更に検討を要する問題や準備の過程で生じてくる諸問題等について、必要に応じて引き続き検討を続けていくこととする。

別　紙

大学入試改革について

大学入試改革の基本方針

大学入試は、受験生の将来の進路や学部・学科の専門分野等に応じて、その個性・能力・適性を多面的に判断するように努め、受験生の幅広い人間形成に対する十分な配慮のもとに行われるようにすることが必要である。

臨時教育審議会第１次答申が提言する新テストは、国公私立大学を通じてこのような大学入試の在り方に積極的に寄与するものとして構想され活用されなければならない。

このため、各大学においては、新テストの適切な利活用を図ることにより、できる限り学力検査の重複を避け、かつ瑣末な知識の暗記や受験技術の習得を強いるようなテストを行わないようにするとともに、面接・小論文・又はスポーツ・文化等の各種分野における諸活動の適切な評価などを積極的に導入するなどの創意工夫を行うことが強く期待される。

1　新テストの目的

①　関係者の協力により高等学校教育を尊重した優れたテストによる試験を行い、各大学における特色ある多様な入学者選抜のための基礎資料を提供する。

②　各大学がこの基礎資料を活用しつつそれぞれ特色ある選抜を実施することにより、受験生個々の個性、適性を活かした進学を容易にする。

③　各大学の特色に基づく多様な活用により、いわゆる輪切り、序列化を助長しないようにする。

2　新テストの内容等

①　新テストの内容については、共通１次試験の経験や研究の成果を十分に活かし、高等学校教育を尊重し、高等学校における基礎的、基本的な内容に関する学習の達成度を評価することを基本とし、難問・奇問を排除した良質な試験問題を用意することとする。

②　出題教科・科目については、国・公・私立大学を通ずる多様な利活用を容易にすること及び高等学校教育へ及ぼす影響を考慮して、できる限り多く用意することを目指す。

当面は、これまでの実績を活かしつつ用意できる教科・科目の範囲から出題する。

なお、今後用意する科目の増等を図るについては、大学側の希望等の把握及び検討をすみやかに進めることが必要である。

③　テストの水準については、当面は、現在の共通１次試験の水準を超えないようにし、高等学校教育における基礎的・基本的な内容の学習の達成の判定に必要な限度において行うこととする。

④　試験方法については、マークシート方式によるが、これまでの成果を更に発展させて深い思考力、思考過程、総合的な理解力・判断力をよりよく評価することができるように、なお一層の改善を図る。

また、新大学入試センターのデータ・ベースの整備を図りつつ良質の問題の再利用についても積極的に検討を進めることが適当である。

⑤　新テストの実施時期は、大学及び受験生の便宜、高等学校教育の実情等を考慮し、12月下旬とする。

⑥　学力テストとは異なった観点から、受験生の将来の進路に応じた能力・適性を評価できるものとして信頼できる適性検査が開発されることは、大学入試改革にとって重要な寄与をなすものと考えられる。

現在直ちに信頼できる適性検査を実施するに足る経験や研究は不足しているが、特定の専門分野のためのものも含め今後優れた適性検査の可能性についての研究を進める。

⑦　新テストの年間複数回の実施については、受験機会の拡大や多様な利活用を容易にする上で重要な課題であり、今後その在り方について、十分専門的技術的検討を行う。

3　新テストの利活用

①　新テストは、各大学における特色ある多様な入学者選抜を容易にする優れた資料を提供することにより、各大学の積極的な利用を期待する。

②　新テストの具体的な利活用は、各大学の判断と創意工夫により自由に行われるべきものであり、各大学が個別に行う試験等との種々の組み合わせの工夫とあいまって、例えば次のような方法が考えられる。

ア　総合的な利活用

基礎的・基本的な学力を幅広く評価するため、例えば５教科・５科目程度を総合的に利用することが考えられる。

イ　特定の教科・科目のみの利活用

特定の教科・科目のみ利用することが考えられる。

ウ　教科・科目内の特定の分野のみの利活用

特定教科・科目の特定分野のみの結果を利用することが考えられる。

エ　面接、小論文等の前段階としての利活用

面接、小論文等を時間をかけて丁寧に実施するための前段階としての判定に新テストを利用する方法も考えられる。

オ　推薦入学等の資料としての利活用

推薦入学やスポーツ・文化活動等の評価による判定に際しての参考資料として用いることも可能である。

カ　成績の多様な利活用

新テストの利用教科・科目間の配点比重を学部・学科の特質、専門性等によって自由に設定するいわゆる傾斜配点方式や結果の素点を得点段階別にグループ化して位置付けて利用する、いわゆる段階別評価方式とすることも考えられる。

また、高得点を得た設問結果のみを利用することも考えられる。

③　新テストを利用するに当たっても、各大学が特定の目的上有意義と判断した場合には、新テストを条件としないで受験しうる枠を設けることも選抜基準・方法の多様化の一環として考えられる。

④　高等学校の専門教育を主とする学科の修了者、帰国子女、社会人の受験及び推薦入学に関し、新テストの内容、利用方法等について適切な配慮を加えることが望ましい。

⑤　新テストの結果は新大学入試センターから各大学には、原則として、素点を通知するものとし、各大学の創意工夫により適切な活用を期待することとする。

この場合、新テストに係る統計数値がいわゆる輪切りや大学の序列化等に利用されないよう、新大学入試センターは、例えば最高点、最低点、平均点、標準偏差等の統計数値は公表しない等の適切な配慮を払うこととする。

なお、受験生個人への試験結果の通知は行わないこととする。

4　新テストの実施体制

①　入学者選抜は、各大学の主体的責任において行われるものであり、新テストは各利用大学の選抜の資料の一部である。その意味では、新テストは各大学が共同して実施をする性格のものである。

このような考え方を踏まえつつ利用各大学と新大学入試センターとが協力し、それぞれの分担・責任を明確にして実施する必要がある。

②　このような考えの下に、国公私立大学を通じて会場確保・試験実施の際の人的協力を含めた

入試業務の円滑な実施を確保するための責任ある実施体制と、問題作成委員会の設置等を通じて問題作成が各大学関係者の共同により適正・円滑に行われるような仕組みの確立が必要である。

また、秘密保持について十分な配慮が必要である。

③　新テストの実施・利用に伴う経費等の問題については、国・公・私立大学それぞれの事情を踏まえつつ大学や受験生の負担ができる限り増大しないよう適切な配慮が必要である。

④　新テストの利用についての新大学入試センターとの連絡体制を含め、各大学における入学者選抜の責任・実施体制の強化、各大学における特色ある多様な入学者選抜の実現のため入学者選抜に関する専門的な事務及び高等学校や受験生に対する大学の情報の提供業務を適切に行う各大学のアドミッション・オフィスの整備等を図ることが必要である。

5　新大学入試センターの在り方

①　新大学入試センターの設置形態

新大学入試センターは、新テストの実施及びその他の諸任務を果たす国・公・私立大学の共同利用機関としての性格を明らかにするため国立学校設置法等の関係規定の改正を行う。

②　新大学入試センターの任務

新大学入試センターは、新テストの問題作成・実施・結果の大学への通知、大学入試制度及び入試問題に関する総合的な研究及び各大学の教育活動の状況等大学、高等学校、受験生に必要な情報提供等を主な任務とする。

なお、新大学入試センターは、各大学が独自に行う試験について問題の作成に協力できるよう、十分配慮する必要がある。

③　新大学入試センターの運営

新テストの在り方及び新大学入試センターの運営に関しては、国・公・私立大学、高等学校等の関係者の意見が十分反映される運営体制が望ましい。

この観点から新大学入試センターに、大学関係者等から成る最高審議機関（評議会：仮称）、新大学入試センターと大学関係者等から成る新大学入試センターの事業の運営実施に関する重要事項を協議する機関（運営委員会：仮称）、テストの内容、方向等について大学・高等学校関係者等から成る評価組織（評価委員会：仮称）を確立する。

6　新テストの名称

臨時教育審議会第１次答申にある「共通テスト」の仮称は、新テストの性格からみて必ずしも

ふさわしくないので、適切な名称とすることが望ましい。

7　高等学校における進学指導の改善

高等学校における進学指導が偏差値偏重、業者テストの利用等に陥らず、各大学の学部等の教育の目的・内容等に関する十分な知識情報に基づき、各人の個性、適性、進路に応じたものとなるよう改善充実を図るべきである。各大学及び新大学入試センターは、このような改善に資するため、高等学校との連携協力を深め、高等学校や受験生などに適切な情報を提供することが必要である。

(大学入試改革協議会参考資料)

○別紙は、想定される実施典型例を図示したもの

○実施上の具体的事項については引き続き検討

別　紙

新テストの想定実施例

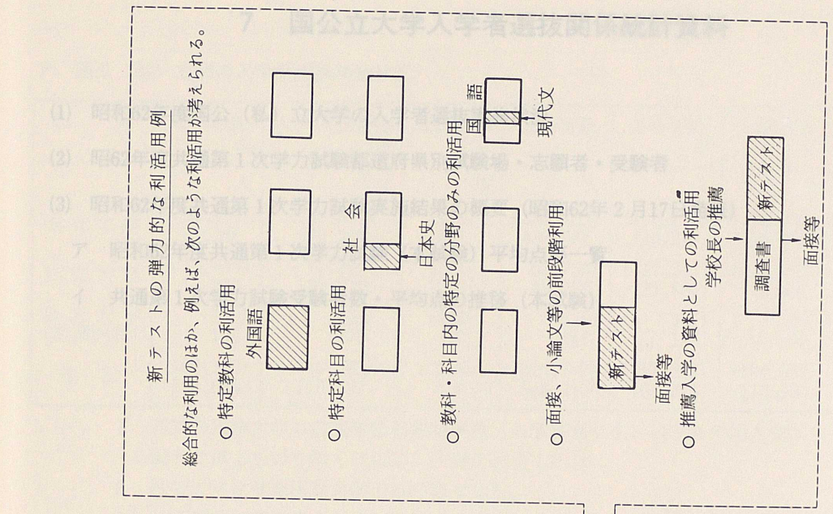

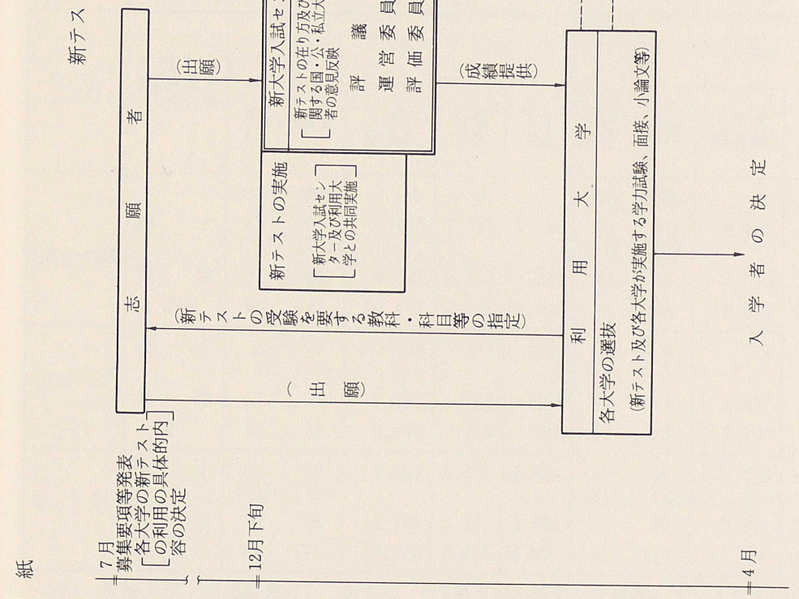

7　国公立大学入学者選抜関係統計資料

(1)　昭和62年度国公（私）立大学の入学者選抜実施状況

(2)　昭62年度共通第１次学力試験都道府県別試験場・志願者・受験者

(3)　昭和62年度共通第１次学力試験実施結果の概要（昭和62年２月17日発表）

ア　昭和62年度共通第１次学力試験（本試験）平均点等一覧

イ　共通第１次学力試験受験者数・平均点の推移（本試験）

(1) 昭和62年度国公（私）立大学入学者選抜実施状況

ア 国公（私）立別の入学者選抜実施状況

区　分	入学定員 A	入学志願者数 B	志願倍率 B/A	受験者数 C	合格者数 D	入学者数 E	過△欠員 E−A
	人	人	倍	人	人	人	人
国立大学	(92,233) 95,266	(265,577) 579,345	(2.9) 6.1	(253,493) 458,582	(100,173) 140,245	(92,933) 98,445	(700) 3,179
公立大学	(10,840) 11,319	(77,270) 139,512	(7.1) 12.3	(62,753) 89,289	(17,583) 21,850	(11,598) 12,437	(758) 1,118
私立大学（産業医科）	(100) 100	(656) 470	(6.6) 4.7	(536) 446	(107) 126	(102) 102	(2) 2
合　計	(103,173) 106,685	(343,503) 719,327	(3.3) 6.7	(316,782) 548,317	(117,863) 162,221	(104,633) 110,984	(1,460) 4,299

（注） 1．東京外国語大学外国語学部日本語学科（入学定員45名）のうち外国人留学生を対象とする30名に係るものを除く（以下、各表において同じ）。
2．私立大学は産業医科大学のみの数である。
3．（ ）書きは前年度を示す。

イ 特別選抜等の実施状況

(ア) 推薦入学

区　分	共通1次試験を課す・免除の別	62年度 実施大学	62年度 学部数	62年度 入学志願者数	62年度 合格者数	62年度 入学者数	61年度 実施大学	61年度 学部数	61年度 入学志願者数	61年度 合格者数	61年度 入学者数
		大学	学部	人	人	人	大学	学部	人	人	人
国立大学	課す	45 (21)	83 (10)	5,456	1,715	1,710	42 (19)	71 (11)	2,086	971	971
	免除	21	64	9,021	2,413	2,397	22	55	7,573	2,036	2,024
	計	66	147	14,477	4,128	4,107	64	126	9,659	3,007	2,995
公立大学	課す	6 (4)	7 (2)	153	100	100	7 (2)	9 (1)	373	181	178
	免除	12	21	2,687	788	788	10	14	1,817	543	542
	計	18	28	2,840	888	888	17	23	2,190	724	720
合　計	課す	51 (25)	90 (12)	5,609	1,815	1,810	49 (21)	80 (12)	2,459	1,152	1,149
	免除	33	85	11,708	3,201	3,185	32	69	9,390	2,579	2,566
	計	84	175	17,317	5,016	4,995	81	149	11,849	3,731	3,715

（注） 実施大学・学部数欄の（ ）書きは、「共通1次を課す」と重複しているもので外数である。

(ｲ) 第２次募集

区分		実施大学・学部数		募集人員	入学志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
		大学	学部	人	人	人	人	人
国立大学	定員留保	(35) 30	(55) 46	(2,089) 1,553	(12,180) 14,161	(11,126) 13,532	(2,838) 2,839	(2,346) 2,183
	欠員補充	(5) 9	(6) 12	(62) 414	(415) 4,686	(399) 4,614	(76) 593	(67) 533
	計	(36) 34	(59) 54	(2,151) 1,967	(12,595) 18,847	(11,525) 18,146	(2,914) 3,432	(2,413) 2,716
公立大学	定員留保	(1) 1	(2) 1	(100) 60	(651) 693	(651) 688	(120) 61	(92) 40
私立大学(産業医科)	定員留保	(1) —	(1) —	(30) —	(289) —	(185) —	(37) —	(35) —
合計	定員留保	(37) 31	(58) 47	(2,219) 1,613	(13,120) 14,854	(11,962) 14,220	(2,995) 2,900	(2,473) 2,223
	欠員補充	(5) 9	(6) 12	(62) 414	(415) 4,686	(399) 4,614	(76) 593	(67) 533
	計	(38) 35	(62) 55	(2,281) 2,027	(13,535) 19,540	(12,361) 18,834	(3,071) 3,493	(2,540) 2,756

(注) 1．( )書きは前年度を示す。

2．実施大学数及び学部数について、「定員一部留保によるもの」と「欠員補充によるもの」との両方に重複しているものが次のとおりある。

昭和61年度：国立大学　4大学《福井、島根、長崎、鹿児島》
　　2学部《島根（理）、鹿児島（理）》

昭和62年度：国立大学　5大学《山形、宇都宮、岡山、愛媛、高知》
　　4学部《宇都宮（工）、愛媛（工）、高知（人文、農）》

3．国立大学の欠員補充第２次募集において募集人員を若干名としているものが３学科あるがこれについては除いて算出した。

(ｳ) 帰国子女の特別入試

区分	実施大学・学部数		入学志願者数	合格者数	入学者数
	大学	学部	人	人	人
国立大学	(32) 39	(74) 96	(341) 546	(114) 178	(86) 131
公立大学	(6) 8	(12) 22	(25) 50	(12) 21	(6) 11
合計	(38) 47	(86) 118	(366) 596	(126) 199	(92) 142

(注) ( )書きは前年度を示す。

(ｴ) 社会人の特別入試

区分	実施大学・学部数		入学志願者数	合格者数	入学者数
	大学	学部	人	人	人
国立大学	(14) 15	(15) 18	(297) 333	(168) 201	(148) 183
公立大学	(3) 4	(3) 4	(146) 231	(49) 62	(44) 51
合計	(17) 19	(18) 22	(443) 564	(217) 263	(192) 234

(注) ( )書きは前年度を示す。

(ｵ) ２段階選抜

区分	実施予告大学・学部数		実施大学・学部数		入学定員 A	入学志願者数 B	倍率 B/A	第１段階選抜	
								合格者数	不合格者数
	大学	学部	大学	学部	人	人	倍	人	人
国立大学	(25) 58	(75) 194	(7) 43	(18) 124	(4,858) 30,965	(15,807) 207,673	(3.3) 6.7	(13,999) 138,231	(1,808) 69,442
公立大学	(12) 21	(25) 40	(5) 16	(5) 30	(1,045) 3,898	(13,555) 59,975	(13.0) 15.4	(9,548) 29,796	(4,007) 30,179
私立大学(産業医科)	(—) 1	(—) 1	(—) 0	(—) 0	(—) 0	(—) 0	(—) 0	(—) 0	(—) 0
合計	(37) 80	(100) 235	(12) 59	(23) 154	(5,903) 34,863	(29,362) 267,648	(5.0) 7.7	(23,547) 168,027	(5,815) 99,621

(注) ( )書きは前年度を示す。

(参考) 出願校の全てが不合格となった者　30,701人（内訳）
- 1校不合格　17,304人
- 2校不合格　12,527人
- 3校不合格　870人

(ｶ) 入学手続等の状況

区分	入学定員 A	当初合格者数 B	Bのうち手続完了者数 C	当初合格者手続後の過△欠員数 (C−A)	追加合格者数 D	Dのうち手続完了者数 E	第２次募集合格者数 F	Fのうち手続完了者数 G	合格者の総数 (B+D+F)	手続完了者の総数 (C+E+G) H	入学者の過△欠員数 (H−A)
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
国立大学	95,266	124,932	85,608	△9,658	11,881	10,121	3,432	2,716	140,245	98,445	3,179
公立大学	11,319	20,415	11,304	△15	1,374	1,093	61	40	21,850	12,437	1,118
私立大学(産業医科)	100	120	96	△4	6	6	—	—	126	102	2
合計	106,685	145,467	97,008	△9,677	13,261	11,220	3,493	2,756	162,221	110,984	4,299

(注) 1．「当初合格者数」は、定員一部留保・欠員補充第２次募集以外の選抜に係る当初合格者の数である。

2．「手続完了者数」は、入学手続完了者数から入学手続後に入学を辞退した者を除いたものである。

(2) 昭和62年度共通第１次学力試験都道府県別試験場・志願者・受験者

都道府県名	試験場数	志願者					受験者（全教科・一部教科）	受験率
		合計	県内高校出身者			他県高校出身者等		
			計	卒業見込者	卒業者			
	会場	人	人	人	人	人	人	%
合計	321	394,134	359,079	246,957	112,122	35,055	371,081	94.15
北海道	21	16,643	14,181	10,156	4,025	2,462	15,783	94.83
青森	2	3,414	3,367	2,865	502	47	3,186	93.32
岩手	1	3,357	3,312	2,897	415	45	3,169	94.40
宮城	6	7,720	5,710	3,324	2,386	2,010	7,337	95.04
秋田	1	2,796	2,766	2,173	593	30	2,624	93.85
山形	3	2,955	2,892	2,427	465	63	2,766	93.60
福島	5	4,149	4,098	3,297	801	51	3,810	91.83
茨城	6	6,697	6,333	4,462	1,871	364	6,279	93.76
栃木	2	4,180	4,121	3,244	877	59	3,961	94.76
群馬	6	6,008	5,834	3,724	2,110	174	5,640	93.87
埼玉	9	11,044	9,453	5,577	3,876	1,591	10,313	93.38
千葉	13	14,765	12,715	7,558	5,157	2,050	13,871	93.95
東京	33	51,566	40,300	21,759	18,541	11,266	47,618	92.34
神奈川	11	16,260	14,908	8,285	6,623	1,352	15,150	93.17
新潟	5	5,986	5,884	4,026	1,858	102	5,582	93.25
富山	2	5,051	4,998	4,163	835	53	4,839	95.80
石川	2	3,791	3,698	3,002	696	93	3,607	95.15
福井	2	2,604	2,574	2,243	331	30	2,431	93.36
山梨	3	2,339	2,271	1,817	454	68	2,146	91.75
長野	8	5,623	5,572	3,890	1,682	51	5,187	92.25
岐阜	4	6,872	6,727	5,433	1,294	145	6,547	95.27
静岡	10	8,076	7,946	6,372	1,574	130	7,566	93.68
愛知	18	29,066	27,224	19,530	7,694	1,842	27,865	95.87
三重	1	4,775	4,689	3,703	986	86	4,436	92.90
滋賀	3	3,117	2,933	2,041	892	184	2,933	94.10
京都	10	12,061	9,699	5,773	3,926	2,362	11,398	94.50
大阪	28	28,434	26,724	15,862	10,862	1,710	27,014	95.01
兵庫	16	17,650	16,873	11,601	5,272	777	16,548	93.76
奈良	4	4,208	3,563	2,432	1,131	645	3,964	94.20
和歌山	4	2,889	2,840	2,067	773	49	2,679	92.73
鳥取	3	2,336	2,294	1,669	625	42	2,221	95.08
島根	2	2,541	2,500	2,135	365	41	2,406	94.69
岡山	2	8,519	8,327	6,841	1,486	192	8,064	94.66
広島	11	10,683	9,803	6,930	2,873	880	9,993	93.54
山口	5	5,242	5,125	4,103	1,022	117	4,928	94.01
徳島	2	3,091	3,047	2,541	506	44	2,869	92.82
香川	4	3,805	3,620	2,765	855	185	3,610	94.88
愛媛	2	5,232	5,173	4,801	372	59	5,027	96.08
高知	2	2,033	1,985	1,479	506	48	1,886	92.77
福岡	16	21,052	18,214	11,460	6,754	2,838	20,070	95.34
佐賀	2	2,697	2,636	2,134	502	61	2,556	94.77
長崎	3	5,754	5,686	4,829	857	68	5,537	96.23
熊本	2	5,994	5,852	3,955	1,897	142	5,675	94.68
大分	2	4,557	4,500	3,885	615	57	4,302	94.40
宮崎	5	4,518	4,484	3,934	550	34	4,338	96.02
鹿児島	11	6,184	6,054	4,885	1,169	130	5,869	94.91
沖縄	8	5,800	5,574	2,908	2,666	226	5,481	94.50

（注） 志願者は、試験地区別（受験地別）のものである。

(3) 昭和62年度共通第１次学力試験実施結果の概要

ア 昭和62年度共通第１次学力試験（本試験）平均点等一覧

教科名	科目名	受験者数	平均点	最高点	最低点
国語（200点）	国語	369,601人	117.48（58.74）	200（100）	0（0）
	受験番号誤り等	0	—	—	—
社会（100点）	倫理，政治・経済	36,050	61.34	100	8
	日本史	128,098	55.52	100	0
	世界史	87,930	65.47	100	0
	地理	109,161	67.04	100	0
	現代社会	917	66.02	96	23
	受験番号誤り等	391	0	0	0
数学（200点）	数学Ⅰ，数学Ⅱ	357,506	137.47（68.73）	200（100）	0（0）
	数学Ⅰ，工業数理	88	81.60（40.80）	171（85）	19（9）
	数学Ⅰ，簿記会計Ⅰ・Ⅱ	374	95.72（47.86）	200（100）	19（9）
	受験番号誤り等	0	—	—	—
理科（100点）	物理	108,115	69.59	100	0
	化学	115,325	55.93	100	0
	生物	111,530	61.99	100	0
	地学	20,526	58.98	100	0
	理科Ⅰ	588	34.31	84	4
	受験番号誤り等	140	0	0	0
外国語（200点）	英語	368,493	128.60（64.30）	200（100）	0（0）
	ドイツ語	224	114.35（57.17）	200（100）	0（0）
	フランス語	181	112.91（56.45）	192（96）	0（0）
	受験番号誤り等	0	—	—	—

（注） 1 平均点，最高点，最低点欄の（ ）内は、１００点満点に換算した点数
2 受験番号誤り等は，受験番号欄のマークもれ・マーク誤りの場合，又は解答科目欄のマークもれ・マーク誤りの場合等をいい，いずれもその科目は０点とした。

イ　共通第１次学力試験　受験者数・平均点の推移（本試験）

教科・科目名＼年度		昭和５４年度		昭和５５年度		昭和５６年度		昭和５７年度		昭和５８年度		昭和５９年度	
		受験者数	平均点	受験者数	平均点	受験者数	平均点	受験者数	平均点	受験者数	平均点	受験者数	平均点
全教科（1,000点満点）		327,140人（ %）	636.07	333,026人（ %）	617.36	340,614人（ %）	607.12	334,118人（ %）	620.00	343,049人（ %）	636.10	341,288人（ %）	608.77
国語	(国語)	327,140	65.99	333,026	69.37	340,614	66.43	334,118	67.46	343,049	64.96	341,288	61.80
	国語	326,550 (99.8)	66.11	332,935 (99.9)	69.39	340,506 (99.9)	66.45	334,028 (99.9)	67.48	342,942 (99.9)	64.98	341,288 (100)	61.80
	受験番号誤り等	590 (0.2)	0	91 (0.0)	0	108 (0.0)	0	90 (0.0)	0	107 (0.0)	0	0 (—)	—
社会	(社会)	327,140	57.87	333,026	60.31	340,614	63.98	334,118	57.63	343,049	59.74	341,288	63.23
	倫理・社会	72,350 (22.1)	61.83	120,039 (36.0)	61.29	165,668 (48.6)	71.88	134,737 (40.3)	62.19	175,969 (51.3)	63.26	217,743 (63.8)	67.89
	政治・経済	142,710 (43.6)	58.09	178,394 (53.6)	73.42	242,053 (71.1)	60.64	171,761 (51.4)	50.20	137,586 (40.1)	52.19	88,062 (25.8)	55.30
	日本史	192,039 (58.7)	54.01	155,368 (46.7)	51.92	117,116 (34.4)	62.10	152,116 (45.5)	56.18	153,563 (44.8)	59.23	152,157 (44.6)	63.67
	世界史	159,531 (48.8)	57.21	128,729 (38.7)	53.73	88,633 (26.0)	61.04	98,654 (29.5)	62.83	102,679 (29.9)	61.75	105,658 (31.0)	59.48
	地理A	51,714 (15.8)	65.62	47,451 (14.2)	52.63	32,491 (9.5)	62.81	57,646 (17.3)	61.08	62,351 (18.2)	62.98	64,747 (19.0)	61.12
	地理B	35,494 (10.8)	62.18	35,925 (10.8)	62.08	35,169 (10.3)	64.73	53,212 (15.9)	60.96	53,845 (15.7)	61.58	54,117 (15.9)	66.11
	受験番号誤り等	442 (0.1)	0	146 (0.0)	0	98 (0.0)	0	110 (0.0)	0	105 (0.0)	0	92 (0.0)	0
数学	(数学)	327,140	75.81	333,026	73.19	340,614	61.67	334,118	60.45	343,049	69.63	341,288	54.15
	数学Ⅰ	326,477 (99.8)	75.96	332,766 (99.9)	73.25	340,317 (99.9)	61.72	333,852 (99.9)	60.50	342,762 (99.9)	69.69	341,270 (99.9)	54.16
	数学一般	54 (0.0)	29.82	28 (0.0)	25.63	18 (0.0)	18.83	22 (0.0)	32.27	17 (0.0)	35.44	18 (0.0)	30.83
	受験番号誤り等	609 (0.2)	0	232 (0.1)	0	279 (0.1)	0	244 (0.1)	0	270 (0.1)	0	0 (—)	—
理科	(理科)	327,140	56.02	333,026	58.93	340,614	57.88	334,118	66.90	343,049	64.42	341,288	68.46
	物理Ⅰ	184,568 (56.4)	59.87	178,844 (53.7)	55.17	164,844 (48.4)	51.20	142,728 (42.7)	66.09	152,358 (44.4)	66.67	164,913 (48.3)	69.39
	化学Ⅰ	265,323 (81.1)	50.58	259,056 (77.8)	56.82	256,613 (75.3)	56.64	239,397 (71.6)	69.49	255,557 (74.5)	68.99	270,457 (79.2)	70.73
	生物Ⅰ	153,742 (47.0)	60.96	163,090 (49.0)	65.33	180,421 (53.0)	63.36	187,294 (56.1)	65.45	185,698 (54.1)	60.57	174,151 (51.0)	63.93
	地学Ⅰ	49,822 (15.2)	56.12	64,592 (19.4)	61.93	78,943 (23.2)	63.55	98,527 (29.5)	64.68	92,193 (26.9)	55.96	72,821 (21.3)	68.91
	基礎理科	159 (0.0)	32.47	107 (0.0)	31.11	115 (0.0)	36.81	92 (0.0)	36.18	85 (0.0)	38.33	87 (0.0)	47.28
	受験番号誤り等	507 (0.2)	0	266 (0.1)	0	177 (0.1)	0	106 (0.0)	0	122 (0.0)	0	60 (0.0)	0
外国語	(外国語)	327,140	62.35	333,026	46.90	340,614	53.59	334,118	57.54	343,049	59.28	341,288	56.73
	英語B	321,893 (98.4)	62.75	328,538 (98.7)	47.09	336,362 (98.8)	53.82	330,422 (98.9)	57.76	339,652 (99.0)	59.48	338,278 (99.1)	56.88
	ドイツ語	303 (0.1)	60.97	331 (0.1)	56.28	424 (0.1)	51.03	346 (0.1)	52.44	305 (0.1)	54.33	281 (0.1)	56.90
	フランス語	192 (0.1)	58.33	222 (0.1)	51.30	234 (0.1)	56.23	235 (0.1)	56.45	177 (0.0)	64.20	208 (0.1)	53.96
	英語A	4,031 (1.2)	42.27	3,467 (1.0)	33.34	3,222 (0.9)	35.83	2,734 (0.8)	40.00	2,582 (0.8)	40.50	2,153 (0.6)	42.35
	受験番号誤り等	721 (0.2)	0	468 (0.1)	0	372 (0.1)	0	381 (0.1)	0	333 (0.1)	0	368 (0.1)	0

(注)　1　受験者数は，全教科の所定の科目を受験した受験者数
　　2　各教科の平均点は，100点満点に換算した点数

共通第１次学力試験　受験者数・平均点の推移（本試験）

教科・科目名＼年度		昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度	
		受験者数	平均点	受験者数	平均点	受験者数	平均点
全教科（1,000点満点）		320,987人（ %）	627.03	343,518人（ %）	622.52	—人	—
国語	(国語)	320,987	69.06	343,518	60.23	—	—
	国語	320,987 (100)	69.06	343,518 (100)	60.23	369,601	58.74
	受験番号誤り等	0 —	—	0 —	—	0	—
社会	(社会)	320,987	63.20	343,518	64.24	—	—
	現代社会	198,980 (62.0)	62.22	301,908 (87.9)	69.69	917	66.02
	倫理，政治・経済	110,587 (34.5)	64.35	38,179 (11.1)	70.24	36,050	61.34
	日本史	138,129 (43.0)	60.61	144,146 (42.0)	54.34	128,098	55.52
	世界史	87,758 (27.3)	62.55	89,952 (26.2)	62.45	87,930	65.47
	地理	106,436 (33.2)	67.78	112,704 (32.8)	61.82	109,161	67.04
	受験番号誤り等	84 (0.0)	0	147 (0.0)	0	391	0
数学	(数学)	320,987	58.11	343,518	61.72	—	—
	数学Ⅰ，数学Ⅱ	320,657 (99.9)	58.13	343,037 (99.9)	61.74	357,506	68.73
	数学Ⅰ，工業数理	84 (0.0)	28.80	84 (0.0)	38.09	88	40.80
	数学Ⅰ，簿記会計Ⅰ・Ⅱ	238 (0.1)	42.05	387 (0.1)	46.99	374	47.86
	数学一般	8 (0.0)	27.25	10 (0.0)	25.30	—	—
	受験番号誤り等	0 (—)	—	0 (—)	—	0	—
理科	(理科)	320,987	64.03	343,518	62.47	—	—
	理科Ⅰ	203,381 (63.4)	66.08	312,149 (90.9)	59.48	588	34.31
	物理	114,824 (35.8)	65.56	108,057 (31.5)	71.69	108,115	69.59
	化学	165,587 (51.6)	61.84	127,397 (37.1)	62.46	115,325	55.93
	生物	118,709 (37.0)	65.55	112,598 (32.8)	62.73	111,530	61.99
	地学	39,272 (12.2)	53.77	26,543 (7.7)	59.94	20,526	58.98
	基礎理科	43 (0.0)	42.08	17 (0.0)	45.03	—	—
	受験番号誤り等	115 (0.0)	0	258 (0.1)	0	140	0
外国語	(外国語)	320,987	59.10	343,518	62.58	—	—
	英語	320,600 (99.9)	59.10	343,124 (99.9)	62.58	368,493	64.30
	ドイツ語	245 (0.1)	61.94	254 (0.1)	61.84	224	57.17
	フランス語	142 (0.0)	64.92	140 (0.0)	52.59	181	56.45
	受験番号誤り等	0 (—)	—	0 (—)	—	0	—

(注)　1　受験者数は，全教科の所定の科目を受験した受験者数
　　2　各教科の平均点は，100点満点に換算した点数

○沢藤委員

私が高校に勤務しておりましたのは十三年前で、共通一次体制には入っていないわけですね。共通一次体制は、評価はいろいろに分かれていますけれども、準備期間、検討期間が非常に長かったということ、これは私は大切なことだったと思うのです。このことは最後の新テスト体制についての質問のときに触れたいと思うのです。ただ残念なことには、大学入試というものが、先ほどの大臣のお話の中にもありましたように大きな関門になっている。それが結局は高校の序列化の原因になり、そしてまた、その序列化された高校に向かうての中学卒業生の入試制度に、「十五の春を泣かせるな」というあの問題にぶつかる。そして教育内容に大きな影響を及ぼしているということですから、原因の大きな源はやはり大学入試制度にあるのじゃないか。そしてそれを突破しますと、もう本当に人生の目的を達したみたいにほっとして無気力になる大学生が非常に多いとか、大学生活の過ごし方にちょっと物足りないのじゃないかという御指摘も出ているわけで、これは一年、二年でどういくものでもない、なかなか大変だと思うのです。しかし、困難ではあってもそれに向かって一歩一歩努力しなければならない、これが私たちの使命だろうと思いながら御質問するわけです。

特に、ここ十年ほどの共通一次体制に入った後、高校の現場にどういう変化が起こってきたかということを、私は元の同僚、仲間といろいろ話し合い、また資料も集めたわけであります。持ち時間が刻々と迫っておりますので、詳しく申し上げることは省略します。

一つは、高校の序列化がなお一層進んできている。つまり高校に対する評価は、その高校からどの大学に何名合格したかによってランクづけられる、そしてあそこは一流中の一流の高校である、岩手県で言えば盛岡一高ということになるのでしょうが、それを頂点とするピラミッドが完全に高校にでき上がっている。それが子供たちの価値観を支配し、教員人事にまでそれがあらわれている。あそこに行く校長は絶対このクラスから行く、その逆は起こり得ないという、人事でもって差をつけているという悲しむべき現象もあるわけであります。そういった高校の格差というもの、序列化が進んだということが一つ。

それから、したがって学校教育法にどういわゆる高校教育の目的、人間的な教育なり社会人としての発育・発達という面よりも、いかにして難関を突破するかということに重点が置かれることが二つ目。

そして、その中からどういう実態が生まれてくるかというと、教育課程が本来のあり方から逸脱している例がふえてきております。

例を二つほど申し上げますと、文部省が非常に鳴り物入りで始めました必修クラブ、これが進学校と言われておる学校でまじめに行われているという例はむしろ少ないのじゃないか。少なくとも一、二年生はやっているけれども三年生は全然やっていない、こういう学校が圧倒的に多いようであります。そして、その必修クラブの時間は主要科目の授業に振り向けているのが実態でして、これは岩手の実態という意味じゃなくて全国各地の特徴という意味ですから、岩手だけというふうにお考えなさらないでください。岩手ショックということじゃないのです。

それから、カリキュラムの改変と言ってよろしいと思うのですが、実質七時間授業体制というのが出ている。早朝授業あるいは正規の授業が終わった後の授業ということで、七時間授業体制ができておる。

それから、これは私の告白を込めて、若干私も体験があるのですが、後期対策といいまして、夏休みが過ぎますと、例えば三年生の物理の時間、これはカリキュラム上当然やらなければならないカリキュラムになっているわけですが、後期になりますと物理の時間を解体するのです。そしてクラスを解体して自分の受験する理科の科目、生物なら生物、地学なら地学に行ってそこの授業を受ける。そしてその授業でもって物理の単位を認定する。これが実際に後期対策という名前がつけられて行われてきている。

それから、学校行事に及ぼす影響も非常に大きくなっておりまして、運動会、体育祭あるいは文化祭、文化祭は三年に一週だなんという学校も出てきています。あるいは十一月でなく、文化の季節でなくて、もう早々に九月中に終わらせてしまう、十月以前に終わらせてしまうという実態がほとんどであります。あるいは応援団のない学校、部活動の時間の保証のない学校、これが全国に例がございます。

それから、「現代社会」と「理科Ⅰ」の履修状況についてもしおわかりでしたらお願いしたいのですが、教科書は買うけれども授業をしていない、これは進学校です。実業高校はやっているようでありますけれども。

こういった、今言っただけでも、やはり本来の高校教育がカリキュラムの面あるいは教科内容の面から崩れているという実態、それがすべて受験体制に向かって号令がかけられているという実態、これを文部省はどう把握されていますか。そのことをお聞かせ願いたい。

○西崎政府委員　高等学校教育の問題につきましては、受験との関係でさまざまな問題が起きておるという御指摘、いろいろな事例を挙げてお話をいただきましたが、やはり高等学校教育のあるべき姿、学業においては指導要領の趣旨、目的を、そして、人間教育的な面では道徳教育をというふうなあるべき姿が、受験教育のためにやや若干いろいろな姿にゆがめられているのではないかという点は、私どもも心配しておる点でございます。

ただ、先生おっしゃいました必修クラブの点など、私どもの調べによりますと、これは原則として週一時間でございますが、全国的な調査によりますれば年間三十五時間以上、一週一時間以上やっておるのが六五%、それから年間三十時間から三十四時間やっておるのが一九%で、約八五%ぐらいは週一時間的に必修クラブは行われておるというふうな実情があることは、数字の上で申し上げられるわけでございます。

しかし、確かに授業のウエートと申しますか、力点が受験に向いているということは実情としてあるわけでございまして、その例として先生お挙げになりました七時間授業でございますが、これは全体の正確な数字じゃございませんが、一週で六時間五日、そして四時間土曜日と考えますと三十四時間でございます。私ども三十五時間以上やっている高等学校の実情をちょっと調べてみたのですが、約八・五%ぐらいあるのでございます。そういう意味から申しますと、七時間授業をやっておるところが一割弱あるのではないか。これは少しエキストラでございまして、そのエキストラの部分が受験に向けて行われているというふうなことは想像できるわけでございます。

それから、先生は「現代社会」と「理科Ⅰ」の点をお挙げになりましたが、「現代社会」は御案内のとおり必修でございますから、これは調査しましても数字は出てこないと思います。これは皆やっております。したがって実情として、先生は何かの事例として把握された点をお挙げになったと思うわけでございます。

いずれにいたしましても、いろいろ数字として私ども把握しておる内容で、先生の御指摘の点と若干違う点もありますが、御指摘、心配の点等、重なる部分もあるわけでありまして、私どもは、やはり高等学校教育が受験オンリーに流れてはいけない、進路指導の中で進学指導と就職指導という二つあるわけでございますが、偏差値だけに頼る進学というふうな指導をしてはいかぬということは口を酸っぱくして言っておるわけでございますけれども、基本のところは入試、子供がかわいいわけでありますから、先生方もそちらの方に力を入れられている実情はそれはそれでというわけでございますので、全体の大学、高校との関連において、高等学校教育が正常になるようにという形で私どもも努力してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○沢藤委員　今触れられましたように、調査して

も出てくる面と出てこない隠れた面があると思います。必修クラブにしましても、調査がおりてきますと、実はやってませんとか、別なものをやっておりますというのはやはりなかなか出せないものですから、そういった点の調査というのは、むしろ実態というのは、いわゆる現場に出ていかれていろいろな面で体感、体験なさるということがある面では必要じゃないかと思います。

いずれにしましても、私が申し上げたかったのは、共通一次というものを悪者に仕立てるという意味じゃありませんが、共通一次体制になってから、今指摘したような動向というものがやはり少しずつ進んできているということは事実であります。

さて、これをどのようにして直していくかということの大命題にぶつかるわけでありますが、かなり準備期間をかけてやった共通一次も、複数校受験ということを含めまして、ことしの春には先ほど来指摘されておりますたくさんの問題が提起されたわけです。これを一つの反省事項としながら、日程的には六十五年新テスト体制ということになるわけですね。しかも、それの内容等については二年前に明らかにするというスケジュールのようでありますから、来年度にはそれが出てくる。そして六十五年の実施。この六十五年実施の新テストを、内容はまだ固まっていないと言われればそれまでですが、おおよそ新聞記事等で輪郭を探ろうとしておるのですが、もう一つはっきりしません。共通一次体制と六十五年からの実施を目指している新テスト体制というものとの基本的な支える理念といいますか考え方、そういったものについてお聞かせ願いたいと思います。

○阿部政府委員　現在の共通一次試験の制度と申しますのは、これは先生十分御承知だと思いますけれども、一つには、難問奇問と言われた各種の適切でない出題に高校生が苦しめられるという状況を直したい。そしてまた、余り特定の科目に絞って実施しますと、高等学校の教育が特定の科目だけの準備教育になってしまうということも考えたというようなことから、五教科七科目という線での共通のテスト、しかも高等学校段階を普通に勉強していれば相当の点が取れるというようなレベルのテストとしてこれを実施する。それをまず第一の試験とし、第二次の試験は、各大学がそれぞれ工夫を凝らして自分のところの大学にふさわしいと思うような多様な方式で実施をして、それを総合して、受験生の負担の軽減とその能力の多角的な判定というようなことを実現しようということで実施をしてきたものでございまして、そういう意味で、特に共通一次テストが難問奇問をなくしたというような点については、高等学校の先生からもかなり評価はしていただいていると思うわけでございます。

私は、必ずしも共通一次のせいでとは思わないわけでございますけれども、やはり大学進学競争がいろいろな面で激化をしてきているという状況の中で、先ほど先生が御指摘になり、初中局長がお答えしたようないろいろな問題もあるだろうと思っておるわけでございまして、そういう意味かといえば、共通一次のような、基礎的な問題をやるということと同時に、各大学の二次試験というのがもっともっと、いわゆる純粋な学力中心の多科目にわたるようなものでなくて、受験生の能力を多角的に見てあげられるような工夫を凝らしたものになっていくというような努力がさらに重ねられなければならないと思っておるわけでございます。

ただ、今回の新テストの考え方というのは、共通テストという考え方を基本的には念頭に置きながらも、現在行われております共通一次が国公立だけであって私学に及んでいないということで、私学においては依然として難問奇問等も出ているというような状況等も改善をしていかなければならないであろう、入試というのは国公立だけではなくて、大多数を占める私学も一緒に考えなければいけない問題であるという発想に立ちまして、私学も含めた内容のものとして構想をするということにして、その間に関係者の間の議論を一層深めていただこうということをねらいとしているわけでございます。

○沢藤委員　時間が来ましたのでそろそろ終わりたいと思いますが、今お答えありましたように、新テストのポイントの一つは、私立大学をどう組み入れるかということではなかろうか。一つの制度が出てきますと、国公立で部合が悪いと私立の方に行くというような傾向もありましたし、現にクラス分けをしまして、私立を受けるクラス、国公立に向くクラス、それなりの性格の違いが出てきますね。恐ろしいものだなと思います。そういった意味で、新テストがそういう私大を含めての体制で、しかも過ちのないようにというのはなかなか難しいと思うのですが、今度の複数受験だって一つしか受けられなかった、機会を縮小したという反省も結果も出ているわけでしょう。どういうことが出てくるかわからないということも考えますと、拙速でいくべきじゃない。

この点については個人的な考えになりますけれども、大学間の意見交換、それから高校側の意見もじっくり聞く、特に高校の意見を聞いてほしいのです。そして、新テストについての体制というものを拙速じゃなく進めていただきたいということを要望して、この部分についての質問を終わります。

○有島委員　大臣、今度は入試の問題、これは大きく考えることもできるし、それから小さく技術的に考えることもできるわけですけれども、今度の場合にはかなり技術的な問題のレベルでもって事件に近いことになってしまったというように私たちは思いますね。だけれども、これは不測の事態であったのか、あるいは予測されたような事態であったのか、その辺はどうですか。

○阿部政府委員　今回の受験機会の複数化でございますけれども、これは従来の一期校、二期校制度ともかなり違ったグループ分けになっておりますし、そういった意味では、国立大学関係者にとってもそれから受験生の側にとっても全く初めての経験であったということが言えようかと思います。そういう意味ではいろいろな不満とか戸惑いとかあるいは各種の懸念とか、受験する側でもいろいろなことを考えながら受験をし、試験をする方の大学側でもいろいろな要素を勘案しながらやったわけでございますけれども、なかなか見込みと合わないような部分が例えば合格者の決定その他でも出てまいりましたし、受験生の集まり方の偏り方と申しますか、そういう点でもかなり出てきたというようなところにかなりの原因があったと思うわけでございます。

　そういう意味では、初めてのことであるということで、ある程度の不安というようなものは大学関係者その他が持っておったと思いますが、具体にこういう状況になるであろうというところまで見通すというようなことはできていなかったと思うわけでございます。

○有島委員　そうすると文部省、文部当局としてはこれは不測の事態であった、こういうことですか。

○阿部政府委員　不測の事態であったまで言い切れるかどうか、なかなか初めてのことだからいろいろな難しい問題があるであろうということは考えておったわけでございますが、例えば延べでございますけれども十万人の足切りというようなことについては、あそこまで足切りが出るというふうには考えておらなかったということはございます。

○有島委員　ここで、「共通一次試験の受験科目数の削減・弾力化、受験機会の複数化を実施いたしました」とありますね。それから「今後改善のための努力を重ねる」とあります。この実施の責任主体といいますか、これは文部省にあるわけですか。

○阿部政府委員　現在の行われております仕組みでは、各国立大学が入学試験は実施をするわけでございます。共通一次等につきましても各国立大学が協力をして実施をするという形をとっておりますので、文部省といたしましては、それについていろいろな面での援助をしあるいは必要に応じて助言をするという建前でございますので、実施の責任と権限は現在のところでは大学側にあると思っております。

○有島委員　「努力を重ねる」主体は、それじゃむしろ大学側が努力を重ねるわけですか。この文脈で見ると、大臣が実施をする、「私は、」というところからずっと文脈がつながっているわけでございますけれども、そして「重ねさせる」、そういうことになるわけでしょうね。

　それでその際に、これはたびたびこの文教委員会ないしは予算委員会なんかで議論されたことだと思うのですけれども、入試の問題は考えてみると大枠として二つの流れがあるんじゃないだろうか。一つは、たくさんの学生さんが来る、それを選り分けなければならない、そのための選抜という考え、字のとおり選んで抜く、こういうことですね。それだから、上の方から文句言わぬように、余り不公平だと言わないようにやろう、こういった考え方が一つ。それからもう一つは、これから大学教育ないしは高等教育というものを受けていくに必要な能力を確保しなきゃならない、その能力の検定というような意味合いですね。こういったものが二つあると思うのですね。

　それで、私どもはもうかねがね、高等教育を受けていくための能力、これを確保する、そこに一つのこれからの一番の重点を置いて、それで考えていってもらいたい、そういうことを主張し続けてきた。ハードルの高さというような表現でもって我が党の中でも議論もされている面でございますけれども、こうした大枠のことについて、こうした物の考え方、これは文教委員会ですから、ただ機械的に選ぶということではなくて、これからの大学教育を受けていくための必要条件を満たしていく、そういう能力を確保するそのための試験であり、その方向に高校の教育もリードされていく、そういったことが望ましいということは大体言われているわけなんだけれども、それが現実問題になるとなかなかそうは行ってない。しかもそれが、今の御説明のように、その責任主体というのはむしろ大学の方にあるのだから仕方がない、こういうことですけれども、ここでの今までのそういった議論、今二つに分けて申し上げましたけれども、こうしたことを反映させるためには一体どうしたらいいのか。

　大臣、こういった今の、文部大臣よりももうひとつ上のお立場ということからの御判断ないしはどういったアクションを起こしていらっしゃるのか、起こしていこうとしていらっしゃるのか、その点について大臣からのお答えを聞きたいと思うのです。

○塩川国務大臣　お話にございますこれはやはり選抜でございますので、極端なことを言いますと、よくできる子は希望する大学へ入れる、できない子はもう一層の努力をしてもらわなければならぬ、こういうことになるわけでございまして、どんな方法をとってもこの基本は変わらないだろうと思うのです。

　しかし、共通一次というシステムができましたのは、大学がそれぞれ自主的に入学選抜をやりますと難問奇問が出て非常に受験生を苦しめるというところから、一応一次試験をやって、その結果によって第二次試験をやるという制度を導入いたしました。そしてまた、さらには国立大学の中でも、その前に一期校二期校と分けようというような時代も実はございましたし、いろいろな試行錯誤をやってまいりました。

○鳩山（邦）委員長代理（委員長着席）　今回は、複数制を導入してやろうということでやってまいりました。そういうふうにいろいろと改善を考えてきますけれども、一番根本にありますのは、よくできる子はどこの大学でも入れるという、この根本は変えるわけにいかないわけでございまして、そういたしますとできる子とできない子とに差がついてくる、これはやはり世の中の常としてしようがないのだろう。しかし、そこを何とか受験が青春をむしばんでしまうようなことにならぬようにしたいということと、それから神ならぬ受験生ですから一発で自分の実力を発揮するというわけにもいきませんので、そういう子供もできるだけ助けてやらなければいかぬということから、やはり現在とっております複数制というのは私は一つの成功であったと思っておるのです。

　しかし、先ほどお話がございました不測のことも実は出てきておるわけであります。こういうのはやはりそれを率直に受けとめてそれを改善するということをすることによって、現在やっております制度はそのまま維持していけるのではないかということでございますので、改善の方にこれから努力を重ねていかなければならないと思っております。

学というのはやっぱり公平を期すということになってまいりますと、あながち全部の者を救済するというわけにはいかない。やっぱりそこでは競争を実施して、競争に勝ってきた者がその学校に入る、これはやむを得ないことだと思う。けれども、その競争をいかに緩和してやるかということ、ここがまた一番難しいところだと思います。

○田沢智治君　最後に、今文部大臣がちょっと言われたのは、それじゃもう点数至上主義で国立大学はやるぞと、個性豊かな者を育てたければ私学に行けというのならば、それで私もいいと思うんですよ。そういう方針をびしゃっと出すならば。しかし、それはちょっと冷たいんじゃないかなと、こう思うんですが、そういう意味で言われたんじゃないと私は理解いたします。

　時間が来ましたので、やはりこの問題については今後いろいろ党の中でも、我々もプロジェクトチームに入っていますから、いろいろな意見を申し上げたいと思いますが、若者がより勇気と希望を持って未来に羽ばたいていけるような活力のある制度を改革しながら生かしていただきたいということを御要望申し上げまして質問を終わりたいと思います。

ナ　第108国会　参議院文教委員会会議録（抄）　62.5.21　田沢智春（自）

○田沢智治君　大学入試の沿革を見てみますと、戦後間もなく実施された進学適性検査、能研テスト、共通一次試験等を経て今日に至っているのでございますが、いずれも満足した成果が得られず批判されている現状を文部省はどう受けとめて、何が原因でいろいろな施策をやったけれどもうまくいかなかったのかと御認識されておりますか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員（阿部充夫君）　ただいま御指摘にございましたように、今までいろいろな意味での共通試験、共通テスト的なものを何回か重ねてきたわけでございます。進学適性検査は昭和二十三年度から実施いたしまして相当の期間これは行ったわけでございますが、一つには、その適性検査というものに対する信頼度というような点でいろいろ議論もあり、各大学が具体にこれを利用するというところまでなかなかいかなかったということでこれが中止になっておりますし、また、昭和三十八年度から能研テストというのを行いました。この能研テストは、実施までの準備期間も短く、そしてまた大学側を中心に計画されたという形でなかったというような点等がいろいろございまして、そういう意味で、その利用が非常に少数の大学であったというようなことで、これも数年で残念ながら廃止ということになったわけでございます。

現在実施しております共通一次試験は、昭和五十四年度から実施したものでございますけれども、その前相当期間の時間をかけまして、国立大学関係者が寄り寄り集まって相当の期間練り上げながら持ってきたというような性格のものでございまして、具体の成果といたしましては、高等学校教育に沿った適切な出題がなされるようになったとか、あるいは二次試験で大分多様化がある程度進んできたというような積極的な評価がございまして、そういう意味で今日まで続いてきておるわけでございますが、反面これによって、各大学の二次試験の改善はある程度進んでいるけれどもまだまだ十分でないというようなことから、共通一次と二重負担になるのではないかとか、あるいは大学の序列化あるいは偏差値輪切りというような現象がなおかなりあるではないかというような問題点等の御指摘もあるわけでございまして、そういったようなことを踏まえながら、私どもとしてはよりよい入試に向けて、国立大学協会ともどもさらに改善のための検討を今やっているというような状況でございます。

○田沢智治君　適性検査の場合は、適性検査に対する信頼性が得られず実用とならなかったという欠点。能研テストの場合も、準備期間が短かったため少数大学の利用にとどまっちゃったということ。共通一次についてはさまざま批判があります。私は、六十二年度の共通一次試験につきましてはいい面もあったと思います。難問奇問がなくなった。受験生の過重負担を軽減するために一律五教科七科目を五科目に軽減した。受験機会を複数化するという意味では大変いろいろな意味での改善が見られたのではないだろうか。

しかし、今批判されておりますように、実施後の問題点として、十万人近い受験生が二次試験で門前払いになる。俗に言う足切りの対象になった。大学の序列化が激化する一方、欠員補充の二次募集や繰り上げ補欠合格をさせなければならなかったというような問題が出てきております。私はやはり補欠とか繰り上げ入学よりも、自分はこの大学に行きたいのだといって青春をかけて一生懸命やった者は、繰り上げあるいは補欠合格をさせるとすれば堂々と正規で合格させてあげて、やはりチャレンジ精神を永遠に一生涯持ち続けていかせるというのが教育的配慮じゃないかなと、こう思うんですが、来年もそんなようなことを繰り返さないようにするために、文部省どうお考えですか。

○政府委員（阿部充夫君）　今回の入試の改革、特に複数化に変わりましていろいろな問題が出てきて、御批判を仰いでいることはそのとおりであると思っております。これの理由といたしましてはいろいろあろうかと思いますけれども、特に初めてのケースであったというようなことから、受験生の側あるいは大学の側ともに不安があったり、戸惑いがあったり、あるいはどうも先行き見込みが十分読み切れない点があったりするといったような問題があったためにたくさんの足切りが出るとか、いろんな問題が出てきたというふうに思っておるわけでございます。

私どもといたしましては、一つには、二年目以降になればある程度の経験も積んでくるということもございますが、そればかりではなくて、やっぱり今回の経験の中からいろいろな改善すべき点というものが現在議論されておりますので、そういった点について種々の改善を図っていく。例えば共通一次の後になってから各大学への出願をすべきだというような御提言等も出ておりますし、そういうたぐいのこともございますし、また、受験生あるいは大学側ともどもいろんな面での情報が不足であったというようなことについても、何らかの形でその情報がつかめるようなたぐいのもの、情報資料を持って対応できるようにしていくというようなこともいろいろ考えていかなければならないと思っておりまして、国立大学協会で現在検討いたしておりますけれども、私どもも各方面の御意見、あるいは大臣を先頭に今各地で懇談会等を行っておりますが、そこで出された御意見等を逐次国大協等にも実情を伝えながら協力をしていただき、検討していただくという方向で現在進めているところでございます。

○田沢智治君　父兄や高校教師から、二次試験の検定料を一万一千円払い込んでいる、足切りによって目的校を受験できなかった、返還しろというような声を聞いているというのですが、文部省聞いておりますか。

○政府委員（阿部充夫君）　国立大学の受験料につきましては、これは各大学で試験の仕方は大変まちまちでございまして、実技試験をやるところとかあるいはこれはやらないところとか、二次試験の科目が一科目のところとか四科目、五科目やるところとか、いろいろございます。そういったたぐいのものでございますので、これをそれぞれの態様に合わせて別々にその受験料を決めるというのは、大変技術的その他の面で困難な面があるというようなことから、現在のところはすべて一律に、同一の単価で受験料を決めてそれを受け取るということにいたしておるわけでございまして、そういう意味でこれまでも、いわゆる二段階選抜、足切りをやるかどうかということにかかわらず、一定の額を受け取るということにしたわけでございまして、これは省令で決めまして各大学の募集要項で定める、そういうことで受験者に周知徹底をした上で、その手続に従って徴収をしたというものでございますので、そういう意味から、これについてお返しをするということはあり得ないことだと思っておるわけでございます。

ただ、従来と違ってきた点は、今回かなり多数の方が出てまいりまして、これ、影響が大きくなってきているというような実態もございます。こういった実態を踏まえまして、今後、六十三年度入試以降についてどうするかということにつきましては十分検討いたしたいと、かように考えておるところでございます。

○田沢智治君　これ、ざっと計算すると十一億。それにやはり受験生は旅費とか食費とか宿泊費等を入れると一人十万近く使っているんじゃないかなという意見もあるわけでございます。もし十万使っているというと百億前後になるという、これまた大変な経費負担というものを父兄にかけることになると思うんです。

文部大臣も過日、受験生代表、高校生代表、父兄代表と御懇談していろいろな意見をお聞きになられたということは私は高く評価します。今後、やはり第一次試験実施前に各大学への出願というものは、一体自分がどれだけ取れるのかなという不安を持ちながら受験生は受験をするというような、それで足切りされちゃったということになると、来年もしこのようなことを続けるとすれば、私は大きな問題が残ると思うんです。先ほど局長が言われたように、共通一次試験後云々するというような改善案、これも一つの方法だろうと思うんですね。ですから、余り過去のものを引きずって歩かぬで、きちっと受験生の立場に立ってどうしたらいいだろうかというようなことを考えていくことが大切じゃないだろうか。

ある受験生が私のところへ来てこう言っていました。自分はマークシート試験は苦手だけれども、小論文とかあるいは面接等で、第二次試験で頑張って合格したいんだ、足切りという制度を廃止してもらいたいという訴えがあるわけですね。例えばA君は、第一次試験の点数で十点足りなかった、しかし二次試験で平均点よりも二十点多く取れば合格できる、面接等で頑張りなさいと教育指導をするのが――個性と能力を伸ばす教育をやりたいと大臣は所信の中でこう申されておるんだから、やはりそういう工夫をする。君は第一次試験では少し足らなかったよ、しかし第二次試験で平均よりも頑張れば入れるよ、だから頑張りなさいと言うことが若者を育てる教育の場にとって大事なことじゃないだろうか。君は一点足らぬからだめだよというような教育姿勢から、君はここを頑張れば何とかなるぞと、こういう教育姿勢というもの、こういうような物の考え方に立った教育全般の教師の姿勢というものが、やはりこれからの大学入試というものにはそういう温かい思いやりの心があっていいんじゃないだろうかと、こう思うんです。

もし足切り制が廃止できないとするならば、足切り線上にいる受験生に何らかの救済措置を講ずるという努力をすることについて、文部大臣、いかがでございますか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　それはちょうど裏表の議論で、まさに矛盾するような意見が先生の方からも父兄からも、そして第一受験生がそれを言っておりました。

まず第一の問題として、共通一次試験が済んだ後で二次校の試験の出願をさせてほしいと、こういう意見が出ましたら、違う高校生は、いやそうじゃない、我々はやっぱり、今度大学が行きたい学校を選べと、こういう趣旨でやってくれたんだから、行きたい学校というのに僕は目をつぶって願書を出したんだ。だから、一次試験の結果はいかであれ、私は一応それで行きたい学校に出したんだ。共通一次の後で二次の希望を出せということになればその決心が鈍ってしまう。やっぱり行かれる学校しか選ばなくなってしまう。だからこれを置いておいてほしいと、こういう意見があった。そうしたら片っ方の学生は、いやそれはやっぱり一次の前に二次を決めるということは酷だという意見もございました。これは私は、まさにそこが世の中のおもしろいところでございまして、これがやっぱり私は大学がまさにどこに重点を置くか。二次に置くか一次に置くかという大学の問題とも関係してくると、私はそう思っておるんです。これは大学がやっぱり判断すべき重要な要件だろうと思うております。

それからもう一つ、面接とか作文とか、個性を尊重してくれという話があったんです。これは随分と多くの意見が出ました。しかし一方から言いまして、学生はこう言うんです。それは困るんだと。なぜかというと、私はある程度までいったけれども、結局おまえの人柄が悪いからと、作文も悪いし、面接になればどうもおまえの人相が悪いから落とされたと言われたらあきらめがつかぬ。やっぱりおれが実力で書いたやつ、それで判断してほしい、こう言う学生もおりました。一方では、いや、せっかく勉強をしてきたんだから、私らも好きなところを選んでいるんだから、行きたい学校を選んでいるんだから、だから私らの気持ちも聞いてほしい、そうあってしかるべきだという意見もございました。結局のところ、総括いたしますと、要するに、共通一次を受けておれば、足切りをしないで一応二次はテストしてくれぬか、こういうのがやっぱり学生の一番切なる願いだった。

そういたしますと、これから大事なのは、それぞれの学校が二次試験をする、その能力をどうして高めるか。足切りをせぬで希望する者は全部試験受けさせてやろう、これをどういうぐあいにするか。これに対して大学側は、そんなことをするのだったら一次試験の意味がないじゃないか。我々が公平に厳格に採点するのには、おのずから受験生の数に対する能力があると、こう大学側は主張しておりまして、そこらがこれから大学とやはり文部省なんかが、一応どうして採点の能力を高めるかということが今後大きい課題として一緒に研究しなけりゃならぬだろう。私は大学が、そのために例えば予算的な措置が必要であるとかおっしゃるならば言っていただきたい。そうすることが学生に少しでも受験の機会を広めてやることになるんだから、そのことについて大学の意見もないということになれば私は残念だと、そういうことを今私は大学に申し上げようと思っておるんです。要するに受験生は、足切りをしないでもう一回やらしてほしい、二次試験やらしてほしいと、こういう希望が非常に強い。

それからもう一つ、先ほどおっしゃっておりました二次試験の受けられない足切りの者十万人。これは十万人じゃないんです。これは何といいましょうか、報道がセンセーショナルに出されたんですね。本当なんです、これは。延べでいったらそうなりましたけれども、実人員でいきましたら三万一千人なんです。そうなんです。そこはやっぱり学生も知っていますし、また自分が足切りをされて、それがために受験料を半分返せと、この意見も不思議になかったんです。親は、金がかかるから返せるものなら返してもらいたい。しかしそんなことよりも、子供が三つ学校を受けられるんですから、その受けられる機会を少し間隔を置いてやってほしい。まあ家にも帰ってこぬ。Aを受けた、今度はBだと走り回っておる。むしろ健康を気にするから、そこらの間をちょっと置いてやるとか、何か考えてくれぬか、こういう意見がありました。しかし報道の方では何かそれがわあっとえらい要求のように出ておりました。私が聞きました意見の中では、そういうことではなくして、もっと受験は金をかけてもいいけれども、そのかわりに受けられるようにしてやってほしい、こういう親の意見の方が強かったということであります。

○田沢智治君　内容はよく理解することができます。

そこで私は、やはり多様化時代ですから多様な考えがあっていいと思うんですね。ですから、足切り制度やめるならやめちゃう。受ける者はみんな受けろというような一貫した物の考え方で文部省が指導するならば私は結構だと思うんですよ。そのかわり、今言うように、その後もう一遍受験機会のチャンスを与えましょうと、結果が出た後。ですから、やはり自分は足切りは嫌だからと合格する大学を受験したいというのは、そういうのも生かしたらいいじゃないですか。そうじゃなくて、私は足切りがあったって結構ですよ、たとえ不合格を覚悟してもというような受験生ならば、それも生かしてあげるというのが個性化の時代じゃないんですか。画一化していくという考えになると点数至上主義になっちゃって、これは採点するのは楽ですわね、点数見てやっちゃうんだから。しかし、教育というのはそういうものじゃないわけですよ。やはり、すべての子供にそれなりの個性と能力、足りないものを付与していくというのが、私は人間の教育の原点だと思うんです。

ですから、やはりそういうような意見を率直に受けとめて、足切りは嫌だよという人にはそのような生かし方をし、足切り結構だよという人にはそのような生き方をさせていく制度の運用を一生懸命考えていくということがこれからの入試制度の改革をする大きな課題だろうと、こう思うんですが、いかがでございますか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　私は、足切りはやっぱり必要だと思いますよ。それはやっぱり受験といったって競争なんですから、受験した者は全部二次試験やると、それはなかなか難しいと思います。だけど、自分で個性があるという者は、そういう学校は私立大学にでもいろいろあるのでございますから、そういう道を選んで、自分で自分の個性を伸ばしたらいいとそう思うので、国公立の大

ト　第108国会　参議院文教委員会会議録（抄）　62.5.21　粕谷照美（社）

○粕谷照美君　次に、大学入試の問題に入ります。

複数受験の問題が大きくなりましてから、大臣は京都と大阪で関係者を集めていろいろと率直なお話し合いをされたということが報道をされているわけであります。非常に政治家としてはタイムリーな行動だというふうに思っているわけですけれども、具体的に、そういう中でどのようなことをおつかみになられましたでしょうか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　御承知のように、大学の入学試験というのは、いわば大学が持っております自治権の一つの形態になっております。そういうふうに見られております。したがって、大学の責任において行っておるものでございますことはあり得ても、本来的には大学が行うものでございます。

ところが、いろいろと世間でうわさが出てまいりますというか非難されてまいりますのは、大学と同時に文部省に対してもいろんな意見を寄せられます。そういう意見が、要するに専門家の意見が多いのでございまして、あるいはマスコミの意見が多い。ところが、実際にこれに関係しておられる方々の意見というものは余り役所にも入ってきませんので、そういう、自分が受験生であったり、あるいはこれから受験生にならうという人、あるいは高校で進学指導しておる先生、あるいは校長、大学の入試の担当者という人の意見を聞いただのであります。それを概略して私たちは意見をまとめまして、国大協等に討議して、こんな意見がありますよ、だから入試の改善についてただ単に皆さん方が国大協の机の上でだけいろいろ議論されるのではなくて、こういう生の声を聞いてひとつ改革に積極的に取り組んでほしい、こういう要求をしようと思いまして意見を聞いておるというところでございます。

その意見の集約をいたしますと、複数化はやはり受験生の側にいたしますと賛成であります。しかし日程が非常に忙しいという議論もございました。

それから足切りにつきましては、案外厳しかった、足切りをもう少し緩和してくれと、しかし、足切りそのものをしてはいかんという議論はなかったと思います。これはやむを得ない。やむを得ないけれども、やはり我々も大学を希望して受験の申し込みをしたんだから、だからできるだけ緩和して、今度文部省が非常に各大学に働きかけて六倍ぐらいまで二次試験で採用しろということを言いましたけれども、そのことはよく知っておりました。学生もよく知っておりまして、これをもう少し拡大してくれぬか。こういう意見等が実は強かったということでございます。

それともう一つは、去年とことしと、何かA、Bグループのグループ分けを変えていくというのが、余りにも恣意的に走らぬようにしてほしい。学生は昨年の例を一つの基準にして勉強を進めておるんだから、そのようにしてほしいということがございました。

それからもう一つは、学生の方からでございますが、例えば東京周辺、関東では何かAグループです、法文科系がもう二回戦ができないようになってしまっておるというような、そういうような細かいことをよく知っておりました。学生は非常によく勉強してほしいというようなものは少し改善してほしいというような実際的な意見が非常に多かったこと、私はこれは収穫があったと思っております。

○粕谷照美君　このA、Bグループ分けがまだにはっきりしないで関係者が非常にいら立ちを感じているというふうに思うわけでありますけれども、国大協がアンケートをとった二十七日の日程、この辺のところは少しつかんでおりますでしょうか。

○政府委員（阿部充夫君）　国大協の中に入試改善特別委員会というのがございますが、そこで昭和六十二年度の入試に係る受験機会の複数化等新しいことを行ったことについて、各大学がどういうふうに考え、どういうふうに評価をしているかというような踏点につきまして、これをアンケート調査を行って最近その結果をおおむねまとめたというふうに聞いておるわけでございます。

具体的な中身としましては、今年度行いました国立大学の入試について各大学においてどんな問題があったか、具体的に問題点とか、あるいは効果をどう考えているか、あるいは全体として概括的網羅的にどういうふうに考えているかというような踏点にわたっているものでございまして、大変複雑多岐にわたっております。

いずれにいたしましても、国立大学協会としては、この内容を今後の入試改善の議論の種として、これを踏まえながら議論を重ねていきたい、こういう資料としてとったものである、こう聞いておるところでございます。

○粕谷照美君　そうすると、まだまとまったものが報告をされたということではないのですか。

○政府委員（阿部充夫君）　アンケート調査の結果を特別委員会としてまとめたというものはございます。これは私どももちょうだいをいたしております。こういうアンケートを踏まえてこれからどうするかという議論はこれからのことだ、こういうことでございます。

○粕谷照美君　そのまとめたものを御報告いただけますか。

○政府委員（阿部充夫君）　大変多岐にわたっておりますので、主要な部分だけと言っては恐縮でございますが、ある部分だけ御報告をさしていただきたいと思います。

共通一次関係で数科目の弾力化をいたしたわけでございますけれども、これにつきましてはおおむね所期の効果が上がったという意見が多数であったけれども、これ以上自由化するといろいろ問題が出てくるのではないかというような意見もあったというまとめになっております。

それから、自己採点制の廃止ということを行ってはおりますが、これにつきましては、実施のねらいとしてはもちろん理念的には評価をするけれども、自己採点制を廃止したことによって実態としては十分な所期の目的の達成はできていないのではないかというような批判が出ております。

それから、ただいまの自己採点制と関連いたしまして、第二次試験の出願期日につきまして、今回は共通一次実施前に出願をさしたわけでございますけれども、この点につきましては、共通一次の実施後に各大学への出願を行わせた方がよいとするものが多数意見であったということが報告されておりますが、なおほかの意見もあるようでございます。

それから、試験の期日につきましては、土曜、日曜、祝日等を避けたいというような希望が多かったと言われております。

それから、A、B日程の間隔の問題につきましては、さらにこの間隔を広げた方がいいというような意見が多数であったと言われております。

それから、グループ分けについてはいろいろな議論があるようでございまして、直ちに大幅な変更はすべきでなく最小限度の変更で実施すべきだという意見と、グループ分けについては再考すべきだという意見、あるいは一定期間内に各大学が自由にやれるようにしろという意見であるとか、いろんな意見がまさっておるようでございます。

それから、二段階選抜の問題につきましては、丁寧な二次試験を行うため等のことから二段階選抜もやむを得ないけれども、これは行わない方がいいんだという意見が大半であったということでございます。

それから、その他いろいろございますけれども、総体として得点の高い者が入学をした傾向があるとか、あるいは合格者の出身地の分布が全国に広がってこれはよかったというような意見であるとか、あるいは大学の序列化、格差が顕在化したのではないかというような意見であるとか、あるいは入りたい大学で学ぶことへの道が開けたという意見とか、積極的にこの方法、複数化そのものについては評価をする意見が多かったというような

ことがあるわけでございます。なお、評価はするけれども実施上二層検討すべきであるというように、単に評価をするだけではなくてやはり問題もある、改善もすべきであるという意見も相当あった。

その他、細かい点いろいろございますけれども、概略主な点ということで御報告をさしていただきました。

○粕谷照美君　文部省は、高等学校の方のアンケート調査、御存じでございますか。

○政府委員（阿部充夫君）　高等学校関係からは、この四月に高校長協会ということで要望書が国立大学協会に出されておって、いろいろな点の要望が述べられておることは承知しておりますが、アンケート調査を行ったのかどうかということは把握をいたしておりません。

○粕谷照美君　私は教育新聞でそのアンケート調査の結果を知ったわけでありますけれども、受験機会の複数化が進学指導に及ぼした影響は非常に大きかったというパーセンテージが高いわけですね。ほとんど影響はなかったというのは三一・%、全く影響がなかったというのはゼロだったというんですから、この改革は大変大きな影響があったというふうに考えているようです。そして、進学指導に混乱を来したというものが六割前後を占めたということは慎重に、そして本当に情報をよく受験生やその関係者に伝えるということが大事なんではないだろうか。国大協がうまくいったなんて言っているけれども、受ける方はこういうことを言っているわけですね。

しかし、直ちにやめた方がいい、受験機会の複数化に対してそう答えている人は少なく、むしろ改善して積極的に推進をしなさい、今後しばらく続けた方がいいという、こういう答えが合わせて六七・%あるわけで、このところが受験生、関係者にとっては一番大事なことではないだろうかというふうに思っているわけであります。

このことをめぐりまして最近のニュースでは、自民党さんがプロジェクトチームをつくっていろいろな意見を考えているというようなこともありますし、私ども社会党も、こういうふうにしたらいいだろうというような意見もちゃんと出しているわけでありまして、いろいろ意見があちらこちらから出てくることは結構でありますけれども、文部大臣にお伺いしますけれども、この入試の問題については、大学側がこれを決めるというのが原則ではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　おっしゃるとおり、これは大学側が決めるべきでございます。そのためには私はやっぱり大学がもっと努力してもらわにゃいかぬ。今のように、大学が自分の立場を中心にして、例えば採点する能力ですね、これをどう高めたらいいかということ等も余り研究もしてくれていないように思うんです。そういう状態でこの入学試験を実施するということは、やはり私たちは学生の立場に立って物を考えなきゃなりません。その意味においては学生にかわって大学側にいろいろとサゼスチョンをしなきゃいかぬと思うんです。でございますから、今の段階は、大学がもっと苦しみ、もっと勉強し努力してほしいということを言っておりまして、決して、大学の入学試験をやるそのこと自体に対して不当にあれしろこうしろということは今の段階では言ってはおりません。

しかし、これが改善をされることなく、悪い方へ悪い方へといった場合に、これはゆゆしい社会問題になってまいりますし、また、文部省としてもそういう事態をほっておくわけにはいきません。まして や、将来有為な青年をどうして学問、技術それから文化、こういう面に活躍させていくかという将来性を見た場合に、これはやっぱり大学のあり方に対してもっと今より以上に積極的に勤告もし、監督もする必要があるだろうと思いますけれども、今の段階では、やっぱり大学がみずから苦しんで改善の方法を考えてほしい、こういうことを私たちは強く要望しておるところです。

○粕谷照美君　そうしますと、一部報道に流れました、第三者機関をつくってそのA、Bグループ分けを考えたらどうかなどということは、これは紀委に等しいというふうに思ってよろしゅうございますか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　これはある場で、高校の先生で、名前を申し上げるのは差し控えますが、いろいろと長年にわたって入学試験の指導をしてこられた先生の体験でございます。その体験で言うならば、A、Bの振り分けというのは、どうしたってやっぱり大学は大学の立場というものを考えるだろう。もしそういうことで今後何回か進んでいきまして、入学試験は毎年やるんですから、毎年やっていって、その結果として受験生に複数制の機会を与えようというこういう趣旨、さらには受験生がもっとおおらかに受験勉強のできるようなことを——このシステムを考えたものに反していくようなことになった場合には、もしそういう事態になった場合にはもう第三者機関を設けて、大学も入れて第三者機関のようなものをつくってA、Bの振り分けを大学側に示すということなんかいかがですかと、こういうぐあいに提案がありまして、私は結構ですねと。しかし今はその段階じゃございませんし、今はやっぱり大学で考えてもらわにゃいかぬが、もし大学で判断がつかない、それでごちゃごちゃになってしまう、だんだんになってしまって収拾がつかぬ、これじゃ複数制の意味がないというようなことになった場合に私はそれをやりましょう、こういうふうなことを言った、それが曲がって報道されておる、こういうことなんですね。

○粕谷照美君　前段があったということで了解をいたしますけれども、大学側もそんなに人様に決めていただくような条件であっては何のための大学の先生だかわけがわからないわけですから、本当にしっかりと頑張ってもらいたい、そしていい制度をつくってもらいたい、こういうことを私も希望しておきます。

○三治重信君　一番初めに、今問題になっております国立大学の入学試験期日のA、Bのグループの問題についてちょっと。

今、新聞情報によると調整が困難になっていると。去年は五月七日にA、Bが決まった。ところが、京大が変更するかしないかというようなことで今非常に新聞をにぎわしておりますが、A、Bグループを地域的にも、また足切りを少なくするためにも、各大学の自主性だけでなくて、ある程度の地域的に均衡を持ったものに決めた方がいいんじゃないかと思うんですが、総理と文部大臣のこれに対する対処の仕方、五月二十七日には国大協の最終的な決定があるようなことを聞いておるんですが、いかがでございますか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　御指摘のように、ことしは去年よりは少し日程がおくれておるように思いまして私たちも心配して憂慮しておるところでございますが、この二十七日に国大協の役員会を開きまして、来月総会を開き、そこで最終的な決定をするということになっておるわけでございますが、これはできるだけ確実に実施いたすようにいたしたい、こう思うておる次第でございます。

なお、A、Bグループ分けといいましょうか、入学試験全体についてでございますけれども、これは申すまでもなく大学が自主的にやっておるものでございまして、それだけに大学の自主的な決定を尊重しなければなりませんけれども、しかし文部省としては、できるだけ機会均等とそれから複数化をやったその趣旨を生かすように、学校に対しまして強力に勧告なり指導をしておるところでございます。

○国務大臣（中曽根康弘君）　入学試験改革問題というものの そもそもの発端は、やはり受験生にチャンスをうんと与えるようにしたらどうか、今のような試験地獄というものの様相をできるだけ解消したい、それからいわゆる機械的な試験方法でなくして、もう少し深く入った、思考力等も見る試験に変えたらどうか、そういうような趣旨で改革が行われていると思うんです。そういう趣旨に沿ってできるだけ受験生にチャンスを与える、そういうやり方が望ましい。

国大協もそういう線に沿ってA、Bというような線を決めたわけですが、しかし、やってみるというと定員不足とかあるいは学生の質の問題というような問題も出てきたんでしょう。しかし、大学自体の立場もさることながら、試験という制度自体を考えると受験生の立場も半分は考えてやらなきゃいけない。そういう意味において、できるだけ機会均等で、広く、何と申しますか、多様化するようなチャンスを与えるというやり方が好ましいと考えます。

○三治重信君　この問題はこれまでにしておきますが、とにかく三十万人からの若い大学受験生が目をみはって見ているところですから、大学の自主性ということを尊重しながらうまいところ持っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

やっぱり不即不離のものでございますから、これをどう兼ね合わせていくのかというこの運用が非常に難しいと思うておりまして、ひとつ先生なんかから積極的な知恵もおかりいたしたいと実は思うております。それがために、今回大学審議会を設けて、そこでいろんなそういう制度的なものの御意見をお聞きいたしたいと思うて法案を提出しておるのでございまして、この法案の成立につきましてはひとつ御尽力をお願いいたします。

チ　第108国会　参議院予算委員会会議録（抄）　62.5.8　林田悠紀夫（自）

○林田悠紀夫君　次に、大学の入学試験の問題、入試問題についてお伺いをしたいんですが、スケジュール的に見まして五月末にこれを固める必要に迫られておると思います。六十一年度に実施しましたグループ分け複数志願制は、受験生が複数の国公立大学を受験できるメリットをもたらしましたけれども、一方、足切りとかあるいは受験資格を失うとか、初めての経験から来る数多の混乱がありました。

そこで、今回の六十二年度の方法につきまして、複数受験を続ける旨答弁されましたが、私も、入試制度は毎年変更するというようなことでは困るので、また受験機会の複数化というものは続けるべきであると考えております。しかし、技術的な問題は改善をしなければならないと思っておるわけでありまして、また一つ、このABグループ分けに関しまして関東地区と関西地区ではアンバランスが生じまして、高校側からも改善要望が出されております。東大と京都大学、この試験日程は同日にいたしまして、ともに優秀な学生が入学できるような調整ということが考えられないだろうか。総理大臣並びに文部大臣の御意見をお伺い申し上げたいと思います。

○国務大臣（塩川正十郎君）　お尋ねのABグループの来年度におけます編成替えでございますけれども、このことにつきましては、全国の各ブロックごとの国大協会議におきましてほぼ意見がまとまってまいりましたが、関西地区だけがまだ、あす会議をいたして最終的な意見の交換をする、こういうことでございまして、今何とも申し上げられない段階でございますけれども、しかし他のブロックと申しましょうか、地域におきましては、ほぼ本年度実施いたしましたのと同じ組み合わせに準じてやっていこう、こういうことでございます。

〔理事原文兵衛君退席、委員長着席〕

ただ、先生非常に御心配しておられますそういういろんな、初めての問題でございましたので問題がございまして、つきましては、この九日の関西ブロックの国大協学長会議が終わりましたら、すぐに国大協の理論会をやっていただきまして、そこで国大協全体としての意見を統一していただいて、その上で来年度の取り組み並びに編成というものを正式に決定していただきたいと思っております。

しかし一方、高校生の方からの意見といたしましては、この複数制に対してやっぱり一つの希望を持ってきておる者も多生えてきておりますので、これをうまく育てていかなきゃならぬ。したがって、改善すべき問題点は大体出尽くしてまいりましたので、それを改善して本年よりはいいものに持っていきたいと思っております。

○国務大臣（中曽根康弘君）　複数受験のチャンスを与えることは大事だと思います。したがいまして、できるだけ何回も受けさしてあげたい、それは私の願望であります。しかし、これらはいずれも国大協の先生方に任してあることでありますから、ABどういうふうにするかということも含めて国大協でお決めいただくことが適当であると思いますが、我々といたしましては、もうできるだけチャンスをうんとやってあげる、そういうことが望ましい、それからいわゆる足切りの問題が今度は出てきますが、これらについても少し大学の先生方ができるだけ汗をかいてもらって、そしてできるだけ生徒、受験者の希望をかなえる方向でもう一息汗をかいてもらうようなやり方はできないものだろうか。それから受験者数のアンバランスの問題で定員との問題が出てきますが、これらについても補充試験を何回もやってもいいと思うんです。足りなければ補充試験を。そうすればまたチャンスの出てくる子供も出てまいりますね。

そういう意味において、学校側がもう一息汗をかいていろいろ努力していただいて、受験生に希望と、そういう方向へ持っていっていただければありがたいと思っております。

○林田悠紀夫君　ありがとうございました。

ツ　第108国会　参議院予算委員会会議録（抄）　62.5.15　高桑栄松（公）

○高桑栄松君　それでは文部大臣にお伺いをいたしたいんですが、今春施行された大学入試、教育改革関係で少し伺いたいんです。

大学入試の問題なんですけれども、受験機会の複数化ということが一つのうたい文句であったわけです。これに対して結果を見てどのように評価をされているか、伺いたいと思います。

○国務大臣（塩川正十郎君）　端的な言い方で恐縮でございますが、自信のある学生には非常にいい制度であったということでございまして、それで、すれすれのところは非常に苦労をした。もともと国公立に自信のない者は初めから私立へ行く。その私立へ行く機会が若干は狭められてきた、そういう成果になってきておるような感じがいたします。

○高桑栄松君　国大協の入試改善特別委員会というのが、今春の受験機会の複数化にはおおむねうまくいったんじゃないかということを言っておったわけです。しかし、最近同委員会が九十五大学にアンケートした結果を分析したのが新聞に載っておったわけですが、それを見ますと、やはり否定的な見解の方が多かったということになっておりますね。それが一つですね。

その次に、前から言われて、恐らく入試改革で一番大きな目標は偏差値輪切りの解消であると、私もそう思いますが、これは果たして解消されたというふうにお考えになりますかどうか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　まず評価でございますが、私ども高桑先生のお説をいつも拝聴しておるのでございますが、このことに関しましては私はちょっと意見が違うように思います。

実は、各大学の言っておりますのは、問題点が多過ぎるということは言えると思うのでございますけれども、例えば関東甲信越から東北、北海道の大学については、おおむねこの制度でいいから微調整をしてこれを継続すべしという意見が出てきております。一方、西日本、関西系の学校につきましては、この制度でやむを得ないではないか、そう変えるべきではないということを言っておる反面に、また学校としての独自の意見で反対を言っておる学校も多少はございますけれども、しかし、国公立大学総じて見ましたならば、せっかく発足したこの制度であって、制度には一つの大きい刺激となったのであるから、微調整の改善をして続けていくべきであるという意見の方が多いのではないかということを、実は私はそう聞いております。

それからもう一つ何でしたかな。

○高桑栄松君　偏差値輪切り。

○国務大臣（塩川正十郎君）　偏差値。実は先生、この話について私はいろんな人の意見を聞いてまいりました。

現在、教育懇談会というのを各地でやっておりますが、高校の先生あるいは大学の先生が言いますのが、我々は偏差値に余りこだわらないようにしようと努力はしておるけれども、頭から、初めから受験生がもう偏差値を自分で輪切りをしてきて、私だったらこの辺の学校はどうでしょうかという相談に来る。その相談に来るというのはみずからがやはり偏差値を評価している。このことは私は受験産業の影響が非常に悪く出てきておるという感じもいたしまして、この偏差値問題につきましては私たちも非常に苦労をいたしておりますが、だからといって、大学が一途に偏差値のみで、それで輪切りをしてしまうというのでは、御承知のように六倍まで認めようということでやったのでございますから、ある程度の偏差値の幅を拡大したということは今度の入試の特徴であったと、こう思うております。

○高桑栄松君　偏差値輪切りが受験産業のせいだというのも、これは仮にそうであっても、結果が偏差値輪切りがあるということだろうと思うんです。

京都大学の村松という教授が相当なスペースを割いて新聞紙上に評論的な評価を載せているんですね。それを見ますと、今回の入試の問題点として二つあると。まず、足切りで二次受験の資格を失った者が非常にたくさん出た、十万でしたかも、これは、臨時教育審議会の第一次答申で提言されたものを受けまして、文部省に国公私立大学の関係者あるいは高等学校の関係者等集まっていただきまして、大学入試改革協議会というのを設けまして、今関係者の間で協議を進めているところでございます。具体の内容につきましては、昨年の七月に第一次のまとめという形でおおむねの形のものを発表いたしましたが、細目について現在詰めているというところでございます。

○高桑栄松君　ここで私のリコメンデーションなんですけれども、昭和六十五年度施行というとあと満三年ないんですよね。だから、高等学校に入った生徒たちがもう満三年ない段階で細かい通知がないとやっぱり受験に対して不安を持つ。毎年のように変わるのでは困るということもあるわけで、これはできるだけ早く詰めまして、それにできるだけ早く受験対象者、つまり今の高等学校一年生も入りますから、そういう人たちに早く知らせてやって、それだけの態勢を整えさせるということが私は必要なことだと思うんです。

それから学生をとって教育をすると。その学生教育の目指すところ、これは一体どういうことなのか、一応承りたいと思うんです。

○国務大臣（塩川正十郎君）　今、新テストのお話がございましたが、六十五年をめどにこれ実施いたしたいと思うておりまして、今これがために我我も非常に慎重にいたしておりまして、それで六十四年実施のやつをわざと一年おくらしたということもその点でございまして、早く態勢をとって学生に不安を起こさぬようにいたしたいと思うております。

大学の問題でございますけれども、これはいろんな見方があると思うのでございますけれども、私たちは一応、大学は教育の場であり、かつまた学問あるいは原理探求の場でもあると、こう思うております。したがって、これからの大学政策の中で教育に重点を置いた大学というものにするのか、あるいは研究を重点に置いたものにするのか、あるいはこれをどのように、教育と研究とは

て、そういう点、あらゆる面から見まして改善を加えていきたい。

私は、今二番目重点に考えております点は、情報、要するに入学試験の手続あるいは共通試験の受験の状況とかあるいは大学への入学の手続とか、そういうことに関してあらゆる情報をすぐに受験生が知り得るようなそういう体制を早くつくってやること、今これだけ情報ネットワークが発達しておりますので、それを何とかして徹底したい。その点につきまして、それぞれの各道府県の教育委員会がそれを受けてそれを各学校に流していくようなことも考えていきたい、こう思っております。

○池田（克）委員　私どもお願いしたいのは早急な対策ということなんですが、実はこういうふうにして試験の改善が議論されている中で、臨時教育審議会の答申によって昭和六十四年から実は新テストを導入するということになっていたわけです。その話を実は去年この席でお伺いをいたしました。当時文部大臣だったと思いますが、私は、どうしても六十四年ですかということをお伺いをいたしました。無理でしょう、六十五年でもどうかな、私は一年先送りがいいということを主張いたしました。政府はどうしても六十四年ということを重ねて答弁をされておりました。

その後、たしか昨年の暮れ、十一月ごろだったと思いますが、塩川文部大臣になられてから六十五年という答えを出されて、総理にそれを報告されたように伺っております。最初総理は六十三年にできないかということを指示なさったと伺っております。私は、こういう改善について総理のお気持ち、これは売上税ともちょっと関係があるのですが、かなり早目早目に時間を設定される、そういう部分がおありになる。私は、今度の売上税の問題とこの問題とは別次元かなと思って見ているのですが、六十五年に今セットされておりますが、今回のこういう入試混乱を見ますと、六十五年もどうかな、もっとこの改善というのは本当に慎重にあらゆるところをチェックしていかなければどうかなということを昨今の報道を見て思うのですが、文部大臣、六十五年の新テスト導入は大丈夫ですか。私大の参加とか、一科目でも取り入れるとか、総理から御注文のあった、なるべくマークシートじゃないものがいい、こういうさまざまな要望があそこに殺せられておりまして、この委員会でも総理と文部大臣の意見が分かれまして、たしか昨年の二月十七日でしたか池部文部大臣から際立って共通見解が述べられたことを記憶しておるのですが、六十五年の新テストは大丈夫ですか。

○塩川国務大臣　これはかねてからの懸案でございますので、六十五年実施をめどに、ぜひこれは六十五年にいたしたいと思っております。

ただ、今私たちが進めておりますのは、やはり現場の声を直接、生に聞きたいということで、国公立の大学並びに私大、そして高校、そして大事なのは学生の意見も聞いてみたいと思っております。こういうところで、審議会でいろいろやりますとどうしても自分の立場を主張される意見が多いのでございまして、そういうことのないように、国家百年、青年をどうするかという立場に立っての議論をしていただきたいと思いまして、この四月の入学手続が一段落いたしますと同時に、私の方から国公立、私立、それから高校、それから受験生、そして父兄というふうに順番にずっと聞きまして、拙速にならないように十分な議論を重ねていただいたいと思っております。

○池田（克）委員　文部大臣からいろいろお伺いしてまいりましたが、総理はこの試験の成り行きをどう見ていらっしゃったか、いかがでしょうか、ということの試験です。

○中曽根内閣総理大臣　文部大臣とほぼ同じ考えです。受験生が大学をみずから選考する、そういう意味においては受験生の選択の方向の力が強くなってきた、そういう点は私はいいんじゃないかと思います。

それから受験の機会が非常にふえてきた。前よりはふえてきた。ただ、今のような足切りの問題が出てきまして、これは情報そのほかで直さなければいかぬだろう。

それからやはり各国公立大学において補欠試験を何回もやってもらうように、そして救済してやる、足りないところはそれで補う、そういうことが大事であると思いますし、地方大学の魅力が薄れた感がありますね。そういう意味において地方大学の特殊性、特色というものをうんと出させていただいて地方大学にも均てんするような考え方をとっていく必要がある、そういうふうに感じております。

○粕谷照美君　その点は私と、というよりは社会党の方針と全然違うわけでありますけれども、私どもも、将来的には廃止をするとしても、今すぐ廃止をしてよろしいというわけではありません。当面は行政機関から独立をした機関を設定して、教科書の内容や表現について専門的な示唆助言を行うものに変えていくべきであろう、こういう考え方を持っているということを申し上げておきたいと思います。あとは文教委員会の討論に移しまして、次に大学入試に入ります。

今回の複数受験の大学入試、総理、どんなふうにごらんになっていらっしゃいますか。

○国務大臣（中曽根康弘君）　私は、受験生になるたけチャンスを与えてやった方がよろしい、一回しか受験できないというのではかわいそうだから、二回、三回受験できるように、できるだけ大学の皆さんにも御協力を求めてやった方がいいと、そういうことを言っておったこと。それから、いわゆる共通一次テストというものにあまりとらわれないで、大学自体ができるだけ自由に本人の能力を調べる、しかもマークシート方式のようなやり方はなるたけやめて、本人の多様的な能力をよく把握してあげる。先生は少し汗を流すかもしれません。それは生徒にとっては一生一回の大変な大事な時期なんだから、先生の方も汗を流して協力してくださいと、そういう趣旨のことを私言ってまいったものですから、今回、二回ないし三回受験が国立大学について可能になったという点は大きな前進で、これは変えない方がいいだろうと私は思っております。

それから、ただ試験につきまして、そういう関係から応募人員の問題が出てきました。しかし、これは補欠試験を何回かやればそれはカバーできるので、やはり生徒たちが何回も受けられるという、このようなチャンスを与えるということにはかえられないものではないだろうか。ただ、一面言われるのは、勉強のできる、試験勉強をうんとしている子は割合チャンスがあって受かるけれども、そうでない子は受からなくなる、足切りが出てくる、そういう点はこれは一つの問題点ではございますね。こういう問題をどういうふうに改革、改良していくかという問題は出てきていると思います。

○粕谷照美君　総理は続けていくとおっしゃったけれども、あと二回だけですよね。その次は、六十五年からは共通テストに入ると思います。総理のお考えも入れまして、それを受けなくても入れるような条件がつくられるような原案が今討議をされておるわけでありますけれども。

文部大臣は今回のテストをどんなふうにごらんになりますか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　私は、総論的に申しまして、いい方向に向かっておると思うております。そして何よりも学生が、今まで一発勝負でございました場合には受験テクニックに走り過ぎておった。しかし今回は自分で学校を選び得るということになりまして、勉強のあり方も多少は変わってきたように私は聞いておるのでございます。

それと同時に、複数制に踏み切りましたことから、その結果として出てまいりましたのは、国立大学の各大学がお互いの評価というものを、受験生を通じて間接的に評価が出てきておるのではないか。こういう点につきまして、つまり学生はどの大学のどの学部を重点に選んでおるかということを一つは判断をする材料を提供してくれたように思うておりまして、これからの大学政策の、高等教育政策の中にありまして一つの大きい私は示唆を得たと思うております。

○粕谷照美君　文部省としては、国大協はうまくいったと言っていますけれども、一切うまくいったというふうに考えておりますでしょうか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　まだ一般の方々は、この制度が従前と違うものでございますので、正確な評価は出てきておらないように思うております。

ただ私は、今回のこの入試の改革を通じて感じますことは、やはり受験生にもう少し丁寧で広い情報を提供してやる必要があるのではないか。もしこの制度に欠陥があるとするならば、いろいろ欠陥はございましょうが、そのうち改めなければならぬ最大の欠陥は、情報提供の方を怠っておった、この点を十分に補足するならば、この制度を改善しながら続けるべきだと私は思うております。

○粕谷照美君　今の情報提供については私はもう全く同感でありますけれども、今回十万人も足切りが出てきた。一人二万二千円として十億近いお金が国庫に入ってきているわけですね。この辺のところを、返してくれというのも、いろいろな意見があるわけでありますけれども、来年はこんなことがないような条件がひとつできるかどうか。

それとあわせまして、大変な定員オーバーをしたところがあるわけでありますけれども、この辺のところと、追加合格の問題ですね。私立大学に勉強もしないのに授業料まで納められて、お金を捨ててしまうというような生徒が大勢出てきている。親たちも大変なわけですけれども、この辺についての改善も来年度は行われるというふうに理解をしてよろしゅうございますか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　その点、三点につきまして何らかの改善を図っていきたいと思うております。

ソ　第108国会　衆議院予算委員会会議録（抄）　62.3.30　池田克也（公）

○池田（克）委員　公明党の池田克也でございます。
　暫定予算の審議に入りまして、一時間ちょっとの時間をいただきました。関連で防衛問題等を神崎君にお願いをいたしまして、四十分ちょっと教育問題と売上税、当面の問題についてお伺いをしたいと思います。
　初めに、総理とこうしてこの場で、昨年の今ごろでしたか大学の入試改革について議論をさしていただきました。ことしの大学の入試は、御存じのとおりかなりいろいろと混乱と申しましょうか、足切り問題あるいはA、B二種類に大学の入試形態を分けたこともありまして定員割れが出たり、さまざまな現状が報ぜられているわけでありますが、まず文部省から、今つかんでいらっしゃることしの大学入試の特色、いろいろ報道されておりますが、足切りがあった、あるいは検定料を返してくれという御意見もいろいろ出ておった、あるいは一部地域におきまして、まあ一部地域ではない全国ですが、A、B二種類の大学の入試をやったことから定員割れなども出まして、追試、二次募集等も出た。総括、まだ全部ついてないと思いますが、そうした状況を御報告いただいて、後に、総理、大変入試問題に御関心がおありですので、この場で今後の問題等も含めてお聞かせいただきたいと思っております。
○塩川国務大臣　今回の入試制度の改正、御示知のように受験の機会をできるだけ多くしようということでございまして、そのことは、一つとして自分が入りたい学校を選べるという機会を与えたということになろうと思いまして、それはそれなりの効果はあったのでございますが、確かにこの恩恵を受けたのはよくできる学生だけであるということもよく言われておりまして、そういう点で、しかしチャンスを与えたということは事実でございまして、その意味で効果はあった。
　しかし、第一回のことでもございましたので、ふなれなこともあったと思うのでございます。特に学校側からの、特に大学側からの情報が少なかったものでございますから、学生は自分も挑戦してみようという気持ちで相当共通一次試験を受けたことは事実でございますが、その結果といたしまして十万人の足切りが出た、九万九千出た、こういうことでございました。しかし、ずっと私の方で精査いたしましたら、結局、国公立をどこも受けることができなかった人は大体三万人ぐらいのことになってまいりまして、ほとんど十万人が整理されていったということでございまして、これでまあ一つは私も安心をしておるのでございますが、しかしいずれにしても大量の足切りというものが出たということは、これは将来検討しなければならぬことであろうと思うております。
　それと、A、B二つに分けて、そして公立と三つのチャンスを与えたということでございますが、このA、Bの振り分けについて議論はあると思うのであります。けれども、受験生の声を見ますと、チャンスを与えてもらったということと、自分の入りたい学校が選別できるということに対しては評価しておる。そこで、この分け方なんでございますけれども、これは今後とも十分に検討してみたいと思うておることでございます。
　それからもう一つ、受験料のお話がございましたが、学生の方の要求は私は気持ちとしてよくわかります。わかりますが、今までもずっとそのようにやっておりますように、受験料というものは一次、二次合わせて受験料を払っておるわけでございまして、わしは一次だけでよろしいわという受験料じゃないわけでございますので、したがって一次、二次のセットである以上は、一次試験で、つまり共通一次で足切りになったからこれを返せというのは、学生の方の気持ちはわからぬでもないが、これは制度としてはそういうようなことはちょっといたしかねるということでございますし、その点につきましては、かなりな理解は進んできておると思うのでございます。ですから、今後この制度を原則として我々はやはり維持していきたい、学生に挑戦への機会をできるだけふやしたい。けれども、改善すべき問題、例えば情報の提供をどうするかということでございまして、今回非常に問題になっておりますのは、受験産業は割合に的確に情報を出しておるのに、学校当局は全然情報が間違っておるじゃないかということを言われておりまます。こういうことについて、学校側がある程度情報を早期に、しかも正確に出し得ることをするならば受験指導に相当役立つであろうと思いますので、この点に十分な力を入れていきたい、こう思うておりまして、逐次改善を進めたいと思うております。
○池田（克）委員　今文部大臣から報告を伺ったところでございますが、いろいろと入試改善というのは非常に長い議論が続いているのですけれども、これという名案がない。委員長も文部大臣をしておられまして、いろいろと文教委員会でも議論をさしていただいたのですけれども、ことしの一つのこうした現象というのが、果たして前進であると見るのかあるいは後退であると見るのか、これは見方が分かれるところですが、けさの報道なんかを見ておりますと、現場の高校の先生方は大変否定的であります。非常に混乱が激しかった、特に進学指導では学校では非常に苦労したというようなことが伝えられておりますし、全国を一元化するような大きな予備校が持っている情報が的確であればあるほど、結局、お金で入試の非常に重要な選択、どの学校を選ぶかというような部分が決まってくる。そうすると、父母に力がある、特に経済的に力がある父母の方が子供たちの進学については有利である。そういう点では、弱者と申しましょうか、生活に苦しんでいる人たちの家計あるいは子弟という部分が切り捨てられる大変悲しむべき事実じゃないかというふうに私は見るのですが、重ねて文部大臣、今の段階でこの御評価をすぐにいただくことはちょっと無理かなという気もしますけれども、率直に申し上げて、今最初にお話がありましたような、できる子には有利だった、そうじゃない子に、裏を返して言えば大変気の毒なことしの試験であった。しかし気の毒だでは済まされない、一生に一遍しか訪れない十八歳の春であるということから考えますと、この入試改善というのは失敗は許されない、非常に慎重にやっていかなければならない部分ではないかなと思うわけでございまして、重ねて、ことしの入試のあり方というものがそうした反省の上に立って、もう来年は繰り返さない、何らかの改善をするんだというお気持ちがあるかどうか、お尋ねをしたいと思います。
○塩川国務大臣　これは確かに若い青年にとりましてはもう大変な、一生を決める問題でございますので、我々もそういう若い人に精神的なフリクションを起こさないように十分いたしたいと思うておりまして、早速改善の方法を検討したいと思うて、省内でその検討委員会を発足さす予定でございます。
　そこで非常に顕著に出てまいりましたのは、学校側の反省も私は必要だと思うのであります。まず、大学におきましても、大学が選択されたということは、これは大学の今後のあり方についても十分に考えなければならぬ。やはり学生、若い人たちは、特色のあり、そしてまた教授に魅力のある学校を選んだということは歴然としておると思うのでございまして、これは大学相互間における大きい刺激になってきた。これを受けてどのように大学を整備していくかという貴重な資料にもなろうと思うております。
　それから、受験生に対しましては、私はもっと情報を、何も受験産業に頼ることのないように、そうせぬでもいいように、高等学校の段階でそういうデータと申しましょうか資料が絶えず入りやすいようなことを将来考えていかなければならぬと思いますし、それと同時に、進学指導に高校の先生ももう少し十分な責任を持っていただきたい。初めからAという学校を受けても無理だと思うておる者でもあえて挑戦さすというのではなしに、先生がこの子の、生徒の特徴をつかまえて、そして君はこういうところへ行くのがいいだろうという指導をやっていただく。そのためには先生自身がデータが必要だろう、こう思うのでございまし

（三二）

ないというようなことじゃだめじゃないですか。
　それから、入試センターというのは、受験生個人についてのいろいろな動向までコンピューターでとらえているんですよ。入試センターというのはあなたのところの管轄じゃないですか。それがどうしてその報告を、数字のデータをあなたのところへ出せないことがありますか。
　それからもう一つ聞きたいのは、この定員割れと定員超過という複数受験制が生んだ大変なアンバランスによって追加入学の措置が今月いっぱいとられますね。この追加入学については、どこかの大学に入学手続をとった者は除外される。こういうふうに私聞いておるんです。そうすると、例えば二校受けた人が、本当はあの大学に行きたかったが、足切りを受けたりあるいは二次試験を不合格になってだめだった。こちらの大学に通った、それでここに手続をした。二次試験を受けている人の場合には、ここへ手続をしていなければ追加入学で合格する可能性を持っておる人が、手続したから、できないわけです。その人には合格の通知は行かないわけだからね。そうすると、手続しなかった人は、その人よりも総合的な判定で下の方にランクされておってもこの人は合格するんです。これは大変不合理なことじゃありませんか。
○政府委員（阿部充夫君）　ただいま御指摘のような点は、確かに個人個人にとってみれば大変な問題であるということは私どもも理解できるわけでございます。
　それについて何らかの方策はないかということは現在もいろいろ議論をしておるわけでございますが、ただ、具体の問題といたしまして、何らかの期限を設けてそこまで措置をするということをその部度区切りをつけてまいりませんと、途中で、あとの学校へ受かったからそちらに行きますということになるとここがまたあく。そうすると、そこの補欠をまた入れるというようなたぐいの、いわば無限の循環のようなことも起こってくるということも予想されるわけでございまして、そういうことから今回は、既に二十五日までに合格したらばそこで決めてもらうというような方式をとることにしたわけでございますけれども、この問題は、先生御指摘のように、確かにそういう面で何らかの解決策があれば検討していかなければならないこれがらの課題の一つだと私は思っております。
○久保亘君　要するに、この複数受験制のグループの分け方、追加合格のさせ方、もういろいろ問題があるんです。
　そこで私は、これを文部省や大学の側の論理で始末をつけようとしてもいけない問題があると思う。あくまでも受験生の立場に立って問題を考える、こういうことで来年度の入試に対する改善策を検討しなければならぬと思うんですが、文部省はどういう手段によっていつごろまでに来年度の入試制度について検討し結論をお出しになる御予定でありますか。
○政府委員（阿部充夫君）　入試は、基本的には各大学が行うことでございますので、各大学あるいはその大学の協会における検討ということが尊重されていかなければならないと思っておりますが、それにいたしましても、先生御指摘がございましたように、受験生の側の、受験生の側と申しますか、あるいは高校側と申しますか、そういった御意見というものも十分踏まえながら対応していく必要があるということは御指摘のとおりだと思っております。
　今回の件に関しましては、国立大学協会も四月に入りましてから早速検討に取りかかりたいということで、六月が国大協の総会でございますので、そのときに向けて国立大学も検討するということでございますし、恐らく公立大学もそのようなことに相なろうかと思っておりますが、文部省といたしましても、それまでの間に各方面の御意見を聞きながら、関係の両協会等に対する指導なり助言等はいろんな形でやってまいり、一緒に協議をしてまいりたい、こう思っておる次第でございます。
○久保亘君　その一番問題になりましたグループ分けの問題についても、今度の場合は大変遅い時期に決まりましたですね。これも今度は、国大協が来年度に向けての入試の方針を決定される夏ごろまでの時期に、今、六月というお話もございましたが、六月ごろまでには新しい方針をお出しになるということですね。ことしのグループ分けをそのまま踏襲するということではなくて、それも含めて改善をされますね。
○政府委員（阿部充夫君）　今回のグループ分けにつきましては、それぞれ基本的には各大学が自主的にどっちのグループを選ぶかということを決定をしたわけでございますけれども、ただ国大協全体として、あるいはそれぞれブロックごとにいろいろ協議等を重ねながら、できるだけバランスのとれたグルーピングという努力がなされたわけでございまして、旧一期校二期校の当時一期校の方に、そういうことを申すのは適当かどうかということはございますけれども、有力大学が集中をしている、それから数も一期校の方が多いというようなたぐいの状況であったものが、今回はかなり改善をされているということはあると思っておりますが、ただ、特に地域的な、ある地域を限って見たりいたしますと、必ずしもバランスがとれていないという御指摘等は受けるわけでございます。これはこれからのまさに検討課題でございますし、国大協といたしましても、十分検討して早く結論を出そうということに相なる事柄であろうと思います。
　また他方、高校長会議等の側からでは、いろいろ考えてほしいけれども、大幅な変更をするとまた混乱が起こるから、変更はそう大幅にやることはちょっと差し控えてほしいというような御要望も出ておりまして、いろんな方面の御意見等を聞きながら着実に改善をするということを私どもとしては考えてまいりたいと、こう思っております。
○久保亘君　受験生の側からすると、間際になっていろいろ決められるというのは困るので、やっぱりできるだけ早い時期に、それは文部省としても国大協にこのごろまでに方針を決めてもらいたいということを意見をお出しになることは可能だと思うんですが、文部省はその見込みをどの辺につけられるのか。
　それからもう一つは、足切りの問題について、少なくとも受験の意思のある学生については一校は受験の機会が保証されるということをお考えになる必要があると思うんですが、それはどうですか。今度のように完全に受験機会を失う者が何万人もいるということにならないようなやり方というものは御検討になりませんか。
○政府委員（阿部充夫君）　グルーピングの決定の時期につきましては、できるだけ早くするように関係団体にお願いを申し上げたいと思っております。
　それから、具体に先生御指摘の方法でございますけれども、一つの御提案かとは思いますが、具体に検討してみますと、やっぱりいろいろな問題も出てこようかと思いますので、そういったこと等も含めまして、いろいろ考えられる案をすべて検討の対象にして文部省としては検討してみたいと思います。先生おっしゃいましたような方式を考えますと、やっぱり両大学が相談をして、こっちでは本当は足切りで落ちる予定だけれども、この人だけは両方落ちるのではかわいそうだから必ず入れましょうとなりますと、その間で落っこちていく人たちとのバランの問題とか、いろんな問題がやっぱり出てくると思うんです。こういった問題を子細にいろいろ議論しながらどうするかということを考えなければならないと思っておりますので、御指摘のことも念頭に置きながらいろいろな方策を考えてみたいと思っております。
○久保亘君　きょうは時間が非常に短いので、大学入試の問題については、文部省、国大協が新しい方針をお決めになります前に、また機会を見ていろいろ意見を申し上げたいと思っております。

（三一）

セ　第108国会　参議院文教委員会会議録（抄）　62.3.26　久保　亘（社）

○久保亘君　最初に、今度の国公立大学の入試についてお尋ねをしたいと思います。

今度の新しい入試のやり方というのは、文部省としても、偏差値偏重の受験競争の弊害を是正するということや受験生の負担を軽減するというようなことを目指して、国大協とも協議をしながら行われたものと思うのでありますが、結果としてその目指したものは前進したのか、生かされたのかどうかということについて、率直な文部省のお考えをお聞きしたいと思うのであります。

○政府委員（阿部充夫君）　このたび、受験機会の複数化、あるいはもう一点、共通一次につきましては教科科目の削減等を行ったわけでございます。

教科科目の削減につきましては、受験生の負担軽減等々の面で役立ちつつあると思っております。受験機会の複数化の点につきましても、先生ただいまお話しがございましたように、入れる大学よりも入りたい大学へチャレンジをするという機会をつくろうというような趣旨でこれを行ったわけでございまして、選抜業務がまだ完成をしておりません現在の時点において全体の評価をするということは難しいわけでございますが、初めてこういうことを実施したということとの関連もございまして、やはりいろいろな面で、受験生の側あるいは大学の側とも、不安な面あるいは戸惑い、その他これに伴う幾つかの問題点の指摘等も行われておることでございます。

私どもといたしましては、まず、近々のうちに選抜業務が完了いたしますわけでございますので、その後直ちにことしの入試の実施の問題点等について国立大学協会とも協力をして検討をし、必要な改善措置等には努めてまいりたい、かように思っているところでございます。

○久保亘君　これから改善しなければならない課題が多くあるということは、入試改革が目指したものが必ずしもその方向で成果を上げ得なかったということにもなろうかと思うのでありますが、一つの見方としては、今度の国公立大学入試は、結局、学力試験の点数による実力主義、エリート主義を助長したのではないかという見方もあります。また、大学の序列化を一層進行させたという見方もあります。

これらの点について、今度の入試のやり方について相当深刻に分析し検討してみなければならない問題があるということについては、文部省もそうお考えになりますか。

○政府委員（阿部充夫君）　このたびの入試に関しまして、いろいろ、大学の序列化が明確になってきたのではないかとか、あるいはA、B両日程の振り分けが必ずしもバランスがとれていないのではないかとか、あるいはまた、いわゆる足切り、二段階選抜におきます第一段階選抜で不合格となった者の数が異常に多いのではないか、いろいろな御指摘を受けておるわけでございます。

これら御指摘を受けたような点につきましては、事の性格上、受験機会の複数化という点からやむを得ない面等もありましょうし、それからまた、やはりやり方次第によってはさらに改善の可能性のある問題等もあろうかと思います。いろいろの点があると思いますので、御指摘をいただいております点につきましては、国立大学協会とども子細に検討をいたしまして今後の改善に役立てたい、かように思っております。

○久保亘君　それでは、最初に足切りの問題について伺っておきたいと思うのでありますが、共通一次による二段階選抜での一段階において、足切りを受けた受験生が十万人に及んだということについて、文部省は、今度の新しい入試のやり方をとられます場合に、この十万人に及ぶ足切りが出るということは予測されておりましたか。

○政府委員（阿部充夫君）　今回の選抜に際しまして、大学受験の機会を複数化、二校受けられるということにしたわけでございます。公立まで含めますと三校受けられるというようなことでもございますので、従来一校しか受けられなかったという時期に比べますと、各人が二校ずつ受けるわけでございますから競争率が倍増をするというようなことは当然あり得ることだと思っておりました。

そういった中でいわゆる足切りの問題があるわけでございますが、この問題につきましては、文部省としては各大学に要請をいたしまして、これはかねてからの文部省の方針でもございますけれども、できるだけ足切りというのは避けてほしい、またやる場合にも、足切りされる者の数をできるだけ少なくしてほしい、こういうような要望を続けてまいったわけでございます。それにいたしましても、こういう制度の改革の関係上、相当数の足切りが出るということは、夏の各大学が足切り等につきましての予告を行いました際に、ある程度の数字が出てくるだろうとは思っておりましたけれども、結果としては、予想をかなり上回った数字になったという印象を持っておるわけでございます。

○久保亘君　結局、複数受験のために――共通一次を受けた人が三十九万余、そして大学に出願した人は延べ六十九万余になっております。そうすると、一人で平均一・七校の出願をしたということになりますね。この足切りの十万の内容について少し詳細に教えていただきたいのでありますが、今度の延べ十万の足切りの中で、完全に二次試験を受験する資格を失った受験生というのがどれだけいたのか。例えば二つの学校に出願して二校とも受験資格を失った人ですね。これは三校の場合もあると思います。それから一校だけ出願をして、そこを足切りを受けたことによって受験資格をなくした人。こういういろいろな類型があると思うのでありますけれども、結果的に二次試験の受験資格を足切りという措置によって失った受験生というのが何人いたのか、それを御報告いただきたいと思います。

○政府委員（阿部充夫君）　今回の入学者選抜におきまして第一段階で不合格になりました者の数でございますが、国立大学協会、公立大学協会の御協力をいただきまして調査を行っている最中でございます。

若干中間的なと申しますか、最終的に確定した数字ではございませんけれども、現在持っております数字で申し上げますと、二校に出願をして二校とも不合格となったという者が一万二千五百二十七人、それから三校に出願をして三校とも不合格となったという者が八百七十、合わせまして一万三千三百九十七人という方々が複数出願してだめだったという方々でございます。さらに、複数出願の機会はありますけれども一校だけ受けたという人の場合でございますが、その不合格者が一万七千三百四人ということで、合計三万七百一人という数字がただいま先生の御質問の数字であろうかと思います。なお最終的な精査をいたしますと若干の数字が動くかもしれませんけれども、おおむねこういう数字だということで御理解いただきたいと思います。

○久保亘君　共通一次の受験をした者が三十九万でありますから、その中には、もともともう国公立大学を受験しなかった人もいるだろうと思うので、ほぼ一割の人が今度の足切りによって完全に国公立大学を受験する機会をなくした、こういうことになろうかと思うのでありますが、この足切りの基準というのを文部省はどういうふうに把握をされておりますか。各大学が自主的におやりになったものであるならば、文部省はどう把握されているのか。また、文部省が足切りについて一つの基準的なものを指導したとするならば、それはどういう内容のものであるか、御説明をいただきたい。

○政府委員（阿部充夫君）　この足切りと申しますか、二段階選抜のやり方についてでございますけれども、共通一次試験が始まりました昭和五十四年度入試のときから、関係の、大学関係者、高校関係者等の会議等にも諮りまして、これについての一応の指針のようなものを実施要項という形で各大学に通知をしておるわけでございます。

この中におきましては、「入学志願者の数が入学定員を大幅に上回り、第二次の学力検査等を適切に実施することが困難であるため特に必要がある場合には、「二段階選抜を実施することもできるものとする。」ただし、この場合においては、第一段階の選抜に合格させる者の数が入学定員のおおむね三倍を下回らないよう配慮するものとする。」ということにいたしておりました。これは当時の、要するに一校だけ受験という場合についてこういう仕組みをとっておったというものでございます。

（二九）

しかしながら、今回受験機会の複数化を行うに当たりまして、昭和六十二年度入試に関しての実施要項につきましては、こういった志願倍率が上がること等によって不合格者の数が相当多くなるということをできるだけ避けたいということから、文部省といたしましては、先ほど申し上げました大学入試改善会議に諮りまして、この「三倍」という数字は削除をいたしておりまして、安易に低い倍率に設定しないようにということで、特に二段階選抜を行うことにつきましても、「やむを得ない場合に限定すること」、そして、「第一段階の選抜に合格させる者をできる限り多くするよう配慮する」ということを特に明記をいたしまして、「三倍」という数字を削るということでより高い倍率に直してもらいたいという意向を示したわけでございます。

これに基づきまして具体にどうするかということは各大学が自主的に決めるわけでございますが、最終的な結果といたしまして、二段階選抜を行ったものの今回の平均的な倍率は、昨年度の場合平均三・三倍でございましたが今回は五倍というところが平均というような状況になっております。

○久保亘君　できるだけ足切りを行わないようにという文部省の指導にもかかわらず大学側が、平均的には五倍でありましても、実際にはもっと厳しいところもあるわけですね。そういう足切りによる第一段階選抜を大学側が行ったその理由といいますか、あるいは基準というものは何であったのか、文部省はどう把握されておりますか。

○政府委員（阿部充夫君）　これは各大学によっていろいろ事情は異なる点はあろうかと思いますけれども、一つには、入試の実施日程がかなり詰まった中での事柄というようなことから、会場を十分確保できるかどうかという問題、あるいは教官等の対応のスタッフの問題、あるいはまた、実際の試験の採点等の業務の運用の問題等々いろいろな点を考慮いたしまして各大学としては判断をしているものと思っております。

○久保亘君　大学側の会場とか採点とかあるいは教職員の配置とか、そういう入試担当能力ということが基準になるとするならば、足切りの理由になるとするならば、そのことについては既に臨教審も一次答申の中で大学側の入試担当能力の強化ということを要請として出しておりますね。そういうことについて文部省は、今度のこの複数受験を行わせるに当たって、大学の入試担当能力強化についてどういう措置をおとりになりましたか。

○政府委員（阿部充夫君）　今回の複数化に際してということではございませんけれども、臨教審が指摘しておりますような、あるいはかねてから指摘されておりますような、大学の入試体制を十分な体制に持っていくようにという意味から、これはそういう分野の問題につきまして企画等を行い、その実行に実務上当たっていくということで、最近、各国立大学には入試課を設けて入試の担当の職員を多数配置をする、多数といいますかある程度配置をするというようなことを進めてきておるわけでございます。

具体に、例えば各大学が会場を探すというような場合になりますと、そういう体制の整備の問題とは別に、実際に適切な会場が近隣にあるかどうかというような問題等も絡んでまいるわけでございまして、なかなかそういう体制の整備という点だけで解決しない問題があるわけでございます。また、日程の問題等につきましても、これもある程度余裕のある日程であればそれもかなりの処理ができるということもあり得ようかと思っておりますが、先ほども申し上げましたように、極めて限られた日程の中で相当多数の受験生に対する試験等を、これもできるだけ丁寧に行うようにという方向でやっております関係上、いろいろな問題があるということは御理解をいただきたいと思うわけでございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、私どもといたしましては、各大学に、そこを何とか頑張ってできるだけ対応してほしいということをお願いをしてまいりました。夏のいわゆる第二段階選抜の予告の段階から以降も、実際の実施の段階のつい最近に至りますまで引き続きお願いをしてまいりまして、一応予測倍率を決められた大学でも、相当数のところがそれをとりやめるとか、あるいは緩和をするというような努力もいただいたわけでございますので、今後ともそういう方向での努力というのは来年度以降につきましても続けていきたい、かように思っております。

○久保亘君　改善の問題について、後ほどまとめてお尋ねしたいと思います。

もう一つお聞きしておきたいのは複数受験制度の問題でありますが、この複数受験制度というのは、これは受験生の側からも要望のあった点でもあり、それ自体は認められるとしても、今度行われたグループ分けとかあるいは入試期日の設定の仕方とか、こういうものは複数受験制度のあり方としてやはり相当見直しが必要なのではないか、こう思っております。定員割れとか定員超過のアンバランスな状態について、既に各報道機関によってもその実態が報道されておりますが、文部省としては、この実態を速やかに把握する態勢をおとりになっておりますか。

○政府委員（阿部充夫君）　昨三月の二十五日で第一段階、第一次目の合格の締め切りということに相なったわけでございますが、文部省といたしましては、この入学手続を当日までに受け付けた者の数については現段階では把握をいたしておりません。

これは御承知のように、今回の当初合格者を含めまして各大学では引き続きさらに欠員等についての合格等の措置を行っていくということで、現在の段階は中間段階であるということでもございますし、また、例年と異なりまして入試の方法が変わりました関係上、各大学では現在追加合格等の決定のために全力投球をしているという時期でもございます。また、そういうようなこともございまして、中間段階での公表を差し控えるという大学も相当数あるというような状況でもございますので、文部省としては、二十五日段階での入学手続終了者について報告をしてくれということを求めてはおらないわけでございます。

○久保亘君　それは、大学側が非常にそのことによって事務的に大変な負担を強いられるという問題ではないんじゃないですか。二十五日までに大学別、学部別に何人入学手続をとったかというその数字を、締め切った日に文部省が集約できないなんというのは、私は文部省として、これだけ今社会的にも大きな問題になっていることに対して、適確な対応をされていないと思いますよ。何人入学手続をとったかということを報告させることがそんなに大学にとって難しいことであり、大学の今後について大きな問題を残しますか。

○政府委員（阿部充夫君）　各大学とも従来から、こういった入試の中間段階でいつまでに何人入学手続をとったということを発表してこなかったという従来からの経緯もございます。そういった諸般の状況を踏まえて、各大学では発表したところもあるようでございますが、発表していないところもあるわけでございまして、こういった各大学の方針そのものについて、文部省として、全部発表すべきだと現段階で言うことは差し控えておるわけでございますが、いずれにいたしましても、ある程度入学手続者が安定した段階で、できるだけ早く全体の報告をとって整理をし、また、必要な御報告等をさせていただきたい、かように思っております。

○久保亘君　まあやっていないものを責めてもしようがないと思うんですけれども、今後の入試改善に文部省としてどういうふうに対応していくかということに、基礎的なそういう資料を集められ

（三〇）

ように学生にどうして勉強させますか、こういうことも導入していかなければならぬだろう、こういうことも検討いたしております。

いろいろとまた御指摘ございましたら、御示唆いただきたいと思います。

○鍛治委員　いろいろそのお考えの一端を伺って、それはそれぞれがやはりもっともな、大切なところに注目をなさっていらっしゃるなというふうにも思うわけでございますが、それはそれで大いに推進をしていただかなければならぬ。私どももこの高等教育の問題に大枠できよう若干関連として触れさせていただきますが、今後具体的な問題についても、やはり日本の教育を変えるために本当にこれは重大なポイントだと思いますので、機会あるたびにこの問題については御提案があれば申し上げ、また大臣のお考えをも承っていきたいと思っております。

そういう中で、今大臣がおっしゃった中では触れられておりませんでしたけれども、私どもは、国立大学それから私立大学、このあり方についてやはりある程度ビジョン的なものを、どうあるべきかという大枠の方向というものをもう一遍ひとつ再検討して、そのあり方というものを確立といいますか、ビジョン的なものをつくってみる必要があるではないか。特に、国立大学の中身を変えていくということもございますけれども、私立の大学等については、やはりこれはもう人数からいえば大学の七五％ぐらいでしたかの役割を担って頑張っているわけでございます。ところが、私どもがはたで見ておりますと、私立大学というものは、国立大学というものがまずあって、国立大学ありきの補完的なものとしてどうも私立大学を文部省サイドもお考えになっているんではないかなという感触も見受けられるわけですが、もしそうだとすれば、そういう形ではいけないだろう、こういうことを含めて国立大学、私立大学の整備充実というものを図っていくべきであろうというふうに思うわけでございますが、これについて、方策等についてお答えをいただきたいと思います。

○塩川国務大臣　大学が教育の場であることは当然でございまして、教育の場としての大学から見ましても私立も国公立も区別はないと私は思うております。また学問研究についてもこれはまさに平等、公平でなければならぬのでございますが、先ほど来申しておりますように、国立大学、公立大学はやはり研究施設等が整っておるという点が私立との差は若干ある、これをどうして補強していくかということが問題だろうと思っております。しかし一般的に申しまして、私立が国公立の補完的教育機関である、そういうことは大変な誤解でございまして、決してそんなものではございませんで、私立大学には建学の精神がある。その建学の精神が、私は最近はそれぞれ学校がその特徴を発揮しておられないように思う。今建学の精神といったら、何か校歌にしか残っておらぬで、どの学校を見ましてもみんな同じようになってしまっておる。このこと自体は私は大学の反省が大事だろうと思うのでございまして、文部省もそういう点についての指導は立ち入ってできるものではございませんので、ぜひ大学自身がその自主性とそれから建学の精神を復興していただいて、やはり立派な教育機関としての成長をしていただきたいということを私は願っておるのでございます。

でございますから、決してそんな附属的な、あるいは従属的な、補完的な、そういうものではなく、立派に自主独立したものである、そういう自尊心を持ってやっていただきたいと思うております。

○鍛治委員　局長からでも、今の問題について具体的な整備充実の方策というもの、そのお考えというものがありますならばお聞かせをいただきたいと思います。

○阿部政府委員　御指摘のような国立大学、私立大学それぞれの役割分担等を考えながら今後整備充実をしていかなければならないという問題でございまして、これまでも私ども私学助成の充実とかいろいろな形での努力はしてまいったわけでございます。これから、せっかく今国会に御提案を申し上げております大学等語会という機関もできるということを期待をしておるわけでございますが、それの重要な課題の一つとして、関係省にも大いに議論をしていただき、私どもに対する指針などもいただけたらと思っておるわけでございます。

○鍛治委員　私は、さっき申し上げたように憶測でございますが、考えられているのは、例えば予算的な措置で、こういうような状況で厳しいときになりますと、私大に対する経常費補助というものがばっと真っ先に削られていっておるという感覚も受けますし、このことは最後に財政問題で若干触れさせていただくということで、また大臣のお考えもお聞きしたいと思っておりますが、実際問題として、幾らいい考え方を絵にかきましても財政的裏づけというものがなきゃいけない、そういう意味でそこらあたりはしっかりしていかなきゃならぬだろうと思いますが、そういうときに、例えば大蔵省あたりにこれは財政的にだめだからという中で押し切られると、私大の方にいつもしわ寄せがいっているのじゃないかなという感触を受けておるので、そういうことを申し上げましたが、大臣はそうではないというふうな御答弁でございました。今後、そのような方向での取り組みをぜひお願いいたしたいと思います。

そこで、先ほどもちょっと触れておりましたので、私もちょっと所用で席を外しておりましたのでございますが、今回の設置法の一部改正の中で創設が言われております筑波技術短期大学のことについてお尋ねをいたしたいと思います。これは局長からは技術短期大学の設置の趣旨等について御答弁があったと思いますが、ひとつ大臣からこの設置の趣旨について改めてお伺いをいたしたいと思います。

○塩川国務大臣　御承知のように、最近、身体障害者教育の進歩と、それから学習の意欲というものが非常に増大してまいりました。高等学校段階で障害者が新しい高等教育指を求める声が強くなってまいりました。そういう要望にこたえまして短期大学を設置するということでございます。

○鍛治委員　そこで、これに関連して、障害者の方々に対して高等教育の機会均等の確保ということが大変大切になってくると思うのですが、これに取り組む文部省の姿勢について、どういうお考えで取り組んでいらっしゃるか、根本的、基本的なことをお尋ねいたします。

○阿部政府委員　身体に障害のある方々も、本人の能力、適性に応じて健常な学生と同等に大学進学の機会が開かれるべきであるというのが文部省の従来からの考え方でございまして、この点につきましては、入学選抜実施要項等にこういう身体障害のある志望者に対しての受け入れについて十分配慮するようにということを書き込んで、指導等もいろいろな機会にしてまいりました。また現実に、国公立大学の共通一次試験におきましても毎年数百名の障害者の方々の受験を認めてやっておりますし、国立大学、公立大学に入学をしておるわけでございます。また、入学後に対する予算上の措置等につきましても、手すりやエレベーター、スロープをつける、あるいは目の見えない方々のために点字図書を整備するとか、いろいろな形での経費が必要でございますので、国立、公立あるいは私立について、そういう面を含めましての何らかの形での財政的な措置というのもそれぞれ講じてきておるわけでございまして、今後ともそういった方向に従いまして、もちろん障害の種類によって一様に対応し切れない面も否定し切れないわけでございますけれども、能力、適性から見て可能と思われる方々には平等に進学の機会が認められるようにということを中心に指導等を重ねてまいりたいと思っております。

○鍛治委員　最近における、障害を持たれた方で各大学を受験された方、相当おられると思うのです。今もそれにちょっと触れられておりましたが、受験された方は大体どのくらいいるのか、それからそれに対して入学された方はどのくらいなのか、一番新しいデータでも結構ですけれども、もしわかればお答えいただきたいと思います。

○阿部政府委員　国公私立の大学、短期大学に対する身体障害者の進学の状況でございますけれども、昭和六十年度は受験者が二千二百二十八人、入学者が四百二十三人、それから昭和六十一年度は受験者が二千百十五人、入学者が四百二十二人、大体こんな状況が最近の状況でございます。

○鍛治委員　こういう大学をぜひ受けたいという希望を持っておる方はほかにも随分いらっしゃると思うのですが、どうもいろいろな理由で進学を断念せざるを得ないというようなことも耳に聞くのですけれども、その理由、大きな理由はどういうところにあるのか、文部省等でもしお調べになってわかるようでありましたらお答えいただきたいと思います。

○阿部政府委員　これは、私どもでそういうたぐいの調査をしたことはないわけでございますのである程度想像でお答えすることになることをお許しいただきたいと思いますが、一番の障害は、障害者の方々が一般の大学に入りました場合に、大学の側でできるだけの配慮をいたしましても御本人一人では無理な面があると思います。そういう意味では、多くの場合、ボランティアの方々あるいは学生の友達というような人たちがかなり協力して修学に努めているという状況があるわけでございますけれども、そういう環境をつくっていくのがなかなか難しいというあたりなどが一つの大きな原因ではなかろうかと思っております。新しくつくります短期大学の場合には、各種の装置等を駆使してできるだけ御本人が勉学しやすいようにという環境をつくりますので、そういう点では勉学はしやすい態勢になると思いますが、一般の大学の場合にはなかなかそこまで、介助員のような者まで必ずつけるというわけにもまいらないという問題がございます。そういった点は断念する一つの理由ではなかろうかと思います。

○鍛治委員　こういう理由の中には、介助のこともありますが、大学の施設そのものにも理由があるようにも聞くわけです。こういったことを含めてそういう問題点があるということは、なるべくそれを克服しながら障害者の皆さんが高等教育を受けられる機会均等確保ということにつながる施策を推進していただきたいのですが、それについて対応をどうなさるのか、また今後どういうような考え方でやろうとされておるのか、お伺いいたします。

○阿部政府委員　特に施設についての御指摘がございましたが、障害者のための施設につきましては、文部省としてはかねてから、これの整備充実に各大学とも努力してほしいというお願いをしてまいったわけでございます。昭和五十六年度の場合ですと、エレベーター、トイレ、スロープ、手すりとか点字図書、オプタコンといった施設設備を特別に障害者のために整備しております大学が百五十校でございましたが、その後逐次ふえてまいりまして、昭和六十年度には二百二十四校が、全部そろえているというわけではございませんけれども、こういう対応を意図的にやっていただいておるところも出てきておりますので、今後ともそういう方向で指導等を重ねてまいりたいと思います。

○愛知委員長　鍛治清君。

○鍛治委員　公明党・国民会議を代表いたしまして、国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして質問をさしていただきます。

法案の内容にじかにかかわるもの、それから関連した事項等について御質問をしたいと思います。さらには、これまで自民党、社会党の同僚議員の方々が御質問なさいましたそこと若干ダブる向きもあるのかもわかりませんが、御理解をいただきまして御答弁をいただきますようお願いをいたしておきます。

最初に、先ほどから今回の入試の問題が話題されております。私も、先ほどからの議論、受験生ないしは親の立場から考えて、今回の混乱というものは大変遺憾であったというふうにも思いますし、これに対して足切り等を含めて御検討なさるというふうな、やりとりの中で御答弁もございましたし、また、いい形になお一層改善されるようにというふうな意味の御答弁もございましたので、そこらあたりの議事の重複は避けまして、一つだけちょっとお尋ねをいたします。

当然、最終的には定員割れのところ、それからオーバーしたところ出てくるというようなお話がございました。これについては、改めて確認でございますが、定員割れのところは再度合格者を入れるとか二次募集でやるとかいうような処置をとって定員までは確保する、それからオーバーしたところについては、相当オーバーしたところも出ているようですが、従来ならばこれはいかぬのでしょうけれども、今回に限ってはやむを得ないというふうな御答弁のように私は聞いておりましたが、その点について間違いなくそういう形でやられるのかどうか、最初に確認をいたしたいと思います。

○阿部政府委員　今回の合格発表の結果といたしまして、定員をオーバーした受験生が入学の登録をしたというケースにつきましては、これは合格をさせたわけでございますからそのまま合格を認めるということで、それに対する対応等は大学側と相談しながら、具体の予算面の問題等は相談をして整備をしてまいりたいと思っております。

それから入学定員を下回ったというケースにつきましては、これは各大学で種々御検討いただいておりますけれども、私どもといたしましては、いわゆる追加合格という形で受験生の中から合格をさらに追加で繰り上げていくか、そうでなければ二次募集をするか、いずれかの方法等を用いて、できる限り入学定員に応ずる入学者を確保するようにということを指導しておるところでございまして、各大学もその方向に沿って現在検討、努力をいただいていると思っております。

○鍛治委員　取りようによっては、今回受験された方々は定員をオーバーして相当入学する方が出たということで、従来からいえば落っこちる方が合格をしたというふうなことになるということで、その面から見ると、かえってこの混乱は受験生にとってはプラスの面も若干あったのかなという気がいたしますが、マイナス面、受験生、父母等の皆さんを大変混乱させ、迷惑をかけた点について、足切り等を含めてさらに御検討を願うことを御要望申し上げて、次の質問に参りたいと思っております。

私は、一つにはやはり大学の改革というものが日本の教育改革で最大の重点だと思います。ところがともすれば、高等教育の改革というものが入試だけに焦点が当てられているのでないかなという心配をするわけでございまして、これが再々思いつきみたいな形、よりよい方向での改善には違いないと思いますが、再々やることによっての混乱というものは避けなければならないと思います。よりよい方向に改善していくことについては歓迎やっていただくという方向、これは御答弁のとおりであると思いますけれども、それと同時に、大学本来のあり方についてどうあるべきかということをもって真剣に焦点を当てて議論をされ、またいろいろな改革を実施していかなければならないときに来ているのではないか。

日米教育協力研究を終えられた文部大臣の折にアメリカとの話し合いの中で決定をして、日米相互の教育の内容についての研究が行われ、それぞれからその研究の結果の発表がなされておりますが、特に米側の研究チームの報告の中では、日本の高等教育のあり方について非常に厳しい指摘がなされておるというふうに報道がございました。

ところが、私がその後を見ておりますと、各大学はそういう指摘に対してもどうも余り反応がないような感じであるし、果たしてそういうものを受けとめて改革を進めようという意欲を持っていらっしゃるのかどうかなというふうなことも大変危惧しているわけですが、その中ではライシャワー元駐日大使の発言を引用して、日本の大学の四年間は時間の浪費をしているんだ、こういうふうなことまで指摘が出ておるということは二十一世紀をにらんでみましても、日本に生きる、生きていくという立場から見ても、今最も急に高等教育の改善というものをしなければならない、こう思うわけでございますが、この米側研究チームの指摘、それからこういったさまざまなそれに関連して起こるいろいろな反応等の鈍さ、こういったことについて大臣はどういうふうに受けとめていらっしゃるか、最初にお聞きいたしたいと思います。

○垣川国務大臣　仰せのアメリカの報告でございますが、これはカルコン協定に基づいてその報告が出されたわけで、これは私も読みました。確かにアメリカ側の指摘は適正なところが多々あると思っておりますが、一方から見まして、例えば学生は時間の浪費だと、これは私は非常な誤解であるし、間違った見方だと思っております。

しかし、確かに大学は改革しなければならぬと思っておるのでございまして、私も大臣に就任いたしましてから、教育改革というけれども、実際は大学を中心とした学問教育の改革に大きい精力を注ぐべきであるし、そのためには文部省の中自体、またその体制自体、また文部省の役所の考え方自体をもっともっとらの方向に変えていかなければ、本当にいい大学の改革はできないということを訴えてまいりました。

私自身は毎日のように実は大学改革のものを、自分なりに考えて、毎日持って歩いてこれをいろいろと考えておるのですが、その一つを言いまして、大ざっぱなことでございますが、いずれ先生方に御厄介になって大学審議会を設置していただかなければなりませんが、そこにも私はまずお諮りいただきたいと思うて絶えず考えておることが実はございます。

それは一つは、学術研究のためのすぐれた人材をどうして確保していくかということでございまして、これはいろいろな項目がございますけれども、まずこのこと自体が、制度的にあるいは運用の面でいろいろ考えなければならぬことでございます。

二番目に私、考えておりますのは、学術研究を促進するための環境の整備とか条件でございますが、これは一つは大学院の多様化の問題をどうするかとか、あるいは共同研究の場をどういうぐあいにするか、あるいは国際交流、産学協力、こういうようないろいろなことがございますけれども、要するに環境の整備ということでございます。

それから、もう一つ大事なのは大学の運営そのものなんでございまして、今日の教授会を中心にして何もかもそれが決定していくということでは前へなかなか進まない。つまり学長、学部長、こういうリーダーシップをどうしてつくっていくか、そしてまた教授の意見をどういうふうにして学術研究に反映さすかということ、運営の問題とか、こういうことを私なりに考えております。

同時に、各国が指摘しておりますのは、日本の大学は四年制であって、そしてしかも単位を取らなければならぬ、両方から縛りがかかってくる。この四年制なんでございますが、ここにもいろいろ問題はあるだろう。だから、大学へ入るまでは一生懸命勉強するけれども入ったらみんなアルバイトに走ってしまう、この指摘は一面を言っておると思うのでございまして、そういうことのないように、単に東京、京都の大学だけを文部省が重点的に育成強化するということではございませんで、御承知のように共同機関をつくったりするいは地方の大学におきます研究施設等の充実等に努めておりまして、できるだけ学問の水準を平等、公平に扱っていくということをやっておるわけでございますが、世間的な評価というものは文部省としてはいかんともしがたい。そういう空気がございまして、私は、そういう意味において、この学歴社会という根本の風潮をぜひ改めていただくということが、何としても教育を明朗にして本当に若人に新しい希望をつくっていく本元ではないかと思うております。我々も努力をしてまいりますが、ぜひひとつ国会からも、そういう学歴偏重を正していく、こういう空気をつくっていただくようにお願い申し上げます。

○阿部政府委員　冬大学それぞれ事情があろうかと思いますのでまちまちだろうと思いますが、オーバーした場合には、予算面で例えば先生御指摘のような積算校費がもう少し欲しいというようなケースは出てくる可能性があると思っております。それらにつきましては国立学校特別会計全体の中で何とかやりくりをして対応したいと考えております。

○佐藤(徹)委員　この問題についての最後でありますが、きょうで終わりでありますからほぼ見通しがついているわけでありますが、入試改革は一面で、東大あるいは京都大、こういうような序列化を明確にする結果になったと言えるんじゃないかという疑問が私にはあるのです。同時に、「偏差値秀才が合格独占　それすれ族は桜散る　複数校受験の結果も無残な弱肉強食」こう書いた新聞がございます。これもまさに適切な表現をしているものだと思って読ませていただきました。教育とは子供の品質を管理して数値化をすることではない、やはり人格の形成を主体として考えなければいけない、こう思っているわけでありますけれども、今までの論議を通しまして、この大学入試問題に関して、最後に大臣の締めくくりの的な御見解をいただきたいと思います。

○垣川国務大臣　大学校は教育だけではないと私は思っております。教育は当然本来の本質的なものでございますけれども、研究のうんちくをきわめるところでもあると思っております。

ところで、東京大学、京都大学に学生が希望を非常に強く持つということは、これは社会的な条件もあるだろうと思いますし、同時にまた、この大学、ほかの大学もそうでございますが、それぞれ古い歴史を持っております。学問、研究というものは歴史とともに蓄積された知能の上に新しい学問が開かれていくということであるとするならば、やはり歴史の古さというものが学問的に相当高度なものを持ってきておるということ、そこに学生もあこがれて来ておるのだと思うのであります。といって、単に東京、京都の大学だけを文部省が重点的に育成強化するということではございませんで、御承知のように共同機関をつくったりするいは地方の大学におきます研究施設等の充実等に努めておりまして、できるだけ学問の水準を平等、公平に扱っていくということをやっておるわけでございますが、世間的な評価というものは文部省としてはいかんともしがたい。そういう空気がございまして、私は、そういう意味において、この学歴社会という根本の風潮をぜひ改めていただくということが、何としても教育を明朗にして本当に若人に新しい希望をつくっていく本元ではないかと思うております。我々も努力をしてまいりますが、ぜひひとつ国会からも、そういう学歴偏重を正していく、こういう空気をつくっていただくようにお願い申し上げます。

（国土）

○国務大臣（太田昭宏君）　今回の改正案は、近年の建設業を取り巻く状況の変化に対応するために、建設業の許可制度、経営事項審査制度、建設業者の監督処分制度等について所要の改正を行うものでございます。

シ　第108国会　衆議院文教委員会会議録（抄）　62.3.25　佐藤徳雄（社）

佐藤徳雄君。

まずその第一は、いわゆる第二段階選抜実施大学、学部数について、昨年度と今年度の実態を明らかにしていただきたいと思います。国立、公立別にお願いいたします。

○阿部政府委員　二段階選抜を実施した大学、学部数でございますが、国立では実施の予告をいたしました大学が六十一年度二十五大学、七十五学部、これに対しまして実際に実施をしました大学は七大学、十八学部でございました。また公立大学は、これも六十一年度でございますが、予告をいたしましたのが十二大学、二十五学部、実施をいたしましたのが五大学、五学部、計三十七大学、百学部が予告をいたしまして、十二大学、二十三学部が具体の実施をしたというのが六十一年度でございます。

六十二年度入試、今回の入試でございますが、予告をいたしましたのが国立五十八大学、百九十四学部、これに対しまして実施をいたしましたのは四十三大学、百二十四学部でございます。公立大学は予告をいたしましたのが二十一大学、四十学部で、実施をいたしましたのが十六大学、三十学部となっております。そのほかに私立の産業医科大学がこの共通一次に参加をしておりますが、これは実施を予告いたしました。一大学、一学部予告をいたしましたが、実施はいたしませんでした。

合計いたしまして、六十二年度は八十大学、二百三十五学部が実施の予告をいたしまして、五十九大学、百五十四学部が実際に二段階選抜を実施したという状況になっております。

○佐藤(徳)委員　各国公立大学の二段階選抜につきましては二月一日までに実施をされたはずでありますが、その結果、第一段階選抜の不合格者を国立大学、公立大学別に明らかにしてください。

○阿部政府委員　今回の六十二年度入試について申し上げますと、第二段階選抜の第一段階で不合格となった者の数は、国立が六万九千四百四十二人、公立が三万百七十九人、計九万九千六百二十一人と相なっております。

○佐藤(徳)委員　二段階選抜における年次別の不合格者と、その割合について明らかにしていただきたいと思います。

○阿部政府委員　最近五カ年間で申し上げますと、昭和五十八年度入試の際には不合格者数が五千七百八十六名、五十九年度は四千八百八名、六十年度は五千四百十五名、六十一年度は五千八百十五名、そして六十二年度が先ほど申し上げましたように複数化の影響によりまして九万九千六百二十一名という数字に相なったわけであります。

○佐藤(徳)委員　今御報告いただきましたとおり、前年度が五千八百二十一名、それにことしが九万九千六百二十一名、五千人台から一挙に九万、約十万です。十万人の不合格者が出たというのが実態であるわけであります。数の上ではかなり物すごい倍率になっておりまして、去年の約十八倍、こういうふうになるのでありますが、この点については私は極めて異常な状況であるというふうに判断せざるを得ません。こういう九万九千六百二十一名、つまり前年度と比較いたしまして約十八倍もふえてきているというその原因は何だとお考えですか。

○阿部政府委員　先ほども申しましたように、受験機会の複数化を行ったことによりまして、延べ数でございますけれども受験者の数が激増した、要すれば従来一校しか受けられなかった人たちが二校受けるということでございますから、志願の倍率は従来の二倍というようなところまでふえるわけでございます。そうした結果、各大学に実際に受験をする者の数がふえたということと、それからもう一つは、何せ初年度のことでございますので受験生たちのいろいろ戸惑い等もあったかと思いますが、平均的に分かれるということではなくて、いろいろなところに固まって受験が集中したというようなこと等が今回の足切りを大きくした原因であろうかと思っております。

○佐藤(徳)委員　大臣にちょっとお尋ねいたしますが、先ほど御答弁がありました、そして今局長の方からもお答えがあったとおり、複数受験によって起きたものというふうにおっしゃいましたが、そのとおりでありましょう。しかし、全く異常だと申し上げますのは十八倍になっているということなのでありまして、こういう入試改善の問題が導入される段階からこういう状態が出ることが予測されましたかされませんでしたか。大臣、いかがですか。

○塩川国務大臣　受験の機会が倍になったのでございますから、受験生がふえて、したがって不合格は若干ふえるとは思うておりました。しかし、私は率直に申しまして十万人といったらちょっと多いなという感じは持っておりますが、かといって、受験生にしましたら、何とかしてこの機会に自分もチャレンジしたいという気持ちが出てきたということ、そのこと自体は、やはり私は、複数制の一つの、受験生で不合格であった方には気の毒でございますが、二回受けられるんだということに弾みがついたということはあると思うております。数字の面から見ましたら、おっしゃるようにちょっと多いなという感じは私は持っております。

○佐藤(徳)委員　ちょっとどころじゃありませんね、十八倍ですから。倍ぐらいかなとおっしゃいましたけれども、倍にすれば一万一千人程度でありまして、それだってはるかに予想を超えているということが言えるだろうと思いますし、そうおっしゃったんだと理解をいたします。

そこで次にお尋ねいたしますのは、これは大臣でも局長でも結構でありますけれども、大学入試に共通一次を導入した目的は何でしたか、お答えください。

○阿部政府委員　昭和五十四年度の入試から共通一次を国公立大学で導入をいたしたわけでございますが、この考え方は、一つは、これまでの大学入試が学力検査一辺倒になっておって、受験生の能力を多角的に見てあげるというような面に乏しいということ。そしてまた、もう一つは、試験の内容そのものが高校のレベルを超えたような難問であったり奇問であったりというようなことがしばしば見られる。こういうことを是正したいというのがねらいでございまして、要すれば、共通一次試験というもので適切な出題を行うことによりまして、高校段階における一般的かつ基礎的な学習の達成の程度をこの共通一次試験によってはかるようにするということ。そして、各大学の第二次試験というのがあるわけでございますけれども、これはそれぞれの大学、学部の目的、特色、専門分野の特性等にふさわしい能力、適性を多面的に判断するようなたぐいのものを工夫して行う、こういうような形で入試全体の改善を、先ほど申し上げました問題点の改善を図ろうということをねらいにしたものでございます。

○佐藤(徳)委員　激しい受験競争のもたらす弊害を除くためにもこの共通一次試験を導入したという理解もありますが、その点はいかがですか。

○阿部政府委員　入試問題については二つの側面があると思っておるわけでございます。一つは、先ほど申し上げましたような具体的な入試のやり方について、難問・奇問があるとか学力偏重であるとかいうことがございます。もう一つは、有名校と言われるようなものに志望が集中するために競争が激甚になるという、二つの要素があるわけでございます。

後者の方の有名校に集中するという問題は、入試によってもあるいは若干の改善が見られるかもしれませんけれども、基本的には入試方法だけでは解決しない問題であるというふうに考えておる

（二二一）

るということにつきましては、やはり共通一次では解決しない問題だというふうに認識をしていたと思うわけでございます。

○佐藤(徳)委員　それでは、今回行った入試改革について、初めての事柄だということを大臣が先ほどお答えいただきましたけれども、それじゃどういう反省の上に立って今回の入試改革をされたのですか。その目的等についてお伺いいたします。

○阿部政府委員　今回の受験機会の複数化でございますけれども、これは国立大学協会が関係者の意見、要望や臨教審の答申等を踏まえてその実施に踏み切ったものでございます。このことを取り上げましたのは、要すれば、これまで御案内のように戦後国立大学については一期校、二期校という制度で実施をしてまいりました結果、いわゆる二期校コンプレックスというものが起こったということで、それを解決する手段として入試期日の一元化というのを昭和五十四年の共通入試の導入とあわせてやったわけでございますが、それに対して、国立大学について一回しか、一校しか受ける機会がないのかという批判が出てきたということが一つございますし、もう一つは、入りたい大学よりも入れる大学へというようなことで、一校しか受けられないとすれば、どうしても安全性というものだけを念頭に置いて受験校を選ぶというような傾向がいわゆる偏差値輪切りと言われるような傾向につながってくるということに対する反省、そういうようなことを含めまして受験のための機会の複数化を行おうということにいたしたものでございます。

○佐藤(徳)委員　先ほどお話がございましたが、学力検査一辺倒からこれを是正する、それで共通一次を取り入れたというお話であります。いみじくも、この共通一次を導入する際の国大協の会長は臨教審の現在の会長の岡本さんなんですね。そうでしょう。それからさらに今回の入試改革、臨教審も先ほどお話があったとおりでありますけれどもこれまた岡本さんなんですね。個人の立場ではないでしょうけれども。どうも私は変な気持ちがしてならないわけであります。岡本さんの時代に国大協が共通一次の導入をして、そしてさらに、同じ人が臨教審の会長になって大きな混乱をもたらしている。一体これはどういうことなんだというふうにどうしても疑問を持たざるを得ません。

これは新聞にも掲載されましたけれども、今度の複数受験は中曽根総理の大きな一つの希望であったんでしょう。新聞にもそう書いてありますし、臨教審からもそういうお話があったことも記憶しておるわけであります。よかれと思ってやったことが、私はこれは明らかに予測できたと思ったんだ、予測できる問題を、こういうふうな段階を経ながら、逆に受験する側の受験生に対して心理的な動揺なりいろいろな面の作用を起こしたんじゃないかというふうに判断せざるを得ないわけであります。

受験機会の複数化についての評価はいろいろあるでしょう。これから結果が出ますから、最終的な評価の問題についてもいずれかの機会に大臣の方からお伺いしたい、こういうふうに思っております。

だが、問題をいま少しえぐり出してみますと、志望校が複数でありますから、東日本あるいは西日本、A、Bの関係もあるでしょうけれども、分かれて受験をしたという受験生が非常に多いということは新聞も指摘をしているところであります。同時にこのことは、経済的負担が著しく重くなったのじゃないかという判断もできるわけであります。いわば入試改革でもみくちゃにされている受験生の姿を国立大学協会の先生方や文部省の方々はよく見詰めてほしいという意見のあることも十分念頭に置いて今後の対応をお願い申し上げたい、こう思っているところであります。

さてそこで、受験学力、いわゆる偏差値の高い受験生には複数の大学に合格する機会は確かにふえたでしょうけれども、そうでない学生にはかえって大学の門が狭くなったのではないか、こんなふうにも考えられるわけであります。ことしの結果から、受験競争がさらに激しくなり、それによる弊害が大きくなることは目に見えているだろうという予測も私なりにしているわけでありますが、先ほど大臣のお答えでは、これを四、五年続けまして、そしていずれ成果と欠陥を明らかにしながら総括をし、考えていきたいという趣旨の御答弁がございましたけれども、中間段階でもう間もなく結果が出るわけでありますが、今度の入試改革の目的にそぐわなかったのじゃないかというふうにも判断できますし、そういう考えを持っている国民の皆さんもあるいは受験をした皆さんも相当いらっしゃると理解するわけでありますが、いかがでしょうか。

○塩川国務大臣　大学の選抜制度につきましては、我が国だけではなくてどの国も非常に苦心をしておりまして、いずれの国もその時代時代に合わせて改正をしております。けれども、絶対これでいいんだという百点満点の改正はどの国も見つからない。我々も実は、受験勉強というもの、そして選抜制度そのものが若い人に非常に精神的な負担になっていることは承知しております。しかしこれは、先ほど局長が言いました受験の内容を変えるだけでは解決しないと思うのであります。

そうすると、ねらうところは何かと言えば、できるだけ多くの学生に機会を与えるということが一つは学生に対する精神的な負担をやわらげることになるだろうというところから、この複数制を導入してきた、根本はそこにあるわけでございます。やってみまして、結局、先ほども私はちょっと逢沢委員の御質問にお答えいたしましたように、学校側もこれは真剣に考えていくであろう、つまり受け入れる大学、そして受験生を指導し推薦していく高校の方にもいろいろと問題は投げかけたと思うております。でございますので、この制度の改善については、ただ単に文部省は文部省だけでこの改正を考えるのではなく、大学、高校を入れましてよく相談して、少なくとも受験生の希望の中で何かを取り入れていってやりたい、こういう気持ちでおります。

それからなお、岡本臨教審会長のことでございますが、これは偶然そうなったんだと思いまして、あえて岡本先生がそれをいろいろ意図してやられたのではない、先ほどのそういう経過がずっとございまして、たまたまタイミングがそこに合っておるということでございますので、誤解のないようにお願いいたしたいと思います。

○佐藤(徳)委員　私は、岡本さん個人を批判したりそういう立場で物を言っているのじゃありません。まことにお気の毒だな、よかれと思ってやった共通一次が、中曽根総理の一声によって変形をしてきたことが今日の状況を生み出した、こんなふうにも考えられるわけであります。売上税なんかについても大体同じことが言えるのじゃないかと思うのであります。しかし、少なくとも受験するその受験生の立場に立った問題の提起をどうすべきかということが、私はこれから大きく問われてくる問題であるというふうに受けとめざるを得ないわけであります。

さて、試験を受けさせてくれない以上に検定料まで没収されてしまったという受験生が、先ほど数字が挙げられましたように九万九千、約十万人おるわけであります。金額にいたしますと、総トータルが約十億近くになりますね。かなり大きな額であります。

そこで、一つお尋ねいたしますのは、愛知県立大学の外国語学部教授会が、二次試験を受験させる志願者を入学定員の約七・五倍、すなわち第二次試験が受験可能な者千五百二名に対し受験できない者千九十二名となりまして、これは受験率五七・九%だそうでありますが、その一千九十二名に対し、現段階で考えられる方策として、受験できなくなった者に、必要な場合はその所要経費を控除した上で、入学検定料を還付するよう設置者に要請する、つまり設置者は多分ここでは県知事だと思いますけれども、こういう決議をされたそうであります。これを伺っているわけでありま

（二二二）

コ　第107国会　衆議院文教委員会会議録（抄）　61.12.12　山原健二郎（共）

○山原委員　次に共通テストの問題ですが、これは全くわかりにくいことでございまして、新しいテストを一年延期して六十五年から実施するということが突然出てきたわけですが、六十四年に実施を決めたのはいつ、だれが決めたのでしたかね。

○阿部政府委員　六十四年実施という目途につきましては、昨年の十月だったと思いますけれども、文部省としてそういう方向を目標として定め、これを教育改革関係の閣僚会議に御報告をしたというようなことでございますので、昨年十月の時点で文部省がそういう方向を考えたということでございます。

○山原委員　この閣僚会議では、まず、昭和六十年七月から大学入試改革協議会を設け、大学入試改革について検討を進めており、昭和六十一年七月を目途に報告をまとめることにしている。二番目が、この報告に基づき、新テストの実施機関の設置に関する法令上、財政上の所要の措置を講じ、昭和六十二年四月から新テストの実施機関を設置することを目途とする。三番目に、昭和六十二年春に昭和六十四年度からの新テストの実施を予告することを目途として、昭和六十四年度入学者から新テストの実施を目指す。こういうふうに言っております。そして大学入試改革協議会が設置され、まだ何の報告もまとまっていない三カ月後に実施期日を決めてしまうというやり方が正しいかどうか。これはどうですか。

○阿部政府委員　昨年の臨時教育審議会の第一次答申におきまして、いわば全体的な教育改革についての御答申が出てまいります前に、まずは第一次答申ということで、国民的な関心の深い大学入試のあり方についての御提言があったわけでございますので、文部省としては、その具体のやり方については大学入試改革協議会において御検討いただくという方向をとりましたけれども、その中で、実施の時期につきましては諸般の状況を判断した上で可能な限り早い時期にということから、六十四年度実施を目途とするという方向を定めたものでございます。

○山原委員　目途でなくて実施する、これは学生にとっては重大な問題です。文部大臣の私的諮問機関として大学入試改革協議会をつくって、その協議会の論議がどうなっているか、あるいは大学入試についてどういう実施の仕方があるかというようなことはまだ出ていないように私は思うのです。それが実施期日が決まってしまうというようなことになる。今度の共通テスト・入試問題についての動きそのものが、私どもにとっては非常に不明朗です。全くわかりません。共通一次テストをやるために八年もかかり、この委員会で小委員会までつくって二年もやって、そしてそれを実施してみて誤りがあれば、ここが間違った、ここが悪かったということをこの委員会にも報告するという決議もあるわけです。それもなしに、共通一次はだめだから次は共通テストだ。その中身は何だと言ったら、これもわからぬ。本当にこんな無責任なことはないと思いますよ。どこに欠陥があって、そして、共通テストにしたらその欠陥が改善されるのかどうかの科学的な立証も教育的な説明も全くないのですからね。これは余りにもずさんなやり方ではないか。そして期日をまた一年延期するということも決められるということで、これは中曽根内閣にとって、学生諸君を不安の状況に置く重大な動きですよ。もっと文部省でも検討して――大体入試というのは大学が自主的に決めるべきものなんですね。それを飛び越して、この委員会の何の論議もなしにぽっぽ、ぽっぽと決まっていく。しかもそれが欠点、欠陥を克服する内容なのかどうかも全くわからないでしょう。これはいかにも不思議な動きでございまして、この辺を一体どう考えているのか、率直に聞きたいですね。どうなんですか。

○阿部政府委員　先ほど来お答えしておりますように、こういう緊要な課題ということからできるだけ早く実施をしたいということで、こういう目途を一応定めまして、それに向けて関係者の御議論、御努力等をお願いしてまいったわけでございますけれども、そういった作業を続けて今日まで参りました段階で、このテストをよりよいものとして実施するためにはなお若干の時日をとった方がいいというような関係者の御判断も固まってきたということから、入試改革協議会におきまして意見の一致を見まして、一年延期が適当であるという御方針をいただいたわけでございます。文部省としてもその御方針を大事にいたしまして、入試改革協議会の御意見を尊重して、それに沿った形で一年延期ということを決定いたしたということで、御了解をいただきたいと思うわけでございます。

○山原委員　僕は局長も納得していないと思いますよ、おなかの底では。よりよいものをと言ったってわからぬ。比較してこっちの持っている欠陥が――マークシート方式で、私ども共通一次に賛成したわけではないけれどもいろいろ論議しました。そして欠陥が出てきたら今度は共通テスト。この共通テストならばこの欠陥を補って余りがあるとか、本当によくなるとかの立証がなくて、期日を決めるだけでしょう。なぜもっと、こういうふうに変えればここが改善されるとかということが論議されて、それが固まって、では何年からやりましょう、学生の諸君、それに対して準備をしなさいよということにならないのか。中身がさっぱりわからない。私学がどうなるのかもわかりませんし、わかっているのは、何がわかっているのですか、期日がわかっているだけですか。

○阿部政府委員　この新しいテストの構想は、先生も御承知のことでございますけれども、臨時教育審議会の中で議論をされて出てまいったわけでございます。これは従来国公立大学について共通一次試験というものが行われてまいりまして、国会でいろいろ御議論があったことも私、前に傍聴して承知いたしておりますが、やはり大学入試の改革の問題は国公立だけではなくて私学も含めて全体の問題として議論をされ、いろいろな方法が提案されてくるということが望ましいことは当然のことでございまして、そういった意味で、これまで国公立中心であったテストを、考えを組みかえまして、私学も含めた入試改善策ということで考えるべきだということが一つの点でございますし、またあわせて、現行の共通一次が、当初ねらいにしておったものも相当実現を見つつあると思いますけれども、副産物的に、このテストの利用の仕方いかんによって、大学の序列化の問題でございますとか輪切り現象と呼ばれるような問題点が出てきたというような点がございます。それらについての改善を図るという観点から、各大学の利用を、従来の共通一次が五教科七科目全部必ず共通にと言っていた方式を改め、各大学が自由に弾力的に利用できる方式にしようということを提案されたわけでございまして、大学入試改革協議会もその方向にのっとりまして新しいテストの構想を考えているというところでございます。

○山原委員　この問題は、恐らくすべての委員の皆さんがいろいろお考えを持っておることと思いますので、きょうはこれでおきます。

サ　第108国会　衆議院文教委員会会議録（抄）　62.3.25　逢沢一郎（自）

○逢沢委員　とにかく新しいやり方で行こうということでありますから、今までになかったようないろいろな問題もあったように思いますし、また想像できなかったような新しい現象というものも引き起こしておるように思います。また、新聞等で拝見をいたしますが、ことしの受験はどうだったかといったようなインタビューに受験生がいろいろなことを答えているわけでありますけれども、必ずしもいい評価ばかりはいただけないというのが現状ではなかろうかというふうに思います。

きょうの新聞、これは朝日新聞でありますけれども、一面に大きく「東工大が二次募集へ」という、これは五段抜きですかね、大きな字が躍っております。新しい方式で各大学ともかなり定数を水増しして入学者を発表したということでありますけれども、東工大のような、歴史があり、しかも非常にレベルが高いという高い評価を受けている大学でさえ、定数割れを生じてしまったといったようなことが報道されているわけであります。

また、受験生の生の声を聞いてみますと、これはBグループの試験が終わったばかりの三月六日の朝日新聞でありますけれども、一様に、Aグループの試験とBグループの試験の間の間隔が短くて、あっちにこっちに移動するのに疲れましたといったような印象を漏らしておりますし、また学生によっては国立の大学の前に私立の入試がありますから、それとの間隔のこともちょっと考えてくれなければ困るじゃないかといったような意見を言われた方もおられるようであります。

あるいはまた、この足切りについてはいろいろなところで議論が沸騰いたしているわけでありますが、一説には受験生の六人に一人、約十万人ぐらいが足切りに遭ったという数字を私ども耳にいたしております。足切りに遭って、自分が行きたいと思っている学校の本試験が受けられなかったから受験料を返してください、こういう議論はちょっと筋違いのようにも聞こえるわけでありますけれども、しかし受験生の立場に立って考えてみますと、心情的にはそれもわかるなという思いも同時にいたすわけであります。非公式に聞いた話でありますけれども、ある大学の関係者によれば、定数の三倍ぐらい受験生を確保しておけばいわゆる逆転現象というのは経験的に起こらないんだといったようなことも耳にいたしておりますけれども、本当にそれでいいのかどうかということを考えますと、必ずしもそうだということにはうなずけないわけでありまして、このあたりのことも実は随分大きな問題だというふうに私どもは考えております。

きょうの二十五日が最終の締め切り日ということでありまして、まだ全体の評価をするにはちょっと時期尚早かと思うわけでありますけれども、今回の新しい方式で臨んだ国公立大学の入試のあり方について、塩川大臣が率直にどういう印象をお持ちなのか。あるいはまた、来年度あるいはそれ以降に向かってこういうところはやはりちょっと考えなければいけないなというふうなことをお持ちなのかどうか。あるいはまた、大臣自身が恐らくこういうことでやればこんな問題が出てくるだろうと受験の前に御想像なさっておられた部分もあられようと思うし、あるいは実際にやってみて、こういうところへまでは頭が及ばなかったな、いささかびっくりされているようなこともあるんではなかろうかと思うわけでありますが、そのあたりの率直な御意見あるいはまた御感想を承りたいと思いますし、あわせて同時に、文部省として、中間的な意味で今回の入試をどういうふうに評価をなさっておられるかということもお伺いをいたしたいというふうに思います。

○塩川国務大臣　今回の入学選抜制度につきましては非常に多くの問題を提起してきたと思うております。つきましては、文部省内におきましてもこの問題で再三議論もいたし、また今後の改善についての方策も目下話し合いをして進めておるところでございますが、事の発端はやはり受験生に多くの機会を与えよう、そしてできるだけ受験の機会を公平に与えていきたいというところから、国立大学協会の要望もございましたし、また臨教審でもそのような多数の機会を与えるということについての答申もございましたし、そういうことから今回複数受験ということに踏み切ったのでございます。

この結果をいろいろ目下分析いたしておりますが、今のところで我々言い得ますことは、この制度がことしから発足いたしまして、これを改善するという形でやはりここ数年継続してこの制度を維持していきたいということでございます。

もちろん、この制度を導入いたしましてからいろいろな問題が起こってまいりましたが、今回は、まず第一に、初めてのことでございますので学生がその選択に相当苦労したのではないか、こう思うておりますが、学生もやはりこの制度になれてくれるということと、この制度を正しく理解して、ただ矢継ぎ早に、受験の機会がふえた、それ、たくさん受けようということではなくして、自分に向く学校、つまり入りたい大学を正確に選んでもらうということ、これをひとつお願いいたしたいということであります。

それと同時に、大学も今まではいわば受験を受ける側だけでございまして、どちらかといえば自分の独善的な考え方で受験のことを考えておりましたけれども、これで学生が二つ通った場合どちらを選択するかということは、学生がその学校を選択しているということにもなるわけでございますし、そういう意味からいいましても、大学としても学生の動向あるいはその学校の特色のあり方というものをみずからもいろいろ考えていただく機会にこれはなってくるんではないか、こう思うております。

それと一つ、私たちも非常に迷惑であったなと思いますことは、十万人と言われております、これが出たということについて、学生たちが一生懸命勉強しておったにかかわらずこういう機会が与えられなかったということ、これに対しては私たちは非常に残念に思うておりますが、しかし、これはやはり受験は一種の競争でございますので、共同社会の一つとして競争をやはり是認しなきゃならぬということであるならば、この十万人の方々は非常に気の毒でございますが、できるだけこういうことのないように今後出題とかいろいろな制度について考えていかなければならぬと思うております。

それともう一つ、受験生が西に東にと非常に多忙に走り回りました。しかし、私はこの辺は何とか改善の余地はあるのではないか、こう思うたりいたしております。

しかし、先ほど冒頭に申しましたように、複数の機会を与えるという、チャンスを与えるというこの制度そのものはやはり継続していくべきだ、こういう考えをおよそのところ持っておるものでございまして、まだ最終的に選抜のいきさつが終わったわけではございませんので、最終段階を迎えまして来月早々にでもこれに対する文部省の考え方をまとめたい、こう思うております。

○逢沢委員　質問時間が終わりましたので、最後に一言だけ申し上げて終わりたいと思うわけでありますが、今塩川大臣からもおっしゃっていただきましたように、今回は初めてのことでもあるので、この制度の根幹を守りながら将来改善すべきは改善するんだというお話でございますが、ぜひその方向でお願いをいたしたいというふうに思います。受験生に二度のチャンスを与えよう、これは一種の愛情であったことと思うわけでありますが、結果としてそれが意図どおりにいかなかった部分も大きいわけでありまして、その辺のところは非常に積極的な取り組みを特にお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○北橋委員

その次に、臨教審では第一次答申においてそれに加えまして重要な提言がなされておりますが、これは質問通告の中にはっきり申し上げておかなかったので恐縮でございますけれども、例えば大学入試の問題についても、今の共通一次テストを廃止する、そしてそれにかえて共通新テストを創設するということでございますが、現時点において文部省のお考えとしては何年ぐらいをめどにスタートさせるお考えでしょうか。

○阿部政府委員　臨教審答申に基づきます従来の共通一次にかわる新しいテストでございますけれども、当初文部省といたしましては、昭和六十四年度の入学者選抜からこれを実施したいという目途を掲げまして、そのための準備等を重ね、関係者の理解を得る努力をしてまいったわけでございますけれども、最近の諸般の実情から見て、よりよいテストを実施をするためにはこれを一年延期をすることが適当であろうというような判断に立ち至りました。これにつきましては、入試改革会議と申します、文部省内に設けております、国公私立の大学あるいは教育委員会、高等学校等の代表者の方々の会合がございますけれども、その会合にお諮りいたしました結果、そのようなお話に相なったということで、私どももそういった関係者の御意見を尊重いたしまして、当初の目標を一年延期するということで六十五年を考えておるわけでございます。

○北橋委員　実施時期につきましては、当初政府首脳から六十二年度スタートあるいは六十三年度スタートという発言があったために、父兄、学校関係者の間に非常な混乱を招いたということもございました。そういうことで、大学受験を間近に控えている子弟並びに父兄にとりましてはこれは大変大きな問題でございまして、今お話ございましたけれども、大臣として現時点で六十五年度、これで明確に言い切られますでしょうか。

○塩川国務大臣　六十五年実施、間違いないと思うております。

場で、関係の国立、公立、私立の大学あるいは高等学校の関係者等お集まりいただいて協議の上、一年延期ということで決めたわけでございますので、関係の大学関係者等全体の、まあいわば基本的な御了解はいただいているものと考えておるわけでございます。

○箱谷照美君　私は、とにかくこの問題については非常に真剣な討議を繰り返し行っていただきたい、何よりも生徒の立場に立った入学試験の改善ということを第一にしていただきたいということを要望しまして、また後ほどの機会に質問をいたしたいと思います。

（一）

○委員長（国務大臣）　米澤さん。

○米澤隆君　ベースアップをめぐるさまざまな経緯、そのうちの一つが今回の人事院勧告であるというふうに思います。

○委員長（国務大臣）　一問ずつ。

○米澤隆君　一問ずつ

ク　第107国会　参議院文教委員会会議録(抄)　61.12.11　粕谷照美(社)

○粕谷照美君　では次に、大学入試の問題に入ります。

大学入試で、現行の共通一次試験にかえまして共通テストを導入することはもう既に決定をされているわけでありますが、これが六十四年度から実施をされるというのが、先日のニュースを見ますと、六十五年度になったのか、なるのか、その辺がまだはっきりいたしませんけれども、なるというような話でございます。その実情と、なぜそのような判断をしなければならなくなったのかということについて、報告をいただきたいと思います。

○政府委員(阿部充夫君)　現在の共通一次試験にかえまして新しいテストを導入すべきであるということを、臨時教育審議会の第一次答申で御指摘をいただきました。文部省としては、その答申を尊重いたしまして、その実現に向けて努力をしてまいっておるところでございます。

せっかくの、しかも臨教審が第一次答申で出されたというようなことでもございますので、なるべく早く、可能な限り速やかにこの問題の実施に着手をしたいというようなことから、諸般の状況を考えまして、六十四年度実施を目途とするということで一応の目標を定めて進めてまいったわけでございますが、この準備の過程におきまして、具体に国公私立の大学等に準備をお願いをする、あるいは高等学校関係者等とも接触をする、いろんなことをやってまいりますと、その中で、やはり新しいテストをよりよいものにするためには実施時期について慎重に考えてほしいというような御指摘等も出てまいりました。また、受験生の側からも、と申しますか、これは高校長さんの方からでございますけれども、六十四年度実施といたしますと、現在の一年生から該当するということになるわけでございますが、そういった関係の事柄について、重大な変更でもあるし、受験生になるべく早く周知をするというようなこと等も考えますと、さらに時日を要するのではないかというような御指摘等もございました。

いろいろそういった諸般の進捗状況を総合的に判断をいたしまして、過日、大学入試改革協議会、これは国公私立の大学関係者、あるいは高等学校、教育委員会の関係者、さらには学識経験者の方々等によってつくっております協議体でございますけれども、そこにお諮りをいたしましたところ、結論といたしまして、新テストを円滑に実施をしていくためには、これは当初の目標であった六十四年度入試からの実施ということを一年間延期することが適当であるというような御判断をいただいたわけでございますので、文部省といたしましては、それにのっとりまして、過日その方針を固め、閣議にも大臣から御報告と申しますか、御発言をいただきまして、その結論を既に国公私の大学等に連絡をしておるところでございます。

○粕谷照美君　臨教審答申が六十年の六月ですね。そして文相裁定があって、一カ月後の六十年の七月には大学入試の改革協議会が設置された。そしてその三カ月後には閣議決定があって、六十四年から実施をいたします。だから六十一年の七月を目途に報告をします、六十二年の春には予告を出さなければなりません。さらに、六十二年の春には実施機関を決定するんですと、こういうことがなされているわけですね。まことにもう文部省としては素早い対応ですね。答申が出された三カ月後にそのような閣議決定が行われるというのは。これは私は、文教行政としては異常な事態だというふうに考えないわけにはいかないんですけれどもね。

この背景には、やっぱり中曽根総理が選挙公約で、共通一次は廃止しますと、こう国民の前で大きくアピールをされていた。私たちは、共通一次廃止というのは当然のことだというふうに思っていましたけれども、しかしこれを選挙に利用するのはどうなのか、こういうふうに思ったわけですが、選挙で公約をされたものですから、特に強くそれが臨教審、文部省にかかってきた。これは発足当時から、大体無理なんじゃないかと私たちは反対してきたんですけれども、ようやく今ごろになって、これはどうも日程的に間に合いませんなんというような、そこがわからないんですけれども、文部省、その辺はどうですか。

○政府委員(阿部充夫君)　先ほどもお答え申し上げましたように、大学入試の改革というのは大変国民的な課題でもございます。いろいろな面での御要望、御要請等もあるわけでございますので、そういったものを受けまして、臨時教育審議会でも全体の御議論を、いわば基本答申的なものを出すよりも前に第一次答申として、まずこの問題を取り上げて御指摘があったというようなことでございますので、私どもとしては、もちろん政府部内でどの時期からならできるかという議論等は当時あったと思いますが、いろいろ考えました最短距離として六十四年度実施ということを一つの目標として定めて、まあ目標をつくりませんとだらだらとなってしまうということもございます。そういうことで、六十四年度を実施の目標時点ということで、これは閣議決定ではございませんで教育改革推進関係会議に文部省の方針として御報告を申し上げたということでございます。

そういう形で昨年の十月にそういう方針を決め、そしてそれに向けての準備を進めてきたというような状況でございますが、先ほど申し上げましたように、諸般の準備状況もございます。また、一方で国立大学の受験機会の複数化という問題、これも臨教審の答申で同時に出てきたわけでございますけれども、これにつきましても、国立大学協会の方でかなり熱心な対応をしていただきました結果、ことしに入りましてから、ことしの夏にそういう方向を最終的に決めて複数化を六十二年度からやろうではないかというようなところまで来たというような新しい事態もございます。そういったような諸般の状況を勘案いたしまして、新しいテストをより実質的にいいものにして円滑に実施していくというためには一年延期するのが望ましいだろうというようなことを協議会でも御判断をいただき、文部省としてもそういう結論に達したということでございますので、御理解をいただきたいと思うわけでございます。

○粕谷照美君　中身を検討する前に時期を最初に決めるなんという、そんな入試改革なんてあるんですか。私は、そこが非常に問題だというふうに思うわけであります。

だからそこのところは、政治介入がとにかく無理をさせていった、こういう判断を文部省はしませんでしたか。

○政府委員(阿部充夫君)　たびたび繰り返しになりますけれども、入試改革については、これは構想が固まればできるだけ早くやりたいというのは私どもとしてもかねてからの念願でございまして、この実施に当たりまして、諸般の状況を検討した結果六十四年度でやれるのではなかろうかというような一応の目標を立てて、昨年の十月にそのような方向で進み始めた、そういう経緯でございます。

○粕谷照美君　私は、大体目的そのものがやっぱり机の上の計算じゃないだろうかというふうに思っておりますよ。例えば今の一年生から――来年二年生になるわけですが、二学期までにはもう共通テストに参加する大学を決めておかなきゃならないわけでしょう。こういう不確定な問題があるということでとにかく第一回を六十三年の十二月に実施するなんということは非常に困難なことだというふうに思いますし、それから全国試行テストも実施しなきゃならないわけですから、準備不足になるわけです。大学だって受け入れ態勢は整っておりませんので、一年間延期するというのは当然のことだったんですが、これは早くから予測をされていたのにと、こういうことを私は言いたいわけであります。

文部省の若干政治的圧力に弱い部分というのは、このことに限らず、その前でもわかるわけですね。最初に進適があって、これが失敗をして、その次に能研をやったでしょう。能研だって、やりましたけれども能研テストを受験の要件とした大学は四十二年で国立が一つ、私立が一つしかなかった。四十三年には国公立で各一ずつ、私立においては二つだった。そしてテストを中止して、これは挫折をしたという歴史があるじゃありませんか。また、能研テストを利用したという、利用だけの大学が四十二年に三十七校、四十三年に二十五校で非常に少ないわけですね。

そういう中で、とにかく共通一次をやりなさいという随分強い圧力があって、また下からも、何とかしなきゃならないということも確かに声として上がって、いろいろと議論が出てきた。ところが、この議論が随分長くかかったわけですね。昭和四十五年ごろからこの検討が始まって、五十四年度の入試から実施する、こういうふうになったわけですが、その間の随分長い間かかったときに、政界で言えば四十九年の五月に、自民党の文教部会、それから文教制度調査会が、入試法を制定すると、具体的にその入試法を出して迫ったということから、これまた、共通一次を十分な議論も意思統一もないままに私たちは入れざるを得なかったというふうに判断をしておりますので、またその二の舞になるのではないか、こんな感じがしてなりませんけれども、文部省としては、そんなことを考えておりませんか。

○政府委員(阿部充夫君)　大学入試というのはこれだけ国民的に関心の大きい事柄でもございますので、政党、特に与党がこの問題についていろいろ御議論があるということは当然のことだろうと思うわけでございますが、私どもとしては、そういう御議論も踏まえて、さらに大学や高等学校関係者等といろいろ協議をしながら、大学の入試の改革というのはどうあるべきかということで議論を重ねて、いろいろな方法、試み等を従来からやってまいったわけでございます。特に能研テストの場合などは、これは準備期間が十分でなかったとか、あるいは必ずしも大学関係者の側の発意で行われたという形でなくて、むしろ何と申しますか、大学とは別の機関が、能研という機関が実施をするというようなたぐいのことであったために、なかなか利用の拡大ということが図れなかったというような経緯があるわけでございますけれども、共通一次試験の場合には、そういう経緯もございますことから、特に慎重を期しまして、大学関係者、特に国立大学協会が自主的にこの問題の検討に取り組んでいただくということで長年の御検討を進めていただいてでき上がってきたというような形で、いろいろ御批判、問題点がないわけではございませんと思いますけれども、少なくとも国立大学については、ある程度全大学参加というようなところまで来ているという歴史があるわけでございます。

今回の新しいテストというものを共通入試にかえて考えます場合にも、もちろん関係者の合意の形成ということは大事でございますので、その点についての意は大いに払ってまいらなければならないということで、今回の延期に際しましても関係者の御意見というのを受けてそういう方向を決めたわけでございますが、それにいたしましても、テストのやり方とか具体的な仕組み等々につきましては、国立大学の共通一次ということで、一つの型と申しますか、やり方についての経験が相当積まれてきているというようなこともございます。また、出題の問題作成等につきましても相当の経験が積まれているということもございますので、そういう実績を踏まえながらということであれば、共通一次を実施するのに十年近くかかったというほどの時間の必要はなかろうということで、大体六十四年度、それが今回一年延期というような方向にいたしましたけれども、それぐらいの準備期間を置いて詰めていけば可能であろう、こういう判断を過去においていたし、今現在したということでございます。

○粕谷照美君　国大協は、この共通テストの受けとめ方ですけれども、共通一次は国大協が責任を持つ、しかしこの共通テストについては国大協としては間接的な立場である、こういうふうに言っているんではないでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君)　国立大学協会とは、文部省として、この新しいテストの実施に関しまして十分連絡をとりながら進めてきたつもりでございまして、大学入試改革協議会にも国立大学の学長先生数名にも御参加をいただいて御議論をいただく、それからまた国大協という組織としても入試改革のための特別委員会をつくってそこで協議をしていただくというような形で進めてまいったわけでございます。その結果、先般の国大協の入試改善特別委員会の報告におきましては、国大協は共通一次試験の実績と成果というものを背中にしょってこの新しいテストの具体的な検討に積極的に参加をする、会長の言葉で言えば、参加をするのが国大協としての当然の義務である、こういうような言葉まで使って積極的な参加ということを表明されておられるわけでございます。

ただ、私どもといたしましては、国大協があるいは間接的な問題だという言い方をされたとすれば、それは、従来の国立大学共通入試というのは国大協自体がやったものでございますけれども、今回は国公私を通じたという新しい姿ということになりますので、国大協が全責任を持ち、企画権限を持ってやっていくということでない、国公私の協力体制でやっていくことだという意味でそういうことを言っておられるのではないかと思うわけでございます。

○粕谷照美君　局長は、国大協とは十分連絡をとりながらと、こうおっしゃっていますけれども、国大協の入試改善特別委員会の「新テストについての見解(全文)」というのを私ちょっと斜め読みしたんですけれども、例えば「中間まとめ」が出された、ことしの四月二十一日付で。この「中間まとめ」について、「これに至る過程においても、また、この中間まとめについても、国大協へ特に正式に意見を求めていません。」、こういうふうに書いてありますね。あなた、十分連絡をとりながらとおっしゃったけれども、とってないんじゃないですか。しかしその後、これが出された以上は国大協としては見解を発表しなきゃならないと思って自主的に検討をすることになりましたと書いてある。

○政府委員(阿部充夫君)　その報告の文書をちょっと今手元に持っておりませんのであれでございますけれども、文部省として、国大協と十分連絡をとってきた、あるいは入試改善の委員長と連絡をとってきたということは事実でございます。ただ、文書によって、国大協に対してこれについての意見をくださいというような文書を出すというようなやりとりはいたしておらなかったということでございます。

○粕谷照美君　文書を出していませんとかなんとか言われるけれども、私は、この「全文」を読む限りにおいては、私の理解力が足りませんかもしれませんが、しかし、きちんとそう書いてあるんです。今、資料がそちらに渡っているようですけれども、「大学入試改革協議会はこのような中間まとめを出しましたが、同協議会は、これに至る過程においても、また、この中間まとめについても、国大協へ特に正式に意見を求めていません。」、こういうふうに書いてあるじゃないですか。認めなさいよ。

○政府委員(阿部充夫君)　先ほど申し上げましたように、文書等によって国大協に意見をくださいというお願いはしておらないということでございますけれども、もちろんこれは非公式な形ではございますけれども、入試改革協議会のメンバーには、先ほど申し上げましたように、国立大学協会の関係者と申しますか、国立大学の関係者という意味で、協会の実質上会長であられる東大の学長を初めとして何人かの方にも御参加いただいて御議論をいただいておるわけでございます。実質的に、これについて御検討をお願いしたいということとは、入試改善特別委員会と接触をとってきているということでございます。

○粕谷照美君　それは納得できませんけれども、それだけにこだわっているわけにいきませんし、もう事態は進んでいるわけでありますから、次の質問に移ります。

この新テストの利用について、利用するか活用するかは各大学の自由だということについてですが、私、ことしの予算委員会で海部文部大臣と中

○鍛治委員

次に進ましていただきまして、「大学改革の推進」の中で、大学改革ということを大臣はおっしゃっているわけですが、その中で大学入試制度の改革についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

六十五年から共通一次試験が新テストという、名称はっきり決まっているのかどうか、でもないようですが、実施されるようでありますけれども、その内容というものを、いろいろ答申その他ずっと見てみますと、共通一次試験と比べどういうふうに変わっていくのか。その延長線上にある、いわゆる共通一次試験の改革をしたテストというふうに私は感ずるわけでありまして、そういう意味からいくと、共通一次試験というものの名前を無理やりに変える必要があるのかなというような気もするのですが、そういう点についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

○阿部政府委員　先生御承知のように、共通一次が始まりましたのは、その当時の大学入試の現状から見て、いわゆる学力偏重ということがあり、そしてしかも、その学力偏重の一発勝負の出題の中身自体が、高校教育から外れた難問、奇問が出ているというような状況、こういうことを直していこうということで、高校教育に即した基礎的なテストを共通一次という形で行う、そして二次試験で多様な工夫をする、それを組み合わせることによりまして、受験者それぞれの適性、能力に応じて多様な角度から多角的に評価をするという方式をねらったものでございます。そして、これは国公立について実施をされてまいったわけでございますが、そういった当初のねらいにつきましては相当程度実績を上げていると思うわけでございますけれども、他方、これに伴う一種の弊害というような形で、大学の序列化の問題であるとか追路指導が輪切りになってしまうとか、いろいろな御指摘が出てまいったわけでございます。

今回の新しいテストは、こういった共通一次の経験等も踏まえました上で、一つには、国公立だけではなくて私立にも対象を広げて考えていこうということ、そして、具体の国公私立の大学がこれをどういうふうに使うか、使うか使わないかという点まで含めましてそれぞれの大学が自由に判断をし、弾力的に利用することができるという仕組みにしよう、こういうことによって、共通一次が持っております弊害と言われるような点も改善できるのではないかというようなことで、従来とはかなり違ったテストであるということで、現在私ども、新しいテストと言っておりますが、そういう形のものとして考えておるということでございますので、共通一次の延長かどうかというのはいろいろ議論があり得るところだと思いますけれども、共通一次の経験を踏まえた上での新しいテストであるということについては御指摘のとおりであろうと思っております。

○鍛治委員　これは私、既に受験をした人たち、それからこれから受ける人、何人かにも聞いてみた、数は多くありませんが、聞いてみましたら、共通一次的なものを私学にも適用するということはどうなんだ、やはり私立の方は独自に今までどおりやってもらった方がいいといった意見の方が案外強かったわけですが、こういう点について御見解をお聞きしたいと思います。

○阿部政府委員　臨時教育審議会でこの新テストについての議論が熱心に行われまして、こういう提言があったわけでございますけれども、臨時教育審議会におきます審議の過程におきましても、私学の入試につきましていろいろ改善の努力がなされてはいるけれども、やはり一発勝負的な学力検査の延長だということの事実はございます。それからまた、高校教育の範囲を超えたような難問、奇問がやはり依然として出ているというようなこと等をいろいろ考えまして、私学についてもこのテスト、内容的には従来の共通一次の中身というのは大変評価をされておるわけでございますが、それを私学においても利用してもらう、ただし利用の仕方は自由であって、一科目だけを使う、あるいはある部分だけを判定する、いろいろなやり方があり得る、私学の独自性を失わずに、しかもお私学も含めた入試の改善を進めていこうという考え方でこれが出てまいったわけでございまして、実際に受験生である高校生を抱えておられる高校長協会等からも、ぜひこの構想は進めてほしい、私学もできるだけたくさん参加してほしいというような御要望も出ておるところでございますので、私どもとしましては、私学の自主性を尊重しながらできるだけうまく使ってほしい、こういうふうに期待をしておるわけでございます。

○鍛治委員　今も答弁の中でちょっとお話が出ましたが、やはり、大学入試が今までは共通一次試験だけに焦点が当たって、そこが何か悪者にされて、ターゲットにされて議論されてきた感がある。完璧な入試制度というものはどう考えてもないだろうと私は思います。かつて総理が、完璧な入試制度を考えてほしいと臨教審の皆さんにしかお言われたことがあったと思いますけれども、そのときに私は、完全なものをつくられては困ると思ったことがある。完全なものをつくられて、それで落っこちるとも救いがありませんから、むしろ入試制度は、多少やむを得ないマイナス面もあるだろう、しかしよりよい方向にはやっていかなきゃならぬだろう、そういう中でやはり全体観に立ってこういう制度というものは考えていくべきである。ところが、従来の大学入試の議論をずっと見てみますと、共通一次だけに焦点が当たっている嫌いがあったのではないか。むしろ、第二次試験もあわせて大学入試などの改革があったわけですから、その二次の方にもっと目が行くべきではなかったのか。しかし、それは言われはしましたけれども、幾つかの学校がちょこちょこっといろいろなことをやったものが報道されていると言うぐらいで、そこの取り組みについての真剣な論議も今まで少なかったように思いますし、これがまた大学入試、共通一次そのものの評価をも低くする一つの大きな原因ではなかったかなと、私は私なりにそういうふうに理解する分野もあるわけです。今度新テストということで、このように移っていくわけですが、やはり大学側の自主的な取り組みというもの、今特に私学の問題もお尋ねしましたら、私学がそういう自主性を損なわないように活用してほしいというお答えがございましたけれども、私もまさにそうだと思いますが、本当に大学自体の自主性というもの、また大学の先生方自体の入試に対する取り組みというものももっともっと真剣であってもらわなきゃ困る。それがないとまた、新テストとして新しくいろいろなことを考えてやってみても画竜点睛を欠く、こういうふうに思うわけですが、そういう点についての御所見を伺いたいと思います。

○阿部政府委員　二次試験が大事だというお話、私も全く同感でございます。現在の共通一次そのものが、一次試験と二次試験を適切に組み合わせてやる、それによって受験生の個性、能力、適性、そういうものを多角的に見ていこうという構えでスタートしたものでございます。そして、現実に国公立大学の現状を見てみますと、その後、共通一次試験導入後、各大学の二次試験で、以前に比べますと、面接をやるあるいは小論文を書かせてみるあるいは実技の検査も従来やっていなかったものをやるというような形で、いろいろな努力がなされてきているということは、数字の上でもかなり明確に出てきておるわけでございます。さらに、一次試験と二次試験の配点についてもいろいろ工夫をしてみるとか、そのほかにまた別途の方法として推薦入学でございますとか、社会人の入学のための別枠でございますとか、いろいろな工夫がなされてきているということは事実でございますが、ただ、それにしても当初期待していたほどには進んでいないという感想は私も持っておるところでございます。そういう意味からいえば、今後さらに、国公立大学においても二次試験についての工夫をより一層重ねてほしいと期待をして

おりますし、いろいろ各大学に対して御助言もしてまいりたいと思っております。

また、私学につきましては、現在共通入試の制度はないわけでございますけれども、それぞれの大学、かなり研究になって改善進んできておると思いますが、まだまだもっとということを私どもとしては期待をしたいと思ってわけでございます。今回のテストの導入に当たりましても、各大学が自主的に工夫ができるようなテストの使い方ということを基本に据えまして、二次試験の御工夫もあわせてお願いをしたいということで、私学等の関係団体あるいは関係の大学の説明会等でも御説明を申し上げてお願いをしているところでございます。

○鍛治委員　大学の自治、学問の自由ということがございますから、大学の特に先生方のことについては、文部省が手を突っ込むということはやりにくい面があるだろうと思いますけれども、子供のため、また日本の将来のためには、正すべきは正すという姿勢はある程度持っていただいて、言うべきことはきちんと言っていただきたい。我々もそういう方向で、大学当局あたりの取り組みについても今後は遠慮なく申し上げていっていんじゃないかなという気もいたしております。やる以上はよりよいものにでき上がっていくように御努力をお願いいたしたいと思います。じゃ、一応この問題は終わります。

カ　第107国会　衆議院文教委員会会議録（抄）　61.11.28　石井郁子（共）

○石井（郁）委員　このたびの選挙で初めて国会に出てまいりました石井郁子でございます。文教委員として討論させていただくことになりましたので、どうかよろしくお願い申し上げます。

もうこの委員会でも論議されておるところでございますけれども、初めに大学入試改革の問題についてお伺いしたいと思います。

六十五年実施ということで先ほど発言者ございましたけれども、もう一度確認したいのですけれども、六十五年の実施につきまして、文部省としての目算ですね、必ずできるということなのかどうか、それとも六十五年以降ということなのかも含んでいるのか、その辺のことをまずお伺いしたいと思います。

○塩川国務大臣　六十五年実施でございまして、以降ではございません。

○石井（郁）委員　新テストの実施ということが自明のことのように言われているわけですけれども、テストの変更ですから、これは一体共通一次テストのどこをどう改善することになるのか、共通一次テストとどこが違うのかという点についてお伺いしたいと思います。

○阿部政府委員　現行の共通一次テストと言われておりますのは、国公立大学が全校が参加をいたしまして、そして一次試験に当たる部分を共通にこれを行うという形で、しかもその利用する形は、現在出されております五教科七科目、それは今後変更の予定になっておりますけれども、これについて各大学がそれを全部使うというような形で行われておるものでございますが、今度の新しく慎想されております新しいテストは、一つは、これは国公立だけでなく国公私の私学までも含めたものとして提供されるテストであるということ、それからもう一点は、その利用の仕方につきましては各大学が自主的に判断をして自由に使う、かつまた弾力的にこれを利用することができる、もちろん利用しない自由も私学その他についてあるわけでございますけれども、そういった意味で利用についてお話しされたいわゆる受験競争の緩和ということにつながるのかどうか、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○石井（郁）委員　そういう違いはわかりましたけれども、受験競争の緩和ということは、これはもう日本の教育をゆがめるものとしてただただいろいろ多くの方々が指摘されているところでありますけれども、今の内容で一体この受験競争の緩和というのが改善されるというふうに考えてよろしいでしょうか、大臣の見解を伺いたいと思います。

○阿部政府委員　現在、受験地獄と言われておりますものの中には、一部基本的に、日本の学歴社会あるいは有名校偏重と言われるような社会現象等が一部基本にあるわけでございますし、その他いろいろな要因が絡み合っておるわけでございますので、入試の方法だけですべてが解決をし問題がなくなるということではないと思っております。

ただ、こういう入試を、新しい改革を考えておりますのは、子供たちの能力、適性等を多面的、多様な方法で判定をするというようなやり方で入試そのものの中身をよくしていこうという考え方で行っておるものでございますので、そういった意味での効果は十分期待できるものであると、かように考えております。

○塩川国務大臣　これで入試地獄が解消されるかといったら、私はすぱっと解消されるほどよっと申しにくいと思います。しかし、先ほども阿部局長が言ったように、受験生が多様な判定を自分で試みることができるようになりますので、入試の方法だけですべてが解決をし問題がなくなるということではないと思っております。

○石井（郁）委員　この点を立ち入りますといろいろ論じたいところなんですけれども、先へ進めさせていただきますが、入試の改革は共通一次テストの導入以来いろいろとございました。しかし受験競争の解消ということには向かっていないのではないか。その辺は後で申し上げますけれども、しかし、こういうときこそ入試改革の基本的視点、どのようにこの改革に取り組むのかということはやはり原則をはっきりしておきませんと、いろいろと踏んだり蹴ったりということになるのではないかと思います。

一つは、大学の入試改革というのは大学の自主的な改革に期待をする、これを基本に据えなければならないと思うのですけれども、この点ではいかがでしょうか。

○阿部政府委員　大学の入試というのは、大学がみずから自主的に教育をする、教育を受ける者を選ぶという手続でございますので、まさに大学がみずから主体的に判断をし、その解決を図っていくべきということが基本になければならないと思います。そういう意味では各大学の御判断というのは十分尊重されるべきものであろうと思っております。

○石井（郁）委員　は、わかりました。

二つ目には、これは高校生が受験するわけですから、高校教育との関係が非常に重要でございまして、高校教育をゆがめてもいけないということがあると思いますが、その高校教育の発展に資するという観点で見ますと、その点ではいかがでしょうか。

○阿部政府委員　御指摘のように、現在の大学入試につきましては学力検査一辺倒であり、その中からかなりの難問、奇問等が出てきているというような問題がございまして、それがいろいろな意味で高校教育にも悪い影響を与えているというような状況があるわけでございますので、現在諮問をされております改革の方向というのは、やはり高校教育というものを大事に考えて、その上に大学入試が乗っかってくるという形のものにしていこうという趣旨で検討が進められているものでございますけれども、そういった意味で利用について自主的、弾力的に判断していただくというような、この二点が主に新しいテストと従来の共通一次テストの違いであろうかと思っております

オ　第107国会　衆議院文教委員会会議録（抄）　61.11.28　林　保夫（民）

○林(保)委員　「大臣、けさ閣議が多分あったと思うのでございますが、けさの新聞のトップに出ておりますところの新テスト六十五年に延期という、どういう御決定になったのか、まず大臣の方からお答えいただきたいと存じます。

○塩川国務大臣　大学入試問題につきましてきょう閣議がございまして、その閣議の後、私と総理大臣と相談いたしまして、私から総理大臣に報告をし了解を求めたことがございますので、それを私のメモによりまして、ちょっと早口でございますが、これを先に読ませていただいて、その後、状況を説明させていただきたいと思います。

一　昨日十一月二十七日木曜日大学入試改革協議会が開催され、新しいテストの実施時期について協議が行われた。

二　この協議の結果、新しいテストの実施については、①六十四年度入試からの実施は、現在高等学校一年生に在学中の生徒に係ることであり、混乱のないように取り進めることが必要であること、②各大学等における対応や準備を進めるについては、なお、一定の時日を要すること、③来春の入試については、国公立大学の受験機会の複数化、共通第一次学力試験の科目の削減と弾力化による改革が予定されていること等を考慮し、新テストを円滑に実施し、成果を挙げるためには、実施時期について従来政府が目途としてきた昭和六十四年度では困難であり、一年延期することが適当であるとの意見がまとまった。

三　文部省としては、同協議会の意見を尊重して、新しいテストの実施について、当初の目途であった昭和六十四年度を一年延期することとしたい。

が、総理に御意見を伺いたい、こういうことでございました。

この背景につきまして、実は冬休み並びに二学期の学期末試験を迎えまして、高校一年生の学生さんなんかがこの推移について多大の関心を持っておりまして、そういうことを受けまして、この入試問題は早く実施時期を明示しておく必要がある。

ところで、政府として、文部省としては六十四年をめどにしてこの改善計画を進めて準備もしてまいりました。しかし、先ほど私が報告いたしました中にございましたように、国公立大学の受験機会の複数化、それから共通一次試験の科目の削減、弾力化、こういうふうなことを行う予定であること、あるいはまた今回新テストに移行するという一つの大きい目標の中には、私立大学もこれに参加してもらいたいという大きい意欲を持っておること、目標を持っておること等いろいろ勘案いたしまして、これは一度早急に実施時期を決めたい、こういうことを考えたのでございます。

そこへ持ってきて、ちょうど三週間ほど前でございましたか、国立大学協会の総会がございまして、そこで国立大学長の大多数の意見として、この共通テストについては全面的に協力をすることにやぶさかではないけれども、実施時期については慎重に考慮してほしいという要望を込めて実は合意がされておるのでございまして、そのことが私の方に申し入れとして出てまいりましたし、また高校長会議がございまして、そこにおきましても実施時期については慎重を期してほしいという要望がございました。

そういう背景がございますので、私は直接この国公立大学長の意見を聞きたいと思いまして、先週の土曜日でございますが、役員の方にお越しいただきまして御意見をお聞きいたしました。その御意見の中では、この共通テストは私たちも賛成だ、がしかし、採用については各大学の自主性に任すということになっておるけれども、大方協力をするという方向では一致しておるんです、ついては、いろいろと大学側の方にも準備がございますし、特に受験機会の複数化というのが図られたことでもあるので、この際六十四年実施ということはひとつ慎重に考えていただきたい。その慎重の言葉の中には、一年でも延期していただければ十分対応ができるというそういう含みを持った言葉でございました。

引き続き高校長会の役員の方にお越しいただきましたら、高校としては、現在一年生の生徒が六十四年実施ということになったらこれに抵触してくる、できれば来年の春入学する新規入学生からという希望が相当強い、そう私は判断いたしました。そして高校長の意見といたしましても、言葉は、慎重にひとつ考えていただきたい、我々もこの準備を十分とっていきたいのでと、こう言っておりました。

月曜日でございますが、私立大学関係の方にお越しいただきまして御意見を聞きましたら、私立大学としても新テストについては非常な関心を持って考えておる、したがってこの六十四年実施ということについては、ひとつ我々も今一生懸命検討しておる最中だから慎重にやってくれぬかという話でございました。

そういうことを勘案いたしまして、火曜日でございましたが、私は総理にこのことを、実施時期については大学入試改革協議会の意見を聞いて、その意見の結論に従ったらどうだろう、こう私は思いますがと申しましたら、総理は、そのとおり、とにかく協議会の意見を聞いて、その結論に沿おうではないか、それを尊重する、その方向でよろしい、こういうことになりました。

ちょうど昨日でございますが、急遽この協議会を開催していただきまして、その協議会の意見というのが先ほど申しましたようなことでございまして、一年延期するのが妥当と思われる、こういう意見でございました。

私はそれを尊重いたしたいと思いまして、実はきょう閣議終了後総理に、大学協議会の結論はこうでございますのでこれを尊重いたしたいと思いますと申し上げましたら、総理は、それじゃ六十五年になるということなんだねと念を押されまして、確かにそのとおりでございまして、六十五年に実施いたしたい。ついては、このことについて役所の中の手続はまだいたしておりませんので、私は、来週早々にでも省議を開き、省としての意思を決定し、来週の火曜日の閣議でこのことを口頭で報告をいたしたい、こう思うておる次第でございます。

つきましては、先日、この文教委員会におきましても、ある委員の方からこの問題につきまして御質問がございました。そのときは、私は大学入試改革協議会の意見を、結論を待って決めたいと申しまして、何だか歯切れの悪い返事になっておったのでございますけれども、しかし、昨日大学協議会の結論が出まして、そしてきょう総理に了解を得たので、来週早々に文部省としてこれを決定いたしたい、そう思うております。

○林(保)委員　大臣がもう全部語られましたので、ちょっと手順が狂ったわけなんです。ただいま理事会で、各党の皆さん御熱心に、与野党一致してひとつ大臣の御所見を聞きたい、かたがた、前回来各党の代表の方々が質問されておりましたが、私の時間の配分がきょうになりましたので、概要をただいまお話しいただきましたが、なおもう少し大臣にお聞きしたいのでございます。

一つは、これが教育改革の目玉になったような感じでございますね。そういった意味で、中曽根総理はただいまおっしゃったように六十五年になるんだねという言葉でございましたが、いろいろ新聞報道そのほか見ておりますと、各関係のところも熱心に進めながらも何かムードとしてはまだ

（七）

未熟だという言葉があちこちに出ておりますが、大臣の答弁を聞きます前にその点を、事務当局の方はこれまでどういう段取りをされ、そして接触を持たれながら、なおどういう判断をされた上で、きょうの大臣と総理との合意になったのだと思うのでございますけれども、その辺のところを予算の問題も含めてひとつ御説明いただいておいたらありがたいと思います。

○阿部政府委員　新テストにつきましては、ただいま大臣からお答えしたような状況になっておるわけでございますが、御案内のように、本年の七月に入試改革協議会の一応の骨格についてのまとめが出されまして、以来これについては国公私立の各種の団体あるいは各大学あるいは高等学校長協会等に対して御検討をお願いいたしまして、今検討が行われているという状況にあるわけでございます。

この中で、国立大学に関しましてはかなり議論が進んでまいりまして、国立大学協会としては、この問題には積極的に協力をするということを基本的に定められると同時に、あと具体に各大学がどう対応するかというのは各大学レベルで十分検討を進めていこうという状況になっておるわけでございますし、また、公私立の大学関係につきましては、特に私学は団体の数が一つでなくて多うございますけれども、幾つかの団体ごとにこれのための研究会と申しますか勉強会、そういうような会合を相次いで、先月十月でございますけれども開いていただきまして、るる私どもの方からも状況の御説明と内容の御説明等いたしました。それを踏まえて各大学の検討に着手をしたという時期にあると思っておるわけでございます。この私学団体における検討会におきましては、大変熱心な質疑応答あるいは意見の陳述等も行われまして、私学側の関心も逐次高まりつつあるという印象を得ておるわけでございますけれども、全体としてはそういう段階でございますので、それぞれの大学が自分の大学ではこれをぜひ利用しよう、参加しようということを決定するまでにはなお若干の時日が必要であろうというふうに思っておるわけでございます。

それから、文部省といたしましては、新テストの実施準備のための経費というのを来年度の概算要求で現在要求をいたしております。これは内容的に申しますれば、新しいテスト、従来は国公立だけでございましたものを私学まで入ってやっていただくということでもございますので、実施のためのいろいろな実務的な事柄等もあるわけでございます。したがいまして、そういうものについてある程度私学の方にも理解していただくという意味での試行テストを行いたいというようなことを初めといたしまして、問題作成のための準備に取りかかるとかいろいろな点についての準備経費の概算要求をしているというわけでございまして、これについてはこれからまた暮れの折衝までの段階に内容的にはさらに詰めていく必要があろうか、かように思っておるところでございます。

このような点が大体これまでの経緯と現在の準備状況でございます。

一つ申し落としましたけれども、具体の実施方法につきましては、例えば入試の会場の設定をどうするかというようなたぐいのものにつきましては、現在、大学入試センターの中にこれまた国公私立の大学の関係者等から成る検討の委員会を設けまして、鋭意検討を進めているという状況でございます。

以上でございます。

○林(保)委員　そういった理事会の合意もございまして大臣にもう一つ念を押したいんでございますが、来週でございますか、省議をおやりになって火曜日の閣議決定に持っていかれる。大体内容的には先ほどお話しになっておられましたけれども、特段の追加すべき新しい問題というのは、総理からもあるいは事務当局からも出ておらないわけでございましょうか、その点をひとつ確認しておきたいと思います。

○塩川国務大臣　お尋ねの中に閣議決定というお言葉がございましたが、これではございません。閣議では、閣議決定することと、閣議了解事項ということと、単なる報告を聞いたということ、そういうように発言によりましても種別がございますが、私が来週の閣議で申し上げたいのは発言をするということでございまして、報告をする、こういう程度のことでございますので御理解いただきたいと思います。

それから、もう一つは何でしたか。

○林(保)委員　情勢が変わりましたので、何か従来の線と食い違ったような問題とかあるいは追加するような問題がそういう中で出てきますかということです。

○塩川国務大臣　今後準備いたしますのは、先ほど阿部局長が言っておりましたように、従来の検討されてきたものをさらに一層精査して検討していただくということでございまして、私が今承知しておりますことについては、新しいものとかそういうものは今聞いておるところではございません。したがって従来の検討されたものをさらに一層精査する、こういう意味における検討だと思うております。

○林(保)委員　事務局に対してのこれは要望になるかとも思いますけれども、現在中三の連中がそれにひっかかるわけでございますね。時間もまだございます。しかし、なお後になってこういう問題が次々と出てこないように、厳重な対応をこの機会にお願いしておきたいと思いますが、その辺は事務局としてももう詰めに詰められた問題であって心配ない、こう言い切れるのでございましょうか。

○阿部政府委員　新しいテスト、新しい構想を実施に移していくわけでございますので、準備なり何なりの段階あるいはさらに検討を詰めていく段階で幾つかの問題が出てくるというようなことが皆無であるとは思わないわけでございますけれども、しかしながら、私どもといたしましては、これまで大学関係者、高校関係者その他の協議を積み重ねながら進めてきたわけでもございますし、より綿密な協議を重ねて実施に遺漏がないように期してまいりたい、かように考えております。

（八）

○勝木健司君　時間の関係で、進めさせていただきます。

続きまして、大学入試制度の改革についてお尋ねしたいと思います。

従来施行されていた共通一次試験は、臨教審第一次答申での提案を受け大学入試改革協議会の報告にまとめられましたいわゆる新テストに切りかわることとなっております。文部大臣は、六十四年度実施を計画されていたところ、先日の記者会見で、六十四年度実施を再考する意向を述べられておられます。全国普通科高校長会も延期を求める要望が出されているようでありますし、国立大学協会では六十四年実施についての慎重な対応を求める意見もあります。こうした現状の中での先日の文部大臣の記者会見であります。

あいまいな状況ですと、現高校一年生が対象となるわけでありまして、非常に不安を与えていると思われます。受験生や高校の教育現場に混乱をもたらさないように慎重な態度が必要であると思われます。どのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員（阿部充夫君）　ただいま御指摘にございました、臨教審の提案に係るいわゆる新テストの実施時期の問題でございますけれども、これにつきましては、文部省といたしましては、昨年以来、六十四年度実施を目途とするということで諮問の準備等を重ねてまいったわけでございますが、この過程におきまして、御指摘がございましたように、国立大学協会あるいは高校長協会から実施時期の問題について慎重にというような御意見も出されたわけでございます。

そのようなことから、文部省といたしましては、受験生がこれがいつの時期になるのかということについていろいろ不安等も感じている向きもあるのではないかという点もございますので、このことについて、当初の予定では来年の春ぐらいに固めて公表したいと考えておったわけでございますけれども、この問題について早急に関係者の意見等を固めて周知を図るようにいたしたい。こういうようなことから、近々のうちに大学入試改革協議会を開きまして、国公私立の大学あるいは高等学校その他学識経験者等々の方々の意見を結集をしていただいて方針を固めたい、かように考えておるところでございます。

○勝木健司君　私立大学の参加見通しが立たないと、現在の高校一年生は志望校を決めたり授業科目を選択する上で大変苦慮することになると思われます。私立大学の参加見通しはどうなっておりますか。新テストの実施時期見通しとあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員（阿部充夫君）　今回の新しいテストの構想は、従来のいわゆる共通一次が国公立についてのものであったのに対しまして、国公私を通じた入試改革に資するという意味で、私学の参加の問題というのはかなり大きな問題であると考えておるところでございます。

こういったことから、現在、臨教審の答申、あるいはその後本年の七月に出されました大学入試改革協議会における新しいテストのいわば基本的な構想等につきまして、私立関係の各団体に対しましても、あるいは私立の各大学に対しましても、速やかに検討をしていただくということをお願いしておるわけでございます。幸い、この十月には各私学団体主催の新テストに関する勉強会と申しますか、検討会も相次いで行われました。私どもから関係官も出席をいたしましてる御説明をいたしたわけでございますけれども、新テストの具体的な実施方法でございますとか実施の体制等についての質問、意見交換等がかなり活発に行われているという状況にあるわけでございます。

新しいテストの実施の具体の細目につきましては、現在、大学入試センターに調査検討委員会というものを設けまして、そこでやはり国公私の関係者等の御参集をいただいて、どういう日程、どういう細目でこれを実施していくかというような点について種々御議論をいただいておるわけでございますけれども、こういったことにも私学の関係者の方々にも御参加をいただいておりますし、こういった諸般の検討を踏まえまして今後各私学において必要な学内の検討が深められて、それに対する具体的対応が明らかになってくるということを期待をし、また、これからも引き続きお願いをしてまいるつもりでございます。

場合には三十一大学三十五学部で英語のヒアリングの試験というのは実施されておるわけでございます。そういった意味で、各大学の御方針もあろうかと思いますが、こういった方向が進められていることは望ましいことであろうと思っております。

ただ、実際には受験者数の問題でございますとかあるいは施設設備等の問題でなかなか難しい点もあろうかと思いますが、できる限り臨教審の御答申を踏まえ、先生の御指摘も踏まえまして、この問題につきましては配慮をしてまいりたいと思っております。

○山本正和君　どうぞひとつよろしくお願いいたします。

あわせて、実はお隣の中国では、中学生で既に第一外国語、例えば日本語と英語というような二つの外国語をもう中学校でやっているということも聞いております。我が国の国際化というのは、単に英語圏のみでなしに、世界の人口のかなりの部分を占める中国語使用圏が東南アジアも含めてあるわけでございますが、そんなようなことについても今後御検討をいただければと思って、これは要望にとどめておきたいと思います。

ウ　第107国会　参議院文教委員会会議録（抄）　61.11.25　山本正和（社）

○山本正和君　それではあわせて、またもう少し大学問題とかかわって見解をお伺いしたいと思います。

共通テストについてはいろんな議論がありまして、若干その実施をおくらすというようなことがけさの新聞等でも報道されております。私は、かつて当時の永井文部大臣に、極めて非公式でございますけれども、いろいろと御見解を承ったことがございました。また三重県で、ＰＴＡや地方教育委員会とともに共催いたしました教育県民集会等で、永井元文部大臣がおみえになりまして、御講演をいただいたりいたしまして、そのときのお話も承ったわけでございます。恐らく全国の教育関係者の中には、永井元文部大臣に対する大変な信頼と申しましょうか、あるいは教えを請うという気持ちを持っておる者がかなり多いわけでございます。

この永井元文部大臣が共通一次テストを提案されたときには、いわゆる四頭立ての馬車ということによって日本の今の偏差値教育、さらには学歴社会、あるいは大学入試制度、さまざまな問題に対して改善していこうという、その施策の一環として共通一次テストという問題を提起された。これはもうその当時の文部省の議論の中で記憶に残っておるところだと、こういうふうに思うのでございます。しかし、その一次テストは今日大変いろんな批判が生まれてきまして、新テストにかわろうとしている。

私は、共通一次テストも実際はその運用によってはよかったというふうに思いますし、また、そういう意見を言う者もかなりおるわけでございます。ただ、要は大学側のこれに対する対応が、共通一次テストというものを、全くいわゆる偏差値輪切りに追い込んでしまったという結果になってしまったという側面が私はあるように思えてならないのでございますけれども、これについてはいかがでございますか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　おおよそにおきまして私はおっしゃるとおりだと思っております。

取り組みました考え方は、それはそれなりにやっぱりねらっておられたところがあったと思うのでございますが、大学側の取り扱いにつきまして、若干私はいろいろ問題が起こってきておるように思いますが、しかし、これは八年たちまして、大学の方も共通テストという問題については、これは私は、大学もその利用方法をいろいろな点から考えられてきて非常に改善されてきておるように思いますし、また、今回新しく新テストに移行してやろうというときでございますので、私は多くの学生が自分の勉強してきた実績をテストするという、そういう意味においては、私はこういう制度もあっていいのではないか、こう思っております。

○山本正和君　恐らく大学のテストが高等学校に影響を及ぼして、高等学校から中学校、小学校とこういうふうに、最後はとうとう幼稚園にまでテストが大変な状況になってきておる。これはみんなが共通の認識であろうと私は思うのでございます。

ただ、残念ながら、中曽根総理が提唱されました教育臨調にいたしましても、あるいは文部省がこれはかなり幾つかのすぐれた実績等も出しておる中教審のレポート、批判すべき点が随分私どもはたくさんあろうかと思うのでございますけれども、しかし、それにいたしましても、両方ともこの大学入試問題と真っ向から切り結んで、そして大学側と本当に真剣な討論をして大学入試問題についてどうあるべきかという議論を今までどういうふうな形でされたことがあるのか、もしされておったとしたら、その辺ひとつお伺いしたいのでございます。

○政府委員（阿部充夫君）　御質問の趣旨を必ずしも的確にとらえておらないかと思いますけれども、大学入試問題につきましては、文部省としてもかねてからいろいろな課題意識を持っておったわけでございますので、既に十数年以前からその問題については国公私立の大学関係者等とも何回かにわたって協議を重ねてきたという状況にございます。そうした中で共通一次という構想も国立大学協会の中から生まれてまいったわけでございまして、文部省としては、積極的にこれを支援するという形で今日まで具体の実施に移し、その発展を図ってきたというような経緯にあるわけでございます。また、その中におきましても、こういった共通一次のようなやり方に国公立だけでなくて私学もこれに参加をしていただくということが、全国の入試問題を改善をしていくために有益であろうというようなことから努力も重ねてまいったわけでございますが、その点については、必ずしも十分成果を上げているというところには至っておらないわけでございます。

今回、臨時教育審議会で御議論がございまして、国公私を通じて、しかも今の共通一次の実施の状況、それに伴う問題点等を考慮の上、国公私を通じた従来とはタイプの違ったかなり自由に利活用ができるような新しいタイプの新テストでいこうではないかという御結論も出てまいりましたので、それを踏まえまして、現在文部省としては、国立大学協会、公立大学協会あるいは私立大学関係の各団体、そして私学関係の各大学等に対して直接の説明会等も行いまして、現在そういった問題について各大学が、あるいは大学の団体が真剣に取り組んでいただくという空気を醸成し、これをさらに進めていくということにしたいということで努力を重ねているところでございます。もちろん、各団体あるいは関係の大学等におかれましても、現在真剣にこの問題についての議論を重ねられているというふうに承知をしておるところでございます。

○山本正和君　大学の自治という問題がございますから当然限界はあろうかと思いますが、やっぱり日本の教育に対して責任を持つ文部省という立場から、大学入試問題につきましてはもうほっておいていい状況ではない。これは恐らく国民すべての考え方じゃないかと思うのでございます。何としてもこの問題をいつかはやらなければ、これはもう日本の教育が、乱塾、教育産業が十兆円産業と言われているが、もう下手すると二十兆じゃないかと言われておりますけれども、そんなとんでもない、教育が商売になって、教育で飯を食って巨大な富をなすというふうなとんでもない状況がどんどんどんどん生まれてきている。私はこれを放置したのは、私ども学校関係者に責任が十分ありますけれども、どうしてもやっぱり文部省もこういう問題に対しては責任がありはしないかというようなことを思ったりするのでございます。

何とかひとつこの大学入試改善について、文部省として、これからの問題としてでも結構でございますから、ひとつ新たなる決意を持って検討を進める、こういうふうなことを大臣から御表明をいただきますと大変みんなが安心するんじゃないかと思うのでございますが、いかがでございましょうか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　本当に私も、塾というのは、進学塾が中心として教育に大きい影響を与えておるのを私も憂えておる一人でございます。しかし、この根本を見ましたら、共通一次がどうのこうのと言う前に、何としても社会全体が学歴社会というこの弊害を除去してもらわない限り、私はこれは何か形が変わって絶えず子供が競争をしてそれを争うということになるだろう。

私は、競争は必要だと思うておりますが、要するに、一つの特定の価値しか認めないというこういう競争をやらすということはよくないと思うております。それには共通一次、あるいは塾対策、あるいは進学指導、こういうものについていろんな各分野から文部省も一生懸命努力はいたします。現に、先ほど阿部局長が言っておりましたように、共通一次を新しくできるだけ学生に負担の少なく、そして公正な競争ができるようなことをしようということをやっておりますけれども、これをまた採用し、また世間がこれにドライブをかけて、ここでまた新しい競争をつくり出すというふうなことがあってはならぬと思うております。

私は努力いたしますけれども、根本は私は学歴社会というここに問題がある。これに社会全体が

（三）

メスを入れなければ根本問題は解決しないと私は思うております。事あるごとに単一の特定の価値観にこだわるようなことのないようにいたさなければならぬと思うております。

○山本正和君　しかし学歴社会の問題は、既にもう企業等ではかなり変わった対応をするようになっております。私も同年の者がかなり大きな企業の重役等もしておりまして、いろいろ聞きますと、このままではだめだと、企業がだめになるということを言う者もおるわけでございまして、一番おくれているのは実は教育の場における輪切りの状況を放置しているということじゃないかと私は思っているんです。企業はそんなことしておったらつぶれてしまいますからね、優秀な人材が入らなかったら。

ですから私は、いつまでもそれを学歴社会の責任にしてしまっておったんじゃこれは直らないだろうと思うんです。何としてもこれはやっぱり文部省としてこの問題に対しては本当に重大な決意を持って取り組んでいただかなきゃいけない時期に来ているだろうと、こう思うのでございますが、いかがでございますか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　それは当然おっしゃるとおりだと思います。

○山本正和君　そこで、私実は国民生活に関する調査会の委員もしておりまして、そこで国際化の問題でさまざまな議論をいたします。まだずっと今継続中でございますが、この中にも兼ねておられる委員さんもおいででございますけれども、そこで実は上智大学のクラーク教授、さらには先ほど申し上げました永井元文部大臣等に参考人としておいでいただきまして、日本の教育が国際化という観点の中でどこに一体問題点があろうかというような形で御指摘をいただいたことがございます。

それは何がといいますと、外国語教育、特に、今は外国語教育といいますと我が国はほとんど英語が外国語になっているようでありますが、その英語教育が本当にこれは国際化という観点から言った場合に機能しているんだろうかという指摘がされました。そして、考えてみますと私も、それは戦争中ではございますけれども、中学合わせて大体約九年ぐらいの英語の講義を受けて、原書も読めるというようなことをやらされた一人でございますけれども、さっぱりしゃべれない。大臣は堪能かもしれませんけれども、なかなか私どもの世代はだめでございます。そういう英語教育がこのままではいかぬじゃないかという声が出て随分長いわけでございます。

ところが、私も高校の教員しておりましたから、入学試験等をやりますと、英語の配点が高くなったらこれは大変な学校で騒動が起こる。そんな英語の配点が少なくてどうするんだというふうな格好で議論が行われていく中で、昭和三十年あたりから、一斉にどこの県もいわゆる共通テストになって英語の配点が決まってきましたけれども、そういうふうな中で英語の今の学び方というのが、一体これは初中局で議論されておるのか、あるいはもっと広い場所で議論されているのかわかりませんけれども、我が国の今の学校教育の中における語学、英語教育の問題につきまして今どうお考えなのか、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○政府委員（西崎清久君）　御指摘の語学教育の問題、大変大事な課題でございます。語学教育の現状とそれからそれに対するいろいろな課題と申しますか、問題指摘の点でございますが、先般の教育課程審議会で「中間まとめ」が出されたわけでございますが、その「中間まとめ」の「外国語」の部分でも、先生おっしゃいますように外国語教育のあり方についての意見が出されておるわけでございます。

これを簡単に御紹介いたしますと、一つは、聞くこと、話すことの領域の指導の問題でございます。聞くこと、話すことについての指導の問題として、これが若干十分でないのではないか、おろそかになっておるのではないかという意見があるという指摘が一つでございます。それからまた一方には、やはり英文を正しく読み取ることや自分の考え方を書きあらわす指導というのを重視すべきではないか。この両面についての課題を今後の中学校、高等学校における語学指導でどういうふうに解決していくかということが大変大事であるというふうな指摘で、具体的な方向は、まだ中間まとめでございますのではっきりとした方針は示しておりませんが、今後約一年をかけまして中学校分科会、高等学校分科会で科目別に教育の個別の科目の目標、内容について議論をしていただくわけでございます。その中で、先生御指摘の外国語教育についての聞くこと話すことの問題、英文を正しく読み取ることの問題等も含めて、そのあり方等について議論していただきたいというふうに考えております。

○山本正和君　クラーク教授のお話の中に、子供のときにというよりも、強いて言えば小学校になろうかと思いますけれども、正確な発音の単語を耳にしているだけでも将来迫ってくるんだというふうな話がありました。ところが、高等学校の入学試験も大学の入学試験も、もっぱら文法をしっかりつかまえていなければ解き得ない。さらにはいわゆる入試的な英語をしっかり勉強しなければ点数は取り得ないというふうな状況になっておりまして、耳からくる問題については全く入試では扱っていない状況でございます。

しかし、本当をいえば、少なくとも今日の我が国の国際化の状況から言えば、簡単な会話ぐらいはできなければいろんなことができないんじゃないかと思います。そういう意味から、ひとつ聞く、そして聞くことによってもっと英語に親しみを持てるというふうな観点からもぜひ御検討を今の中でしていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○政府委員（西崎清久君）　先生御指摘のように、現在、聞くこと、話すことについて必ずしも十分でない現状につきましては、問題が二つございまして、一つは、やはり先ほど来お話しございますような、大学入試の問題として、入試の事柄としての性格上、聞くこと、話すことについての試験が必ずしも全般的に行われているわけじゃございません。ヒアリング等を実施する大学もふえてまいりましたけれども、それが普遍的ではない。そうしますと、中高における英語指導等も、読むことやそれを解釈することに偏りがちだ、これが一つでございます。それからもう一つは、先生御指摘のように、いわゆるネイティブスピーカーと申しますか、そういうふうな意味での語学指導について、英語の先生方は今中学で約三万人、高等学校で二万人いらっしゃいます。五万人の先生方がすべてそういう意味での発音指導その他が、日本人であるがゆえの問題がございますけれども、十分であるかどうかについては必ずしも十分でない。この二つの問題があろうかと思うわけでございます。

そういう点で、教育課程の中身の問題でもございますが、先生方の問題として考えますならば、ひとつネイティブスピーカーをたくさん外国から招致して、その面での指導を充実させたいということで、現在、アメリカ及びイギリスから若干の先生方に来ていただいておりますが、来年度からは、地方交付税の財政措置によりましてこれを飛躍的に多くしたいというふうなことで、今関係当局等といろいろ折衝をし、教育委員会等ともその数についての調整をしておるわけでございます。そういう意味で、先生の面でのネイティブスピーカーの指導の充実については施策をより前進させてまいりたい、こういうふうに考えております。

○政府委員（阿部充夫君）　大学入試における語学力の問題でございますけれども、これにつきましては、先般の臨教審の第二次答申におきましても、読む、書くばかりじゃなくて、聞く、話すというような分野についての多面な能力の評価をやるべきだという御指摘もいただいておるわけでございます。

現在、私どもが承知しておりますところでは、昭和六十年度の入試の場合に、国立においては三十大学三十五学部。公立は七大学十学部。私学の

（四）

ア　第104国会　衆議院本会議会議録（抄）　61．5．13　玉置一弥（民）

玉置一弥君

次に、教育改革の問題についてお尋ねをいたします。

去る四月二十三日、臨時教育審議会は、二十一世紀へ向けての我が国教育のあり方を示した基本答申とも言うべき性格の第二次答申を総理に提出いたしました。今回の答申の大きな特徴は、生涯学習体系への移行を全体を貫く大きな柱として据えたことであります。もとより人間は、人間として生まれ、常に学び、向上していくべきであり、人間の評価は、学歴ではなく、学習の成果によって行われるべきであります。そのためには、だれでも、いつでも、学びたいときに学ぶことのできる条件整備を進めなければなりません。総理は、現在の学校中心の教育体系を、どのような手順で生涯教育体系に改めていこうとされるのか、お伺いいたします。

○内閣総理大臣（中曽根康弘君）

大学入試の改革問題につきましては、全くお示しのとおり、やはり受験生の個性、能力、適性を多面的に判断をする個性を生かしたそういう方法で行うべきであると思います。第一次答申を受けまして、新しいテストもこのような方法で今構想されております。お示しのように、偏差値とか輪切りをやめさせるということ、マークシート方式の試験方法を改善すること、さらに複数の受験の機会をつくるということ、受験を非常に多様化するということ、自由選択の幅を広げるということ、こういうような点で、受験生の立場も十分考えた試験制度に改革されなければならない、その点を私たちは推進したいと思います。

帰国子女の受け入れにつきましても、今までいろいろ改革を行ってまいりましたが、今後もさらに、臨教審の答申等を受け継ぎまして、積極的に努力してまいる所存でございます。

残余の答弁は関係大臣からいたします。（拍手）

イ　第107国会　参議院内閣委員会会議録（抄）　61.10.28　野田　哲（社）

○野田哲君　文部省見えておりますか。――文部省で扱っている手続の書類で「昭和六十二年度大学入学者選抜共通一次学力試験志願票」、こういう書式がありますね。これを見ると、「注意事項で記載の例として、「西暦で記入してはいけない。」と、わざわざ念を押した書式があるわけでありますが、この書式は、これは今述べられた元号法制定のときの総務長官の談話の趣旨と全く反した内容になっていると思うんですが、いかがですか。

○説明員（佐藤禎一君）　ただいま御指摘をいただきましたように、大学入試センターがつくっております共通第一次学力試験の志願票、これにつきましては、先ほど来出てまいりましたような統一的な事務処理という観点から、生年月日と、それから高等学校の卒業年度ないしは卒業見込み年度の記入は元号を使用して記入していただくよう、そういう様式になっているわけでございます。

その趣旨は、先生御承知のように、共通第一次試験の受験者の数が三十数万人という大変多くの数になりますので、混乱なく円滑に実施をしたい、そういう趣旨からそういった取り扱いにしているわけでございますが、実際問題といたしまして、毎年西暦によって記入をしてこられる志願者もいらっしゃいまして、これは入試センターの方では遺漏なく受理をいたします。ただし、その後のコンピューターの事務処理、そういった都合がございますので、入試センターの方でその年号を元号の年号に換算、記入をいたしまして処理をさしていただいている、そういう実態にあるわけでございます。

○野田哲君　だから、本人の選択を尊重するということであれば、西暦で届けられたものは、受理した方が事務処理上それを昭和何年ということに事務処理だけ変更していくということで受理をすればいいんであって、注意書きのところに「西暦で記入してはいけない。」と、こういう注意書きをした文書の形式をつくっているということは、これは元号法制定のときの政府の声明の趣旨に合致していないんじゃないですか。現に事務処理として、西暦で書かれた場合には、受理した方で、事務処理上元号の年代に直して事務処理をやっていろということであればそうすればいいんであって、何も西暦で記入してはいけないという注意書きをわざわざ印刷して掲示をつくっておく必要はないんじゃないですか。その点はどうなんですか。

○説明員（佐藤禎一君）　先ほど申しましたように、この共通第一次学力試験の処理と申しますか、大変たくさんの数でございますので、入試センターとしてはこれは遺漏なく円滑に、その後、個々の個人のことにかかわりますので、間違いのないように実施をするということから、この点につきましてもできる限り統一的な事務処理をしたいということを強く協力の御要求をするという趣旨であろうかと思います。

ただ、先生御指摘のように、その場合にこの記入の注意書きの仕方につきましては、多少今後私ども御趣旨を踏まえて検討させる必要があるのではないか、かように考えております。

8　国会における大学入試に関する質疑

ア	第104国会	衆議院本会議会議録	(抄)	61.5.13　玉置一弥(民)
イ	第107国会	参議院内閣委員会会議録	(抄)	61.10.28　野田　哲(社)
ウ	第107国会	参議院文教委員会会議録	(抄)	61.11.25　山本正和(社)
エ	第107国会	参議院文教委員会会議録	(抄)	61.11.25　勝木健司(民)
オ	第107国会	衆議院文教委員会会議録	(抄)	61.11.28　林　保夫(民)
カ	第107国会	衆議院文教委員会会議録	(抄)	61.11.28　石井郁子(共)
キ	第107国会	衆議院文教委員会会議録	(抄)	61.12.10　鍛治　清(公)
ク	第107国会	参議院文教委員会会議録	(抄)	61.12.11　粕谷照美(社)
ケ	第107国会	衆議院文教委員会会議録	(抄)	61.12.12　北橋健治(民)
コ	第107国会	衆議院文教委員会会議録	(抄)	61.12.12　山原健二郎(共)
サ	第108国会	衆議院文教委員会会議録	(抄)	62.3.25　逢沢一郎(自)
シ	第108国会	衆議院文教委員会会議録	(抄)	62.3.25　佐藤徳雄(社)
ス	第108国会	衆議院文教委員会会議録	(抄)	62.3.25　鍛治　清(公)
セ	第108国会	参議院文教委員会会議録	(抄)	62.3.26　久保　亘(社)
ソ	第108国会	衆議院予算委員会会議録	(抄)	62.3.30　池田克也(公)
タ	第108国会	参議院予算委員会会議録	(抄)	62.5.7　粕谷照美(社)
チ	第108国会	参議院予算委員会会議録	(抄)	62.5.8　林田悠紀夫(自)
ツ	第108国会	参議院予算委員会会議録	(抄)	62.5.15　髙桑栄松(公)
テ	第108国会	参議院予算委員会会議録	(抄)	62.5.20　三治重信(民)
ト	第108国会	参議院文教委員会会議録	(抄)	62.5.21　粕谷照美(社)
ナ	第108国会	参議院文教委員会会議録	(抄)	62.5.21　田沢智春(自)
ニ	第108国会	参議院文教委員会会議録	(抄)	62.5.22　有馬重武(公)
ヌ	第108国会	参議院文教委員会会議録	(抄)	62.5.22　沢藤礼次郎(社)

9　大学入試に関する新聞論調等一覧

61.4.5	朝　日	(社説)	視野狭い国立大学の入試いじり
4.5	読　売	(社説)	複数受験は入試改革の第一歩
4.5	毎　日	(社説)	国立受験の機会は増えたが
4.5	日　経	(社説)	「東大と京大が受験できる」意味
4.5	サンケイ	(社説)	国立大入試・次は中味の改革急げ
4.5	東　京	(社説)	国立大の“分割入試”は柔軟に
4.17	朝　日	(社説)	国立大学に望む
4.17	毎　日	(社説)	国立大教授も発想の転換を
4.18	サンケイ	(正論)	入試改革と教育の国際化
4.22	読　売	(社説)	大学入試の改革に望むこと
4.22	東　京	(社説)	“見切り発車”的な新テスト案
4.23	毎　日	(社説)	新しい大学入試に望む
4.23	日　経	(社説)	国公私立大学入試改革の方向
5.9	朝　日	(社説)	入試改革と大学人の責任
5.9	毎　日	(社説)	改めて国立大に注文する
5.9	読　売	(社説)	グループ分けは決まったけれど
5.9	東　京	(社説)	目覚めてほしい国立大学
5.10	サンケイ	(社説)	国立大入試・新しい芽を伸ばそう
5.15	朝　日	(論壇)	国立大入試分離は延期せよ
6.3	読　売	(起点)	国立大学の入試改革
7.24	毎　日	(社説)	共通1次と同じではないか
7.25	日　経	(社説)	支持できる大学入試改革の方向
8.19	読　売	(社説)	変わる国公立大入試に向けて
8.19	サンケイ	(主張)	国大入試・受験生の立場も考えよ
8.20	日　経	(社説)	国公立大入試の新傾向
11.25	東　京	(社説)	新テストの実施は延期が当然

12.2　毎　日　（社説）　共通１次の改革と新テスト

12.3　朝　日　（社説）　新テストへの疑問と不安

12.13　サンケイ　（正論）　大学入試センターの改革を・人間の「基礎基本」を重視して

62.1.24　サンケイ　（主張）　受験戦争解決を忘れるな

2.7　毎　日　（社説）　納得できぬ大量の「足切り」

2.8　東　京　（社説）　「知高考低」を直したい

2.14　東　京　（社説）　やはり二段階選抜はおかしい

2.15　読　売　（社説）　「足切り」緩和に十分努力したか

2.22　朝　日　（社説）　カネ食いすぎる大学進学

2.25　朝　日　（社説）　もっと受験生を大事にせよ

2.25　サンケイ　（主張）　国立大入試・足切りは大学の怠慢だ

3.3　サンケイ　（主張）　国立大入試・混乱起こした根本原因

3.3　東　京　（社説）　入る人、出る人、学ぶこと

3.8　毎　日　（社説）　大学入試改革に欠けた視点

3.8　読　売　（社説）　様変わり入試が残した課題

3.9　日　経　（社説）　きめ細かな入試改善を

3.9　東　京　（社説）　大学入試改革の見直しを急げ

3.27　朝　日　（社説）　間違いだった大学入試改革

3.27　読　売　（社説）　大学評価のモノサシを豊かに

3.27　東　京　（社説）　「入試自由化」の芽を摘むな

3.29　サンケイ　（主張）　受験生の気持ちも考えよ

大学入試センター年報（昭和61年度）

発行日　昭和63年3月

発　行　大学入試センター（管理部庶務課）

（〒153）東京都目黒区駒場2丁目19－23

電　話　03（468）3311